

【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第3号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年9月29日
【中間会計期間】	2026年度中 (自 2026年1月1日 至 2026年6月30日)
【会社名】	フランス相互信用連合銀行 (B F C M) (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)
【代表者の役職氏名】	最高経営責任者 (Chief Executive Officer) エリック・シャルペンティエール (Éric Charpentier)
【本店の所在の場所】	フランス、ストラスブール67000、リュ・フレデリック - ギヨーム・ライフアイゼン4 (4 rue Frédéric-Guillaume Raiffeisen - 67000 Strasbourg, France)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 犬 島 伸 能
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【事務連絡者氏名】	弁護士 早 瀬 雄 大 弁護士 丹 羽 智 也
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー 長島・大野・常松法律事務所
【電話番号】	03-6889-7000
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

注

1. 本書に別段の記載がある場合を除き、本書における「ユーロ」及び「EUR」とは、フランス共和国を含む特定の欧州連合加盟国の法定通貨を意味する。株式会社三菱UFJ銀行が提示した2026年8月17日現在の対顧客電信直物売買相場の仲値は1ユーロ＝184.23円であった。本書において記載されているユーロ金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。
2. 本書の表の計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。
3. 将来予測に関する記述
本書に含まれる記載は、将来予測に関する記述を含んでいる。「信じている」、「意図している」、「予想している」、「考えている」、「見積もっている」、「予測している」、「～の可能性がある」、「計画している」、「～であろう」、「企図している」、「期待している」、「目的としている」、「将来」及び「～に違いない」といった用語並びに類似の表現は、見通しの記載を明確にすることを意図しており、これらの記載は将来の事象に関する当半期末現在の当行の予想及び仮定に基づくものである。
これらの記載は実際の結果がかかる記載において明示又は黙示されたものと異なることとなるようなリスク、不確実性その他の要因を伴うものである。
4. 本書において以下の表現は、文脈上別の解釈を必要とする場合を除き、以下に記載する意味を有する。

定義

「当行」、「発行会社」又は「BFCM」とは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（Crédit Mutuel Alliance Fédérale）内の持株会社であるフランス相互信用連合銀行（B F C M）（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）のことである。

「BFCMグループ」とは、BFCM及びその子会社を意味する。2026年6月30日現在、BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の持株会社である。

「クレディ・ミュチュエル・グループ」とは、ネットワークの統括機関であるコンフェデラシオン・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル（Confédération Nationale du Crédit Mutuel）（CNCM）の下に参集しているクレディ・ミュチュエル・アグリコル・エ・ルーラル（Crédit Mutuel Agricole et Rural）の連合体及び18の地域連合体からなる4つの地域グループである。「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」はその中でも最も重要なグループである。

「クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル」（旧「クレディ・ミュチュエル・CM11グループ」）とは、BFCMの連結範囲並びにクレディ・ミュチュエルの地元共同銀行、クレディ・ミュチュエルの14の連合体及びケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Fédérale de Crédit Mutuel）で構成される相互銀行部門のことを意味する。クレディ・ミュチュエルの14の連合体とは、クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ（Crédit Mutuel Centre Est Europe）、クレディ・ミュチュエル・シュデスト（Crédit Mutuel Sud-Est）、クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス（Crédit Mutuel Île-de-France）、クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン（Crédit Mutuel Savoie-Mont Blanc）、クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック（Crédit Mutuel Midi-Atlantique）、クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト（Crédit Mutuel Loire-Atlantique et Centre Ouest）、クレディ・ミュチュエル・デュ・サントル（Crédit Mutuel du Centre）、クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ（Crédit Mutuel Normandie）、クレディ・ミュチュエル・ドフィネ・ヴィヴァレ（Crédit Mutuel Dauphiné-Vivarais）、クレディ・ミュチュエル・メディテラネ（Crédit Mutuel Méditerranéen）、クレディ・ミュチュエル・アンジュー（Crédit Mutuel Anjou）、クレディ・ミュチュエル・マッシフ・セントラル（Crédit Mutuel Massif Central）、クレディ・ミュチュエル・アンティエ・ユ・ギューイアンヌ（Crédit Mutuel Antilles-Guyane）及びクレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ（Crédit Mutuel Nord Europe）をいう。

「CFCM」とは、フランス、ストラスブールのケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルを意味し、BFCMの91.54%を所有する。

「FCM」とは、フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル（Fédération du Crédit Mutuel）を意味する。FCMは連合体内の全てのCCMが加盟を義務づけられている団体であり、連合体の主要な方針及び戦略を決定する方針決定組織であり、またCCMの代表及び支配を体系化するものである。

「CIC」とは、BFCMの子会社である、クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル（Crédit Industriel et Commercial）を意味する。

「CCM」とは、ケス・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisses de Crédit Mutuel）を意味する。

「CRCM」とは、ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル（Caisse Régionale de Crédit Mutuel）を意味する。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

2026年6月29日提出のBFCMの有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）の「第一部 企業情報 / 第1 本国における法制等の概要」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

以下は経営成績の概要であり、「第一部 企業情報 / 第6 経理の状況 / 1 中間財務書類」に記載の当行の中間連結財務情報と併せて参照すべきものである。

BFCMグループ（連結ベース）

資産 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2026年 6月30日	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
現金及び中央銀行への預け金	74,868	75,012	89,527	73,812	86,190
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	47,700	41,077	40,318	36,975	39,653
その他の包括利 益を通じて公正 価値で測定する 金融資産	57,614	46,814	40,731	46,536	44,421
償却原価で測定 する金融機関等 への貸出金及び 債権	64,439	61,836	62,355	62,360	61,897
償却原価で測定 する顧客への貸 出金及び債権	382,203	343,888	337,790	352,115	342,285
未収還付税	800	780	949	1,214	1,002
繰延税金資産	881	858	914	787	1,005
経過勘定及び その他の資産	8,557	7,077	9,642	9,055	8,682
資産合計	803,916	732,747	728,428	741,473	734,840

負債及び株主資本 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2026年 6月30日	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
中央銀行からの 預り金	9	15	31	12	18
純損益を通じて 公正価値で測定 する金融負債	33,548	26,847	24,964	21,686	26,643
償却原価で測定 する金融機関等 に対する債務	55,952	50,404	48,730	43,477	46,031
償却原価で測定 する顧客に対す る債務	313,941	287,627	290,913	295,688	295,099
償却原価で測定 する負債証券	175,389	158,853	161,008	162,398	163,710
未払税金	460	425	452	375	450
繰延税金負債	674	478	452	610	481
未払勘定及びそ の他の負債	12,656	12,010	16,747	14,734	12,671
発行済保険契約 負債	142,304	129,868	121,374	134,530	125,190
引当金	2,953	3,285	2,743	3,063	2,918
償却原価で測定 する劣後債	12,787	13,593	12,675	13,357	13,180
株主資本合計	50,477	46,698	43,732	48,825	45,203
負債及び株主資 本合計	803,916	732,747	728,428	741,473	734,840

(注)

2024年12月31日現在において、以下の再分類が行われている。

- CICのロンドンの拠点において計上された、財政状態計算書上「償却原価で測定する負債証券」から「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」へ2,030百万ポンド(2,448百万ユーロ)の再分類
- 「発行済保険契約-負債」から「引当金」へ5百万ユーロの再分類

損益計算書 - IFRS

(単位： 百万ユーロ)	2026年 6月30日	2025年 6月30日	2024年 6月30日	2025年 12月31日	2024年 12月31日
純収益	7,401	6,549	6,178	13,137	12,370
営業総利益 / (損失)	3,540	3,144	2,970	6,508	6,103
営業利益	2,436	2,363	2,171	4,823	4,296
税引前利益 / (損失)	2,475	2,402	2,210	4,811	4,338
法人税	-685	-764	-496	-1,351	-926
当期純利益	1,789	1,638	1,714	3,461	3,412
当期純利益 - 非支配持分	201	191	189	401	397
グループに帰属する当期純利益	1,588	1,447	1,524	3,060	3,015

2【事業の内容】

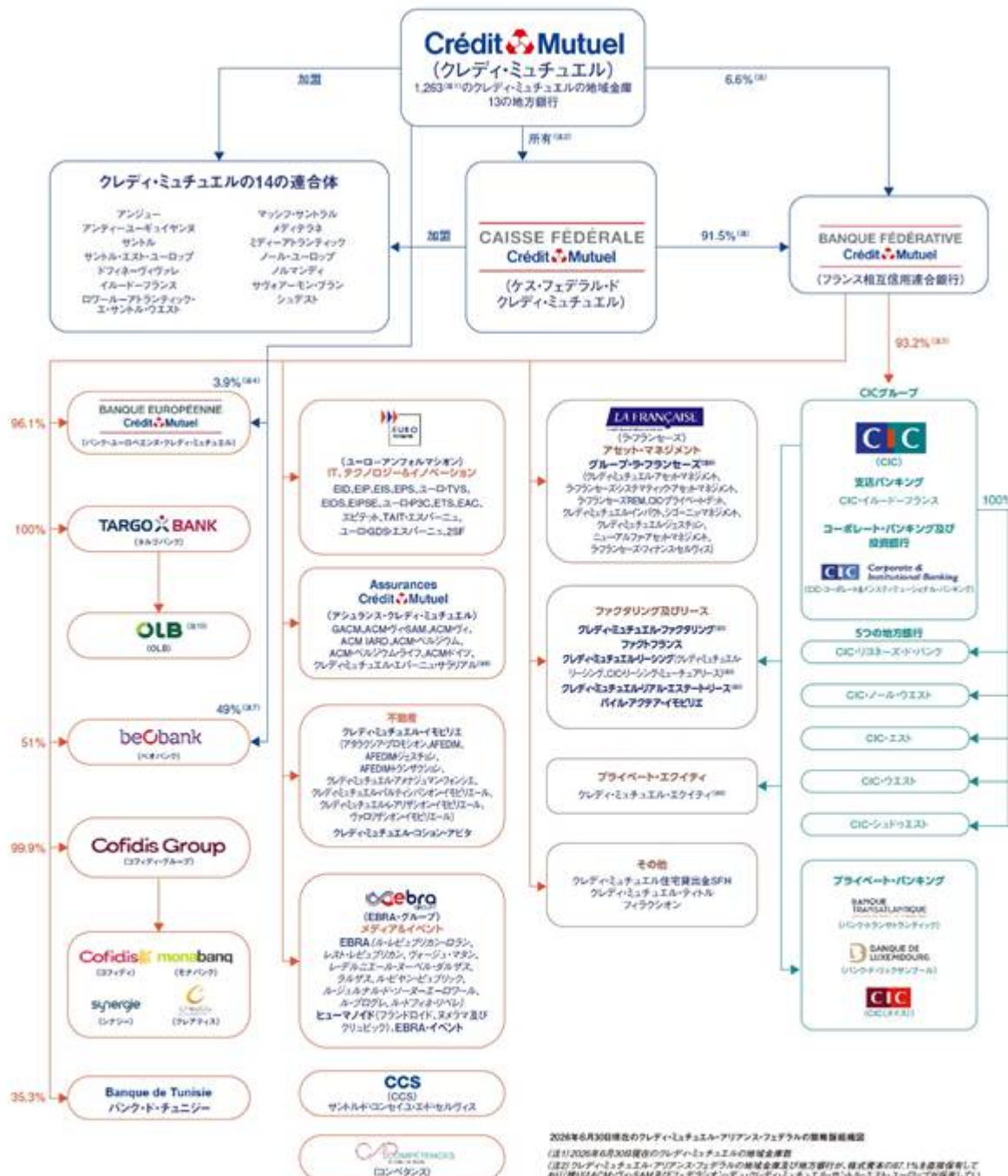
有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第2 企業の概況 / 3 事業の内容」に記載されている内容については、以下に記載の事項を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

1.1 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織は、協同組合銀行としての地位と、顧客及び会員に最も近い地域での立ち位置を反映している。

地域に根ざしたネットワークは、地域、地方、国の各段階において、従業員及び選出された構成員の関与をより一層高めることで、顧客及び構成員の利益に最もかなう、高度な対応力と支援体制を実現している。これにより、意思決定の経路の短縮、リスクの適切な分散、品質管理が可能となる。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの各階層は、補完性の原則に従って運営されている。すなわち、構成員に最も近いレベルにある地域金庫が真の地域密着型の担い手として機能し、その他のレベルは、地域金庫だけでは担うことのできない任務を遂行する。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの簡略版組織図



Fondation
Crédit Mutuel

フランス財団のもとに設置されたクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル財団は、2021年3月以降、地域社会における道徳と環境保全という2つの重点分野で、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの全ネットワーク、子会社、従業員及び選出された代表者を、結集を挙げたメセタ活動のもとに結集している。

2026年6月30日現在のフレディ・マック・チェル・アライアンス・フェデラルの財務諸表概要

[illegible]

1.2 2026年度上半期の事象

2026年 1月

OLBの買収完了及びドイツにおける事業拡大

2026年 1月 2日、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、BFCM傘下の持株会社タルゴ・ドイツ・GmbH (TARGO Deutschland GmbH) を通じて、オルデンプルクランデスバンク (Oldenburgische Landesbank) (OLB) の全株式を取得した。

この大規模な取引は、2024-2027年度戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」と完全に整合するものである。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、欧州、特に同グループにとって第2の国内市場であるドイツにおいて、バンカシュアランス・モデルを展開する方針である。

タルゴバンク (TARGOBANK) は、ドイツにおける民間資本系銀行として第10位の規模となり、タルゴバンク、OLB、バンクハウス・ニールマイヤー (Bankhaus Neelmeier) の各ブランドのもと、400超の支店ネットワークを通じて480万人の顧客にサービスを提供し、資産合計は810億ユーロ (2025年末時点の合算数値) に達している。

本買収に伴うガバナンス変更により、タルゴバンクの親会社であるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの戦略と整合性を保ちながら、両行の戦略の最適なすり合わせが図られている。

タルゴバンクの専属保険会社であるACMドイツ

2025年 7月にドイツ連邦金融監督庁 (BaFin) の承認を受けた後、アシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル (Assurances du Crédit Mutuel) のドイツ子会社であるACMドイツは、2026年 1月 1日よりタルゴバンクの専属保険会社となった。

法人顧客向けの新ブランド「CIC CIB」の展開

コーポレート市場における事業拡大方針の一環として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、法人向け銀行業務及び資本市場業務におけるグループのあらゆる専門性を結集した新ブランド「CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキング」を立ち上げた。

CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキングは、チーム、ノウハウ、専門知識を単一ブランドの下で集約することで、フランス及び海外子会社における法人向け銀行業務、資本市場、アセットサービスの各分野での提案力・提供力を強化する。

2026年 2月

電子請求分野で認定プラットフォームの資格を取得

クレディ・ミュチュエル及びCICの銀行ネットワークに共通する技術プラットフォームであるユーロ・アンフォルマシオン (Euro-Information) は、技術的留保事項の解消段階を首尾よく完了し、フランス公共財政総局 (DGFiP) から認定プラットフォームの資格を取得した。

これにより、クレディ・ミュチュエル及びCICの両ネットワークは、事業者顧客及び企業顧客に対し、このプラットフォームを基盤とする、安全で安定的な電子請求ソリューション「HBS e-invoicing」を提供できるようになった。同ソリューションは、両銀行ネットワークのオンラインバンキングアプリに完全に統合されている。

エリオ・ソリューションズ (Hellio Solutions) のフランス事業買収に向けた独占交渉を開始

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、自社の成長を加速させるとともに、全ての顧客に一貫したサービスを提供することを目的として、フランスのエネルギー管理分野の主要企業であるエリオ・ソリューションズのフランス事業の買収に向け、同社との独占交渉に入った。このプロジェクトは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」に基づくもので、2027年までに100,000名の顧客による住宅の省エネ改修を支援することを目標としている。

2026年 3月

コフィディの欧州戦略を体現する新たなブランド・アイデンティティ

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの子会社であるコフィディ・グループは、主力ブランドの新ロゴを発表した。フランスで開始され、コフィディが展開する9カ国で順次導入されているこの新たなブランド・アイデンティティは、成長と変革に向けた戦略的なフェーズを支えるものであ

る。これは、持続的な成果、優れた顧客関係、及び責任を基盤とする同社のポジションを、明確に体现している。

2026年6月

コーポレート・ガバナンスの変更

ケス・フェデラル・デュ・クレディ・ミュチュエルの取締役会は、ダニエル・バール会長の推薦に基づき、エリック・プティガンの後任としてクロード・ケストネールを最高経営責任者（CEO）に任命した。アンヌ・ソフィー・ヴァン・フーヴは引き続き最高執行責任者（COO）を務める。

3【関係会社の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第2 企業の概況 / 4 関係会社の状況」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中において本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

BFCMの親会社

2026年6月30日現在、BFCMは、以下の親会社を有している。親会社の詳細は、以下のとおりである。
2026年6月30日現在

親会社の名称	設立場所及び事業場所	資本金 (千ユーロ)	主要な事業の内容	親会社が保有するBFCMにおける議決権の割合 (%)	BFCMとの関係
CFCM	ストラスブール、フランス	5,458,531	銀行業	91.54	ダニエル・パール氏が取締役会会長を務める
ケス・ロカル・ド・クレディ・ミュチュエル FCM CEE、FCM SE、FCM IdF、FCM SMB、FCM MA、FCM C、FCM DV、FCM LACO、FCM M、FCM N、FCM A、FCM AG、FCM MC、FCM NEのメンバー	サントル・エスト・ユーロップ、シュデスト、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディアトランティック、サントル、ドフィネ・ヴィヴァレ、ロワール・アトランティック・サントル・ウエスト、メディテラネ、ノルマンディ、アンジュー、アンティ・ユ・ギューヤンヌ、マッシフ・サントラル及びノール・ユーロップ、フランス	-	リテール・バンキング	0.22	クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・ド・クレディ・ミュチュエル・シュデスト	シュデスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.19	ジェラルール・コルモルシュ氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
フェデラシオン・ドゥ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ	サントル・エスト、フランス	-	銀行業	0.00	ダニエル・パール氏が取締役会会長を務める

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・イル・ド・フランス	イル・ド・フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.48	ルネ・カレル氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サヴォワ・モン・ブラン	サヴォワ・モン・ブラン、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	ジャン・ルイ・メートル氏が会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ミディ・アトランティック	ミディ・アトランティック、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.08	ニコラ・アペール氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト	ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	2.19	アラン・ボイ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・メーヌ・アンジュー・エ・バス・ノルマンディ	メーヌ・アンジュー・バス・ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	1.37	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している ファブリス・シコ氏がCEOを務める
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・サントル	サントル、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.92	ダミエン・リーヴェンス氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ノルマンディ	ノルマンディ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.37	フィリップ・ガリエンヌ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンジュー	アンジュー、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.53	フィリップ・タフロー氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・アンティーユ・ギウイヤヌ	アンティーユ・ギウイヤヌ	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.01	バトリック・オッシュュ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・メディテラネ	メディテラネ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.23	ベルナール・ダルビエ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する

ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ドフィネ・ヴィヴァレ	ドフィネ・ヴィヴァレ、ヴァランス、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.02	ティエリー・ルブレ氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ	ノール、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	1.33	ルク・ワイナン氏が取締役会会長を務める 2022年1月1日からクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・レジオナル・クレディ・ミュチュエル・マッシフ・サントラル	サントル、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.00	フレデリック・ランション氏が取締役会会長を務める クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに属する
ケス・フェデラル・クレディ・ミュチュエル・オセアン	シュド・ブルターニュ、フランス	変動資本を有する共同組合	銀行業	0.52	BFCMと当該親会社はIT及び保険契約を締結している マルティヌ・ガイユ氏が取締役会会長を務める

BFCMの子会社

2025年12月31日現在、BFCMは以下の子会社を有している。主要な子会社の詳細は、以下のとおりである。

2025年12月31日現在

子会社の名称	設立場所及び事業場所	資本金 (千ユーロ) (2024年12月31日)	主要な事業の内容	BFCMが保有する子会社における議決権の割合 (%)	BFCMとの関係
1) 子会社 (50%超を保有)					
クレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH (旧CM-CIC・カバード・ボンド)、SA	パリ、フランス	220,000	銀行ネットワーク事業	100.00	リファイナンスを行う特別目的事業体 A. サード氏が会長及びBFCM取締役会メンバーを務める
SIM (ソシエテ・ダンベスティスマン・メディア) (旧EBRA)、SAS	ウードモン、フランス	542,267	IT、ロジスティクス及び持株会社向けサービス業	100.00	新聞社及びその子会社の経営権を有する持株会社
クレディ・ミュチュエル・イモビリエ (旧アタラクシア)、SAS	オルヴォー、フランス	51,760	不動産業	100.00	BFCMが会長を務める代表はF. デショッド氏
バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル (BECM, SAS)	ストラスブール、フランス	134,049	銀行ネットワーク事業	96.08	N. ターシス氏 (執行委員会会長) が代表を務める (BFCMはBECMの株式の96.1%を保有している)。

クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル、SA	パリ、フランス	612,000	銀行ネットワーク事業	93.74	D.バール氏が会長を務める エリック・シャルペンティエール氏が最高経営責任者を務める
コフィディ・グループ(旧コフィディ・パルティシパシオン)、SA	ヴィルヌーヴ・ダスク、フランス	112,658	金融サービス業	99.99	コフィディ・グループの子会社を通して展開される消費者金融、支払ソリューション、借入金償還及び銀行業 D.バール氏が会長を、A.サーダ氏が副会長を務める
ファクトフランスSAS	パリ、フランス	507,452	ファクタリング事業	100.00	ゼネラル・エレクトリックから買収したフランスにおけるファクタリング事業
タルゴバンク・ドイチュラント・GmbH	デュッセルドルフ、ドイツ	625,526	銀行ネットワーク事業	100.00	タルゴ・ドイチュラント・GmbHの全株式をCM・アクイジション・GmbHから取得した D.バール氏及びA.サーダ氏が取締役会メンバーを務める
ミュチュエル・アンヴェステイスマン・SA	ストラスブール、フランス	930,000	持株会社	90.00	BFCMと共にCICの株式を保有している
CM・コション・アビタ・SA	ストラスブール、フランス	310,037	銀行ネットワーク事業	100.00	リファイナンスを行う特別目的事業体
グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル、SA	ストラスブール、フランス	1,241,000	保険会社	49.62	GACMの子会社を通して展開される保険事業 BFCMは監事会のメンバーであり、A.サーダ氏がその代表を務める。 D.バール氏は監事会監事である
ベオバンク	ブリュッセル、ベルギー	333,782	銀行ネットワーク事業	51.00	クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ及びその子会社の買収に伴うもの
ノール・ユーロップ・リース(アクテア・イモビリエ・リース)	リール、フランス	35,091	不動産リース	100.00	クレディ・ミュチュエル・ノール・ユーロップ及びその子会社の買収に伴うもの

ラ・フランセーズ・グループ、SAS	パリ、フランス	83,627	アセット・マネジメント	60.05	ラ・フランセーズ・グループは、BFCMのアセット・マネジメント専門センターである。2024年5月以来の持株会社体制で、マルチスペシャリスト・モデルのもと、8社の第三者資産運用会社の資本を保有している。
ペイサーフ	ストラスブール、フランス	32,000	金融サービス業	51.00	ペイサーフは、ブルーデンス規制・破綻処理庁（ACPR）から第三者からの資金の収集を代行する支払機関として認可を受けた支払機関である。
2) 関連会社（10%から50%を保有）					
環境・連帯革新ファンド（Fonds Révolution Environnementale et Solidaire）	パリ、フランス	769,354	環境負荷に配慮したサステナブル・ファンド	34.13	環境・連帯革新ファンドはBFCMとGACMが保有している。
CM・リアル・エステート・リース・SA	パリ、フランス	64,399	銀行ネットワーク事業子会社	45.94	不動産リース事業にかかわる
バンク・ド・チュニジー	チュニス、チュニジア	270,000 （千チュニジア・ディナール）	銀行ネットワーク事業	35.33	A.サーダ氏が取締役会メンバーを務める

BFCMは、2026年6月30日に終了した年度におけるBFCMの連結総収益（連結消去後）の10%超を占めた子会社（GACM、CICグループ、タルゴバンク・グループ及びコフィディ・グループ）を有している。

4【従業員の状況】

(1) BFCMグループの状況（連結ベース）

2026年 6 月30日現在

事業分野	従業員数（名）
リテール・バンキング	30,031
保険	3,782
コーポレート・バンキング及び資本市場	1,904
アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング	3,290
プライベート・エクイティ	180
テクノロジー、ロジスティクス及びメディア	9,993

（注）上記の数は当期末における従業員の総数である。

(2) BFCMの状況（非連結ベース）

2026年 6 月30日現在

従業員数（注）
101名

（注）上記の数は当半期末における従業員の総数である。

(3) 労働組合との関係

2026年 6 月30日に終了した最近の 1 事業年度の間に、BFCMの連結範囲の従業員数に著しい増減はなかった。BFCMの連結範囲においては、従業員又は労働組合との間に特記すべき事項はない。

第3【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第3 事業の状況 / 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載されている内容については、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2【事業等のリスク】

以下に記載のあるリスク要因は、BFCMより発行されるサムライ債への投資についてのBFCMの考える主要なリスクであるが、本社債の元利金又は本社債に関する元利金はその他の理由で支払不能になることがある。BFCMは、以下の記載が本社債の保有に関するリスクを完全に網羅しているとは表明していない。

本社債の購入を検討している投資家は自身の財政状況及び投資目的、本書に記載のある全ての情報並びに特に以下に記載のリスク要因を踏まえ慎重に検討した上で投資の判断をするべきである。

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の子会社である。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、相互銀行グループであり、クレディ・ミュチュエルの14連合体（サントル・エスト・ユーロップ、シュDEST、イル・ド・フランス、サヴォワ・モン・ブラン、ミディ・アトランティック、ロワール・アトランティック・エ・サントル・ウエスト、サントル、ノルマンディ、ドフィネ・ヴィヴァレ、メディテラネ、アンジュー、マッシフ・サントラル、アンティエユ・ギューヤンヌ及びノール・ユーロップ）のメンバーであるクレディ・ミュチュエルの地域金庫が含まれている。

BFCMグループ全体は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルに含まれている。同様に、BFCMグループは事実上、クレディ・ミュチュエルの14連合体が負担するリスクを含むクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが負担するリスクと同じリスクに晒されている。

リスク要因（EU OVA）

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、クレディ・ミュチュエルの銀行、連合体及びCFCMで構成される「規制関連範囲」並びにBFCM及びその全ての子会社で構成される「BFCMの連結範囲」が含まれる。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのリテール・バンキング、保険、コーポレート・バンキング、資本市場、プライベート・バンキング及びプライベート・エクイティ業務に関連する多くのリスクに晒されている。グループは、その業務に関連するリスクを特定し、測定するためのプロセスを設定している。このプロセスにより、グループは、少なくとも年に1回は最も重大なリスク・マップを作成することができる。リスク・マッピングは、グループの取締役会による承認を得るために提出される。

下記は、グループのリスクに重大な影響を与え得る主な要因である。主要なリスクは、各カテゴリー内の冒頭に記載されている。

1．グループの銀行業務及び保険業務に関するリスク

1.1 信用リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルにより、その主要なリスクは信用リスクである。総エクスポージャー（オン・バランスシート、オフ・バランスシート、デリバティブ及びレポ取引）は、そのほぼ全てが信用リスクに晒されており、その金額は2025年12月31日現在約9,330億ユーロである。

カウンターパーティーの種類別のエクスポージャーの詳細については、有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第5 提出会社の状況 / 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 / (1) コーポレート・ガバナンスの概要 / コーポレート・ガバナンスの状況 / 2.8.3.5 条件変更されたエクスポージャー（EU CRB-d）」の「表32：正常及び不良エクスポージャー並びに関連する引当金（EU CR1）」及び「表28：非金融企業（業界別）に付与された貸出金及び前渡金の信用度（EU CQ5）」を参照のこと。

そのエクスポージャー構造が要因となり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは経済環境の悪化の影響を強く受けやすい。したがって、経済情勢が予想以上に急激に悪化した場合、グループの信用リスク・エクスポージャーに以下に記載する4種類の重大な影響を及ぼす可能性がある。

- a. 2020年以降、一連の危機（新型コロナウイルス、ロシア・ウクライナ間の紛争、エネルギー危機、気候危機、フランスにおける政治危機）により、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが主要市場とする2つの市場であるフランスとドイツでは、企業の債務不履行が急増している。危機の拡大により、カウンターパーティーによる契約上の義務の不履行に関連した**債務不履行が増加する可能性があり、この場合、損益計算書における引当金の大幅な増加が必要となる**。その結果、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの不良債権及び係争債権の比率は、2026年6月30日現在3.3%で、2025年12月31日から変化はなかった。貸出金総残高（オルデンブルクランドスバンク(OLB)を連結対象としたことに伴うテクニカルな影響を調整した後）に対する顧客リスク費用は、2026年6月30日現在、39ペーシスポイントであった（2025年度末は33ペーシスポイント）。グループは、正常貸出金及び不良債権の引当金のバッファとして、2026年6月30日現在121億ユーロ（2025年度末は115億ユーロ、2024年度末は111億ユーロ）を計上しているが、十分ではない可能性がある。
- b. 住宅用不動産貸出金は主にフランス国内におけるものであり、顧客貸出金残高（純額）の50%を占め、2026年6月30日現在2,830億ユーロ（2025年12月31日現在2,680億ユーロ）であった。断熱性能の低い住宅に関する規制の発効と気候リスクの増大（洪水の頻発等）を背景に、担保として差し入れられた資産の価値が悪影響を受け、返済困難時に貸出金の元本及び利息の額をカバーするには小さすぎる可能性があり、その場合、多額の追加引当金が必要となる。フランスのネットワークにおける住宅ローンのリスク費用は、2026年6月30日現在0.04%（2025年度は0.02%）であり、過去の危機時には0.10%に達したこともある。
- c. **グループの最大顧客の1つ又はそれ以上が債務不履行に陥った場合、グループの収益性が低下する可能性がある**。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、主にフランスにおいて、特定の国家、取引銀行又は大企業グループに対して比較的高い単一のエクスポージャーを有しており、これらの一部は公的機関が実施する支援策（すなわち、政府保証融資）から恩恵を受けている。これらのカウンターパーティーは、主に変動金利で借入を行っているため、金利の上昇や経済環境の悪化による影響を受け、返済が困難になる可能性がある。国家及び類似機関等（2025年度末は1,730億ユーロ（2024年度末は1,830億ユーロ））については、グループは主にフランス（1,260億ユーロ）（主にユーロ・システムの加盟銀行であるフランス銀行（Banque de France）（530億ユーロ））及びフランス預金供託公庫（Caisse des dépôts et consignations）のリスク（530億ユーロ超。規制貯蓄口座預金の集中化制度により、フランスにおいてソブリン・リスクとみなされている。）のエクスポージャーに晒されている。国家以外では、2025年12月31日現在、300百万ユーロ（純利益の10%未満に相当）を上回るオン・バランスシート及びオフ・バランスシート上の単一のエクスポージャーは、銀行に関してはカウンターパーティー5行で45億ユーロ、企業に関してはカウンターパーティー68社で約470億ユーロであった。これらのカウンターパーティーのうち複数が同時に格下げ又は債務不履行となる可能性は排除できず、その場合、グループの収益性に影響が及ぶと考えられる。
- d. **支払能力比率の分母を構成する加重リスク資産の増加**。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の信用リスクの合計エクスポージャーの64%には内部格付が付されており、かかる格付の質は、パーゼルに基づく信用リスク関連資本要件の計算結果や、その結果として、グループの支払能力比率に影響を及ぼす。したがって、経済状況の急激な悪化によるポートフォリオの全部又は一部の格付の低下は、グループの支払能力比率の低下をもたらすと考えられる。

1.2 保険業務に関するリスク

銀行・保険業者として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、金融コングロマリットの監督に関する指令2002/87/EC（FICODとして知られている。）に基づく追加的な監督の対象となっている。

グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル（GACM）はグループの保険子会社の持株会社であり、保険子会社は、主にグループの銀行ネットワークを通じて自社の生命保険・損害保険商品を販売している。

グループの保険事業の比重から判断すると、経済・金融環境が急速に悪化した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの収益性及び支払能力に影響を及ぼす可能性がある。

GACMIは、GACM及びそのフランス内外の保険事業体が、現地の規制に準拠し、GACM及びその事業体のガバナンスの枠組み及び全体的な戦略と整合性を保ちながら適用すべき原則を定めたりリスク管理方針を有している。

保険業務に関する主要なリスクは、以下のとおりである。

a. 引受リスク

引受リスクは、貯蓄保険、老後保険、貸付保険、積立保険、損害保険、医療保険に関係するものである。事業によって、さまざまなリスクが対象となり得る。

- ・ 生命保険引受リスク：死亡率、解約、寿命、大災害、費用、改定、能力喪失／障がい
- ・ 損害保険引受リスク：請求の過小評価、大災害及び解約
- ・ 健康保険引受リスク：能力喪失／障がい、長寿、医療費／入院、解約、死亡、大災害、費用及び改定

GACMの管理するポートフォリオは主に個人で構成されるため、リスクの集中度は低い。

これらのリスクは全て、価格設定と引当リスク管理プロセス、及び引受損失が株主資本に及ぼす影響を限定することによってGACMの事業体の収益及び支払能力を保護するように設計された再保険プログラムを通じてきめ細かく管理されている。

上記の保険引受リスクは、事業体別及び事業分野別にモニターされている。

各事業部門の保険金請求の水準は、様々な技術的指標（新規契約高、解約率、保険金対保険料率、保険金請求頻度等）と同様にモニターされている。

GACMの生命保険事業体における貯蓄ポートフォリオについても、解約、資産配分のスイッチング、保険金請求、グロスの新契約保険料の水準を対象に、定期的にモニタリングしている。

b. 市場リスク

市場リスクとは、ポートフォリオを構成する金融商品の価格及び利回りの変動から生じ得る損失のリスクのことである。

保険市場リスクは、株式市場の下落、信用リスク、金利の上昇又は低下、流動性、不動産、インフレ、集中、外国為替等、さまざまなリスクで構成されている。

市場リスクは、限度額制度や資産分散ルールを通じてきめ細かく管理されている。リスク管理方針には以下も含まれる。

- ・ 主要なものと考えられる一定の金融リスク（金利リスク、株式リスク、信用リスク等）の個別管理
- ・ これらのリスクの同時発生から事業体を保護することを目的とした、リスクの全体的分析

GACMに影響を及ぼす主な市場リスクは、以下のとおりである。

株式リスク

株式や類似資産の価値の下落は保険会社の財務諸表、バランスシート及び支払能力に影響を及ぼす可能性がある。

株式リスクは、株式の損益分岐点等、さまざまな指標を用いてモニタリングしている。

金利リスク

貯蓄・老後保険事業にとって金利リスクとは、上昇リスク（金利の慣性力により、保険会社が支払う料率が市場水準を下回り、解約につながる可能性）、又は低下リスク（資産利回りの低下により、保険会社が最低保証料率を支払えなくなる可能性）である。

高水準の剰余参加条項（PPE）により、金利上昇リスクへのエクスポージャーは軽減されている。

信用リスク

信用リスクとは、発行体が債務不履行に陥り、債務を返済できなくなるリスクのことである。このリスクは、債券ポートフォリオが政府発行体と民間発行体で十分に分散しており、信用度も高いため、依然として限定的である。

信用リスクは、限度額制度及びカウンターパーティー（又は再保険会社）の選定に関する一連のルールによって管理されている。

c. オペレーショナル・リスク及びコンプライアンス・リスク

オペレーショナル・リスクとは、以下に起因する不備又は不履行から生じる損失のリスクである。

- ・ 内部手続の不履行
- ・ 人的要因
- ・ コンピューター・システムの不具合
- ・ 法的リスクを含む外部事象

オペレーショナル・リスクには、サイバーセキュリティ、データ品質、コンプライアンス違反及び法的リスクが含まれる。

事業継続方針が策定されている。この方針は、GACMが採用した戦略、及び重大インシデント発生時に実施される危機管理システムを記述したものである。

GACMIには、事業継続計画（BCP）と、ユーロ・アンフォルマシオンがテストした災害復旧計画（DRP）がある。

リスク・マッピングは、発生したリスクを特定、評価及び測定するために使用される。

サイバーセキュリティ・リスクに関しては、GACMIはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリソースを利用しており、ISMS（情報セキュリティ管理システム）の認証を受けたガバナンス及びリスク低減策を実施している。

データの品質に関しては、GACMIは厳格な方針を定め、ガバナンス、フロー・マッピング、辞書、及び管理・報告システムを定めている。

最後に、コンプライアンス違反のリスクを管理するため、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコンプライアンス部及び協力関係にある子会社と連携し、主要なコンプライアンス機能の周辺に組織を設置し、各事業部門に対応するネットワークを設けている。

d. サステナビリティ・リスク

サステナビリティ・リスクとは、環境、社会又はガバナンス（ESG）上の事象や状況であって、発生時にGACMIの業績や評判に、実際又は潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性があるものを指す。同リスクには、気候リスク及び生物多様性リスクが含まれる。

GACMIは、主に損害保険事業と資産ポートフォリオを通じてサステナビリティ・リスクに晒されている。

グループは、定期的に更新されるESG方針を有しており、同方針によってグループの資産に係るサステナビリティ・リスク及び自らの投資が及ぼす環境への影響又は社会への影響を考慮することができる。

環境への影響又は社会への影響の大きい一定の活動へのエクスポージャーや支援を制限するため、GACMIは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの方針に合わせたセクター別方針を適用している。

さらに、GACMIは、2030年までに直接保有する企業の株式及び社債で構成される投資ポートフォリオによるカーボンフットプリントを削減することを約束している。

最後に、GACMIの株主エンゲージメント方針では、GACMIが投資先企業においてどのように株主権を行使する意向であるかを定めている。

2. グループの活動及びマクロ経済環境に関する財務リスク

財務リスクとは、市況の変化が流動性リスク、金利リスク及び市場リスクに及ぼす影響に関連したリスクである。

2.1 流動性リスク

流動性リスクとは、金融機関が何時でも合理的な価格でコミットメントを履行できる能力をいう。そのため、短期的、中期的及び長期的な財源の不足により、現金の純流出を吸収できないことは、流動性リスクへのエクスポージャーを生じさせる。

流動性リスクは、様々な期間で顕在化し、複数の要因に反応する可能性があり、そのため適切で差別化された管理が必要である。

流動性リスクに関連する主なリスク要因は、以下のとおりである。

a. 流動性の急激かつ大量の流出

グループは、その原因が顧客との関係（預金の流出、オフ・バランスシート上の引き出し）であるか、又は資本市場（マージンコール、追加担保差入義務、債務買戻し等）であるかにかかわらず、流動性の急激かつ大量の流出に対応できなければならない。このリスクをカバーするため、グループは、欧州中央銀行を中心とする中央銀行への預け金、高品質の有価証券及び中央銀行によるリファイナンスの対象となる民間セクターの負債証券から構成される流動性準備金を有している。この準備金の金額は、2026年6月30日現在1,433億ユーロである。この短期的なリスクは、LCRを用いて管理されているが、2026年上半期の平均水準は150%を超え、規制上の最低要件を平均で300億ユーロ超上回っている。

b. コマーシャル・ギャップの不均衡な展開

ユニバーサル・バンクとして、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは融資市場及び貯蓄市場の両方で活発に業務を行っている。預貸率が100%を超えるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、構造的には借り手であり、バランスシートのバランスをとるために市場ファイナンスを利用している。預貸率の上昇、ひいてはコマーシャル・ギャップ（貸出金と顧客預金の差）の増大は、外部リファイナンスに対する依存度を高め、これにより流動性リスクに対する

エクスポージャーを拡大させる可能性がある。

リスクアペタイトの範囲内で預貸率（グロス及びCDC集中管理控除後）をモニタリングし管理することで、グループは流動性リスクへのエクスポージャーをコントロールすることが可能になる。2027年度末までに集中管理前の110%という戦略計画の目標前後に預貸率を維持するための施策が定期的実施されている。2026年6月30日現在、同比率は112.4%であった。グループは、目標を達成するために、顧客に提供する商品ラインナップ及びその価格設定に引き続き注意を払う必要がある。

c. 金利変動がバランスシート構造に対して及ぼす影響

金利環境及び中央銀行の金融政策は、銀行預金に相当な影響を及ぼし、バランスシートの歪みにつながる可能性がある。2022年及び2023年のように金利が急速に上昇する局面では、銀行は預金の急増に直面するが、特に規制商品については、より高いコストを伴う。これに対し、低金利環境では、顧客は株式、貯蓄・老後保険又はミューチュアルファンド等、より高い利回りの投資を求める可能性があり、銀行預金からの流出につながる可能性がある。銀行は、預金を守るため、その後、主として定期預金の金利を引き上げることにより戦略を調整する。この取組みの一環として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、新たな預金者を呼び込むために、より高い金利を提供する預金キャンペーンを定期的実施している。

バランスシート上の主要な資金調達源として、2022年末以降、銀行預金の動向が注視されており、市場金利や予想の変化を反映した価格の調整は、残額の綿密なモニタリングにより行われている。

d. 市場リファイナンスの利用可能性の低下

地政学的緊張が高まり、金融セクターが不確実性に覆われる環境では、中長期的なリファイナンスの利用が困難になる可能性がある。

2026年には、中東での戦争により金融市場に新たな緊張が生じた。信用スプレッドの拡大、インフレ圧力及び中央銀行の慎重な姿勢により、資金調達コストが上昇した。しかしながら、市場は流動性を維持し、BFCMは重大な問題なく2026年の計画を進めることができた。

さらに市場では、フランス国内及びフランスの金融機関に生じ得る緊張が、予算法案の採決と2027年春に予定される大統領選挙の双方に関連して、すでに意識され始めている。フランス国債（OAT）/ドイツ国債（Bund）スプレッドは再び拡大しており、フランスの政治情勢をめぐる投資家の懸念の強さを示している。こうした不確実性は、2027年におけるフランスの銀行の資金調達コストに重しとなる可能性がある。このリスクを踏まえ、BFCMは引き続き強い警戒姿勢を維持し、より安定した市場環境でリファイナンスを確保するため、2027年の調達計画を可能な限り早期に前倒しして実施する。

これと同時に、一部の大手テクノロジー・グループ（米国のクラウド大手等）は、人工知能の開発に関連する投資ニーズに資金を供給するため、相当な金額の社債を最近発行し、又は発行する可能性がある。この動きにより、機関投資家を呼び込もうとする資本市場の発行体間の競争が激化する可能性がある。

e. 流動性の過度な変換

前記リスクへのエクスポージャーを最小限にするため、資産と負債の満期を適切にマッチングさせ、バランスシートの満期変換に注視する必要がある。安定調達比率（NSFR）は、このバランスを1年の期間で確保するものである。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのNSFRは、2026年3月31日現在115.0%であり、安定した余剰資金は741億ユーロであった。

f. BFCM格付の大幅な悪化

BFCMはクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの主たる発行会社であることから、グループを代表して格付を取得している。BFCMの長期（上位優先）債務の格付は、フィッチ・レーティングス（Fitch Ratings）ではAA-ネガティブ（2026年7月7日に確認）、ムーディーズ（Moody's）ではA1ネガティブ（2026年5月26日に確認）、S&Pグローバル・レーティング（S&P Global Ratings）（この格付機関による格付はクレディ・ミュチュエル・グループ及びその主たる発行会社に対するものである。）ではA+安定的（2025年12月8日に確認）であった。

これらの信用格付の引き下げは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリファイナンスに影響を及ぼす可能性がある。信用度の低下を反映し、資金調達がより困難になる可能性があり、また投資上の制約によって、一部の投資家を締め出すことになる。リファイナンスに係る相対的なコストも即座に上昇し、この悪化は一定の業務や相対契約における担保拠出義務の増大をもたらす可能性がある。

2025年に、フランスのソブリン格付は、財政状況の悪化見通し及び政治的不確実性を理由として、

格付機関により引き下げられた。しかしながら、BFCMの格付は、強固な資本基盤及び満足できる資産の質により、変更されなかった。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2025年のリファイナンス計画を全て完了し、2025年末のプレファンディング発行を通じて2026年計画の一部を前倒しで実施することができた。2026年6月末現在、リファイナンス計画の約80%が完了していた。

g. 担保の不利な変動

資本市場業務の多くは、恒久的に（保証金、当初証拠金）か、又は評価の変動に応じて、担保の設定を必要とする。市場の不利な変動、格下げ（前記参照）、又は一定の市場参加者が課す制約の厳格化は、使用する流動資金を一時的又は恒久的に増加させる。

流動性準備金を構成する中央銀行の適格担保は、金融政策運営の変更（ヘアカットの引上げや一定の資産の適格性終了等）の影響を受ける可能性がある。したがって、一部の企業向け民間債権（ACCコーポレート）が非適格となったのに続き、フランス銀行は2025年12月19日でPGE（prêt garanti par l'État - 政府保証融資）の適格性を終了することを決定した。これらの変更により、流動性準備金はわずかに減少した。

2.2 金利リスク

金利リスクとは、金利の変動が銀行の金融所得及び資産価値に及ぼす影響を指し、受取利息及び支払利息の収益性、並びに資産及び負債の評価に影響を及ぼす。このリスクは、銀行勘定で測定され、取引勘定は除外される。

金利リスクに関する主要なリスク要因は以下のとおりである。

a. 過大な金利変換

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの顧客業務は、固定金利の長期貸出を行っているため、金利上昇に対するリスクを有しているが、これは顧客の資金によって補填されるものではない。このリスクは、承認されたリスク選好フレームワーク内にエクスポージャーを維持するために必要なヘッジ取引を測定する資産負債管理によって管理されている。

6つの規制上のシナリオに従って決定されるクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのバランスシートの現在価値（EVE）感応度は、普通株式等Tier 1資本の閾値15%を下回っている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、金利カーブ全体が200ベースポイント上昇する局面に対して感応的であり、2026年6月30日現在の普通株式等Tier 1資本に対するEVE感応度はマイナス7.58%である。1年後及び2年後の純利息マージンの感応度は、複数の内部シナリオに加え2つの規制上のシナリオ（SOT MNI）に基づいて算定される。SOT MNIのマイナス200ベースポイントのシナリオでは、2026年6月30日現在、Tier 1資本比でマイナス2.64%の感応度を示しており、当該水準はグループが定める閾値及び規制上の限度の双方に適合している。

b. 金利の急激な上昇

2022年から2023年にかけて欧州で見られたような急激な金利上昇は、金利変動が銀行のバランスシートの各項目に一樣には反映されないリスクを明らかにした。貸出面では、金利上昇を反映するのは新規貸出に限られ、既存貸出の期限前返済は減少する。一方、預金面では、預金通帳口座等の預金商品では金利引上げ効果が及び、定期預金金利も再び魅力を増すため、低利又は無利息の預金からより有利な商品への資金移動が大規模に生じる。これにより純利息マージンは圧迫されるが、金利スワップがヘッジとして機能することで、新たな金利環境がバランスシート全体に十分反映されるまでの間、その影響は抑制される。もっとも、足元では金融市場に一定の強靱性が見られるとはいえ、2026年初頭から続く中東での戦争を背景とする不安定で先行きの読みにくい地政学的環境のもと、インフレリスクが存在するため、金利が再び上昇する可能性は高い。

c. 市場金利の波及に対する障壁：規制金利及び上限金利

前述の市場金利の変動リスクに加え、市場金利が顧客に波及することを妨げる要因の影響がこのリスクに加わる。貸出金については、上限金利に関する制約及びその調整頻度によって、市場金利と顧客向け価格設定との間に歪みが生じる可能性がある。例えば、2022年にECBは数回にわたり急ピッチで利上げを実施した。その結果、商業銀行は直ちにリファイナンス・コストの上昇に直面した。これに対し、上限金利は数か月間据え置かれた後、徐々に再調整されたため、銀行の商業マージンは大幅に縮小した。預金金利も複数の制約を受けている。規制預金の金利は、公的機関によって様々な間隔で調整され、市場状況の変化を反映する傾向のある計算式が使用されているが、常にそれに従うとは限らない。規制預金金利の最終決定は、フランス財務省に委ねられている。国が定め

る規制貯蓄金利は、銀行間市場金利とは異なる動きをする場合があり、これにより資金調達コストと投資収益との間にミスマッチが生じる。

d. イールドカーブの歪みリスク

銀行のバランスシート構造は、イールドカーブの非平行シフトに敏感である。例えば、短期金利の上昇によるイールドカーブのフラット化、さらには逆イールド化は、純利息マージンの大幅な圧縮を招く。銀行のビジネスモデルが短期で調達し長期で貸し出すものであることを踏まえると、純利息マージンがマイナス化する可能性もある。

2.3 市場リスク

市場リスクとは、金利、証券価格、外国為替レート又はコモディティ価格等の市場パラメーターの不利な変動から生じる価値損失のリスクである。市場リスクは、CICコーポレート&インスティテューショナル・バンキング（CIC CIB）の資本市場業務、資産負債管理業務及びグループの管理会社のアセット・マネジメント業務を含む銀行の複数の事業分野の活動に関係する。保険業務に対する市場リスクの影響については、前記の「1.2 保険事業に関わるリスク」に記載した。

ALM業務に対する市場リスクの潜在的な影響は、前記のとおりである。アセット・マネジメントに係るリスクは、この事業分野が受領する手数料が、管理資金の評価（市場により決定される。）に応じて変化するという事実によるものである。

グループの資本市場業務は、以下の数種類のリスクに晒されている。

- a. **経済見通しの悪化**は、取引される資本証券及び負債証券の発行会社の健全性を反映すると考えられる金融市場に悪影響を及ぼすこととなる。譲渡可能有価証券の評価額が減少し、評価のボラティリティは高まる。一部の市場では流動性が低下する可能性がある。長期にわたる変動（特に資産価格の下落）は、特に市場の流動性が低下する中でポジションの売却が困難になった場合に、CIC CIBの資本市場業務を重大な損失のリスクに晒す可能性がある。

金融市場のボラティリティは不利な影響を及ぼし、リスク資産の是正につながり、グループにとって損失を生み出す可能性がある。特に、ボラティリティの水準が上がれば、グループが一部のポジションをヘッジするのが困難となり、又はそのための費用がかかるようになる可能性がある。

投資事業分野は、特に景気回復を見込んで、株式市場の評価が上がり、社債の発行会社の格付の質が上昇すると判断していた場合には、金融市場の厳しい環境の影響を受ける。

商品事業分野の実績も、市況の低迷から悪影響を受ける。仲介業務からの手数料は、取引評価額の低下に比例して減少する。同様に、発行市場における取引数（新規公募、増資及び債券発行）が減少すれば、手数料は直ちに減少する。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル内の第三者に代わって運用されるファンドが運用結果で競合他社を下回る場合、顧客の資金引き出しが増加する可能性があり、その場合同業務の収益に影響が及ぶことになる。

- b. フランスでは、2026年初頭も政治的不安定及び財政的不安定が続き、成長は低迷し、第1四半期のGDPは予想外に0.1%減少した。この状況に加え、中東の緊張によるエネルギーショックの影響により、債券市場のボラティリティが高まった。

10年物フランス国債利回りは大きく変動し、5月に約3.90%でピークをつけた。フランス国債/ドイツ国債間のスプレッドは70～85ベースポイントの範囲で推移した。2026年上半年期において、ECBは金融緩和サイクルを終了し、6月17日に主要金利を25ベースポイント引き上げ、預金金利を2.25%、リファイナンス金利を2.40%、限界貸出ファシリティ金利を2.65%とした。この決定は、エネルギー価格の上昇に起因するインフレ圧力に対抗することを目的としたものであった。

海外では、2026年上半年期は、トランプ政権下での貿易摩擦の継続と段階的な関税引上げ、そして何より、長期的な影響の見極めがなお難しい原油ショックをもたらしたイラン紛争に特徴づけられた。これらの要因により市場のボラティリティは高まり、世界経済の成長見通しは下方修正され、欧州のインフレ率も上昇した。ただし、AIへの巨額投資は、とりわけ米国で引き続き景気を支えた。世界全体の成長率は、上半期を年率換算して約3.0%となり、ユーロ圏は低調（通年では0.8～0.9%成長を見込む）、米国は約2.3%で底堅く、中国は約4.6%であった。

FRBは、インフレ及び貿易・地政学政策の影響を見極める中で、上半期中、3.50～3.75%の範囲で政策金利を据え置いた。

こうした環境下でも、株式市場は高値圏を維持し、iTraxx MainやiTraxx Crossoverといったクレ

ジット指数のスプレッドもきわめてタイトなままである。

このような状況の中で、CIC CIBの資本市場部門は2026年上半期の純収益296百万ユーロ、税引前利益171百万ユーロとなった。第2四半期に生じた事象にもかかわらず、業績は堅調かつ安定していた。

CIC CIBの資本市場部門が晒されている市場リスクは低水準である。CIC CIBの資本市場業務に割り当てられた資本は755百万ユーロであり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの規制資本全体（2025年12月31日現在、708億ユーロ）の1.1%に相当する。

2026年6月30日現在、この割当額のうち628.7百万ユーロが使用されていた。2026年上半期、トレーディング勘定のヒストリカルVaR（1日、99%）は、グループ平均で3.6百万ユーロであった。VaRの水準が低いのは、過去の分析における収益ボラティリティが低下したことを反映している。グループのトレジャリー部門は、2026年度に140百万ユーロの総資本割当を有しており、前事業年度と同額である。最後に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、その他全ての自己勘定業務（一定のグループ子会社の発展を支援する取引の一環としてUCIを主に含む。）のために245百万ユーロの総資本割当を有している。

3. グループの事業運営に関するリスク

3.1 戦略及び事業リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2024-2027年度戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」の進展を続けている。この計画には、収益、費用及び収益性に関する財務目標が含まれている。これらの内部目標は、特に経済環境・商業環境に関する仮定に基づくものである。したがって、現下の不確実性及び緊張を伴う環境は、これらの目標の達成を複雑化させるおそれがあり、特に本項に定義するリスク要因の一つ又は複数が発生した場合にはその可能性が高まる。

気候・環境リスク（物理的リスクと移行リスクの両方）は、経済当事者に影響を及ぼし、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの活動、業績及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性がある。これらのリスクは、信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクの悪化要因となる。これらのコストの増加により、顧客の債務不履行、コストの増加、資産価値の低下や事業分野の収益性の低下を通じて、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが銀行業務及び保険業務の両方において多額の損失を被る可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業は、経済融資の重要な担い手として、事業展開国の政治、マクロ経済や金融環境に影響を受けやすい。

現在の環境は、不確実な経済見通し、多方面にわたる地政学的緊張、保護主義傾向の高まりによって特徴づけられており、これらはグループの事業、コスト、リスク水準、税負担、最終的には収益性に影響を及ぼす可能性がある。

信用格付は、市場で活動するクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体のリファイナンス費用及び流動性に影響を及ぼす。外生的又は内生的な原因による格付の大幅な低下は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの市場における流動性及び競争力に重大な悪影響を及ぼし、資金調達コストを増大させ、資本市場へのアクセスを制限し、又は発行される社債の市場価値に影響を及ぼす可能性がある。

同様に、非財務格付の低下は、グループのイメージや評判、特にポートフォリオを構築するためにこれらの格付を利用する投資家の間で影響を及ぼす可能性がある。格付が著しく低下した場合、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体が発行する証券に対する投資家の関心に不利な影響を与える可能性がある。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、全ての市場、事業分野、並びに商品・サービスにおいて激しい競争に直面している。欧州の金融サービス市場は成熟しており、商品・サービスに対する需要は全体的な経済発展と相関関係にある。この状況は、グループが直面する競争の激化と複雑性を増大させている。この競争は、提供される商品及びサービスの品質、価格、販売チャネル、商品・サービスに適用される多様かつ拡大する規制の制約、ブランドの評判、及び市場が認識するグループの財政的安定性等、多岐にわたる要因によって左右される。さらに、強力な非銀行系競合他社の台頭が競争圧力を増大させている。

新たな利用方法（特に決済）及び新技術が、業界を変化させ、顧客が商品及びサービスを消費する方法を変えている。こうした新技術の出現による影響を明確に評価することは依然として困難であるが、その利用の発展は、グループの事業分野の利用方法、プロセス及び競争環境を変化させている。そのた

め、グループは、競争力を維持し、技術パフォーマンス及びイノベーション能力を維持するとともに、固有のアイデンティティを守り、特にドイツを中心とする欧州での拡大を続けることに取り組んでおり、市場ポジションを維持し、利ざやと業績を拡大することを目指している。

最後に、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが事業を行う規制環境は、その事業や戦略的意思決定に影響を及ぼす。この規制環境については、専ら規制環境について記載する項である、半期報告書の「第一部 企業情報 / 第3 事業の状況 / 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 / 1 2026年上半期の経済環境及び規制環境 / 1.2 規制環境」に記載されている。

3.2 破綻処理制度の実施に関するリスク

規制は、フランス通貨金融法第L.511-31条において言及する対策を適用した後に、グループ及びその全ての関係会社の中心的組織であるCNCMが債務不履行に陥った場合又はその可能性がある場合に、重要な機能の継続性を確保し、連鎖リスクを回避し、資本を増強し、又はクレディ・ミュチュエル・グループの存続可能性を確保することを目的として、クレディ・ミュチュエル・グループに関する倒産手続を開始する権限を、破綻処理当局に与えている。これらの権限は、損害が（一定の例外はあるものの）、債権の優先順位に従って、最初に資本性金融商品の減損又は転換によって負担された後、その他Tier 1及びTier 2資本性金融商品の保有者、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第5項においてその他Tier 1又はTier 2資本性金融商品として言及されるもの以外の劣後債権の保有者によって負担され、次に非上位優先社債権者によって負担され、最後に上位優先社債権者によって負担される形で行使されなければならない。

破綻処理当局は、発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理ツールを実施する広範な権限を有しており、これには、第三者若しくは承継機関への事業の全面的若しくは部分的な譲渡、当該機関の資産の分離、負債性金融商品の上場停止若しくは取引停止、規制資本性金融商品の全部若しくは一部の減損、新規持分証券の発行による規制資本性金融商品の希薄化、負債性金融商品の全部若しくは一部の減損若しくは持分証券への転換、負債性金融商品の条件の変更（支払利息の満期及び／若しくは金額の変更並びに／若しくは支払の一時的な停止を含む。）、上場及び金融商品の取引承認の停止、管理職の解任、又は特別取締役の選任等が含まれる。

発行会社は、クレディ・ミュチュエル・グループ内部の財務上の連帯メカニズムの対象となっている。返済は全額、かかる財務上の連帯メカニズムが実施されるかというリスクに晒されることに注意を払う必要がある。

緊急時計画又は連帯措置の実施が中心的組織の関係会社（発行会社を含む。）の回復を促すのに不十分な場合、又はかかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合には、クレディ・ミュチュエル・グループの破綻処理は、全体ベースで決定される。実際に、連帯メカニズムの実施は、クレディ・ミュチュエル・グループの関係会社の合併を伴う。

財政的困難が立証された期間において（すなわち、欧州中央銀行が、連結ベースで決定されたクレディ・ミュチュエル・グループの破綻リスク（「破綻している又は破綻する可能性が高い」、すなわちFOLTF原則）について、単一破綻処理委員会に警告したとき、単一破綻処理委員会が、規則（EU）806 / 2014号（「SRMR（単一破綻処理規則）」として知られている。）第18.1条に従い、又は国家連帯メカニズムに定めるとおり、連結ベースでのクレディ・ミュチュエル・グループのFOLTFを宣言した場合、

緊急時計画又はこのメカニズムの枠内でCNCMが実施した対策が、破綻しているグループの回復を促すのに十分でないとき、又はかかる緊急時計画の実施若しくはCNCMが行う措置が、健全性要件の遵守を回復させるのに不十分であることが、客観的証拠により予め示唆される場合）、CNCMは、適宜、監督機関又は破綻処理機関の要請に従い、連帯に関連してこれらの機関が従う目的及び原則を遂行する完全な権限を有する。

財政的困難が立証された期間において、又は破綻処理の段階においては、CNCMの関係会社間の連帯関係に制限はない。

発行会社又はクレディ・ミュチュエル・グループについてこれらの手段及び権限を実行することにより、重大な構造的変化が生じる可能性がある。

CNCMがその全ての関係会社の合併を要求されれば、債権者は、同順位の債権者となったCNCMの他の関係会社と競争関係となる可能性がある。事業の一部を譲渡した後に、当該債権者は、保有するローンの

減損又は転換が行われなくても、残りの事業又は資産では債権者の全員又は一部が保有する請求権を十分に満たすことができない金融機関に対する債権を保有することとなる。

CNCMが破綻処理の開始時に全ての関係会社を合併していない場合、破綻処理機関は、他の破綻処理戦略（事業の譲渡、承継機関、資産の分離又はCNCMの全ての関係会社の組織的「ペイルイン」）を検討する可能性がある。破綻処理機関が組織的「ペイルイン」を適用すれば、CNCMの関係会社の流動性並びに全ての資本性金融商品及び適格債務は、損失を相殺し、CNCMの関係会社の資本を増強するために使用される可能性がある。この場合、価値の減額措置や適格負債の転換は、裁判所による清算における債権者の順位に従って行われる。「ペイルイン」は連結レベルの必要資本に基づくものだが、事業体ごとに比例ベースで適用される。つまり、同じクラスの全ての株主と債権者に対して、ネットワーク内の法的発行主体であるかにかかわらず、同じ減損・転換率が適用される。

したがって、上記の権限行使は、部分的又は全体的な資本損失のリスクに投資家をさらすことになる。

3.3 オペレーショナル・リスク

規則（EU）575 / 2013号第4条第52項に基づき、オペレーショナル・リスクは、不適切な若しくは不備のある内部プロセス、人員及びシステム、又は外部的事由に起因する損失又は利得のリスクと定義されており、法的リスクを含む。

2014年11月3日付命令は、オペレーショナル・リスクには、発生の確率は低いが影響の大きい事象からのリスク、上記の規則（EU）575 / 2013号第324条に定義する内部及び外部不正のリスク、及びモデル・リスクが含まれると述べている。

2014年11月3日付命令は、モデル・リスクとは、ある金融機関が、原則として内部モデルのアウトプットに基づいて行った決定の結果として、かかるモデルの策定、実施又は使用における誤りのために被る可能性のある潜在的損失のリスクであるとしている。

このように定義されたオペレーショナル・リスクには、戦略リスク及び風評リスク（イメージ）は含まれない。

規則（EU）第575 / 2013号第4条(52の4)において、ITリスクとは、ネットワーク及び情報システムの利用に関連する、合理的に特定可能なあらゆる状況であって、これが現実化した場合、デジタル環境又は物理的環境において悪影響を生じさせることにより、ネットワーク及び情報システム、テクノロジーに依存するあらゆるツール若しくはプロセス、業務及びプロセス、又はサービス提供の安全性を損なうおそれのあるものをいう。

ACPR⁽¹⁾は、ITリスクを、不適切な組織体制、情報システムの障害、又は情報システムのセキュリティ不足に起因して生じる損失リスクと定義している。情報システムには、機関の情報処理に充てられるあらゆるシステム機器、ネットワーク、ソフトウェア、データ及び人的資源が含まれる。

この定義にはサイバーセキュリティ・リスクが含まれるが、これに限定されない。

2014年11月3日付政令は、以下のとおり定義している。

- ・ 第10条(as)：ITリスク：「情報システムの組織、運用、変更又はセキュリティに影響を及ぼす不備又は障害に起因する損失リスク。ITリスクはオペレーショナル・リスクである。」
- ・ 第10条(at)：情報システムのセキュリティ：「データ及びIT資産の秘密性・完全性・可用性を保護すること。特に、それらの真正性、責任追跡性、責任及び信頼性を確保するためのもの。」
- ・ 第10条(ak)：オペレーショナル・インシデント又はセキュリティ・インシデント：「情報システムの適正な機能又はセキュリティを損ない、又は損なうおそれのある、予期せぬ事象又は一連の事象。」

オペレーショナル・リスクに関連する主要なリスク要因は、以下のとおりである。

- a. グループが直面する法的リスク。2026年6月30日現在、法的リスクは70.5百万ユーロで、総損失額の55.1%を占めた。
- b. 悪意ある行為はグループにとって重大なリスクであり、特に決済手段に関わる詐欺が顕著である。2026年6月30日現在、これらの悪意ある行為（詐欺、窃盗等）は33.8百万ユーロで、総損失額の26.4%を占めた。
- c. 労務紛争。2026年6月30日現在、5.6百万ユーロで、総損失額の4.4%を占めた。

保険回収分控除後のクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの損失実績総額は、127.9百万ユーロであり、2026年上半期の純収益の1.30%相当であった。

(1) 出典：「2019年1月 IT risk, ACPR Discussion Paper」

3.4 事業中断リスク

オペレーショナル・リスク管理プログラムの一環として、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、保護措置を規定し、緊急事態の深刻度を抑える緊急時・事業継続計画（EBCP）を実施している。現行の規則（2014年11月3日付命令、2021年2月25日付命令により改正）に従い、EBCPは、人的資源、施設、IT及び通信システム、並びに重要な第三者（アウトソーシング、デジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）、及び単一破綻処理委員会の意味における重要な機能）の利用不能又は深刻な中断をもたらす災害が発生した場合に、不可欠と考えられる業務プロセスの継続性を確保するために講じるべき措置及び実施するために必要な資源を記載したものと定義することができる。

上記の利用が困難になれば、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業が部分的又は完全に停止し、停止の範囲に応じてその利益が減少する結果を招く可能性がある。同様に、顧客がクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの提供するサービスにアクセスできなくなれば、その財政状態に悪影響を及ぼす。このような状況で直接的な費用が生じるほか、必然的に事業継続のための取決めについて調整を要することとなり、追加の費用が生じる。

2026年上半年期には事業中断につながるような事象は発生しなかった。

3.5 ESGリスク

気候リスク

気候変動に関連するリスクは、信用リスク、オペレーショナル・リスク、財務リスク（市場リスク、流動性リスク）等、既存のリスクに加わるものである。これらのリスクは、風評リスクや法的責任リスクと関連する可能性もある。したがって、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候変動により、以下のリスクに晒されている。

- ・ 物理的リスク。気候変動（異常気象の頻度の増加及び気候の緩やかな変化を含む。）の財務的影響を指す。
- ・ 移行リスク。低炭素で環境的に持続可能な経済への適応プロセスの結果、金融機関が直接的又は間接的に被る可能性のある財務上の損失。例えば、移行リスクは、気候政策や環境政策が比較的急に導入されること、技術的な進歩、又は市場行動や市場の嗜好の変化等によって生じる可能性がある。

a. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、特に以下の結果を招く物理的リスクに影響を受ける可能性がある。

- ・ 取引相手に対する直接的な物理的影響（資産の毀損／破壊、労働条件の悪化）及び間接的な影響（インフラの毀損／破壊、生産チェーンの混乱等）。これらの影響は、経済的影響（修繕費用、生産性の低下、生産量、収入の減少等）を生じさせ、その結果、付加価値及び／又は富の損失、債務不履行及び破綻の確率の増大が生じ、特に不動産担保の価値低下に関連して、個人を含む信用リスクが増大する。
- ・ グループのインフラ及び／又は従業員に対する請求の増加により、オペレーショナル・リスクが増大する。
- ・ 市場リスクを深刻化させる市場予想の反転（有価証券の感応度の高さによる急激な再評価、ボラティリティの上昇、キャピタル・ロス）
- ・ 保険金支払請求額とそれに伴う保険金支払額の増加（保険会社の収益性の低下）、再保険コストの増加、及び会社の資産ポートフォリオに対する間接的な影響により、保険業務に関するリスクが増大する。

b. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、以下の結果を招く移行リスクに影響を受ける可能性がある。

- ・ モデルや商品を適応させる必要性、企業に対する顧客や投資家の態度の変化、生産チェーンの混乱、提供商品の生産条件の変化。これらにより、市場シェアの喪失、資金調達能力の低下、インプットや生産ツールの価格変動、生産量の減少、完成品やサービスに対する需要の変化が生じる。またその結果、企業にとっては、コスト増加、収益や付加価値の減少が生じ、債務不履行の確率が高まり、企業破綻のリスクが高まる可能性がある。

- ・ 不動産部門への影響（エネルギーコストの上昇につながる炭素税の引き上げ、改修工事を必要とする低エネルギー効率建物に関する新基準の実施等）。これらの結果、債権者の債務不履行の確率が高まり、個人の債務不履行リスク（担保価値の低下）が高まる可能性がある。
- ・ 銀行が融資した顧客に関する深刻な紛争が生じた場合、又はコミットメント違反が生じた場合の法的責任を問われるリスク、及び評判を損なうリスク（気候リスクに対する社会の認識の高まり、新たな規制及び銀行の自主的なコミットメントにも関連するもの）
- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが、環境／気候政策に対して十分な行動を取っていないとみなされた場合に生じる顧客の喪失
- ・ 低炭素に対応していない資産の評価損（資産の陳腐化（座礁資産）、借入コストの変動、金融資産の急激な再評価を意味する。）
- ・ 以下に関連した流動性リスクの増大
 - ・ 顧客貸出金ポートフォリオの質の悪化（この悪化は、長期的に収益性及び財務力に悪影響を及ぼし、最終的には好条件でのリファイナンス能力に影響を及ぼす可能性がある）
 - ・ 投資ポートフォリオに対する投資家の圧力
 - ・ 保有する社債又は政府債（特定の気候関連のコミットメントに適合しないもの）の減損
 - ・ 顧客の預金引き出し（イメージ悪化の場合）
- ・ 保有する金融証券の評価減による保険会社の収入減
- ・ ソルベンシー（リスク加重資産の増加）及び営業利益率（利ざやの減少）に対するリスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、2024-2027年度新戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」の一環として、エコロジー及び社会的転換のベンチマークとなる銀行となることを目指している。したがって、顧客に対するこの目標の展開とESGリスクの管理は、設定したコミットメントと戦略目標を達成するための成功要因の一部である。適切なシステムを実施するためには、これまで着手してきたプロセスの変更を継続し、独自のITツールを開発し、質の高い社内外のデータを用いて専用のモニタリング指標を強化する必要がある。

ESGリスクのモニタリングは年々改善しており、特に、分析手法及び分析体制の強化、並びに、より包括的なレポーティングの整備を通じて、その改善が進んでいる。こうしたレポーティングは、利用可能なデータの増加とデータ収集の進展に支えられている。ESGリスクは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのリスク管理の枠組み（有価証券報告書の「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（1）コーポレート・ガバナンスの概要／コーポレート・ガバナンスの状況」の「2.3 リスク管理（EU OVA及びEU OVB）」に記載）に完全に統合されている。グループが定めた目標を達成できなかった場合、グループの評判に悪影響が及ぶ可能性がある。

さらに、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、そのセクター別方針により、介入の範囲を定義し、社会、ガバナンス及び環境への影響（気候リスクを含む。）が最も重大な分野において事業を遂行するための基準を設定することが可能となっている。このため、企業、投資及び保険のポートフォリオ全てについて、セクター別方針に合うエクスポージャーを監視して、気候リスクに最も影響を受ける可能性のあるエクスポージャーの当初の測定値を提供している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルには、石炭、鉱業、炭化水素、民間原子力エネルギー、防衛・安全保障、航空・海運・道路部門におけるモビリティ、農業及び住宅用不動産（フランス国内に所在する物件）、森林破壊及びたばこという複数のセクター別又はテーマ別の方針がある。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの気候戦略に関する情報は、有価証券報告書の「第一部 企業情報／第3 事業の状況／2 サステナビリティに関する考え方及び取組」の「2 ESRS E1 - 気候変動」に記載されている。

自然関連リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、気候リスクに加え、自然関連リスクを含むその他の環境リスクについても検討している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、生物多様性及び生態系、水資源及び海洋資源、並びに汚染に関連するリスクに注目している。これらのうち、グループの財務業績に影響を及ぼし得るリスクは全て、有価証券報告書の「第一部 企業情報／第5 提出会社の状況／3 コーポレート・ガバナンスの状況等／（1）コーポレート・ガバナンスの概要／コーポレート・ガバナンスの状況」の「2.18.1 ESGリスクの定義」に記載のとおり、以下のとおり、2種類に分類される。

a. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、自然関連の物理的リスクの影響を受ける可能性がある。

第一に、生態系の調整サービスの劣化により、気候関連の物理的リスクが増幅され得る。第二に、生態系の供給サービスは、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの取引相手に直接的な影響を及ぼし得る。例えば、生態系の調整サービスの喪失は、以下のような銀行リスクの増加につながる可能性がある。

- ・ 企業収益性の低下（例：サプライチェーン、生産又は流通の混乱によるインフレ）や、家計所得・健康への影響（主として水・空気の調整サービスを通じた影響）により、デフォルト確率が上昇すること。
- ・ 気候調整サービス又は水循環サービスの劣化に伴い、財物損害が増加すること。この場合、オペレーショナル・リスクや保険事業の収益性に影響が及ぶ可能性がある。
- ・ とりわけ資源・商品が利用不能となることによる金融市場のボラティリティの拡大。この場合、市場リスクが増大する可能性がある。

b. 移行リスクに関して、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、以下の要因により影響を受ける可能性がある。

- ・ 環境移行に関する施策（規制、消費者選好、適応コスト等）の実施により、特定の事業セグメントの収益性が低下し、デフォルト確率又は資産価値に影響が及ぶこと。
- ・ 環境課題に対する関心の高まりにより、提供するファイナンスを通じてレピュテーション・リスク及び責任リスクが増大し、その結果、訴訟提起又は市場シェアの喪失につながり得ること。
- ・ より環境配慮型のプレーヤー及び資産への投資家の選好・要請が強まることにより、流動性リスクが増大し得ること。

これらのリスク要因の大きさは、地理的・業種的な多様性と、環境リスク要因間の相互作用の双方に応じて異なる。

社会・ガバナンス・リスク

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、また、社会・ガバナンス・リスクが自社の財務業績にどのような影響を及ぼし得るかを分析している。このため、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは2024年以降、社会・ガバナンス課題に関連するリスクの棚卸しを実施している。このリスク・マッピングは、特にCSRD（企業サステナビリティ報告指令）に関する作業と関連して、毎年更新される。加えて、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、リスク・プロファイルに対する社会・ガバナンス・リスク（直接的及び間接的リスクの双方）のマテリアリティを評価している。

a. クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルは、以下の例を通じて、社会リスクの影響を受ける可能性がある。

- ・ 社会的慣行に起因する経済パフォーマンスの低下：社会的に不適切な慣行を有する企業は、労働力の不適切な管理（高い離職率、採用難、人材流出、ストライキ、マネジメント上の問題等）、コンプライアンス・コスト（労働法、新たな規制等）、又は社会的慣行に関連する法的措置に起因する制裁により、財務上の困難に直面し得る。こうした慣行は当該企業の財務業績や収益創出能力に影響し、その結果として債務返済能力を低下させ、信用リスクが拡大する。この点は、労働基準が緩い一部の国、又は事業特性上これらのリスクにより晒されやすい一部のセクターにおいて、特に当てはまり得る。
- ・ 社会関連規制の不遵守が企業の財務業績に影響する可能性：制裁金・過料、訴訟等。社会保険料の未納、職場の安全衛生基準の不遵守等の社会的義務を果たさない場合、多額の罰金や金銭的制裁につながり得る。また銀行は、例えば差別、職場でのハラスメント、労働条件違反等を理由として法的措置の対象となり得る。これらの訴訟に伴う法的コストは、従業員に支払うべき補償に関連するコストに加えて、多額となる可能性がある。

b. ガバナンス・リスクについては、特に以下により、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのビジネスモデルが影響を受ける可能性がある。

- ・ 銀行ガバナンスの不備により、新たな規制や基準への準拠が困難となること。規制枠組み（例：サバンII法、AML/CFT、欧州銀行監督機構による内部ガバナンス、職業上の行為・倫理、税務透明性に関するガイドライン）に違反した場合、金銭的制裁や補償コストにつながり得る（不遵守リスク及び法的リスク）。

- ・ コーポレート・ガバナンス評価が低い企業は、（格付機関により）格付が引き下げられる可能性があるほか、より持続可能な代替策へと顧客が流れることで顧客を失い得る。これにより財務損失が生じ、その結果、顧客格付（内部格付）の悪化及びデフォルト確率の上昇につながり得る。

4. その他のリスク

EMTNの目論見書記載の社債要項に定義された用語及び表現は、別段の規定がない限り、本項において同一の意味を有するものとする。

政府による監督及び発行会社の規制

フランス及び欧州の規制の枠組み

銀行規制

グループはブルーデンス規制・破綻処理庁（Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution）（ACPR）、AMF及び欧州中央銀行（ECB）による広範な規制及び監督を受けている。また、単一破綻処理メカニズム（SRM）及び単一破綻処理基金の枠組みにおいて金融機関及び一定の投資会社の破綻処理に関する統一的な規則及び手続を定める2014年7月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）806 / 2014号（SRM規則）（その後の改正を含む。）は、EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則（SRM規則を含む。）を2019年5月20日付の規則（EU）2019 / 877号（SRM ）により改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、単一破綻処理委員会（SRB）及び国内の破綻処理当局に破綻処理の集中権限を委託した。SRM は、金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関してSRM規則を改正しており、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に施行され、2020年12月28日から適用されている。

2025年6月、欧州連合理事会及び欧州議会は、2023年4月に欧州委員会が提案した、EUの既存の危機管理及び預金保険（CMDI）の枠組みを調整し、さらに強化するための立法パッケージ（この提案には、SRMの改正案等が含まれていた。）について、政治的合意に達したと発表した。2026年3月5日、欧州連合理事会はCMDI提案について第一読会で合意し、同年3月26日には欧州議会もこの新たな枠組みを承認した。BRRD（以下に定義する。）、SRM規則及び預金保証制度指令を改正するCMDI枠組みは、2026年4月20日に公表された。加盟国は、2028年5月11日までに、BRRD（以下に定義する。）及び預金保証制度指令の改正に適合するために必要な措置を採択し、公表しなければならない。この立法パッケージが実施されれば、この改革により、当局は、規模やビジネスモデルを問わず、破綻した銀行について、広範な手段を用いて秩序ある市場からの退出を実現できるようになる。特に、破綻した銀行から健全な銀行へ預金者を移転することなどにより、銀行危機時に預金者を保護するため、業界抛出型のセーフティネットの利用を促進することを目的としている。こうしたセーフティネット（預金保証制度や破綻処理基金）の利用は、引き続き第1の防衛線である銀行の内部損失吸収力を補完するものにとどまらなければならない。

この立法パッケージにより、債権ヒエラルキーの修正も実施されることになる（詳細は「EUの銀行破綻処理及び再生」を参照のこと。）。

SRBは、国内当局（ACPRを含む。）と緊密に連携しながら、国際的な金融機関及び銀行グループ、並びに、BFCMのような、ECBの直接監督下にある、又はユーロ圏内の国内の監督当局の直接監督下にある金融機関及び銀行グループに係る破綻処理計画及び破綻処理に係る決定の準備を担当している。ACPRは、今後も、SRBの指示に従って破綻処理計画を実施する責任を有する。しかしながら、2015年1月1日以降、破綻処理計画に関するACPRの一定の権限は、SRBにすでに移転済みである。SRMは2016年1月1日から完全に運用されている。

グループに適用される銀行業に関する法令は、銀行及びその関係会社が従事する可能性のある業務について規定するものであり、銀行及びその関係会社の安全性及び健全性を維持し、リスクへのエクスポージャーを制限するために策定されている。また、グループはマーケティング及び販売活動について規定する金融サービスに関する法令に準拠しなければならない。過去の金融危機は、金融サービス業界の規制をより強化する結果を招いており、引き続き強化されることになる可能性がある。立法者、政府、規制当局、諮問グループ、事業者及び専門家の団体、並びに国内、欧州及び国際レベルの様々な委員会は、過去の金融危機を受けて一連の政策を採択又は提案している。現在までに採択されているか、又は採択の可能性のある政策には、資本及び流動性に関する要件の厳格化、金融取引に対する課税、商業銀行が実行可能な業務の種類の制限（特に自己勘定取引及び投資並びにプライベート・エクイティ・ファンドの所有）又は一定の活動に関連する新たなリング・フェンス要件、一定の種類の財務活動又は商品（デリバティブ等）に対する制限、一定の負債性金融商品の強制的な減額又は持分証券への転換、

再生及び破綻処理制度の拡充、改訂されたリスク加重手法（特に保険事業に関するもの）、並びに強力な規制機関の新設（前記のような、一定の監督機能のECBへの移転を含む。）が含まれる。こうした監督業務には、金融機関に対するEUの一般的な銀行業規則に定められた全ての健全性要件を確実に遵守させること、監督調査（ストレス・テストを含む。）を実施すること、また、これらを踏まえて、必要とみなせばより厳しい健全性要件を金融機関に課すこと、安定したコーポレート・ガバナンスの実践及び自己資本比率の評価プロセス（最低自己資本規制要件、従業員の報酬に関する方針が一定のリスク管理方針と両立し得るようにする要件、並びに一定のマナー・ロンダリング防止方針、顧客確認及び監査統制手続に従う要件等）を課すこと、並びに破綻処理計画に関して監督業務を実施すること（例えば、ACPRの議長は、財政難に陥った金融機関の株主に対して、当初の出資を超える金額の当該金融機関に対する資本提供を求めることができる。）が含まれる。

最低自己資本比率、流動性比率及びレバレッジ比率

発行会社のような金融機関は、最低自己資本比率に係る要件を遵守しなければならない。こうした要件に加えて、発行会社のような金融機関に適用される主な規制として、リスク多様化及び流動性、金融政策、持分投資に係る制限、及び報告要件に関するものがある。本書提出日現在、発行会社又はその子会社は、営業を行っている様々な国において、関連する監督当局が設定した手続に従って特定の規制比率に係る要件を遵守している。

金融機関の事業へのアクセス並びに金融機関及び投資会社の健全性の監督に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2013/36/EU（CRD）並びに金融機関及び投資会社の健全性要件に関する2013年6月26日付の欧州議会及び欧州連合理事会規則（EU）575/2013号（CRR。CRDと合わせて、CRDパッケージ）は、パーゼル改革を実施する規制であるが、これにより金融機関の自己資本基準の強化及び最低流動性基準の設定を目的とした新しい資本及び流動性要件が設定された。CRRは、（後日効力を生じた一部の規定を除き）2014年1月1日に、フランスを含む全ての欧州連合加盟国で直接適用されるようになった。CRDは、（2016年1月1日から適用されている資本バッファの規定を除き）2016年1月1日に効力を生じており、2014年2月20日付の銀行改革（Ordonnance portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière）並びに2014年11月3日付の複数の政令（décrets）及び命令（arrêtés）により、フランス法に基づき施行された。

欧州委員会が2016年11月23日に発出した、CRDパッケージを含むEUの主要な指令及び規制を改正する複数の法案に続き、免除事業体、金融持株会社、複合金融持株会社、報酬、監督方法及び権限、並びに資本保全方法に関してCRDを改正する、2019年5月20日付の指令（EU）2019/878号（CRD）、並びに、レバレッジ比率、安定調達比率、自己資本の基準、適格債務、カウンターパーティー信用リスク、市場リスク、中央清算機関へのエクスポージャー、集団投資事業へのエクスポージャー、大口エクスポージャー、報告及び開示要件に関してCRRを改正する、2019年5月20日付の規則（EU）2019/876号（CRR）は、2019年6月7日に欧州連合官報（Official Journal of the European Union）で公表され、2019年6月27日に施行された。CRDはCRRの一定の規程を実施する政令第2020-1635号によりフランス法に組み入れられた。CRRは、一定の例外を除き、2021年6月28日以降適用されている。

CRDに基づいて、フランスの金融機関は、その信用リスク、市場リスク、カウンターパーティー・リスク及びオペレーショナル・リスクを担保するため、最低自己資本を維持することが求められる。2014年1月1日以降、CRRに従って、発行会社のような金融機関は、最低比率として、8%の総自己資本比率、6%のTier 1資本比率及び4.5%の普通株式等Tier 1比率（それぞれ、金融機関の関連ある適格規制資本をリスク加重資産であるリスク・エクスポージャー合計で除して算出する。）を維持することが求められている。

本項において「適格規制資本」には、最低普通株式等Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本（実質的に株式資本、株式払込剰余金及び利益剰余金）を含み、最低Tier 1比率に関しては、普通株式等Tier 1資本及びその他Tier 1資本（一定の要件を満たす下位劣後債）、並びに最低総自己資本比率に関しては、Tier 1資本及びTier 2資本（一定の要件を満たす下位劣後債）が含まれる。最低総自己資本比率を計算するために、リスク・エクスポージャー合計又はリスク加重資産には、信用リスク、市場リスク、オペレーショナル・リスク及び他の一定のリスクを考慮する金額が含まれる。様々な区分のリスク加重資産は、標準化された手法か、該当する銀行当局によって承認された内部モデルのいずれかを用いて、又は2つの手法の組合せにより計算される。

さらに、フランスの金融機関は、カウンターシクリカル・リスク及びシステミック・リスクを担保するための、全ての金融機関に適用される2.5%の資本保全バッファを含む、一定の普通株式等Tier 1 バッファ要件を遵守しなければならない。2025年9月に金融安定化高等評議会（Haut Conseil de Stabilité Financière）（HCSF）が確認したとおり、カウンターシクリカル・バッファ率は1.0%である。

さらに、関連規制当局は、監督上の検証及び評価プロセス（SREP）及びストレス・テストを毎年実施すると予想されている。これに関して関連規制当局は、銀行に対し、特定のリスクに対処するために最低限の要件を超える資本を保有すること（いわゆる「第2の柱」の要件）を求める権限を有し、さらに、より一般的には、追加的な流動性要件や、場合によっては他の規制上の措置を課す権限を有している（後記「監督措置」を参照のこと）。

CRR に基づいて、フランスの金融機関は、連結ベースで、リスクの集中（ratio de contrôle des grands risques）に関する一定の制限を満たさなければならない。フランスの金融機関の単一の顧客（及び関係機関）に対する貸出金及び一定のその他のエクスポージャー（risques）の割合の総額は、金融機関のTier 1 資本の25%、また一定の金融機関に対するエクスポージャーについては、その金融機関のTier 1 資本の25%と150百万ユーロのうちいずれかが高額な方を超過することはできない。一部の個別エクスポージャーは、特定の規制要件の対象となることがある。

フランスの金融機関は、それぞれ、各月末に、一定の短期及び流動資産の加重合計と短期負債の加重合計の比率を算出するように求められている。この流動性比率（coefficient de liquidité）は常に100%を超えていなければならない。フランスの金融機関は、関連規制当局に申し出ること、かつ一定の状況下において、流動性リスクの算定について「先進的」手法を選択することができる。先進的手法の下では、金融機関は流動性リスクを判断し、その短期のコミットメントを履行するため常に十分な流動性を確保するために、内部手法を使用することができる。CRR は、流動性規制を導入しており、これにより金融機関は、その合計額が30暦日の期間にわたる重大なストレス状況において生じ得る純流動性流出を担保する流動資産を保有することを求められる。流動性カバレッジ比率（LCR）は、段階的導入期間を経て、現在完全に適用されている。加えて、バーゼル委員会の提言に基づき、CRR は、通常の状況とストレス状況の両方における1年間の資金需要を満たすのに十分な安定調達額を保有するよう金融機関に指示する、最低水準を100%と設定された拘束力のある安定調達比率（NSFR）を導入した。2021年6月28日以降適用されているこの要件は、短期のホールセール資金調達への過度の依存に対処し、長期資金調達リスクを軽減することを目的としている。

CRRに基づいて、各金融機関は、2015年1月1日から開始した当初観察期間を経て、2018年1月1日から欧州連合理事会及び欧州議会が実施する水準でレバレッジ比率を維持するように求められている。レバレッジ比率は、各金融機関のTier 1 資本を総エクスポージャー量で除したものと定義される。CRR に基づいて、レバレッジ比率は3%に設定されている。

バーゼルの最終規則をEUで実施する欧州議会及び理事会規則（EU）2024/1623（CRR ）、並びに欧州議会及び理事会指令（EU）2024/1619（CRD ）は、特に、必要資本の算定に用いる内部モデルが、それらのリスクを過小評価しないようにするために、信用リスク、オペレーショナル・リスク及び市場リスクに関する測定手法の調整を導入すること、リスク管理の一環として、環境及び持続可能な成長に関連するリスク（ESGリスク）を体系的に特定、開示及び管理することを金融機関に求めること、並びに、健全性の枠組みにおけるESGリスクをさらに重視するために、国レベルの監督当局による気候に関する金融機関の定期的なストレス・テストを導入すること、現地の監督当局の監督権限と監督手段をさらに調和させ、監督枠組みの下で課せられる可能性のある制裁を強化することを目的としている。CRD は、2025年4月30日付フランス法第2025-391号に基づき、2026年4月8日付政令第2026-255号によってフランス国内法に導入され、同政令は2026年4月9日付の官報に掲載された。同政令は、とりわけ、ACPR及びECBの監督権限及び制裁権限を強化し、健全性規制の枠組みにESGリスクを組み込み、重要な取引について事前通知義務を導入するとともに、第三国に本店を有する金融機関の支店がフランスにおいて業務を行うことができる条件を明確化している。

さらに、自己資金及び適格債務の最低基準の一部に関する2024年4月11日付指令（EU）2024/1174号及びBRRD（以下に定義する。）及びSMR規則を改正する指令（デイジー・チェーン指令）が、2024年5月12日に発効した。デイジー・チェーン指令は、主に、一定の条件に従うことを条件として、破綻処理当局に連結ベースで内部自己資本及び適格債務の最低基準（MREL）を設定する権限を与え、「清算事業体」に対する特定のMRELの取扱いを導入している。

上記の措置を全て遵守すること及び要件の追加により、発行会社及び／又はグループの関連ある業務の連結ベースの収益及び利益の減少、一定の事業及び資産ポートフォリオの削減又は売却、並びに資産価値の減損につながるおそれがある。

実質破綻時の損失吸収及び破綻処理

EUの銀行破綻処理及び再生

2014年5月15日において、欧州議会及び欧州連合理事会は、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理に関するEU全体に及び枠組みを制定することを定めた指令を採択した。すなわち、金融機関及び投資会社の再生及び破綻処理の枠組みを定める2014年5月15日付の欧州議会及び欧州連合理事会指令2014/59/EU(BRRD)である。

2013年7月26日付の銀行業務の分離及び規制に関するフランス法(loi de séparation et de régulation des activités bancaires)(SRAB法)は、当初の草案の時点で既にBRRDの実施を実質的に見込んでいた。その後、2015年8月20日付フランス政令第2015-1024号(Ordonnance n°2015-1024 du 20 août 2015 portant diverses dispositions d'adaptation de la législation au droit de l'Union européenne en matière financière)(2015年8月20日付政令)は、フランス法をBRRDの最終版に適合させるために、SRAB法を改正(とりわけ、フランス通貨金融法典(Code monétaire et financier)第L.613-48条以下に定められた、金融機関に適用される危機の回避及び管理措置)する様々な規定を導入し、同法を補足した。加えて、フランス国内でのBRRDの実施をさらに進めるため再生計画、破綻処理計画及び金融機関又は組織の破綻処理の実行可能性を評価する基準に関する2015年8月20日付政令の規定を実施する、2015年9月11日付の3つの命令(décret et arrêtés)が2015年9月20日に公表された。

BRRD及びSRM規則(前記「フランス及び欧州の規制の枠組み」/「銀行規制」を参照のこと。)の目的は、金融の安定を確保し、納税者の被る可能性のある損失を最小限に抑え、倒産又は清算手続の前に、予防策として金融危機に対処するための共通の手段と権限を関係当局に提供することにある。当局(フランスにおいては、関連破綻処理当局により、ACPR又はSRBのうち該当する方)に付与される権限は、潜在的問題のリスクを最小限にするための予備的措置及び計画(準備及び予防)、初期段階にある問題が生じた場合に倒産回避のため会社の状況悪化を初期段階で阻止する権限(初期介入)、及び会社の倒産が一般の利害に影響する場合に、重要な機能を保全し、納税者が損失に晒されることを最大限に制限しながら、秩序ある方法で会社を再建又は事業縮小するための明確な手段、の3つのカテゴリーに大きく分けられる。

最後に、2016年12月9日付法第2016-1691号により、優先証券(例えば、発行会社の場合は、本優先社債等)及び劣後証券(発行会社の場合は、本劣後社債等)の特定の順位を変更することなく、上位優先証券(発行会社の場合は、本上位優先社債等)及び非上位優先証券(発行会社の場合は、本非上位優先社債等)間の優先(chirographaires)証券の優先順位が導入され、金融機関の裁判上の清算(liquidation judiciaire)における債権者の優先順位が変更された。

EUによる数多くの主要な銀行指令及び規則(BRRDを含む。)を改正することを提案する、欧州委員会が2016年11月23日に発出した複数の法案に従って、金融機関及び投資会社の損失吸収能力及び資本再構成能力に関してBRRDを改正する2019年5月20日付の指令(EU)2019/879号(BRRD)が、2019年6月7日に欧州連合官報で公表され、2019年6月27日に発効した。

BRRDは、銀行部門における破綻処理制度の実施に関する2020年12月21日付政令第2020-1636号(本政令)を通じて、フランスにおいて施行されている。特に、本政令により、倒産において資本に由来する債権の順位がCRRに定義する自己資本(CRR自己資本)に由来しないその他の債権より下位であることを確保するために、国内破産法を修正するよう加盟国に求めるBRRD第48条(7)が施行された。この規定は本政令により国内法制化され、倒産手続においてフランスの金融機関に適用される債権者の順位を規定する規則が修正された。かかる規定の発効前に発行された発行会社の劣後債務及び下位劣後債務については、その全部又は一部がCRR自己資本として認識されているか、認識されてきた場合には、契約上の順位が維持される。

フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第5項は、2020年12月28日以降、金融機関のCRR自己資本以外の負債は、CRR自己資本と同順位とすることはできないと声明している。

その結果、フランス通貨金融法典第L.613-30-3条第5項に準拠して、劣後債務の中の新たな順位が設定され、2020年12月28日以降発行される発行会社の劣後債務及び下位劣後債務は、それらが完全に発

行会社のTier 2 資本性金融商品又はその他Tier 1 資本性金融商品を構成しなくなった場合は、発行会社のTier 2 資本性金融商品又はその他Tier 1 資本性金融商品より上の順位となることとなった。

したがって、発行会社のいかなる行為もなしに、また本劣後社債等又はその他の本社債の所持人の同意を得ることなしに、本劣後社債等は、EMTN目論見書記載の社債要項の地位条項に規定されるとおり、Tier 2 資本性金融商品として認識されている限りは適格劣後社債等として順位付けられ、Tier 2 資本性金融商品として認識されなくなった場合は自動的に不適格劣後社債等として順位付けられることとなる。

本政令の施行日前に発行会社が発行した全ての劣後債又は下位劣後債のうち、発行会社のCRR自己資本として全部又は一部が認識されているもの又は認識されていたものは、その契約条件に従い、発行会社のTier 2 資本性金融商品又は追加的Tier 1 資本性金融商品のいずれかに該当するものとして順位付けられており、かつそれらが残存する限り、引き続きその順位を有する。2025年6月、欧州連合理事会及び欧州議会は、2023年4月に欧州委員会が提案したCMDI枠組みと称する立法案（同提案には、とりわけ、BRRD、単一破綻処理メカニズム規則（SRM規則）及び2014年4月16日付の預金保証制度に関する欧州議会及び理事会指令2014/49/EUの改正案が含まれていた。）について、政治的合意に達したと発表した。2026年3月5日、欧州連合理事会はCMDI提案について第一読会で合意し、同年3月26日には欧州議会もこの新たな枠組みを承認した。BRRD、SRM規則及び預金保証制度指令を改正するCMDI枠組みは、2026年4月20日に公表された。加盟国は、2028年5月11日までに、BRRD及び預金保証制度指令の改正に適合するために必要な措置を採択し、公表しなければならない。この立法パッケージが実施されれば、この提案により、当局は、規模やビジネスモデル（小規模な地方銀行を含む。）を問わず、破綻した銀行について、広範な手段を用いて秩序ある市場からの退出を実現できるようになる。特に、破綻した銀行から健全な銀行へ預金者を移転することなどにより、銀行危機時に預金者を保護するため、業界拋出型のセーフティネットの活用を促進することを目的としている。こうしたセーフティネット（預金保証制度や破綻処理基金）の利用は、引き続き第1の防衛線である銀行の内部損失吸収力を補完するものにとどまらなければならない。この立法パッケージは、EU全体における預金者保護の基準をさらに調和させるとともに、公的機関（すなわち、病院、学校、地方自治体）及び一定の種類の顧客資金（すなわち、投資会社、決済機関及び電子マネー機関に預託された顧客資金）にも預金者保護を拡大するものである。

この立法パッケージにより、債権ヒエラルキーの修正も実施されることになる。既存のルールでは、預金者の順位を3段階に分類し、当該順位に基づき債権が破綻処理事案で評価される。付保預金及び預金保証制度の対象となる債権は、一般家庭及び中小企業の非付保預金より上位とされ、一般家庭及び中小企業の非付保預金はその他の非付保預金より上位とされている。フランスを含む加盟国の過半数では、中小企業及び自然人からの適格預金ではない非付保預金は、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）の保有者等のその他の通常の無担保債権と同一順位である。

この立法パッケージが欧州連合理事会及び欧州議会の間で合意されたとおりに実施された場合、上位優先負債性金融商品（本上位優先社債等）は、発行会社の預金と同順位ではなくなり、全ての預金者の債権に対する支払権に劣後することとなる。

破綻処理

BRRD及び本政令並びにSRM規則に基づき、関連破綻処理当局は、関連破綻処理当局が下記の事項を認めた場合には、金融機関が実質破綻時に達したとみなされた時（後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。）に、かかる金融機関についての破綻処理手続を開始することができる。

- （a）BRRD第32条(4)に基づき、（客観的な要素を根拠として）金融機関が破産している又は破産するおそれがあると認めた場合（下記の状況を含む。）

金融機関が、継続的な認可の要件に、かかる認可の取消が正当化されるような方法で違反するか、又は近い将来に違反するおそれがある場合（金融機関が自己資本の全て又はそのうちの相当額を枯渇させる損失を被ったか、又は損失を被るおそれがあるという理由による場合を含むが、これに限定されない。）

金融機関の資産が自己の負債を下回ったか、又は近い将来に下回るおそれがある場合

金融機関が、債務又はその他の負債の支払期限が到来した時に、かかる債務又は負債を支払うことができないか、又は近い将来できなくなる場合

金融機関が臨時の公的財政支援を要求した場合（加盟国の経済の著しい混乱を是正し、金融の安定性を維持するために、欧州委員会の公的支援枠組みの下で最終承認を得ることを条件とし

て、支払能力のある機関に対して特別な公的財政支援が提供される場合に適用される限定的な例外事由に服する。)

(b) 私的整理によって破産を回避する合理的な見込みがない場合

(c) 資本性金融商品に関する場合を除き、破綻処理手続が公共の利益のため必要である場合

ペイルイン手法(後記「ペイルイン手法」を参照のこと。)に加え、BRRD及びSRMは、破綻処理当局に対し、金融機関又は一定の場合にはそのグループに関してその他の破綻処理措置を実施する広範な権限を付与する。かかる権限には、当該金融機関の事業の売却、資産の分割、負債証券に関し、債務者である当該金融機関の置換又は代理、負債証券の条件の変更(満期及び/若しくは未払利息額の変更並びに/又は支払の一時停止の要求を含む。)、資本性金融商品の減額又は持分証券への転換(後記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照のこと。)、並びに金融商品の上場廃止及び金融商品取引の承認の取消が含まれるが、これらに限定されない。

かかる権限により、発行会社の事業の全部若しくは一部の譲渡、又はその資産の分割後、本社債権者が(資本性金融商品の減額及び転換が行われない場合でも)、発行会社の全ての若しくは一部の債権者(本社債権者を含む。)の債権を支払うには不十分な事業若しくは資産しか残存していない発行会社の債権者として残される可能性もある。

SRM規則は、SRBが破綻処理計画を支援するために使用することができる単一の破綻処理基金(単一破綻処理基金)の設定を定めている。単一破綻処理基金は、発行会社等の重要な銀行に関してBRRDに従い実施された国内の破綻処理基金に代わるものである。この単一破綻処理基金は、銀行からの拠出金が財源である(かかる拠出金は、各銀行の債務(自己資本及び付保預金を除く。)の額に基づいており、リスク調整されている。)

また、BRRDには、上記破綻処理手段を可能な限り最大限に課し、かつ実施した上で、金融の安定性を維持しつつ、追加の財務安定化手段によって臨時的公的支援を提供できる欧州連合加盟国向けの権利が、最後の手段として定められている。この権利は、公的資本支援と暫定的な公的保有という手段から成る。このような臨時的財務支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

BRRD及びSRM規則の下では、損失吸収及び資本再構築に対する拠出の最低金額(全債務(自己資本を含む。)の8%)が、減額、転換その他を通じて株主、資本性金融商品の所持人及びその他の適格債務の所持人により行われるまでは、いかなる支援も利用することができない。

BRRDでは、限られた期間について、破綻処理当局は、一定の状況(金融機関が破産している又は破産するおそれがある場合を含む。)において、金融機関が当事者である契約に従って支払及び引渡義務を停止する権限を有すると定められている。

これらの権限が将来どのように実行され、また発行会社及び/又はグループ並びに本社債にどれほどの影響を及ぼすかは依然として不透明である。したがって、BRRD又はSRM規則の発行会社及び/又はグループ並びに本社債権者への影響の全貌を評価するのは未だ不可能であり、フランスの破綻処理当局又はその他の関連破綻処理当局によって取られる実際の又は想定上のいかなる措置も、本社債権者の権利、本社債への投資の価格若しくは価値及び/又は発行会社が本社債に基づく債務を弁済する能力に対し、悪影響を与えないという保証はない。

加えて、現在BRRDに定められている権限及びフランス通貨金融法典におけるその実施は、発行会社を含む金融機関及び大手投資会社(CRDパッケージに基づき当初の出資金として730,000ユーロの保有が義務付けられた会社をいう。)の運営方法に対して、また、一定の状況下においては、債権者の権利に対して影響を及ぼすことが予想される。

資本性金融商品の減額及び転換

資本性金融商品は、破綻処理手続に関連して、又は、以下に記載するその他特定の場合において、破綻処理手続を伴わずに若しくはそれに先だって、減額され又は株式若しくはその他の持分証券へと転換されることがある。これらに関連する資本性金融商品には、普通株式等Tier 1商品、本劣後社債等のその他Tier 1及びTier 2商品が含まれる。

関連破綻処理当局は、以下の状況下(いわゆる「実質破綻時」)においては資本性金融商品を減額し、又は株式若しくはその他の持分証券へと転換しなくてはならない。

破綻処理手続が開始される前に、破綻処理の条件が満たされたと判断された場合

適切な当局が、関連ある資本性金融商品に関してかかる権限が行使されなければ、金融機関又はそのグループがもはや存続可能ではないと判断した場合

金融機関が臨時的公的財政支援を要求した場合

資本性金融商品の元本金額は、前記「破綻処理」の(a)ないし(c)に記載される条件が満たされる場合にも、破綻処理手続に関連して減額され、又は株式若しくはその他の持分証券へ転換されることがある。

前記 ないし に記載される条件の1つ以上を満たす場合には、普通株式等Tier 1商品がまず減額され、債権者に譲渡され、又は、かかる金融機関が破綻処理を開始しその純資産の額がプラスである場合には他の資本性金融商品及び適格債務の転換によって著しく希薄化される。一旦これが生じると、他の資本性金融商品(まずその他Tier 1商品、次に本劣後社債等のTier 2商品)は減額されるか又は普通株式等Tier 1商品若しくはその他の商品(これらについても減額の可能性がある。)へと転換される。

発行会社は、監督の目的上、本劣後社債等をTier 2商品として取り扱い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルでの連結ベースのMREL比率に含めることを意図している。

関連破綻処理当局が資本性金融商品(本劣後社債等の劣後負債商品を含む。)について破綻処理手続とは関係なく又は破綻処理措置と組み合わせて減額/転換権限を行使することにより、本劣後社債等につき全額(すなわちゼロへの)若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性がある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、関連破綻処理当局による減額/転換権限の存在又は実際の行使(ペイルイン手法(後記「ペイルイン手法」を参照のこと。))及びその他の破綻処理措置の存在又は実際の行使と共に)により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

さらに、資本性金融商品の全額若しくは一部の減額、新株発行による資本性金融商品の希薄化、Tier 1及びTier 2に該当する追加の資本性金融商品(適格劣後社債等)の全額若しくは一部の減額又は追加の資本性金融商品(適格劣後社債等)の持分証券への転換等の一定の権限は、金融機関が特別な公的財政支援を必要とする場合には、欧州委員会の公的支援枠組みに基づき、各国政府当局による破綻処理手続(及びBRRDの枠組み)外で行使される可能性がある。

ペイルイン手法

前記「破綻処理」の項目に記載されるとおり破綻処理手続が開始された場合、BRRD及びSRM規則において関連破綻処理当局に付与される権限には「ペイルイン手法」が含まれる。これにより関連破綻処理当局は破綻時に金融機関のペイルイン可能債務を減額し又は持分証券に転換することができる。ペイルイン可能債務(本優先社債等の優先無担保債並びに2020年12月28日以降発行された本劣後社債等のようなその他の劣後債務(それらが完全にTier 2資本性金融商品を構成しなくなった場合)及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務(それらが完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合)を含む。)は、かかる破綻処理手続の結果として損失を完全に吸収する。関連破綻処理当局がペイルイン可能債務についてペイルイン手法を行使することが可能になる前に、前記「資本性金融商品の減額及び転換」に記載される優先順位に従って、資本性金融商品が最初に減額又は持分証券若しくはその他の商品に転換されなければならない。これが生じた後に、ペイルイン手法が以下のとおりペイルイン可能債務の減額又は転換のため利用可能となる。通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、資本性金融商品を除く劣後負債商品(2020年12月28日以降発行された本劣後社債等が完全にTier 2資本性金融商品を構成しなくなった場合、及び2020年12月28日以降発行された下位劣後債務が完全にその他Tier 1商品を構成しなくなった場合を含む。)が減額又は普通株式等Tier 1商品に転換され、また その他のペイルイン可能債務(本優先社債等を含む。)は通常の倒産手続における債権ヒエラルキーに従って、減額又は普通株式等Tier 1商品に転換される(この目的において発行会社の場合は、本非上位優先社債等が本上位優先社債等に劣後する。))。

上記の結果として、(Tier 2資本性金融商品として適格な)本劣後社債等の全額が破綻処理手続の開始前に減額又は転換されていない場合であっても、関連破綻処理当局が破綻処理の一環としてペイルイン手法を実施することを決めた場合、かかるTier 2資本性金融商品(本劣後社債等の商品を含む。)の元本金額が最初に全額減額又は持分証券に転換されなければならない。さらに、以前にTier 2資本性金融商品(本劣後社債等の商品を含む。)から転換された普通株式等Tier 1商品も、ペイルイン手法の適用の結果として減額される可能性がある。

ペイルイン手法の行使により、本社債につき全額(すなわちゼロへの)若しくは一部の減額又は普通株式若しくはその他の持分証券への転換がもたらされる可能性もある。

加えて、発行会社の財政状態が悪化した場合、ペイルイン手法の存在又は実際の行使(その他の破綻処理措置及び関連破綻処理当局による減額/転換権限(前記「資本性金融商品の減額及び転換」を参照

のこと。)の存在又は実際の行使と共に)により、本社債の市場価格又は価値が、当該権限がない場合よりも急速に下落することとなる可能性がある。

フランスの破綻処理当局のその他の権限について

フランス通貨金融法典(政令により改正済)はまた、例外的な状況において、一般的なペイルイン手法が適用される場合、フランスの破綻処理当局は、特に以下のいずれかの場合には、減額権限又は転換権限の適用から一定の負債を除外し又は一部除外することができるものと定めている。

- (a) 合理的な期間内に、その負債に対しペイルインの処理を行うことが不可能な場合
- (b) 破綻処理下にある金融機関の重要な機能及び中核事業分野の継続性を維持するために、かかる除外が極めて必要かつ相応な場合
- (c) 金融市場インフラを含む金融市場の機能に著しい障害を来し、欧州連合加盟国の経済に深刻な混乱を生じさせるような悪影響が広範囲に及ぶ事態を回避するために、除外が極めて必要かつ相応な場合
- (d) 負債に対して通常のペイルイン手法が適用された場合、かかる負債がペイルインの適用から除外された場合と比較して他の債権者が被る損失が上回るような価値の破壊を招来する場合

したがって、フランスの破綻処理当局が、ペイルイン可能債務又は一定の種類のペイルイン可能債務を除外し又は部分的に除外すると決定した場合、除外されていないその他のペイルイン可能債務に対して実施される元本の減額又は株式への転換の程度は、上記の適用除外措置がとられたことを考慮して増額されることがある。その結果として、かかる除外された債務により負担されるはずであった損失が、他の債権者に全額転嫁されない場合には、フランスの「破綻処理・預金保証基金」(Fonds de garantie des dépôts et de résolution)又はその他欧州連合加盟国の同様の処理制度が、破綻処理下にある金融機関に対して、ペイルイン可能債務により吸収されていない損失を補填し、かつ破綻処理下にある当該金融機関の純資産額をゼロに回復させ、かつ/又は当該金融機関による資本再構成を目的として、破綻処理下にある当該金融機関の株式、その他の持分証券若しくは資本性金融商品を取得するために、一定の上限(かかる提供金額が当該金融機関の包括的債務の5%を超えないよう設定された上限を含む。)の下、資金の提供を行う。なお損失が出る場合、最終段階として、一定の条件に従い、追加的安定化策による臨時の公的財政支援が取られる。このような臨時の財政支援は、EUの公的支援枠組みに従い提供されなければならない。

法令により改正されたフランス通貨金融法典も、フランスの破綻処理当局が、資本性金融商品及び負債の区分に応じて異なる転換率を適用することができると規定している。ただし、異なる転換率が適用される場合、適用される破産法に基づき優先負債とみなされる負債に適用される転換率は、劣後負債に適用される転換率よりも高くなければならない。2017年7月11日付のEBAガイドライン「ペイルインにおける債務の株式への転換率」(EBA/GL/2017/03)は、負債の種類ごとに異なる債務から株式への転換率の設定時期及び設定方法を明確にし、破綻処理当局が転換率を設定する際に考慮すべき基準、特に評価情報の考慮方法を提案している。

自己資本及び適格債務の最低基準

ペイルイン手法が仮に必要な場合にその有効性を確保するため、2016年1月1日以降、発行会社等のフランスの金融機関は、フランス通貨金融法典第L.613-44条に従って、常に、MRELを満たさなければならない。MRELの目的は、秩序ある破綻処理を可能とすべく十分な損失吸収力を確保し、それにより公的資金に頼ることなく重要な機能の継続を確実にすることである。

BRRDの第45条(2)により、欧州委員会には、欧州銀行監督機構(EBA)による基準の草案の提出の後、また規則(EU)1093/2010号の第10条から第14条に従って、MRELを設定する方法に関する評価基準を定める委任法を採択する権限が与えられる。EBAを設立する規則(EU)1093/2010号の第10条(1)に従って、欧州委員会は、当該条項に定められる特定の手続を考慮しEUの利益のために必要な場合には、基準の草案を一部のみ又は変更を加えた上で、承認することができる。

2016年5月23日に、欧州委員会は、BRRDを補完する、MRELを設定する方法に関する基準を特定する技術的規制基準である委任規則を採択した。

さらに、適用可能となった場合、CRRは、とりわけ、金融安定理事会の最終的な国際基準に基づき2015年11月9日に公表したタームシートに効力を与え、「自己資本及び適格債務最低基準」に適用される要件を修正する。現在及び新規の内容両方の実施、発行会社及び/又はグループ等の金融機関へのそれらの適用又はそれらに基づく措置の実施は現時点では不明確である。

加えて、関連破綻処理当局が発行会社及び／又はグループによる破綻処理可能性に障害が存在し得ると判断した場合、より高いIMREL要件が課される可能性がある。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

1. 2026年上半期の経済環境及び規制環境

1.1 経済環境

2026年上半期：ホルムズ海峡の封鎖により世界経済が試練に直面

2026年上半期は、米国とイランの紛争激化に大きく左右され、これが世界経済と金融市場における地政学的不確実性の主な要因となった。軍事攻撃、エネルギー供給の混乱やホルムズ海峡をめぐる緊張により、原油価格は急騰し、主要経済圏の大半でインフレ圧力が再燃した。こうした状況のもと、各中央銀行は慎重な姿勢をとった。FRBとイングランド銀行は、全体としては持ちこたえているもののエネルギーショックで弱含んだ経済活動と、再び上向いたインフレとの間で難しい判断を迫られ、政策金利を据え置いた。欧州中央銀行（ECB）は6月、3年ぶりに政策金利を引き上げた。もっとも、6月に米国とイラン間で覚書が署名され、ホルムズ海峡の通航が再開されたことを受けて、エネルギー価格は下落に転じた。並行して、貿易摩擦もなお続き、とりわけ米国では、トランプ政権が複数の司法上の逆風に直面しながらも保護主義的な戦略を追求し続けた。中国では、金融・財政当局の支援を背景に経済活動は比較的堅調を維持し、中国政府は中東の緊張の解決において自らの外交的影響力を強めようとした。

米国とイランの対立に大きく左右された2026年上半期

米国では、2026年上半期は主としてイランとの緊張の激化とその後の段階的な緩和に特徴づけられ、これが金融市場にとって地政学的不確実性の主な要因となった。米軍によるイランのインフラや港湾を標的とした攻撃、地域のエネルギー施設に対するイランの報復、またホルムズ海峡の再開通をめぐる不確実性が、原油価格の急騰を招き、インフレ圧力を再燃させるとともに、米国債利回りの上昇を後押しした（10年物利回りは上半期を通じて約25ベース・ポイント上昇）。その結果、個人消費支出（PCE）物価指数は5月にかけて徐々に上昇し、プラス4.1%に達した。これを受けてFRBは、景気減速への懸念がくすぶる中でも慎重姿勢を維持し、政策金利を3.50～3.75%に据え置く一方で、より引き締め寄りのメッセージを発した。FRBをめぐる話題の中心は、ケビン・ウォーシュ氏のFRB議長就任であった。初の記者会見を受け、市場では同氏はより引き締め的な金融政策を志向する人物と受け止められた。

米国とイランの間で、和平合意への道を開き、ホルムズ海峡における石油輸送の再開を可能にする覚書が公表されたことは、エネルギー市場の緊張やインフレ期待の緩和に寄与した可能性がある。通商面では、ドナルド・トランプ氏の保護主義政策は、米国の最高裁判所が広範な関税措置の一部を無効と判断したことで大きな逆風を受けたが、これにより貿易摩擦が終結したわけではない。トランプ氏は代替的な関税を課すため、他の立法手段や制度を引き続き活用し、カナダやメキシコとの自由貿易協定（USMCA）を更新しない意向も示した。第1四半期の成長が冴えず、労働市場にも一時的な弱さが見られたものの（後者はFIFAワールドカップ開催といった例外的要因を追い風に半期末に持ち直した。）、企業景況感調査は良好な方向を維持し、米国株式市場も底堅さを示した。中東情勢の緊張局面で大きく調整した後、S&P500は企業業績の堅調さ、とりわけ人工知能関連テクノロジー株に対する投資家の根強い熱意に支えられた。

中東の地政学的緊張を受け、ECBは利上げを再開

ユーロ圏では、年初には経済活動は底堅さを保っていたが、その後、中東における地政学的緊張が成長見通しを悪化させるとともに、インフレ圧力を再燃させ、欧州の国債利回りの上昇を招いた。ホルムズ海峡の封鎖とエネルギー価格の急騰を受け、ユーロ圏のインフレ率は加速し、5月にはプラス3.2%に達した。一方で、春先には経済活動に息切れの兆しが見られ、成長の鈍化や、PMI（購買担当者景気指数）が縮小圏へ低下したことがそれを示している。インフレ圧力を受け、ECBは6月の金融政策会合で政策金利を25ベース・ポイント引き上げた。通商面では、米国との関係は引き続き、ドナルド・トランプ氏の政策をめぐる不確実性に左右された。トランプ大統領のグリーンランドをめぐる領土的野心や、新たな関税導入をめぐる緊張により、米国と欧州連合の間のターンベリー貿易協定の批准は遅れた。同協定は、原則として欧州産品に課される関税の上限を15%とするものである。年初は堅調に始まったものの、欧州株式市場は、欧州が中東紛争やエネルギー価格の影響をより強く受けやすいことから大きく下落したが、その後は緊張の緩和を受けて持ち直した。

スイス経済は、スイスフラン高と地政学的な不確実性に圧迫されながらも底堅さを維持

スイスでは、2026年初め、サービス業の好調さと、依然として非常に落ち着いた水準のインフレ率（5月はプラス0.6%）に支えられ、経済活動は一定の底堅さを示した。しかし、スイスフランは安全資産とみなされているため、イランとの紛争の初期には上昇したものの、その後は紛争前の水準に戻った。この動きは、輸出企業や製造業の競争力の重しとなった。この点については、スイス国立銀行（SNB）のマルティン・シュレーゲル総裁も直近の金融政策会合で強調している。こうした状況のもと、SNBは政策金利を0%に据え置く一方、物価安定を損なうおそれのあるスイスフランの過度な上昇を防ぐため、外国為替市場への介入を行う意向を改めて示した。

エネルギーショックと地政学的環境の悪化で脆弱化したフランス経済

フランスでは、政府が年初に2026年度予算を成立させたことで予算面の不確実性が後退し、10年物のフランス国債（OAT）とドイツ国債（Bund）スプレッドは一時的に縮小した。しかし、経済活動は依然として脆弱なままだった。2025年末には底堅い成長を示していたものの、その後は中東紛争とエネルギー価格の急騰が徐々にフランス経済の重しとなった。PMI調査ではサービス部門の著しい悪化が示された一方、製造業が受けた恩恵は、イランでの戦争によるサプライチェーンの混乱に備えた企業の在庫積み増しによる一時的なものにとどまった。その結果、第1四半期の経済成長率は、消費、投資、とりわけ輸出の減少に押され、マイナスとなった。同時に、エネルギー価格の上昇を受けてインフレ率は再び上向き、5月にはプラス2.4%に達したが、なおユーロ圏全体の水準は下回った。財政事情が悪化する中、政府は、エネルギーショックと景気減速の影響を最も受けやすい部門を対象とした複数の支援策を打ち出した。

政治的緊張と金融政策をめぐる不透明感に特徴づけられた、英国の2026年上半年期

英国では2026年上半年期、経済活動には強弱が入り交じり、インフレ率は依然として目標を上回り、政治的緊張も高まった。サービス部門の持ち直しに支えられて年初は比較的堅調だったが、その後は成長が徐々に減速した。雇用者数の減少や失業率の上昇が示すように、労働市場は引き続き脆弱だった。インフレ率は春にかけて鈍化したものの、中東の地政学的緊張やエネルギー価格の上昇を背景に、引き続き警戒対象となっていた。こうした状況の下、イングランド銀行は上半期を通じて政策金利を据え置く一方、インフレリスクに対してはより引き締め寄りの姿勢を示した。英国国債利回りは、イランと米国の紛争の初期にはインフレ懸念から、その後は政治的不安定化を背景に上昇した。実際、上半期を通じて政治情勢は明らかに悪化した。複数の論争、労働党内で深まる対立、及び地方選での敗北によって立場が弱まっていたキア・スターマー氏は、最終的に首相を辞任した。党首後任候補である労働党のアンディ・バーナム氏（グレーター・マンチェスター市長）は、自らが率いる可能性のある新政権の財政・経済政策をめぐる投資家の懸念を払拭できず、そのことが英国国債利回りの高止まりと市場の警戒感の強まりにつながった。

地政学的な不透明感の中でも中国経済は底堅さを維持

中国の2026年上半年期は、当局による経済支援の継続に特徴付けられた。中国人民銀行は年初、緩やかな金融政策を維持する方針を確認した。経済活動は全体として底堅く、第1四半期の成長率はプラス5%に達し、春にかけて製造業関連の指標も徐々に改善した。これは、内需の持続的な弱さ、不動産部門の困難、依然として低迷する家計心理を、外需が補ったためである。インフレ率は、エネルギー価格の上昇に伴う小幅な上昇はあったものの、引き続き落ち着いた水準にとどまった。最後に、米中関係には緊張緩和の兆しもみられ、上半期中に両国間の通商協議が再開され、ドナルド・トランプ氏と習近平氏の会談も行われた。

コモディティ市場では、中東の地政学的緊張を背景に、エネルギー市場の大きな変動が上半期を通じて目立った。ホルムズ海峡を経由する輸送の混乱と湾岸諸国でのエネルギー生産への支障を受け、第1四半期には価格が急騰し、ブレント原油は1バレル＝100ドルを超え、欧州のガス価格も大幅に上昇した。第2四半期には、米国とイランの間で交渉が始まり、停戦が成立し、さらに海峡の通航再開を可能にする議定書が調印されたことで、相場は落ち着きを取り戻した。ブレント原油は1バレル＝73ドル前後、欧州のガス価格は1MWh＝43ユーロまで低下した。年初には米国の政策金利引き下げ期待を背景に大きく上昇していた金価格も、イランでの戦争開始後には反落した。これは、中央銀行による金融引き締め観測の高まりに加え、ドル高進行を受けて自国通貨を防衛するため、中央銀行が金の買い入れを停止したためである。

1.2 規制環境

規制は、市場の安定性、金融機関の健全性、及び消費者保護に貢献している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルが事業を行っている国々や欧州の、及び国際的な規制環境は、マクロ経済環境、技術開発、及び新たなリスクの出現（特に気候変動に関するもの）に適應するために絶えず変化している。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの各事業部門のチームは、自社の活動が規制に準拠するよう確保し、このような規制の変化への対応に全力を尽くしている。

2026年年初における顕著な事象は、引き続き政治的、地政学的に不安定な状況（中東紛争により状況悪化）と、特に米国との貿易摩擦である。このため、特にレジリエンスの課題を考慮することが重要となっている。

バーゼル 改革の最終決定に伴う健全性枠組みの変化及びソルベンシー・リスクに対する規制上のアプローチ

バーゼル委員会が定めた最終的基準に由来し、バーゼル として知られる規則は、2025年1月1日から段階的に施行されている。CRR として知られる2024年5月31日付規則（EU）2024 / 1623は、欧州連合の全加盟国に直接適用される。欧州銀行監督機構（EBA）は、技術的実装基準（ガイドラインと勧告）の作成を担当し、2025年初頭からその基準案に関する諮問を開始した。CRD として知られる2024年5月31日付指令（EU）2024 / 1619は、2026年4月8日付命令第2026-255号によりフランス国内法化された。FRTB（トレーディング勘定の抜本的見直し）として知られる、市場リスクに関する新たな規則は、欧州連合がその適用を2027年1月1日まで延期することを決定したため、同日に発効する。ただし、6月初旬に欧州委員会は、委任法令を通じて実施を2029年12月31日まで延期することを提案した。欧州議会及び欧州連合理事会が3ヶ月以内に異議を申し立てない限り、この提案は発効する。

信用リスクに関して言えば、この改革により標準的手法の下での信用リスクに対する自己資本要件の計算パラメータが更新され、より正確で詳細なものになる。

同指令はまた、市場リスクに対する標準的手法を変更し、オペレーショナル・リスクに関連するRWA⁽¹⁾の算定に標準的手法を用いることを求めている。

資本フロア（アウトプット・フロア）の段階的発効により、自己資本要件は標準的手法と内部手法の両方に基づいて決定しなければならず、最終的に標準的手法に基づいて算出された金額の72.5%を下回ってはならない。

流動性リスクについては、2025年6月17日付規則（EU）2025 / 1215により、自己資本要件に関するCRR規則において定めるとおり、特定の証券取引に適用される安定調達係数（NSFR）が確立された。当初、これらの安定調達要件は2025年6月28日から引き上げられる予定であった。

EBAは5年ごとにこれらの軽減された要件の維持の妥当性を再評価する予定であり、結果としてこれらの要件は引き上げ又は引き下げとなる可能性がある。

オペレーショナル・リスクについては、EBAは、複数のガイドラインの改訂による規制枠組みの変更を開始した。この目的を達成するため、EBAは2025年に諮問を行った。これに該当するガイドラインは、第三者サービスプロバイダーに関連するリスクの管理、健全性上の連結範囲に含まれる付帯的サービス会社の定義、及びリテール・バンキング商品の監督・ガバナンス整備へのESG問題及びグリーンウォッシング・リスクの組み込みに関するものである。

2026年初頭、欧州委員会は欧州の銀行セクターの競争力に関するパブリック・コメントの募集を開始した。この意見募集は報告書の基礎となるものであり、欧州の銀行の安定性を損なうことなく欧州の健全性規則を簡素化する方法を特定することを目的としている。欧州中央銀行（ECB）及び欧州銀行監督機構（EBA）も、特に報告機関による情報開示に関して、手法を簡素化する方法についての議論を開始した。EBAはまた、特に信用リスクに関する規則の簡素化についての議論を開始した（2026年2月に公表されたディスカッション・ペーパー）。

これと同時に、2025年下半期に、EBAは金融機関の内部ガバナンスに関するガイドラインの更新についてパブリック・オピニオンを募集した。EBAが提案した改訂版は、特に経営体の構成員の職務と機能の正式決定及び利益相反の防止と管理における要件を強化するものである。

EBAが2025年に関して行ったEU全体にわたるストレス・テストの結果は、2025年8月1日に公表された。このストレス・テストは、現在の不安定な地政学的環境及びマクロ経済環境における欧州の銀行セクターのレジリエンス評価を目的として行われた。悪化シナリオでは、地政学的緊張の大幅な悪化と、それに伴うコモディティ及びエネルギーの価格上昇、各国政府による保護主義的措置の実施を想定している。このストレス・テストの結果、欧州の銀行が極めて高いレジリエンスを有していることが確認された。2026年については、ECBは、地政学的リスクに焦点を当てたストレス・テストの実施を発表し

た。このストレス・テストの一環として、銀行は普通株式等Tier 1（CET 1）資本を少なくとも300ベース・ポイント悪化させる可能性のある地政学的シナリオを特定しなければならない。このストレス・テストの結果は2026年夏に公表される予定である。

最後に、2025年11月、ECBは同年度中に実施した監督上の検証・評価プロセス（SREP）の結果を公表した。この結果によれば、観測された指標は前年度と比べて概ね安定していたことがわかった。ECBは、信用リスク、内部ガバナンス、自己資本規制、オペレーショナル・リスクを指摘した。同時に、ECBは2026年～2028年の健全性上の優先事項を公表した。ECBは特に地政学的リスクを重視し、第一に地政学的リスクやマクロ経済の不確実性に対するレジリエンス、第二に情報通信技術（ICT）における事業のレジリエンスと能力の強化を優先事項としている。

さらに、2025年に開始されたECBの健全性SREPの改革は2026年も継続しており、よりの絞った、効果的で透明性があり、現在のリスクに適応した監督を目指している。この見直しにより、主要なリスクに焦点を当てたより簡潔な決定が下され、気候リスク、環境リスク、及び地政学的リスクへの考慮が強化されることになる。さらに、2026年6月末、EBAはESGリスク及び情報通信技術（ICT）関連リスクに関する規定を盛り込むことで、各機関の規模・特性に見合った、より機関別のアプローチを可能にすることを目的として、監督上の検証及び評価プロセス並びにストレス・テストに関するガイドラインを更新した。

(1) リスク加重資産

気候リスクとESGリスクの管理要件

ECBは、2025年から2027年にかけての監督上の優先事項の一つとして、気候関連リスクと環境リスク（C&E）の管理について引き続き検討している。CRD / CRR 改革では、銀行に対して、期限付きの目標を伴う移行計画の策定を要求している。2025年1月、EBAはESGリスクの管理に関するガイドラインを公表し、これは2025年11月に公表されたESGリスクシナリオ分析に関するガイドラインで補完された。EBAは、商品の監督とリテール・バンキング商品のガバナンスの整備に関するガイドラインの改訂（ESG問題とグリーンウォッシングのリスクを反映させるため）に関するパブリック・オピニオンを募集した。2026年6月末に実施予定のEBAの監督上の検証及び評価プロセス（SREP）及びストレス・テストに関するガイドラインの更新には、ESGリスクに対処する規定が盛り込まれている。銀行、金融市場、保険に関する欧州監督機構合同委員会（ESAs合同委員会）は、2026年1月初旬にESGストレス・テストに関するガイドラインを公表した。

欧州委員会は、「Fit - for - 55」パッケージが示唆する移行リスクに関連して、金融セクターの中期的なレジリエンスを評価するため、2023年から2024年にかけてストレス・テストを実施することを、欧州の3つの監督機関に義務付けていた。このストレス・テストの結果は2024年11月に公表され、欧州の銀行のレジリエンスが比較的高いことを実証する一方で、マクロ経済ショックと結びついた悪化シナリオの潜在的な破壊的影響を示した。

オムニバス として知られる2026年2月24日付指令（EU）2026 / 470は、CSRD（企業サステナビリティ報告指令）及びCS3D（企業のサステナビリティ及び人権に関するデュー・ディリジェンス指令）を改正し、企業の規制負担を軽減することで、これらの指令の実施を容易にし、競争力を強化するものである。

2023年12月にフランス国内法化されたCSRDは、サステナビリティ報告の質と比較可能性の強化を目的としている。同指令は、2017年のNFRD（非財務報告指令）に代わるもので、非財務業績報告に関して企業が遵守しなければならない新たな義務が含まれている。その施行は当初2025年に予定されていたが、企業報告の簡素化措置の採用と新规定の実施を可能にするため、2年間延期された（ただし、2024年度の情報開示を対象として2025年から第1波の対象となる企業（金融機関を含む。）は、CSRDを直ちに適用しなければならない。）。オムニバス 指令により、その適用範囲は従業員1,000人超かつ収益450百万ユーロ超の企業に限定された。

CS3Dとして知られる2024年6月13日付指令（EU）2024 / 1760は、取引先や下請け業者との関係を含め、企業活動から生じる悪影響を緩和するための措置を講じることを要件とし、欧州企業に企業デュー・ディリジェンスの義務を課している。その実施期限は1年延長され、2027年7月26日までとなり、オムニバス 指令により、その適用範囲は従業員5,000人超かつ収益15億ユーロ超の企業に限定された。

これらの簡素化措置に加えて、欧州サステナビリティ報告基準（ESRS）の改革も現在検討中である。

同時に、欧州委員会は、温室効果ガス排出量の削減目標へのコミットメントを維持し、2025年2月に、2040年までに排出量を90%削減するという目標に関する勧告を発表した。2050年までのカーボンニュートラル達成という最終目標は変更されていない。

2023年末に諮問に付されたSFDR（サステナブルファイナンス開示規則）の規定は、特にその適用を簡素化し、全ての文書（ファンド名に関するESMAガイドライン、CSRDなど）の間の整合性を確保するために改訂される予定である。欧州委員会は2025年11月に改訂案を発表した。欧州連合理事会は2026年6月に同提案に対する立場を採択した。改訂案はその後欧州議会に提出され、機関間交渉（「トリローグ」）が開始される前に欧州議会でも投票に付される予定である。

2026年6月末、EBAは商品の監督とガバナンスに関するガイドラインを更新し、ESG要件及びグリーンウォッシング・リスクへの対応を強化した。

特定の技術に関する事業のレジリエンスとリスク管理

情報通信技術（ICT）の利用は、企業のサービス品質と業務効率の向上につながる。しかしながら、かかる技術の重大性とその統合は、特有のリスクを生み出す。したがって、銀行は、ITシステム、サードパーティ・サービス、及び革新的技術に対する業務の依存度の高まりに起因する脆弱性及びリスクに警戒する必要がある。

2025年1月17日から適用されているデジタル・オペレーショナル・レジリエンス法（DORA）規制は、デジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する規制の枠組みを構築するものであり、金融機関は情報通信技術に関連するいかなる深刻な業務上の混乱にも耐え、対応し、回復できることを保証しなければならない。この規制には、その実施を支援するいくつかの規制技術基準（RTS）が付帯しており、金融セクターの機関に課される義務の内容を具体的に定めている。この法的枠組みは、欧州連合にレジリエンスの強化を迫る地政学的安全保障リスクの観点から、今後変化していく可能性がある。このため、欧州委員会は2025年3月に危機への備えに関するEU戦略を発表した。

人工知能に関する調和規則を定めた2024年6月13日付規則（EU）2024/1689は、EUにおける人工知能利用の法的枠組みを確立するものであり、人工知能の利用を希望する銀行に対し、人工知能ツールのリスク水準に応じた分類と、その利用に伴うリスクの軽減措置の適用を要件としている。その目的は、人工知能の使用が欧州市民、特にその健康、安全、基本的権利の尊重に害を及ぼさないようにすることである。潜在的なリスクにより容認できないとみなされるAI慣行の禁止に関する規定は、2025年2月に施行された。欧州委員会は、デジタル・オムニバス規則に関する提案の一環として、2025年末に、リスクの高いAIシステムに関する規則（EU）2024/1698の一部規定の発効の延期を提案した。欧州委員会の提案が採択された場合、これらの規定は当初の予定より16ヶ月遅れの2027年12月まで発効しない。この提案に関する政治的合意が2026年5月に発表された。

コンプライアンスと顧客保護

2023年5月、欧州委員会はリテール投資に関する一連の施策を提案した。これらの施策は、リテール投資戦略指令として知られる改正「オムニバス」指令で構成されている。この指令は、既存の規則（MiFID 指令、DDA指令、UCITS指令、AIFM指令、及びソルベンシー 指令において規定され、PRIIPs規則を改正する改正規則で補完される）を改訂するものであり、以下を目的とする多くの施策について規定している。

- ・ 投資商品・サービスに関する個人投資家への情報提供の改善
- ・ 標準化された表示や用語を課すことによるコストの透明性と比較可能性の向上
- ・ 詐欺的な商慣行からの個人投資家の保護
- ・ 金融アドバイザーの高い専門資格の維持
- ・ 助言なしに行われた販売に対する誘因報酬の禁止等による投資商品の販売における潜在的な利益相反の是正

最後に、販売業者の報酬は、より厳格なセーフガードとより高い透明性要件に従うものとなる。リテール投資戦略に関する交渉は2026年上半期も継続した。

遠隔で締結される金融サービス契約に関する2023年11月22日付指令（EU）2023/2673は、金融商品及び金融サービスの遠隔販売に適用される法的枠組みを刷新するものである。特に、同指令は、消費者にとって不利な選択を誘導しないオンラインインターフェースの設計を企業に求めるものである。この指令は、2026年1月5日付命令第2026-2号によりフランス国内法化された。新たな規則は2026年6月19日から適用されている。

消費者金融契約に関する2023年10月18日付EU指令2023 / 2225は、2025年9月3日付命令第2025-880号により国内法化された。同指令は、契約前の情報提供の改善、貸手と仲介業者向けの新たな行動規則の導入、及び信用コストと金利に関するより厳格な枠組みの規定によって、借手の保護を強化するものであり、消費者金融規則の適用範囲を全ての銀行当座貸越に拡大する。

2025年11月6日付法律第2025-1058号は、銀行詐欺の防止に特化したものであり、特に疑わしいIBAN（国際銀行口座番号）に関する全国的データベースの構築を定めている。この仕組みは2026年5月に運用が開始された。

マネーロンダリング及びテロ資金供与防止（AML / CFT）は、このテーマに関する第6次欧州指令と2つの欧州規則からなるAMLパッケージが2024年に公表されるとともに、大きな変化を遂げた。

この立法パッケージには、欧州のAML / CFT対策機関（AMLA）の設立が含まれている。欧州マネーロンダリング対策機関を設立する規則は、その組織と任務を定めている。その任務には、最もリスクの高い金融機関に対する直接的な監督と、各国の監督当局による監督を通じたそれ以外の機関に対する間接的な監督が含まれる。2024年6月に発足したこの新たな機関は、金融情報機関の間の情報交換を調整しながら、規制の一貫した適用を確保する責任を担っている。この機関は段階的に運用を開始し、2028年1月1日から直接監視の任務を遂行していく予定である。

最後に、2027年7月10日から適用される単一規制を含むパッケージは、民間部門におけるマネーロンダリング及びテロ資金供与防止の義務を強化するものである。この規制は、例えば暗号資産に関連する活動に対する新たな義務を定めている。また、この規制は、とりわけ、高リスク顧客（富裕層個人顧客）という新たなカテゴリーを導入したり、政治的影響力のある人物の定義の対象を拡大したりすることで、顧客及び実質的保有者に対するデュー・ディリジェンスの義務を強化している。

ウクライナでの戦争が要因となり、2026年上半期にEUはロシアに対する新たな制限措置を採択した。これにより、2026年4月にロシアに対する第20次制裁が採択された。ベラルーシに対する追加措置も採択された。

資産の回収と没収に関する2024年4月24日付指令（EU）2024 / 1260は、EUにおける凍結及び差押措置の効果を高め、被害者の補償を迅速化するものである。

金融市場：暗号資産市場の規制と中央清算機関に適用される枠組みの強化、及び証券化の法的枠組みの見直し

デジタル資産規制に関しては、MICAとして知られる2023年5月31日付規則（EU）2023 / 1114が、2024年12月30日に発効した。同規則は、暗号資産の発行及び暗号資産に関連するサービスの提供に関する法的枠組みを定め、大半の事業者を認可制度の対象としている。また、同規則は、暗号資産の移転のトレーサビリティについて規定し、AML / CFT及び顧客保護の観点での義務を導入している。

指令（EU）2024 / 2994及び規則（EU）2024 / 2987を含む欧州市場インフラ規則（EMIR）3パッケージは、とりわけEUの清算システムの魅力とレジリエンスの向上を目的としている。第三国に設立された清算機関がEU域内で清算サービスを提供する可能性は残されるものの、一定の閾値を超える清算機関に対しては、EU域内に設立された中央清算機関に稼働口座を開設する義務が導入される。

保険セクターに対する規制

保険セクターにおいて、顧客の要件やニーズに対して不適切な契約を販売することは、監督当局にとって中心的な懸念事項である。欧州委員会は、リテール投資戦略オムニバス指令に係る提案により、投資性保険商品の販売における利益相反をより適切に防止するという目標を追求している。販売業者は、顧客の利益が尊重されていることを証明しない限り、手数料という形で報酬を得ることができなくなる。

同時に、2024年にACPRIは、2つの指針を公表した。保険商品の監督とガバナンス（POG）指針（特に費用対効果の観点に関するもの）、及び助言義務を遂行し、かつ個別の推奨サービスを提供するための顧客情報の収集に関する指針である。

その他の主な規制プロジェクト

進行中又は準備中の規制プロジェクトは、今後数年間にわたり、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの業務に重大な影響を及ぼす可能性がある。

- ・ 欧州のFIDA（金融データアクセス）規制案は、金融セクターの他の企業や金融情報サービスプロバイダーとの間で金融データの共有を確立することを目的としている。このプロジェクトは2025年初頭に三者協議の段階に入り、欧州委員会、欧州議会、欧州連合理事会の各機関がそれぞれ意見を表

明している。このイニシアチブは金融セクターにとって重要な問題であり、最終的な文言に関する政治的合意は未だに形成されていない。データの共有は、顧客が契約した金融商品や金融サービスに関連するあらゆるデータを対象としており（オープンファイナンス）、決済口座関連のデータに限定されている現在のオープンバンキング規制よりも範囲が広がることになる。

- ・ 決済サービスに関するPSD 3 指令案及び欧州決済サービス規則案（PSR）は、欧州の決済市場における競争水準の向上、詐欺対策の強化、ユーザーの権利強化、オープンバンキングサービス（金融機関が収集したデータを他企業と共有すること）の競争力の向上を目的としている。これらの草案については2025年末に政治的合意に達しており、2026年には最終的に採択が可能となる見込みである。
- ・ デジタルユーロの導入に関する欧州委員会の計画。この計画については金融セクターの関係者と当局の間で議論が続いており、欧州委員会は2023年に一連の法案を提出した。欧州連合理事会は2025年12月にこの法案について意見を表明しており、欧州議会の経済・金融委員会（ECON）は2026年6月に同提案を承認した。同時に、欧州中央銀行は当該システムの運用方法の詳細について作業を行っている。デジタルユーロ発行の決定は、法案が採択、公表されて初めて可能となる。
- ・ 2025年12月に欧州委員会が提案した市場統合・監督パッケージ（MISP）は、貯蓄・投資連合（SIU）構想の一環であり、金融商品の欧州単一市場の確立を目的としている。この目的のため、加盟国間の残存する規制上の障壁を除去し、ESMA（欧州証券市場監督局）の下で金融市場の欧州レベルの監督を確立するための措置が提案されている。

2. BFCMの業務及び連結業績

以下に記載の増減率は、特段の記載が無い限り前年度同期比の数値である。

2.1 連結損益計算書の分析

（単位：百万ユーロ）	連結範囲を同一として比較した場合の変動			
	2026年 6月30日	2025年 6月30日	変動	変動
純収益	7,401	6,549	+13.0%	+6.9%
一般営業費	-3,861	-3,405	+13.4 %	+6.6 %
営業総利益 / （損失）	3,540	3,144	+12.6%	+7.3%
リスク費用	-1,103	-782	+41.2 %	+23.7 %
確定済リスク費用	-1,000	-733	+36.4 %	+26.6 %
未確定リスク費用	-104	-49	2.1倍	-19.9 %
営業利益	2,436	2,363	+3.1%	+1.8%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損益 / のれんの変動	39	39	-0.8 %	-1.6 %
税引前利益	2,475	2,402	+3.0%	+1.8%
法人税	-685	-764	-10.3 %	-11.9 %
当期純利益	1,789	1,638	+9.3%	+8.1%
非支配持分	201	191	+5.3 %	+5.3 %
グループに帰属する当期純利益	1,588	1,447	+9.8%	+8.1%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社の当期純利益に対する持分相当額

純収益

2026年6月30日現在、BFCMの純収益は、銀行ネットワーク及びコンシューマー・ファイナンスが引き続き成長したことにより、2025年度上半期比13.0%増（連結範囲を同一として比較した場合は6.9%増）の7,401百万ユーロであった。

リテール・バンキングの収益は、フランス及びベルギーの銀行ネットワークの高い寄与、OLBの初度連結、並びにコンシューマー・ファイナンスに牽引され、20.4%増加した。この改善の実現は、純利息マージンの増加及び手数料の増加によるものである。

純収益に対する保険事業の寄与は、831百万ユーロ（1.1%増）であり、損害保険及び生命保険を含む全ての事業分野が成長に貢献した。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキングは、純収益が全体で1.7%増となり、両事業が貢献した。アセット・マネジメントは純流入により1.1%増、プライベート・バンキングは手数料が堅調に増加したことにより2.2%増であった。

CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキングは、2025年6月比で純収益が若干減少し、641百万ユーロであった。

プライベート・エクイティ事業の総収益は、2025年度上半期を下回ったものの、171百万ユーロと堅調を維持した。

一般営業費及び営業総利益

2026年度上半期の一般営業費は、13.4%増のマイナス3,861百万ユーロであった。連結範囲を同一として比較し、非経常項目を除く場合、増加率は2.7%増に留まった。

シザース効果はわずかにプラスとなり、費用収益比率は52.2%とほぼ同水準を維持した。連結範囲を同一として比較し、非経常項目を除く場合、50.0%であった。

営業総利益は12.6%増の3,540百万ユーロであった。

リスク費用及び営業利益

2026年6月30日現在、リスク費用はマイナス1,103百万ユーロであった。

その内訳は、確定済リスク費用（ステージ3）に対する引当金マイナス1,000百万ユーロ、正常貸出金（ステージ1及び2）に対する未確定リスク費用（将来のリスクに対する引当金）マイナス104百万ユーロであった。

2026年6月30日現在、確定済リスク費用は36.4%増加となった。この大幅な増加は、銀行ネットワーク及びコンシューマー・ファイナンスにおけるリスク費用の増加に加え、OLBの初度連結が重なった結果によるものである。連結範囲を同一として比較した場合は26.6%の増加であった。これは、2025年度上半期において、ある市場案件が正常先区分へ復帰したことに伴う戻入りの効果があったためである。当上半期中、銀行ネットワークは、複数の市場案件（中堅企業）及び中小企業セグメントにおけるリスクの増大により悪影響を受けた。コンシューマー・ファイナンスは、依然として確定済リスク費用の大部分（60%）を占めている。専門事業分野の確定済リスク費用はマイナス28百万ユーロと低水準であった。

税引前利益

収益の増加がリスク費用の増加を相殺した。税引前利益は前年度同期比3.0%増の2,475百万ユーロであった。

当期純利益

法人税（2025年度上半期のマイナス764百万ユーロに対して2026年度上半期はマイナス685百万ユーロ）は、課税ベースの一部変更に伴う利益に対する特別税の軽減により、プラスの影響を受けた。BFCMは、2026年6月30日時点で139百万ユーロの追加税負担を負っている。

当期純利益は9.3%増の1,789百万ユーロであった（連結範囲を同一として比較した場合は8.1%増）。

事業分野別業績の分析

以下の活動は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの組織構造に対応するものである。「第一部 企業情報 / 第6 経理の状況 / 1 中間財務書類 / 注記2「事業分野別及び地域別損益計算書の分析」及び注記3「連結の範囲」」を参照のこと。これらの注記では、採用された事業区分の集約が示されている。

リテール・バンキング

リテール・バンキングの純収益は、20.4%増（連結範囲を同一として比較した場合は11.4%増）の5,329百万ユーロであった。一般営業費はマイナス3,009百万ユーロで、13.0%増（連結範囲を同一として比較した場合は4.4%増）と純収益の増加率を下回った。リスク費用はマイナス1,076百万ユーロに増加した。そのうち、マイナス972百万ユーロは確定済リスク費用に関するものであった（35.7%増、連結範囲を同一として比較した場合は25.7%増）。未確定リスクに関する費用はマイナス105百万ユーロであった。

リテール・バンキングの当期純利益は、13.2%増（連結範囲を同一として比較した場合は10.8%増）の853百万ユーロであった。

保険

保険業務純収益は1.1%増加した。自己資本ポートフォリオにおける金融所得の増加は、保険引受収益の減少によって一部相殺された。損害保険は、保険料の引き上げ及び自動車保険の事故発生率の低下に支えられ、回復が続いた。生命保険では、保険金支払備金の再評価に伴う利益（戻入益）が2025年に比べて縮小した。

一般営業費（マイナス90百万ユーロ）は、契約に帰属しない費用のみであった。

当期純利益への寄与は、2025年6月末比6.9%増の529百万ユーロであった。

アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング

両事業の純収益合計は、双方が好調に寄与したことにより、1.7%増の678百万ユーロとなった。内訳としては、アセット・マネジメント事業が、純流入に支えられて1.1%増、プライベート・バンキング事業が、手数料の順調な増加により2.2%増となった。

一般営業費は2.2%増のマイナス509百万ユーロであり、そのうちプライベート・バンキングが3.1%増、アセット・マネジメントが1.2%増となった。リスク費用はマイナス14百万ユーロであった。

当期純利益は、121百万ユーロであった（2025年度上半期は129百万ユーロ）。

CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキング

2026年1月1日より、CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキング（CIC CIB）は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルのコーポレート・バンキング及び資本市場（商取引及び投資業務）に関する全ての専門知識を単一ブランドに統合した。

2026年6月30日現在、CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキングの純収益は641百万ユーロであり、2025年6月末比1.6%の若干減であった。一般営業費は抑制されていた（5.9%増）。リスク費用は、2025年6月の純戻入れに対し、主に2つの市場案件に対する引当金によりマイナス13百万ユーロと極めて低い水準にとどまった。

その結果、税引前利益は、2026年6月末現在367百万ユーロに減少した（2025年6月末の418百万ユーロ）。当期純利益は、2026年6月末時点で280百万ユーロと同水準を維持した。

プライベート・エクイティ

財務面では、2026年度上半期に、フランス国内外の約40件の案件に205百万ユーロを投資した。売却額は193百万ユーロであった。このバランスの取れたアプローチは長期的にも明らかであり、過去3事業年度で16億ユーロ超が各地域に投資され、同額が持分投資の売却を通じて回収された。

2026年度上半期の当期純利益に対する寄与は129百万ユーロであった。

2.2 2026年度上半期の活動における変動

2026年6月末現在、顧客預金残高合計は3,144億ユーロで、2025年12月31日比6.3%増であった。連結範囲を同一として比較した場合、預金残高は若干減少した。仲介預金は上半期中に972億ユーロに増加し、住宅ローン貯蓄契約及びリヴレ・ブリュ（Livret Bleu）・リヴレ・A（Livret A）預金通帳口座の減少を部分的に相殺した。上半期の当座預金口座残高は1,476億ユーロであった。

貸出金残高は、OLBの初度連結が要因となり6ヶ月間で8.5%増の3,822億ユーロであった。連結範囲を同一として比較した場合は1.5%増であった。

貸出金残高全体の35%を占める住宅貸出残高は1,354億ユーロに増加した。連結範囲を同一として比較した場合、コンシューマー・ファイナンスは3.7%増、設備投資用貸出金残高は2.9%増、リースはほぼ横ばいの0.4%増であった。

2.3 算定方法に関する注記

セグメントの変更

- 2026年1月1日より、コーポレート・バンキング及び資本市場事業は単一名称「CIC・コーポレート&インスティテューショナル・バンキング」に統合された。したがって、各専門事業分野のセグメント別損益計算書の内訳は以下のとおりである。

「専門事業分野」セグメントにおける事業分野の詳細 - 過去の表示：

2025年12月31日	アセット・マネジ メント及びプライ ベート・バンキン グ	コーポレート・ バンキング	資本市場	プライベート・ エクイティ	専門事業分野合 計
-------------	---------------------------------------	------------------	------	------------------	--------------

新規表示：

2026年 6月30日	アセット・マネジ メント及びプライ ベート・バンキン グ	CIC・コーポレート & インスティ テューショナル・バンキング	プライベート・エ クイティ	専門事業分野合 計
-------------	---------------------------------------	-------------------------------------	------------------	--------------

- OLBの連結化に伴い、「リテール・バンキング」事業分野の表示が更新され、「うちドイツ国内のリテール・バンキング」の新しい列が追加された。

「リテール・バンキング」セグメントにおける事業分野の詳細 - 過去の表示：

2025年12月31日	銀行ネットワーク	コンシューマー・ クレジット	事業分野の子会社	リテール・バンキング 合計
-------------	----------	-------------------	----------	------------------

タルゴバンクの主要事業体の内訳及びOLBの事業体の連結状況を示す新規表示：

2026年 6月30日	銀行ネットワーク	コンシューマー・ クレジット	事業分野の子会社	リテール・バンキン グ合計	うちドイツ国内の リテール・バンキ ング
うちタルゴバンクの 事業体	タルゴバンクの コーポレート・バ ンキング オルデンプルクラン デスバンクAG	タルゴバンクのリ テール	ドイツにおける ファクタリング及 びリース ウェザー・ファン ディング S.A. (Weser Funding S.A.)		タルゴバンクの コーポレート・バ ンキング オルデンプルクラン デスバンクAG タルゴバンクのリ テール ドイツにおける ファクタリング及 びリース (Weser Funding S.A.)

連結範囲を同一として比較した場合の変動

連結範囲を同一として比較した場合の変動は、2026年 6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの連結範囲に追加された事業体、すなわちオルデンプルクランデスバンク（OLB）、ウェザー・ファンディングSA（リテール・バンキング・セグメント）、及びトランスアトランティック・プライベート・ウェルスLLC（Transatlantique Private Wealth LLC）（アセット・マネジメント及びプライベート・バンキング・セグメント）の数値を除外して算出されている。

BFCM

	実績 2026年 6月30日	連結範囲の 変動	2026年 6月30日 連結範囲の 変動を除く	実績 2025年 6月30日	変動	連結範囲を 同一として比 較した場合の 変動
(単位：百万ユーロ)						
純収益	7,401	399	7,001	6,549	13.0%	6.9%
一般営業費	-3,861	-233	-3,629	-3,405	13.4%	6.6%
営業総利益 / (損失)	3,540	167	3,373	3,144	12.6%	7.3%
リスク費用	-1,103	-136	-967	-782	41.2%	23.7%
営業利益	2,436	31	2,405	2,363	3.1%	1.8%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損 益 / のれんの変動	39	0	38	39	-0.8%	-1.6%
税引前利益	2,475	31	2,444	2,402	3.0%	1.8%
法人税	-685	-12	-673	-764	-10.3%	-11.9%
当期純利益	1,789	19	1,770	1,638	9.3%	8.1%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社の当期純利益に対する持分相当額

リテール・バンキング

(単位：百万ユーロ)	実績 2026年 6月30日	連結範囲の 変動	2026年 6月30日 連結範囲の 変動を除く	実績 2025年 6月30日	変動率	連結範囲を 同一として比 較した場合の 変動
純収益	5,329	396	4,933	4,427	20.4%	11.4%
一般営業費	-3,009	-231	-2,778	-2,662	13.0%	4.4%
営業総利益 / (損失)	2,320	166	2,155	1,765	31.5%	22.1%
リスク費用	-1,076	-136	-940	-801	34.4%	17.4%
営業利益	1,244	29	1,215	964	29.0%	26.0%
その他の資産及びECC ⁽¹⁾ に係る純損 益 / のれんの変動	-1	0	-1	0	有意差なし	有意差なし
税引前利益	1,243	30	1,213	964	29.0%	25.9%
法人税	-390	-12	-379	-211	85.4%	79.9%
当期純利益	853	18	835	753	13.2%	10.8%

(1) ECC = 持分法適用会社 = 持分法適用会社の当期純利益に対する持分相当額

2.4 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業体との取引

2026年6月30日現在、BFCMの連結営業総利益には、BFCMの連結範囲に含まれないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル傘下の事業体（主に地域金庫及びCFCM）との間で実施された取引に関連するマイナス378百万ユーロの損失が含まれている。

これらの取引に係る純支払利息は、2026年6月30日現在プラス135百万ユーロであった（2025年6月30日現在のマイナス31百万ユーロ）。

正味手数料収入はマイナス10百万ユーロであった。これらの事業体が計上したその他の活動に係る純費用は、2026年6月30日現在マイナス384百万ユーロであった（2025年度上半期はマイナス221百万ユーロ）。一般営業費は、2026年6月30日現在マイナス119百万ユーロであった（2025年6月30日現在マイナス97百万ユーロ）。

2026年6月30日現在の、BFCMの連結範囲に含まれないクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル傘下の事業体に対する融資残高は323億ユーロであった。

2.5 最近の動向と見通し

報告期間後の事象

火災：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは顧客及び構成員を支援するための緊急措置を強化⁽¹⁾

火災発生以来、クレディ・ミュチュエル、CIC、及びアシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルの現地チームは、影響を受けた構成員、顧客及び保険契約者への支援に当たっている。事態の深刻さを踏まえ、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、被害を受けた全ての地域において対応を継続しつつ、緊急対応体制を強化しており、これにはクレディ・ミュチュエル（14の提携連合体）及びCICの銀行ネットワーク、並びにアシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエルが連携して参加している。この支援は、以下の具体的な金融措置という形で実施されている。

- ・ クレディ・ミュチュエル及びCICによる被災した個人向け緊急措置（ローン返済期限の繰延べ、及び15,000ユーロの無利子「Coup de pouce（緊急支援）」融資の実施を含む）。
- ・ 保険契約者に対する支援強化
- ・ 事業者、企業及び農業・林業関係者向け支援策（事業者向け15,000ユーロの当座貸越枠を含む）。

経済的、財政的及び社会的影響がなお不確定であることから、現時点ではクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びその子会社への正確な影響を評価することは不可能である。

既に実施されている緊急措置に加え、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル財団⁽²⁾は、被災した生態系の復元と将来のリスク軽減に向けた予防策の強化を目的として、社会的配当を財源とする3年間で3百万ユーロの行動計画を開始することを決定した。

- (1) プレスリリース：火災
- (2) プレスリリース：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル財団

見通し

2026年度上半期の業績は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの多角化された事業モデルの強靱さと戦略計画「相互・パフォーマンス・連帯」の有効性を裏付けるものである。

2024～2027年戦略計画の終了まで18か月となる中、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、人的要素、技術力と欧州における多角化を柱とする同計画の目標を改めて確認した。

3 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの財政状態

3.1 財政状態計算書

財政状態計算書の構成は、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル・グループのコマーシャル・バンキング業務及び今後数年間のうちに適用される新たな規制上の要件に対応することを目的として、その財務体制を強化するためにグループが講じた以下を含む措置を反映している。

- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、預金を通じた顧客への貸出金の比率を高めているが、この変化は、近年展開されている戦略の延長線上にある。2026年6月30日現在の預貸率は、112.4%であった。
- ・ クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性リスクは、集中リスク管理システムを基盤としてBFCMが管理するシステム「リスクと自己資本 - 第3の柱」（有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第5 提出会社の状況 / 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 / （1）コーポレート・ガバナンスの概要 / コーポレート・ガバナンスの状況」に記載）に基づき厳格に管理されている。

資産

概要 グループの連結資産は、2026年6月30日現在合計10,057億ユーロであった（2025年12月31日現在9,429億ユーロ）。

この増加は主としてOLBの買収によるものであり、これに次いで顧客向け貸出残高の増加によるものである。

顧客への貸出金及び債権 顧客への貸出金及び債権は、2026年6月30日現在5,707億ユーロであった（2025年12月31日現在5,392億ユーロ）。連結範囲を同一として比較した場合の増加率は1.2%にとどまった。2025年12月31日現在、取得したOLB各社の顧客向け貸出金及び債権は250億ユーロであった。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産には、主に債券及びその他の負債証券372億ユーロ及び政府証券195億ユーロが含まれる。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産 損益を通じて公正価値で測定する金融資産には、売買目的で保有する金融商品（デリバティブを含む。）及び取得日にグループが損益を通じて公正価値で測定すると指定した一定の金融資産（プライベート・エクイティ事業が保有する証券を含む。）が含まれる。当該資産は、各決算時に公正価値で再評価される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の合計額は、2026年6月30日現在482億ユーロであった（2025年12月31日現在375億ユーロ）。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、2026年6月30日現在、グループの資産合計の5%を占めた。

金融機関への貸出金及び債権 金融機関への貸出金及び債権は、要求払預金、銀行間貸出金及び買戻条件付き有価証券から構成される。金融機関への貸出金及び債権は、2026年6月30日現在合計737億ユーロであった（2025年12月31日現在731億ユーロ）。

保険業活動の金融投資 2026年6月末現在の保険業活動の金融投資は、1,518億ユーロであった（2025年12月31日現在1,445億ユーロ）。

負債（株主資本を除く。）

概要 2026年6月30日現在のグループの連結負債（株主資本を除く。）は、2025年12月31日現在8,726億ユーロから6.9%増の9,330億ユーロであった。負債には、2026年6月30日現在123億ユーロ（2025年12月31日現在は129億ユーロ）の劣後債が含まれる。2026年度における株主資本を除く負債の増加は、主にOLBの顧客に対する債務が連結範囲に含まれたことによるものである。

顧客に対する債務 顧客に対する債務は主に、要求払預金、定期預金、規制貯蓄預金及び買戻契約で構成されている。顧客に対する債務は、2026年6月30日現在5,074億ユーロであった（2025年12月31日現在4,868億ユーロ）。連結範囲を同一として比較した場合、預金残高はほぼ同水準（0.3%減）であった。2025年12月31日現在、買収されたOLB事業体の顧客に対する債務は220億ユーロであった。

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的保有）の合計額は、2026年6月30日現在335億ユーロであった（2025年12月31日現在217億ユーロ）。

金融機関に対する債務 2026年6月30日現在の金融機関に対する債務は、2025年12月31日と比較して94億ユーロ増の398億ユーロであった。

償却原価で測定する負債証券 負債証券は、譲渡性預金証書及び発行済社債で構成されている。2026年6月30日現在の負債証券は、2025年12月31日比8.0%増の合計1,757億ユーロであった。

保険契約に関連する負債 保険契約に関連する負債は、2026年6月30日現在1,418億ユーロであった（2025年12月31日現在1,340億ユーロ）。

連結株主資本

グループに帰属する連結株主資本は、2026年6月30日現在704億ユーロであった（2025年12月31日現在681億ユーロ）。増加分は主に繰越純利益及び買収したOLBの事業体の初度連結によるものであった。

非支配持分は、2025年12月31日現在の2,189百万ユーロから2026年6月30日現在は2,240百万ユーロに増加した。

3.2 流動性及びリファイナンス

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの資金管理は、慎重なルールに基づいており、市場資金への効果的なアクセス体制を備えている。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、公募債及び私募債の形式で主要な国際市場の投資家にアクセスすることを可能にする多様な発行プログラムを有している。これらのプログラムは、規制比率に準拠し、厳しいストレス・シナリオに耐える十分な流動性準備金によって補完されている。

2026年6月末現在の市場で調達した外部資金合計は、2025年12月末の1,531億ユーロ比4.7%増の1,598億ユーロであった。

2026年6月末現在の短期金融市場の資金（1年未満）は、2025年12月（465億ユーロ）比11.1%の計画的増加により合計518億ユーロであった。この増加は、年初の地政学的危機に起因する市場の混乱による潜在的影響をカバーするのに十分な水準で資金残高を安定させることを目的としている。かかる資金が全市場調達資金に占める割合は32%であった。

2026年6月末現在の中期（MLT）資金は、2025年12月末比の若干（1.8%）増の合計1,080億ユーロであった。2026年度上半期にクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは、MLT資金を135億ユーロ調達した（そのうち20億ユーロは2025年度リファイナンスプログラムによる事前調達である。）。調達は主にBFCM名義で行われたが、住宅不動産を担保とするカバードボンドを発行する子会社であり、AAA格付のクレディ・ミュチュエル住宅貸出金SFH（Crédit Mutuel Home Loan SFH）名義でも行われた。MLT資金の77%はユーロ建てで、残りは外貨建て（主に米ドル及び英ポンド）で調達しており、投資家基盤の適切な分散を裏付けるものである。

公募と私募が占める割合は、それぞれ79%と21%である。2026年度上半期に調達された中期資金の平均満期は、2025年の5.9年からやや長期化し6.1年であった。

2026年度上半期中のリファイナンスプログラム

2026年度のMLT資金調達計画は、160億～180億ユーロ（うち30億～50億ユーロが非上位シニア債又はTier 2債）に設定された。

2026年6月末時点でBFCMは135億ユーロを調達しており、これは目標の中間値である170億ユーロの79%に相当する。公募債発行額合計106億ユーロで、その通貨別及び形式別内訳は以下のとおりである。

- ・ 75億ユーロ
- ・ 22.5億米ドル（19億ユーロ相当）
- ・ 7.5億英ポンド（8.6億ユーロ相当）
- ・ 3億豪ドル（1.7億ユーロ相当）
- ・ 1.9億スイスフラン（1.8億ユーロ相当）

(公募債を通じた)調達資金の最大割合はユーロ建て(71%)で、次いで米ドル(ユーロ換算で18%)、英ポンド(ユーロ換算で8%)であった。公募債(リファイナンス総額の79%)の形式別内訳は以下のとおりであった(ユーロ換算)。

- ・ 44億ユーロの上位シニア債(調達額全体の41%)
- ・ 32.5億ユーロの担保付シニア債(調達額の31%)
- ・ 22.5億ユーロの非上位シニア債(調達額の21%)
- ・ 7.5億ユーロのTier 2債(調達額の7%)。

2026年7月1日から7月15日の間に、BFCMは37億ユーロの債券を発行した。その内訳は、23.5億ユーロの上位シニア債(うち7.5億ユーロはグリーンボンド)及び13億ユーロの非上位シニア債(米ドル建)であり、リファイナンス総額は172億ユーロに達した。

LCR及び流動性バッファ

連結ベースのクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの流動性に関する状況は、以下のとおりである。

- ・ 12ヶ月ローリング平均LCRは、2026年6月末現在158.5%であった(2025年12月末現在165.9%)。
- ・ 平均HQLA(質の高い流動性資産)は1,038億ユーロで、そのうち63%が中央銀行(主にECB)への預け金である。

2026年6月30日現在の連結ベースの流動性準備金合計の内訳は、以下のとおりである。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル(単位:10億ユーロ)	2026年6月30日
中央銀行への預け金	62.0
LCR証券(LCRヘアカット後)	38.9
そのうちHQLA(レベル1)証券	33.0
その他の適格中央銀行資産(ECBヘアカット後)	42.4
流動性準備金合計	143.3

流動性準備金は、今後12ヶ月のうちに満期となる市場資金の大部分をカバーしている。

MREL(自己資本及び適格債務最低基準)

クレディ・ミュチュエル・グループは、MRELの通知を受領している⁽¹⁾。

2026年6月30日現在、クレディ・ミュチュエル・グループの外部MREL要件は、グループのリスク加重資産(TREA⁽²⁾)の21.27%(2025年12月31日現在の3.91%のCBR⁽³⁾を含めると25.18%)、レバレッジ比率エクスポージャー(LRE)の6.77%に設定されている。

劣後MREL要件は、リスク加重資産の13.60%(CBRを含めると17.51%)、LREの6.77%に設定されている。

クレディ・ミュチュエル・グループの株主資本と適格負債の合計は、2025年12月時点でMRELを大幅に上回っていた。

MREL比率+CBRカバレッジ: リスク加重資産(TREA)の38.93%

MREL比率: LREの15.24%

劣後MREL比率+CBRカバレッジ: リスク加重資産(TREA)の27.78%

劣後MREL比率: LREの10.88%

⁽¹⁾ 中心的組織(コンフェデレーション・ナショナル・デュ・クレディ・ミュチュエル(CNCM))、BFCMを含むその関連事業体及びそれらの全ての子会社で構成される破綻処理グループの段階において、連結ベースで適用される。

⁽²⁾ TREA: 総リスク・エクスポージャー額

⁽³⁾ CBR: 複合バッファ要件

3.3 支払能力及び資本管理⁽¹⁾

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの株主資本は、2026年6月30日現在合計726億ユーロであった（2025年12月31日現在703億ユーロ）。余剰金により約20億ユーロ増加した。

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルは強固な自己資本比率を有し、2026年6月30日現在の推定普通株式等Tier 1（CET 1）比率は19.4%であった（2025年12月31日現在は19.7%）。

2026年6月30日現在の推定Tier 1比率は19.4%で、推定総支払能力比率は21.8%であった（2025年12月31日現在22.1%）。2026年6月30日現在のCET 1比率の低下は、主に、2026年1月2日付でOLBがクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの健全性監督上の連結範囲に算入されたことによるものであった。

規制自己資本CET 1は、2026年6月30日現在の純利益の計上及びOLBの買収代金の支払いにより、651億ユーロに増加した。

リスク加重資産（RWA）は2026年6月30日現在3,352億ユーロであった（2025年12月31日現在は3,200億ユーロ）。RWAの増加は、主に信用リスクにおけるOLBのリスク加重資産の取り込みによるものであり、残りは上半期中の事業活動に牽引された貸出金残高の自律的成長に起因する。

リスク加重資産に対する収益率（RoRWA）は、2026年6月30日時点で2.7%の水準に達した。

(1) 記載の比率は、バーゼル の経過措置を含む2025年1月1日適用のCRR 3 / CRD 6 ルールに基づいて算出した、2026年6月30日時点の推定値である。

3.4 外部格付

クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びクレディ・ミュチュエル・グループの格付を発行する3つの格付機関は全て、その財務的安定性とビジネスモデルの適切性を認めている。

	長期 / 短期カウンター パーティー **	発行体 / 長期上位 優先社債	見通し ***	短期上位 優先社債	スタンドアローン 格付 ****	直近の公表日
S&Pグローバル・レー ティング ⁽¹⁾	AA- / A-1+	A+	安定的	A-1	a	2025年12月8日
ムーディーズ ⁽²⁾	Aa3 / P-1	A1	ネガティブ	P-1	a3	2026年5月26日
フィッチ・レーティン グス ⁽³⁾	AA-	AA-	ネガティブ	F1+	a+	2026年7月7日

* 「発行体デフォルト格付」はAA-でネガティブの見通しである。

** カウンターパーティー格付は、以下の格付機関の格付を示している。S&Pグローバル・レーティングのレゾリューション・カウンターパーティー、ムーディーズのカウンターパーティー・リスク格付及びフィッチ・レーティングスのデリバティブ・カウンターパーティー格付である。

*** 見通しは、S&Pグローバル・レーティングの発行体信用格付（ICR）の見通し、ムーディーズの無担保優先債務の見通し、及びフィッチ・レーティングスの発行体デフォルト格付（IDR）の見通しに対応するものである。

**** スタンドアローン格付は、S&Pグローバル・レーティングのスタンドアローン評価（SACP）、ムーディーズの調整後ベースライン信用リスク評価（Adj. BCA）及びフィッチの持続性格付に対応している。

(1) S&Pグローバル・レーティング：クレディ・ミュチュエル・グループの格付

(2) ムーディーズ：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル / BFCM及びCICの格付

ムーディーズの格付において、2024年12月17日付で一定のグループの商品の格下げが実施された：カウンターパーティー・リスク・レーティング（Aa3へ）、カウンターパーティー・リスク評価（Aa3(cr)へ）、非優先預金（A1へ）、優先シニア債務（A1へ）

(3) フィッチ・レーティングス：クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル（クレディ・ミュチュエル・グループの中心企業）の格付

2025年3月20日に発表されたOLB（オルデンブルクランデスバンク）の買収は、3つの格付機関から好意的に受け止められた。同取引は、全ての必要な許認可を取得した後、2026年1月2日に実行された。その後、2026年1月7日にムーディーズは、グループからの支援が見込まれるため、OLBの調整後BCA格付を2段階引き上げa3（従来baa2）とした。

タルゴバンク、ACMドイツ及びOLBにより、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルはドイツにおけるユニバーサル・バンキング及び保険の全事業分野をカバーしている。この取引はクレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの事業多角化をさらに強化するものであり、CET 1への限定的

な影響を伴うものの、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル又はクレディ・ミュチュエル・グループの資本スコアに関する格付機関の評価を変更する可能性は低い。

3.5 クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの代替的業績指標

代替的業績指標（API） - AMF一般規則第223-1条 / ESMAガイダンス（ESMA / 20151415）

標題	定義 / 計算方法	比率の使用理由
費用収益比率	連結損益計算書の項目に基づいて計算される比率 一般営業費（連結損益計算書の項目である「その他一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額の変動」の項目の合計）と「純収益」の比率	銀行の業務効率の測定
貸出金残高に関連する全体的な顧客リスク費用（%又はベースポイント単位として表記される）	平均総貸出金残高に関連し連結財務書類注記に記載の顧客リスク費用	財政状態計算書上の信用コミットメントの割合としてリスクレベルを評価することが可能になる。
リスク費用	公表された連結損益計算書の「カウンターパーティー・リスク費用」の項目	リスクレベルの測定
顧客への貸出金	連結財政状態計算書の資産の部の項目である「償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権」の項目	貸出金に関する顧客活動の測定
確定済リスク費用	減損資産（S3）：注記「カウンターパーティー・リスク費用」	確定済リスク（不良債権）のレベル測定
未確定リスク費用	12ヶ月の予想損失（S1）+ 全期間の予想損失（S2）：注記「カウンターパーティー・リスク費用」 IFRS第9号の適用	未確定リスク（正常貸出金）のレベル測定
顧客預金、会計上の預金	連結財政状態計算書の負債の部に記載される「償却原価で測定する顧客に対する債務」の項目	財政状態計算書の資金源の観点からの顧客活動の測定
貯蓄型保険商品	グループの顧客が保有する生命保険商品 - 管理データ（保険会社）	生命保険の観点からの顧客活動の測定
金融貯蓄、カストディで保管されているマネーゾド貯蓄	顧客が保有している又はカストディ（証券口座、UCITS等）で保有されている財政状態計算書に計上されない貯蓄 - 管理データ（グループ企業）	オフ・バランスシートの資金の観点からの代表的な活動の測定（生命保険を除く。）
貯蓄合計	会計上の預金、貯蓄型保険商品及び銀行貯蓄商品の合計	貯蓄の観点からの顧客活動の測定
一般営業費：営業費、管理費用	公表された連結損益計算書の項目である「その他一般営業費」及び「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費及び引当金繰入額」の合計	一般営業費のレベル測定
純利息マージン、純利息収益、純受取利息	連結損益計算書の項目に基づいて計算される。 利息の受取額と利息の支払額の差 - 利息の受取額 = 公表された連結損益計算書の項目「受取利息及び類似収益」 - 利息の支払額 = 公表された連結損益計算書の項目「支払利息及び類似費用」	代表的な収益性の測定

預貸率：コミットメント係数	連結財政状態計算書の項目から計算される比率：顧客預金に対する顧客への貸出金合計の割合として示される比率	外部リファイナンスへの依存度の測定
資産利益率（ROAA）	資産合計に対する平均利益率は、当期純利益を２年間の平均資産合計で割って算出される比率	ROAAは、銀行の業績指標であり、使用された資産に関連する利益を測定するものである。
合計カバレッジ比率	規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（S3個別減損を受けた債権の総額）に対する信用リスクに係る引当金（S1、S2及びS3減損）の比率を算出することで決定される。	このカバレッジ比率は、残高総額に関連する最大残余リスクを測定するものである。
不良債権に係るカバレッジ比率	信用リスクに係る引当金（S3減損）の、規制に基づいてデフォルトと認識される残高総額（S3個別減損を受けた債権の総額）に対する比率を算出することで決定される。	このカバレッジ比率は、デフォルト（「不良債権」）に陥った貸出金に関連する最大残余リスクを測定する。
貸出金総額に占める不良債権比率、貸倒懸念債権及び係争債権 - CDL率	顧客への貸出金総額に対する個別減損（S3）を受けた債権総額残高の比率（連結財務書類の注記「顧客への貸出金及び債権」に基づき計算：債権総額＋ファイナンス・リース）	資産の質に関する指標

業績指標（API）、財務書類との調整

（単位：百万ユーロ）

費用収益比率	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
一般営業費	-5,603	-5,026
純収益	9,801	8,768
費用収益比率	57.2%	57.3%
調整後費用収益比率 ⁽¹⁾	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
一般営業費 ⁽¹⁾	-5,176	-5,034
純収益 ⁽¹⁾	9,402	8,775
費用収益比率 ⁽¹⁾	55.0%	57.4%
当期純利益 / 平均規制対象資産（RoRWAA）	2026年 6 月30日	2025年12月31日
当期純利益（非支配持分を含む）	2,085	4,218
平均規制対象資産（RWAA）	323,888	317,186
当期純利益 / 平均規制対象資産 - 年換算	1.3%	1.3%
預貸率	2026年 6 月30日	2025年12月31日
顧客への貸出金純額	570,746	539,232
顧客預金	507,833	486,795
預貸率	112.4%	110.8%
不良債権のカバレッジ比率	2026年 6 月30日	2025年12月31日
不良債権の減損引当金（S3）	-8,832	-8,310
個別減損債権総額（S3）	19,217	18,259
不良債権のカバレッジ比率	46.0%	45.5%
不良債権比率	2026年 6 月30日	2025年12月31日
個別減損債権総額（S3）	19,217	18,259
顧客への貸出金総額	582,872	550,700
不良債権比率	3.3%	3.3%
貸出金残高に関するリスク費用総額 ⁽²⁾	2026年 6 月30日	2025年12月31日
顧客リスク費用総額 ⁽²⁾	-1,075	-1,785
顧客への平均貸出金総額 ⁽²⁾	548,903	544,477
貸出金残高に関する顧客リスク費用総額 ⁽²⁾	39	33
純利益 / 平均規制資産（ROAA）	2026年 6 月30日	2025年12月31日
当期純利益	2,085	4,218
平均資産	937,547	937,547
総資産利益率（ROAA）	0.44%	0.45%

(1) 連結範囲を同一として比較し、非経常項目を除く場合

(2) 連結範囲を同一として比較した場合

4【重要な契約等】

2026年上半期中に、BFCMは通常の業務で締結する契約以外に重要な契約を締結していない。

5【研究開発活動】

該当事項なし。

第4【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第4 設備の状況 / 2 主要な設備の状況」に記載されている内容については、以下に下線で示した箇所を除き、当該半期中に本半期報告書に報告すべき重要な変更はなかった。

2026年6月30日現在のBFCMの主要な設備（フランス国内外における主要な支店及び連結子会社）は、以下のとおりである。

2026年6月30日現在

	事務所名	所在地	設備の内容	土地の帳簿 価額 (百万ユーロ)	建物の帳簿 価額 (百万ユーロ)	その他 有形資産の 帳簿価額 (百万ユーロ)	従業員数 (名)
提出会社	BFCM（本部）	ストラスブール、 フランス	事務所	0	0	0	<u>101</u>
フランス国内 における提出 会社の連結 子会社	GACM及びその他 33の子会社	フランス	事務所	342	<u>770</u>	<u>648</u>	<u>29,616</u>
フランス国外 における提出 会社の連結 子会社	タルゴバンク AG&Co及びその 他34の子会社	ドイツ、ルクセンブ ルク、スイス及び その他の国	事務所	<u>77</u>	<u>135</u>	<u>676</u>	<u>14,705</u>

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項なし。

第5【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

2026年6月30日現在

授権株数(株)	発行済株式総数(株)	未発行株式数(株)
未発行の授権株式はない。(注)	34,302,302	該当なし。(注)

(注) フランスでは、取締役会決議により発行され得る授権株式の概念は存在しないが、株主総会は、取締役会に対して株式又は持分証券の発行に際し、その金額及び期間を決定する権限を、一定の範囲内で与えることができる。

【発行済株式】

2026年6月30日現在

記名・無記名の別及び額面・無額面の別	種類	発行済株式総数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
記名式 額面金額50ユーロ	普通株式	34,302,302	-	普通株式は、完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、BFCMにおける標準的な株式である。
計	-	34,302,302	-	-

(2)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(3)【発行済株式総数及び資本金の推移】

2026年6月30日現在

年月日	種類	発行済株式総数		資本金	
		増減数(株)	残高(株)	増減額	残高
2026年 1月1日 から2026年 6月30日	額面金額 50ユーロの 普通株式	0	34,302,302	0ユーロ 0円	1,715,115,100ユーロ 315,975,654,873円
(注1) 2026年5月7日の取締役会において、額面50ユーロの株式1,632,720株を発行し、上限81,636,000ユーロの増資を行うことが決定された。1株あたり1,228ユーロの株式払込剰余金を加え、新株1株あたりの価格は1,278ユーロとなる。この増資は、4名の株主の参加のもと、2026年7月30日に実施された。					
(注2) 2026年4月30日の株主総会において、CICが集団投資事業に関する預託業務の全事業をBFCMに譲渡することに対する対価として、CICの株主に対し、額面50ユーロの新株12,595株を発行する増資が決議された。この増資は、譲渡契約に規定された前提条件が充足された後、10月に実施される予定である。12,595株のうち、11,736株はCICの株主であるBFCMに割り当てられ、自己株式として保有されることとなる。					

(4) 【大株主の状況】

2026年 6 月30日現在のBFCMの株式資本の分布

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
CFCM	ストラスブール 67913、リュ・フレ デリック - ギヨー ム・ライフアイゼン 4、セデックス09、 フランス	31,399,912	91.54
CRCM・デュ・ロワール・ アトランティック・エ・ ド・サントル・ウエスト	ナント CS14003、 リュ・ド・リュウ 10、セデックス 1、 フランス	752,608	2.19
CFCM・ド・メーヌ - アン ジュー・エ・バス - ノル マンディ	ラヴァル 53083、ブ ルバール・ヴォルネ イ 43、フランス	468,327	1.37
CRCM・デュ・ノール・ ユーロップ	リール 59800、プラ ス・リシェベ 4、 フランス	455,015	1.33
CRCM・デュ・サントル	オルレアン 45920、 リュ・デュ・フォー ブル・マドレーヌ 105、プラス・ド・ ユーロップ、フラン ス	315,440	0.92
CRCM・ダンジュー	アンジェ 49006、ブ ラス・モリエール 1、フランス	180,574	0.53
CFCM・オセアン	ラ・ロシュ - シュル - ヨン 85001、 リュ・レアンドル・ メルレ 34、フラン ス	177,478	0.52
CRCM・ディル - ド - フラ ンス	パリ 75439、リュ・ ド・ラ・ロシュフ コー 18、フランス	164,292	0.48
CRCM・ド・ノルマンディ	カーン 14052、 リュ・デュ・11 ノ ベンプレ 17、フラ ンス	127,614	0.37
CRCM・メディテラネ	マルセイユ 13267、 アヴェニュー・デュ・ ブラド 494、フラン ス	78,825	0.23
2026年 6 月30日現在の10大株主の小計		34,120,185	99.47
その他の株主		182,117	0.53
合計		34,302,302	100.00

2【役員の状況】

有価証券報告書の「第一部 企業情報 / 第5 提出会社の状況 / 3 コーポレート・ガバナンスの状況等 / (2) 役員の状況」に記載されている内容については、以下を除き、有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに報告すべき変更はなかった。

取締役会の構成の概要

2026年9月1日現在		
男性の人数	女性の人数	女性の比率
7名	7名	50%

有価証券報告書の提出日後、本半期報告書提出日までに以下の1名が取締役に加わった：

クロード・ケストネール
(Claude Koestner)

56歳
1970年4月28日生まれ

主な専門分野及び経歴の概要

クロード・ケストネールは1996年にCIC・エストに入社し、リテール代理店グループのアシスタント・ディレクター及びディレクターを務めた後、2000年に事業マネージャー、2004年には法人代理店ディレクターに就任した。2010年には大企業部門の責任者を務め、2014年に最高執行責任者に任命された。2016年から2020年まではCIC・エストの最高経営責任者を務め、2017年にはCICの副最高経営責任者を兼任した。2020年には、BECMの執行委員会会長にも任命された。2024年以降、CICの最高執行責任者を務めており、特にネットワーク運営、リテールバンキング、及び5つの地方銀行（CIC・ノール・ウエスト、CIC・ウエスト、CIC・エスト、CIC・シュドゥエスト、CIC・リヨネーズ・ド・バンク）の管理を担当している。2026年6月、CFCMの最高経営責任者・執行役員に任命された。クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラルの複数の監督機関において役職を兼任しており、特にCFCMのCEOとしての役割に関連する職務を担っている。

ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエルの常任代表、取締役
就任：2026年
任期満了：2028年
2026年6月30日現在在任中のその他の役職
最高経営責任者
ケス・フェデラル・ド・クレディ・ミュチュエル
最高執行責任者
クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル
CFCMの常任代表、取締役
フェデラシオン・デュ・クレディ・ミュチュエル・サントル・エスト・ユーロップ
バンク・フェデラティブ・デュ・クレディ・ミュチュエル
執行委員会のメンバー
グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル
執行委員会の委員長
バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル
取締役会会長
バンク・CIC・シュドゥエスト
クレディ・ミュチュエル・ファクタリング
監事会会長
CCLS
BECMの常任代表、運営委員会のメンバー
ユーロ・アンフォルマシオン

過去5事業年度に任期が満了した役職
会長及び最高経営責任者
バンク・ユーロペエンヌ・デュ・クレディ・ミュチュエル・モナコ
最高経営責任者
CIC・エスト
副最高経営責任者
クレディ・アンデュストリエル・エ・コメルシアル
運営委員会のメンバー
ユーロ・アンフォルマシオン・テレコム
CICの常任代表、運営委員会のメンバー
ユーロ・アンフォルマシオン
取締役会会長
クレディ・ミュチュエル・リーシング
バイユ・アクテア
ファクトフランス
監事会副会長
クレディ・ミュチュエル・エクイティ
CICの常任代表、監事会監事
バンク・トランスアトランティック
グループ・デ・ザシュランス・デュ・クレディ・ミュチュエル
CICOVALの常任代表、取締役会メンバー
クレディ・ミュチュエル・アンヴェストモン・マネージャー
ACM・ヴィ・SAMの常任代表、取締役会メンバー
ACM・ヴィ・SA
監事会副会長
クレディ・ミュチュエル・イモビリエ

クロード・ケストネール氏は、2026年6月24日に取締役を選任され、その任期は2028年に満了する予定である。

クロード・ケストネール氏はBFCM株式を所有していない。

BFCMの取締役会は14名の取締役と3名の無議決権取締役を含む、合計17名の非執行役員で構成されている。2026年上半期、BFCM取締役は、無議決権取締役であるミシェル・コヒャー氏、ジャン・ミシェル・フィンデル氏及びフィリップ・ルプレイデュール氏の任期満了並びに取締役であるエリック・プティギャン氏及びフィリップ・タフロー氏の任期満了を正式に確認した。また、BFCMの取締役会は、カテリーン・ランプリン・メシエン氏を副会長に、クロード・ケストネール氏をCFCMの常任代表に任命した。

第6【経理の状況】

1. 本書記載の当行及びその子会社（以下「BFCMグループ」と総称する。）の邦文の中間連結財務書類は、国際会計基準審議会が公表し、欧州連合が採用した国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）（IAS第34号）に準拠して作成された原文（仏語）の要約中間連結財務書類（以下「原文の中間財務書類」という。）の翻訳をもとに作成したものである。IFRSと日本において一般に公正妥当と認められている会計原則、会計慣行及び表示方法との間の主な相違点に関しては、「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」に説明されている。
BFCMグループの原文の中間財務書類（仏語）の日本における開示は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第328条第1項の適用を受けるものである。
2. 原文の中間財務書類（仏語）は、財務書類の監査を担当する法定監査人である、外国監査法人等（「公認会計士法」（昭和23年法律第103号。その後の改正を含む。）第1条の3第7項に規定されている外国監査法人等をいう。）であるカーペーエムジェー エス ア及びプライスウォーターハウスクーパース フランスからの監査は受けていないが、フランスの専門的基準に準拠したレビューを受けている。
3. 原文の中間財務書類（仏語）はユーロで表示されている。「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき「円」で表示されている金額は、2026年8月17日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信直物売買相場の仲値、1ユーロ＝184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨として財務諸表を作成するために換算されたものではない。金額は百万円単位（四捨五入）で表示されている。なお、円換算額は単に便宜上表示されたものであり、ユーロ額が上記のレートで円に換算されることを意味するものではない。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。
4. 円換算額並びに「2 その他」及び「3 フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違」の記載事項は、当該事項における原文の中間財務書類（仏語）への参照事項を除き、原文の中間財務書類（仏語）には含まれていない。

1 【中間財務書類】

要約連結財務書類

BFCMグループ2026年6月30日連結財務書類
財務書類は未監査だが、限定的レビュー済み

連結財政状態計算書（資産）

	2026年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2026年 6月30日 (注) (百万円)	2025年 12月31日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 12月31日 (注) (百万円)	注記
現金及び中央銀行への預け金	74,868	13,792,932	73,812	13,598,385	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	47,700	8,787,771	36,975	6,811,904	5a
ヘッジ手段のデリバティブ	1,175	216,470	1,079	198,784	6a
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	57,614	10,614,227	46,536	8,573,327	7
償却原価で測定する有価証券	6,360	1,171,703	6,153	1,133,567	10a
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	64,439	11,871,597	62,360	11,488,583	10b
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	382,203	70,413,259	352,115	64,870,146	10c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	-479	-88,246	-400	-73,692	6b
保険事業の金融投資	152,510	28,096,917	145,248	26,759,039	13a、 13b
発行済保険契約-資産	1	184	5	921	13
保有再保険契約-資産	259	47,716	245	45,136	13
未収還付税	800	147,384	1,214	223,655	14a
繰延税金資産	881	162,307	787	144,989	14b
経過勘定及びその他の資産	8,557	1,576,456	9,055	1,668,203	15a
売却目的保有非流動資産	0	0	0	0	
持分法適用会社に対する投資	974	179,440	951	175,203	16
投資不動産	59	10,870	56	10,317	17
有形固定資産	2,648	487,841	2,558	471,260	18a
無形資産	1,103	203,206	480	88,430	18b
のれん	2,244	413,412	2,242	413,044	19
資産合計	803,916	148,105,445	741,473	136,601,571	

連結財政状態計算書（負債）

	2026年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2026年 6月30日 (注) (百万円)	2025年 12月31日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 12月31日 (注) (百万円)	注記
中央銀行からの預り金	9	1,658	12	2,211	4
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	33,548	6,180,548	21,686	3,995,212	5b
ヘッジ手段のデリバティブ	2,790	514,002	2,733	503,501	6a
償却原価で測定する負債証券	175,389	32,311,915	162,398	29,918,584	11a
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	55,952	10,308,037	43,477	8,009,768	11b
償却原価で測定する顧客に対する債務	313,941	57,837,350	295,688	54,474,600	11c
金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整	-24	-4,422	-17	-3,132	6b
未払税金	460	84,746	375	69,086	14a
繰延税金負債	674	124,171	610	112,380	14b
経過勘定及びその他の負債	12,656	2,331,615	14,734	2,714,445	15b
売却目的保有非流動資産関連の負債	0	0	0	0	
発行済保険契約-負債	142,304	26,216,666	134,530	24,784,462	13c、 13d
引当金	2,953	544,031	3,063	564,296	20
償却原価で測定する劣後債	12,787	2,355,749	13,357	2,460,760	21
株主資本合計	50,477	9,299,378	48,825	8,995,030	22
グループに帰属する株主資本	45,398	8,363,674	43,850	8,078,486	22
資本金及び関連剰余金	6,568	1,210,023	6,568	1,210,023	22a
連結剰余金	36,591	6,741,160	33,788	6,224,763	22a
その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）	651	119,934	434	79,956	22b、 22c、 22d
当期純利益 / （損失）	1,588	292,557	3,060	563,744	
株主資本-非支配持分	5,079	935,704	4,976	916,728	
負債及び株主資本合計	803,916	148,105,445	741,473	136,601,571	

（注）「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき 1 ユーロ = 184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結損益計算書

	2026年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2026年 6月30日 (百万円) (注)	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (百万円) (注)	注記
受取利息及び類似収益	14,933	2,751,107	14,617	2,692,890	24
支払利息及び類似費用	-10,782	-1,986,368	-11,235	-2,069,824	24
手数料(収益)	2,529	465,918	2,389	440,125	25
手数料(費用)	-747	-137,620	-743	-136,883	25
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益	264	48,637	839	154,569	26
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	35	6,448	16	2,948	27
償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益	0	0	2	368	28
発行済保険契約に係る収益	4,116	758,291	3,901	718,681	29、29a
発行済保険契約に係る費用	-3,406	-627,487	-3,170	-584,009	29、29a
保有再保険契約に係る収益及び費用	-79	-14,554	-67	-12,343	29
発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用	-4,834	-890,568	-2,992	-551,216	29
保有再保険契約に係る金融収益又は金融費用	3	553	3	553	29
保険事業に係る金融投資による純利益	4,969	915,439	3,115	573,876	29b
その他の活動に係る収益	629	115,881	659	121,408	30
その他の活動に係る費用	-232	-42,741	-784	-144,436	30
純収益	7,401	1,363,486	6,549	1,206,522	
うち保険事業に係る純利益	770	141,857	789	145,357	29、29a、 29b
一般営業費	-3,594	-662,123	-3,231	-595,247	31、31a、 31b、31d
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動	-267	-49,189	-174	-32,056	31、31c
営業総利益	3,540	652,174	3,144	579,219	
カウンターパーティー・リスク費用	-1,103	-203,206	-782	-144,068	32
営業利益	2,436	448,784	2,363	435,335	
持分法適用会社の純利益に対する持分	31	5,711	37	6,817	16
その他の資産に係る純損益	2	368	0	0	33
のれんの価値の変動	5	921	1	184	34
税引前利益	2,475	455,969	2,402	442,520	
法人税	-685	-126,198	-764	-140,752	35
当期純利益	1,789	329,587	1,638	301,769	
当期純利益-非支配持分	201	37,030	191	35,188	
グループに帰属する当期純利益	1,588	292,557	1,447	266,581	
一株当たり利益	46.30ユーロ	8,530円	42.17ユーロ	7,769円	36
希薄化後一株当たり利益	46.30ユーロ	8,530円	42.17ユーロ	7,769円	36

(注)「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき 1 ユーロ = 184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

連結包括利益計算書

	2026年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2026年 6月30日 (百万円) (注)	2025年 6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年 6月30日 (百万円) (注)
当期純利益	1,789	329,587	1,638	301,769
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益：				
為替換算調整勘定	63	11,606	-203	-37,399
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再評価-負債性金融商品	0	0	116	21,371
純損益に振り替えられる可能性のある資産に係るヘッジ手段のデリバティブの再評価	9	1,658	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険事業の金融商品の再評価	140	25,792	27	4,974
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約の再評価	-172	-31,688	51	9,396
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益における再保険契約の再評価	-1	-184	2	368
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	0	-2	-368
純損益に振り替えられる可能性のあるその他の包括利益合計	37	6,817	-9	-1,658
純損益に振り替えられないことのないその他の包括利益：				
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再評価-期末現在保有している資本性金融商品	-13	-2,395	35	6,448
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険事業の資本性金融商品の再評価	85	15,660	-15	-2,763
純損益に振り替えられないことのない変動手数料保険契約の再評価の影響	5	921	-6	-1,105
公正価値オプションで測定する金融負債の自己の信用リスクに関連する再評価差額	0	0	0	0
非流動資産の再評価	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差異	128	23,581	-16	-2,948
純損益に振り替えられないことのないその他の包括利益に対する持分法適用会社の持分	0	0	0	0
純損益に振り替えられないことのないその他の包括利益合計	204	37,583	-2	-368
純利益及びその他の包括利益	2,031	374,171	1,626	299,558
うちグループ帰属分	1,806	332,719	1,413	260,317
うち非支配持分	225	41,452	214	39,425

その他の包括利益に関連する項目は税引後の金額で表示されている。

(注)「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき 1 ユーロ = 184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

株主資本等変動計算書

(百万ユーロ)	資本金	株式払込剰余金	剰余金 ⁽¹⁾	その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）				グループ純利益	グループに帰属する株主資本	非支配持分	連結株主資本合計
				為替換算調整勘定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資産	ヘッジ手段のデリバティブ	数理計算上の差異				
2024年12月31日現在の残高	1,715	4,853	30,959	199	59	-11	-52	3,015	40,737	4,466	45,203
前会計年度の利益処分	0	0	3,015	0	0	0	0	-3,015	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-171	0	0	0	0	0	-171	-130	-300
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	2,845	0	0	0	0	-3,015	-171	-130	-300
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,447	1,447	191	1,638
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	-204	188	0	-18	0	-34	23	-11
小計	0	0	0	-204	188	0	-18	1,447	1,412	214	1,626
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	19	0	0	0	0	0	19	3	23
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	-1	0	0	0	0	0	-1	148	147
2025年6月30日現在の残高	1,715	4,853	33,822	-5	247	-11	-70	1,447	41,997	4,701	46,698
前会計年度の利益処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,613	1,613	210	1,823
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	0	-7	220	11	49	0	272	73	345
小計	0	0	0	-7	220	11	49	1,613	1,886	282	2,168
取得及び処分による非支配持分への影響 ⁽²⁾	0	0	-2	0	0	0	0	0	-2	-13	-16
その他の変動	0	0	-32	0	0	0	0	0	-32	6	-26
2025年12月31日現在の残高	1,715	4,853	33,788	-12	467	0	-21	3,060	43,850	4,976	48,825
前会計年度の利益処分	0	0	3,060	0	0	0	0	-3,060	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-311	0	0	0	0	0	-311	-138	-449
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	2,749	0	0	0	0	-3,060	-311	-138	-449
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	1,588	1,588	201	1,789
その他の包括利益（損失）累計額の変動	0	0	30	63	23	9	123	0	248	24	272
小計	0	0	30	63	23	9	123	1,588	1,836	225	2,061
取得及び処分による非支配持分への影響	0	0	2	0	0	0	0	0	2	-2	0
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	22	0	0	0	0	0	22	18	40
2026年6月30日現在の残高	1,715	4,853	36,591	51	490	9	102	1,588	45,398	5,079	50,477

(1) 2026年6月30日現在の剰余金合計は36,591百万ユーロで、法定準備金172百万ユーロ、規制準備金10,169百万ユーロ、及びその他の準備金26,250百万ユーロにより構成されている。

(2) 2025年に実施されたグループ外での増資に関連している。

(3) うち8百万ユーロは、2026年1月1日付で適用されたIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂に伴うACMに関連するものである。

株主資本等変動計算書

(注) (百万円) (レビュー対象外)	資本金	株式払込 余金	剰余金 ⁽¹⁾	その他の包括利益累計額(未実現又は繰延損 益)				グループ純 利益	グループに 帰属する 株主資本	非支配 持分	連結株主資本 合計
				為替換算 調整 勘定	その他の包 括利益を通 じて公正価 値で測定す る資産	ヘッジ手 段の デリバ ティブ	数理計算 上の 差異				
2024年12月31日現在の残高	315,954	894,068	5,703,577	36,662	10,870	-2,027	-9,580	555,453	7,504,978	822,771	8,327,749
前会計年度の利益処分	0	0	555,453	0	0	0	0	-555,453	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-31,503	0	0	0	0	0	-31,503	-23,950	-55,269
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	524,134	0	0	0	0	-555,453	-31,503	-23,950	-55,269
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	266,581	266,581	35,188	301,769
その他の包括利益(損失)累計額の変 動	0	0	0	-37,583	34,635	0	-3,316	0	-6,264	4,237	-2,027
小計	0	0	0	-37,583	34,635	0	-3,316	266,581	260,133	39,425	299,558
取得及び処分による非支配持分への影 響 ⁽²⁾	0	0	3,500	0	0	0	0	0	3,500	553	4,237
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	-184	0	0	0	0	0	-184	27,266	27,082
2025年6月30日現在の残高	315,954	894,068	6,231,027	-921	45,505	-2,027	-12,896	266,581	7,737,107	866,065	8,603,173
前会計年度の利益処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	184	0	0	0	0	0	184	0	184
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	184	0	0	0	0	0	184	0	184
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	297,163	297,163	38,688	335,851
その他の包括利益(損失)累計額の変 動	0	0	0	-1,290	40,531	2,027	9,027	0	50,111	13,449	63,559
小計	0	0	0	-1,290	40,531	2,027	9,027	297,163	347,458	51,953	399,411
取得及び処分による非支配持分への影 響 ⁽²⁾	0	0	-368	0	0	0	0	0	-368	-2,395	-2,948
その他の変動	0	0	-5,895	0	0	0	0	0	-5,895	1,105	-4,790
2025年12月31日現在の残高	315,954	894,068	6,224,763	-2,211	86,035	0	-3,869	563,744	8,078,486	916,728	8,995,030
前会計年度の利益処分	0	0	563,744	0	0	0	0	-563,744	0	0	0
増資	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
配当金の支払	0	0	-57,296	0	0	0	0	0	-57,296	-25,424	-82,719
追加持分の取得又は一部処分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計：株主関係に起因する変動	0	0	506,448	0	0	0	0	-563,744	-57,296	-25,424	-82,719
連結当期利益	0	0	0	0	0	0	0	292,557	292,557	37,030	329,587
その他の包括利益(損失)累計額の変 動	0	0	5,527	11,606	4,237	1,658	22,660	0	45,689	4,422	50,111
小計	0	0	5,527	11,606	4,237	1,658	22,660	292,557	338,246	41,452	379,698
取得及び処分による非支配持分への影 響	0	0	368	0	0	0	0	0	368	-368	0
その他の変動 ⁽³⁾	0	0	4,053	0	0	0	0	0	4,053	3,316	7,369
2026年6月30日現在の残高	315,954	894,068	6,741,160	9,396	90,273	1,658	18,791	292,557	8,363,674	935,704	9,299,378

(1) 2026年6月30日現在の剰余金合計は6,741,160百万円で、法定準備金31,688百万円、規制準備金1,873,435百万円、及びその他の準備金4,836,038百万円により構成されてい
る。

(2) 2025年に実施されたグループ外での増資に関連している。

(3) うち1,474百万円は、2026年1月1日付で適用されたIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂に伴うACMに関連するものである。

(注) 「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ=184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準
拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

連結キャッシュフロー計算書

	2026年6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2026年6月30日 (百万円) (注)	2025年6月30日 (百万ユーロ)	(レビュー 対象外) 2025年6月30日 (注) (百万円)
当期純利益	1,789	329,587	1,638	301,769
法人税	685	126,198	764	140,752
税引前利益	2,474	455,785	2,402	442,520
+ / - 有形固定資産減価償却費及び無形資産償却費(純額)	231	42,557	173	31,872
- のれん及びその他の固定資産の減損	35	6,448	2	368
+ / - 引当金及び減損繰入額(純額)	389	71,665	549	101,142
+ / - 持分法適用会社の利益に対する持分	-32	-5,895	-37	-6,817
+ / - 投資活動に係る純損失/利益	-39	-7,185	-19	-3,500
+ / - 財務活動による(収益)/費用	0	0	0	0
+ / - その他の変動	5,368	988,947	5,421	998,711
= 税引前純利益に含まれる非貨幣項目及びその他調整合計	5,952	1,096,537	6,089	1,121,776
+ / - 金融機関との取引に関する収入及び支出	-352	-64,849	2,327	428,703
+ / - 顧客取引に関する収入及び支出	-7,482	-1,378,409	-10,499	-1,934,231
+ / - 金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-803	-147,937	-9,122	-1,680,546
+ / - 非金融資産又は負債に影響を及ぼすその他の取引に関する収入及び支出	-2,061	-379,698	-2,581	-475,498
+ 持分法適用会社からの配当金受領額	11	2,027	12	2,211
- 法人税支払額	-64	-11,791	-426	-78,482
= 営業活動による資産及び負債の純増(増)	-10,751	-1,980,657	-20,289	-3,737,842
営業活動によるキャッシュフロー(純額)合計(A)	-2,325	-428,335	-11,798	-2,173,546
+ / - 金融資産及び投資に関する収入及び支出	-141	-25,976	-15	-2,763
+ / - 投資不動産に関する収入及び支出	20	3,685	1	184
+ / - 有形固定資産及び無形資産に関する収入及び支出	-173	-31,872	-104	-19,160
投資活動によるキャッシュフロー(純額)合計(B)	-294	-54,164	-118	-21,739
+ / - 株主へのキャッシュフロー及び株主からのキャッシュフロー	-448	-82,535	-299	-55,085
+ / - 財務活動に関連するその他のキャッシュフロー(純額)	-119	-21,923	-2,198	-404,938
財務活動によるキャッシュフロー(純額)合計(C)	-567	-104,458	-2,497	-460,022
現金及び現金同等物に係る為替換算差額(D)	120	22,108	-154	-28,371
現金及び現金同等物の純増減(A+B+C+D)	-3,066	-564,849	-14,567	-2,683,678
営業活動によるキャッシュフロー(純額)(A)	-2,325	-428,335	-11,798	-2,173,546
投資活動によるキャッシュフロー(純額)(B)	-294	-54,164	-118	-21,739
財務活動によるキャッシュフロー(純額)(C)	-567	-104,458	-2,497	-460,022
現金及び現金同等物に係る為替換算差額(D)	120	22,108	-154	-28,371
現金及び現金同等物の期首残高	59,215	10,909,179	71,896	13,245,400
現金及び中央銀行への預け金/中央銀行からの預り金(資産/負債)	73,797	13,595,621	86,166	15,874,362
金融機関との間の勘定(資産/負債)及び要求払貸出金/借入金	-14,582	-2,686,442	-14,270	-2,628,962
現金及び現金同等物の期末残高	56,149	10,344,330	57,329	10,561,722
現金及び中央銀行への預け金/中央銀行からの預り金(資産/負債)	74,854	13,790,352	74,995	13,816,329
金融機関との間の勘定(資産/負債)及び要求払貸出金/借入金	-18,705	-3,446,022	-17,666	-3,254,607
現金及び現金同等物に係る純変動額	-3,066	-564,849	-14,567	-2,683,678

(注)「円」で表示されている金額は、「財務諸表等規則」第331条の規定に基づき1ユーロ=184.23円の為替レートで換算された金額であり、IFRSに準拠して「円」を表示通貨とする財務書類を作成するために換算されたものではない。

[次へ](#)

BFCMグループ連結財務書類に対する注記

2026年6月30日現在の連結財務書類は、国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606 / 2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126 / 2008号に基づき、欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成された要約連結財務書類である。

注記の数値は百万ユーロ単位で表示されている。

注記1：会計原則及び会計方針

国際会計基準の適用に関する規則（EC）第1606 / 2002号及び同基準の採用に関する規則（EC）第1126 / 2008号に基づき、要約連結財務書類は、2026年6月30日現在において欧州連合が採用している国際財務報告基準（IFRS）に従って作成されている。

この要約中間連結財務書類は、IAS第34号「期中財務報告」に従って作成されている。

財務書類は、Autorité des normes comptables（ANC - フランス会計基準当局）のIFRS要約財務書類に関する勧告第2022-01号において推奨されている書式に従って表示されている⁽¹⁾。これらは、欧州連合が採用している国際会計基準と一致している。

中間連結財務書類の付録に記載された注記については、2025年度の年次報告書（Universal Registration Document）に記載されている2025年12月31日に終了した事業年度の監査済み連結財務書類と併せて読むべきである。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

(1) グループは、勧告で提案された方法とは異なる方法で、保険部門が保有する金融商品をグループ化することを選択したことに留意する必要がある。第2.2項「保険事業」参照。

2026年1月1日から適用された改訂

金融商品の分類及び測定に関するIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

欧州連合は、金融資産の分類及び測定に関するIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を採択した。この改訂は、2026年1月1日以降に開始される事業年度から遡及適用される。

これらは、金融資産の契約上のキャッシュフローの「基本的な」性質の評価、特に達成が環境、社会又はガバナンス（ESG）目標に依存する条件条項が付されている場合の評価を明確化するものである。

グループは、サステナビリティに関する課題に対処するために設計された幅広い商品を開発しており、その中には、債務者が社会的、環境的、又はガバナンス上の目標を達成しているか否かによって金融条件が変動する融資や証券も含まれる。これらの条件条項は、当該金融商品の利回りを約マイナス10ベースポイントからプラス10ベースポイントの範囲で引き下げ又は引き上げる可能性があり、それによって当該商品に関連するキャッシュフローが変動する。

2026年6月30日現在、これらの全ての金融商品は基本的な貸出金の要件を満たしており、償却原価で計上されている。

これらの改訂はまた、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するものとして指定された資本性金融商品並びに条件条項を有する資産及び負債の追加的な開示を要求している。

これらの改訂に関する定量的な詳細は、2026年12月31日現在の完全な財務書類に開示される予定である。

最後に、これらの改訂は金融資産及び金融負債の認識の中止に関する手続きを明確化するとともに、電子決済システムを通じて決済される金融負債の認識の中止に関する会計上の選択肢を導入している。

自然依存電力の購入及び供給契約の会計処理方法の明確化に関するIFRS第9号及びIFRS第7号の改訂

欧州連合は、企業による自然依存電力の購入及び供給契約の会計処理を明確化するIFRS第9号「金融商品」及びIFRS第7号「金融商品：開示」の改訂を採択した。これらの改訂は、2026年1月1日以降開始する事業年度に遡及適用される。

これらの改訂は、特に、「自己使用」の免除規定の適用条件を特定することを目的としており、これにより、一定の条件の下で、一定の自然依存電力供給契約をIFRS第9号の適用範囲から除外することが認められる。

グループは、自然依存電力供給に関する重要な契約を締結していない。

ハイライト

ドイツでの事業拡大の一環として、グループは必要な承認を全て取得した後、2026年1月2日にOldenburgische Landesbank AG (OLB) の議決権の100%の取得を完了した。

TARGOBANK、ACM Deutschland及びOLBによって、Crédit Mutuel Alliance Fédéraleは現在ドイツにおいて総合的な銀行及び保険サービスを提供している。

取得原価の配分プロセスの結果、5百万ユーロの負ののれんが生じた。

この連結による連結財政状態計算書への影響は、以下のとおりである。

OLB事業体の財政状態計算書（単位：百万ユーロ）	取得日現在
現金及び中央銀行への預け金	250
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	77
ヘッジ手段のデリバティブ	19
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	6,454
償却原価で測定する金融機関等への貸出金及び債権	686
償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	25,067
未収還付税	35
繰延税金資産	79
経過勘定及びその他の資産	417
有形固定資産	78
無形資産	728
資産合計	33,890

OLB事業体の財政状態計算書（単位：百万ユーロ）	取得日現在
純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	88
ヘッジ手段のデリバティブ	16
償却原価で測定する負債証券	3,078
償却原価で測定する金融機関等に対する債務	5,350
償却原価で測定する顧客に対する債務	22,251
未払税金	3
経過勘定及びその他の負債	110
引当金	126
償却原価で測定する劣後債	561
株主資本合計	2,308
負債及び株主資本合計	33,890

マクロ経済的及び地政学的状況

ウクライナ危機と中東における紛争が続く中、マクロ経済及び地政学的不確実性の状況が続いている。なお、フランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）はこれらの紛争地域で事業を行っていないため、これらの国々に対する直接的なエクスポージャーは僅少である。しかし、これらの危機の間接的な影響、特にインフレと原油価格の上昇については引き続き注視している。

またグループは、米国政府がもたらした関税問題の動向や、顧客への潜在的な経済的影響も監視している。

このような状況を踏まえ、グループは、信用コミットメントの質、ポートフォリオの評価、金利リスク管理及び流動性について継続的にモニタリングを行っている。グループは、強固なガバナンス及びリスク

管理の枠組みを整備している。また、グループの財務体質は堅固であり、株主資本、規制資本及びその結果としての各種比率の水準を背景として、この状況に対処することができる。

信用リスク

フランス相互信用連合銀行は、正常貸出金（ステージ１及び２）に対する引当金計上の一環として、マクロ経済見通しだけでなく相次ぐ危機の影響も考慮している。

引当金の水準は、この深刻に悪化した状態が続いている経済状況によって直接的又は間接的に影響を受け困難に直面する可能性のある職業的専門家の顧客又は企業及び個人顧客の信用リスクの潜在的な増加を監視するために実施される個別分析の結果として導き出される。

マクロ経済シナリオ

2026年６月30日現在、グループは３つのマクロ経済シナリオを選択している。これらのシナリオにより、グループは現在のマクロ経済状況に伴う不確実性を考慮に入れることができる。

- ・ 中心シナリオには、現在の中東紛争と、それが世界経済に及ぼす影響が織り込まれている。この紛争により、エネルギー価格の高騰を受けてインフレ率は2026年末までに2.2%に上昇し、その後、ベース効果により2027年に1.4%に低下した後、2028年から2029年には目標インフレ率（1.9%）に近付くと予想される。GDP成長率は、2027年及び2028年には0.8%と低水準にとどまり、その後、潜在成長率である1%に回復すると予想される。ECBの主要政策金利については、このシナリオでは、インフレを抑制するため2026年に利上げが行われると想定している。インフレが抑制された後、ECBは2027年３月に再び25ベースポイントの利下げを実施し、預金ファシリティ金利を均衡水準である2.25%へ戻すと見込まれている。短期金利はECB政策金利の動きに沿って推移すると見込まれる。長期金利については、財政状況を踏まえると、予測期間を通じて上昇圧力が持続すると予想される。Livret A預金の金利は2027年２月１日に2%まで上昇し、その後はインフレ率に連動して変動する可能性がある。
- ・ 悲観的シナリオでは、米国によるイランへの地上介入、主要なエネルギーインフラの破壊、ホルムズ海峡の封鎖など、中東紛争の長期的な激化を想定している。この状況により、エネルギー市場及びコモディティ市場に重大な供給ショックが生じ、原油価格の急激かつ長期的な上昇と、世界的なサプライチェーンの混乱の長期化につながる。その結果生じるインフレ・ショックは、欧州を筆頭に全ての国に波及する。インフレ期待を抑制するため、ECBは主要政策金利を引き上げた後、世界的な景気後退を背景に2027年から金融緩和を始める。高いインフレ率、高金利、経済活動の低下が相まって成長見通しが急激に悪化し、フランスの財政状況も悪化する。また、2028年以降、このシナリオには、NGFS（気候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク）の短期シナリオを参考にした気候移行リスク及び物理的リスクも組み込まれている。一方で、気候移行の急激な加速により、インフレ圧力が生じ、資産価値が急上昇する。他方、異常気象が相次いで発生すれば、成長、生産性及び雇用に影響を及ぼし、経済及び金融の不安定性がさらに強まる。
- ・ 楽観的シナリオは、脱炭素化、生産的投資、欧州連合の戦略的自律性の強化を支援することを目指す欧州の財政計画が、迅速かつ協調的に実施されることを前提としている。この投資は、主に欧州共同債の発行及び財政枠組みの一時的な緩和による資金調達により行われ、生産性、競争力及び成長を高めるとともに、人工知能による効率性の向上がこれをさらに後押しする。地政学面では、中東及びウクライナにおける紛争が終結し、それに伴い関連する制裁が段階的に解除されることで、経済の不確実性が低下し、エネルギー価格が正常化する。こうした状況下で、インフレ期待は低下し、中央銀行は中立的又はやや緩和的な金融政策スタンスに徐々に戻ることができる。このシナリオには、国際的な貿易摩擦の緩和、それに伴う欧州企業の見通しの向上及び欧米間の経済関係の強化も盛り込まれている。最後に、グリーン投資の拡大及びエネルギー移行に寄与するセクターへの段階的な資金再配分により、気候移行はNGFSの「Highway to Paris」シナリオ⁽¹⁾に沿って秩序立った形で進展すると想定している。

(1) https://www.ngfs.net/system/files/2025-07/NGFS%20Short-term%20climate%20Scenarios_Technical%20Documentation.pdf

中心シナリオで用いられるマクロ経済変数と予測

中心シナリオにおいて予想信用損失の算定に用いられた主な変数は以下のとおりである。

フランスのマクロ経済の仮定	2026年平均	2027年平均	2028年平均	2029年平均
たばこを除くインフレ率	2.20%	1.40%	1.90%	1.90%
原油価格（ドル）	82	65	65	65
GDP成長率	0.80%	0.80%	1.00%	1.00%
失業率（期末）	8.10%	8.00%	7.80%	7.70%
市場金利				
ユーロ圏				
3 か月物EURIBOR	2.38%	2.39%	2.35%	2.35%
フランス				
TEC10（10年コンスタント・マチュリティー・レート）	3.74%	3.94%	4.05%	4.15%

マクロ経済シナリオの加重（ウェイト付け）

加重の決定には、クレディ・ミュチュエル・グループのエコノミストによる景気循環の見通しが反映されている。国際紛争の激化を踏まえ、シナリオの発生確率は、悲観的シナリオの確率をやや高める方向に修正された。

	中心シナリオ	悲観的シナリオ	楽観的シナリオ
2025年 6 月30日現在	70%	25%	5%
2025年12月31日現在	70%	25%	5%
2026年 6 月30日現在	65%	30%	5%

グループは2023年以降、予想信用損失の算定に当たって将来予測的側面を考慮するために改善サイクルを実施してきた。2026年 6 月30日現在の予想信用損失は3,023百万ユーロで、2025年12月31日現在と比較して108百万ユーロ増加した。

2026年 6 月30日現在で、グループは以下のモデル後調整を認識した。

- ・ 第一は、現在の経済環境に起因するマクロ経済の高い不確実性を考慮して、モデルの将来予測的な側面を補強するものである。
- ・ 第二は、セクター別の調整である。これは、特に気候リスクの影響を最も強く受けるセクター（農業、陸上・航空・海上輸送、エネルギー生産、冶金、コークス製造、精錬など）に対する適切な引当を確保するのに役立つ。この調整は、信用リスクが組成時から増加しているエクスポージャー（ステージ2）に焦点を当て、これらのカウンターパーティーのデフォルト確率にストレスを加えることで構成されている。

2026年 6 月30日現在、これらの2つのモデル後調整額はそれぞれ85百万ユーロ及び121百万ユーロであった（2025年12月31日現在は85百万ユーロ及び115百万ユーロ）。

2026年 6 月30日現在において認識された調整額は、予想信用損失の総額、すなわちステージ1とステージ2の残高の6.8%（2025年12月31日現在は6.9%）に相当する。

感応度分析

グループは、ステージ1とステージ2の残高に係る予想信用損失額（モデル後調整を含む）の経済環境に対する感応度を評価している。

これらの分析では、各シナリオを100%加重した場合が示されている。

- ・ 悲観的シナリオでは、予想信用損失が12.9%（376百万ユーロ）増加するため、引当金を追加することになる。
- ・ 逆に楽観的シナリオでは、予想信用損失が14.6%（425百万ユーロ）減少する。
- ・ 中心シナリオでは、予想信用損失が5.3%（153百万ユーロ）減少する。

リスク管理に関する情報は、グループの経営者報告書に記載されている。

1. 連結の方法及び範囲

1.1 連結主体

グループの親会社はフランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）である。

1.2 連結の範囲

事業体を連結範囲に含めるか否かを決定する一般原則は、IFRS第10号、IFRS第11号及び改訂IAS第28号により定められている。

グループが支配する又は重要な影響力を及ぼすが、連結財務書類上重要ではない事業体は、連結の範囲から除外される。これは、ある事業体の総資産又は当期純利益が、連結計算書又は下位連結計算書（段階的連結の場合）の合計に占める割合が1%以下の場合に該当すると推定される。ただし、この定量的基準は相対的なものにすぎず、この基準値に達しているか否かに関わらず、その事業内容又は予想される成長性を鑑みて戦略的投資とみなされる場合には、事業体が連結グループに含まれることもある。

連結の範囲は、以下からなる。

支配下にある事業体：支配は、グループが事業体に対するパワーを有する場合、グループが事業体への関与によって生じる変動リターンに対するエクスポージャーにさらされている又は変動リターンに対する権利を有する場合、及び事業体が獲得するリターンに影響を及ぼすように事業体に対するパワーを用いる能力を有している場合に存在する。グループの支配下にある事業体の財務書類は、全部連結している。

共同支配下にある事業体：共同支配は、契約により合意された事業体に対する支配の共有であり、主な活動に関する決定に支配を共有する当事者の全会一致の合意が求められる場合にのみ存在する。共同支配を行使する二者以上の当事者はパートナーシップを構成し、共同支配事業又は共同支配企業のいずれかとなる。

- ・ 共同支配事業とは、共同支配を行使する当事者が、当該事業体に関連する資産に対する権利及び負債に基づく義務を有するパートナーシップである。これには、資産、負債、収益及び費用が、当該事業体に対して保有する持分割合に応じて認識されることが伴う。
- ・ 共同支配企業とは、共同支配を行使する当事者が、共同支配企業の純資産に対する権利を有するパートナーシップである。共同支配企業は持分法で会計処理される。

グループの共同支配下にある全ての事業体は、IFRS第11号の定義における共同支配企業である。

グループが重要な影響力を有する事業体：これらは、「連結」主体により支配されていないが、「連結」主体が当該事業体の財務及び営業方針の決定に関与することができる事業体である。グループが重要な影響力を有する事業体の有価証券は、持分法を適用して会計処理されている。

保険会社又はプライベート・エクイティ会社が所有、あるいは共同支配又は重要な影響力を行使している一部の投資は、純損益を通じて公正価値で認識される。

1.3 連結の方法

使用した連結方法は、以下のとおりである。

1.3.1 全部連結

この方法では、対象となる子会社に対して保有する持分の帳簿価額を当該子会社の資産及び負債に置き換えるとともに、株主資本及び当期純利益における非支配持分を別個に表示する。この方法は、事業が「連結」主体の事業の延長か否かを問わず、会計上の構造が異なる事業体を含め、単独支配下にある全ての事業体に適用される。

1.3.2 持分法の適用

この方法では、所有証券の価額を、当該事業体の株主資本及び利益に対するグループの持分に置き換える。この方法は、共同支配下にあり、共同支配企業に分類される全ての事業体、又はグループが重要な影響力を及ぼす全ての事業体に適用される。

1.4 非支配持分

非支配持分は、IFRS第10号で定義されている支配を伴わない持分であり、清算時に純資産の配分を受け取る権利を所有者に与えるパートナーシップ持分、及び子会社が発行しグループが保有していないその他の資本性金融商品が含まれる。

1.5 報告日

連結範囲に含まれる全グループ会社の年次財務書類の報告日は12月31日である。

1.6 内部取引及び残高の相殺消去

内部取引及び残高、並びに連結財務書類に重要な影響を及ぼす内部取引の売上から生じた損益は、相殺消去される。

1.7 外貨換算

外国事業体の外貨建の財務書類については、財政状態計算書は報告日時点の公式為替レートを用いて換算される。為替レートの変動により生じる資本、準備金及び利益剰余金の差額は、資本の部の「為替換算調整勘定」に計上される。損益計算書は当該事業年度の平均為替レートで換算されており、これは当該期間に著しい為替変動がないため代用として許容することができる。その結果生じる換算差額は、「為替換算調整勘定」で直接認識される。この差額は、外国事業体に対する投資の全部又は一部を売却又は清算した場合に、損益に再分類される。

1.8 のれん

1.8.1 公正価値の測定

新規事業体の支配持分の取得日において、当該事業体の資産、負債、及び偶発債務は公正価値で測定している。帳簿価額と公正価値の差額に相当する公正価値の調整額が認識される。

1.8.2 のれん

IFRS第3号に従い、新規事業体に対する支配を獲得した日現在において、IFRSに基づく認識要件を満たす被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発債務は、取得日現在の公正価値で測定される。ただし、IFRS第5号に従い売却目的保有資産に分類された非流動資産は、売却費用控除後の公正価値純額と純帳簿価額のいずれか低い方の金額で認識される。のれんは、譲渡された対価及び非支配持分の合計額から、識別可能な取得資産及び引受債務として（通常は公正価値で）認識した正味金額を控除した金額である。改訂IFRS第3号では、全部のれん又は部分のれんのいずれかを認識することが認められており、企業結合ごとに選択する。前者の場合、非支配持分は公正価値で測定されるのに対し（いわゆる「全部のれん」方式）、後者の場合は被取得企業の資産及び負債に割り当てられた価値に対する比例持分に基づいて測定される（「部分のれん」）。正ののれんは資産として認識され、負ののれんは「のれんの価値の変動」として直ちに損益に認識される。

既に支配している事業体におけるグループの持分が増加／減少した場合、当該株式の取得原価／売却価格と、連結株主資本のうちの取得日／売却日現在の当該株式に相当する部分の差異を、株主資本で認識している。

被全部連結事業体については、のれんは財政状態計算書の個別科目に表示し、事業体に持分法が適用される場合は「持分法適用会社に対する投資」の項目内に表示している。

のれんは取得に関連した直接費用を含まず、改訂IFRS第3号に従い純損益で認識される。

グループは、のれんの減損テストを年1回以上、定期的実施している。これらのテストの目的は、のれんに減損が生じていないことを確認することである。企業結合に伴うのれんは、企業結合により生み出されるシナジーからの利益を得ることが見込まれる資金生成単位（CGU）又はCGUグループに配分される。CGU又はCGUグループの回収可能価額は、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額となる。使用価値は見積将来キャッシュフローを、貨幣の時間価値及び当該資産又はCGUに固有のリスクに関する現在の市場評価を反映した割引率で割り引くことにより算定される。のれんが配分されたCGUの回

収可能価額が帳簿価額を下回っている場合、差額について減損損失が認識される。この減損損失は損益に認識され、戻し入れることはできない。実務上、CGUは、グループが事業を運営する事業分野に基づいて定義されている。

関連会社又は共同支配企業に関するのれんは、持分法投資の帳簿価額に含まれる。この場合、持分法投資とは別個に減損テストを実施しない。持分法投資の回収可能価額（すなわち、使用価値、又は売却費用控除後の公正価値のいずれか高い金額）が帳簿価額を下回った場合、減損損失を認識するが、その損失は特定の資産には配分されない。その後、持分法投資の回収可能価額が増加した場合には、その範囲内で減損損失の戻入れが認識される。

2. 会計原則及び会計方針

2.1 IFRS第9号における金融商品

2.1.1 金融資産の分類及び測定

IFRS第9号においては、金融資産の分類及び測定は、金融商品を保有する事業モデル及びその契約上の条件に依拠している。

2.1.1.1 貸出金、債権及び取得した負債証券

資産は以下のように分類及び測定される。

- ・ 償却原価で測定するもの：契約上のキャッシュフローの回収を目的として保有されており、その特性が「基本的な」契約の特性に類似している場合。以下の「キャッシュフロー特性」（「回収目的保有」モデル）の項を参照。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定するもの：契約上のキャッシュフローの回収と機会があれば売却することの両方を目的としてその金融商品を保有しているが、売買目的で保有していない場合で、その特性が基本的な契約の特性に類似しており、関連キャッシュフローの予測可能性が高いことを黙示的に示している場合（「回収及び売却目的保有」モデル）。
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定するもの：
 - （「基本的」要件を満たさない及び／又は「その他」の事業モデルに基づき管理しているため）前述の2つの区分に該当しない場合。又は、
 - グループが当初認識時に、純損益を通じて公正価値で測定するという任意かつ取消不能の選択を行っている場合。この選択肢は、他の関連する金融商品と関連した会計上のミスマッチを軽減させるために使用される。

キャッシュフローの特性

元本の返済と元本残高に対する利息の支払のみを表す契約上のキャッシュフローは、「基本的な」契約と整合している。

基本的な契約では、利息は主に貨幣の時間価値（マイナス金利を含む）と信用リスクに対する対価を表す。利息には、流動性リスク、資産管理手数料及び利益マージンも含まれる場合がある。

特に契約上のキャッシュフローの時期又は金額を変更する可能性のある契約条項など、全ての契約条項を分析する必要がある。借手又は貸手が金融商品を期限前に返済するという合意に基づく選択肢は、返済額が基本的に元本残高及び経過利息、並びに該当する場合には合理的な金額の期限前返済違約金の支払を表す場合において、契約上のキャッシュフローのSPPI⁽¹⁾（solely payments of principal and interest）の要件と整合している。

(1) SPPI: 元本及び利息の支払のみ。

期限前返済違約金は、例として、下記の場合において合理的であるとみなされる。

- ・ 返済された元本に対する比率として表示され、返済された額面金額の10%未満である場合、又は、
- ・ 融資実行日と期限前返済日の間の指標金利の差異を補償する目的の算定式に従い決定された場合

契約上のキャッシュフローの分析では、金利に含まれる貨幣の時間価値の要素が当該金融商品の契約条件によって影響を受ける可能性が高い場合、ベンチマークとなる金融商品とキャッシュフローを比較することが必要となる場合もある。例えば、金融商品の利率が定期的に更改されるものの、更改の頻度が当該

金利が設定される期間と関連していない場合（例えば、年率が毎月更改されるなど）、又は金融商品の利率が平均利率に基づいて定期的に更改される場合などがそれに当たる。

金融資産の割引前の契約上のキャッシュフローと参照金融商品の割引前のキャッシュフローの差異が重大であるか又は重大になる可能性がある場合、その金融資産は基本的な金融商品とはみなされない。

場合に応じて、分析は定性分析又は定量分析のいずれかとなる。差異の重要性は、事業年度ごと、また金融商品の存続期間にわたる累計ベースで評価される。定量分析では、合理的に起こりうると考えられる一連のシナリオを考慮に入れる。このため、グループは2000年にまで遡った利回り曲線を用いた。

また、証券化については、保有者間において支払に優先順位があり、トランシェの形式で信用リスクの集中が見られることから、個別の分析が行われる。この場合、分析において、グループが投資を行ったトランシェ及び基礎となる金融商品の契約上の特性、並びに基礎となる金融商品の信用リスクに関連したトランシェの信用リスクの検証を行う必要がある。

注意点：

- ・ SPPIではないと分類された金融資産は、純損益を通じて公正価値で認識される。
- ・ UCITSファンド又は不動産集団投資事業（OPCI）の受益証券は基本的な金融商品ではないため、純損益を通じて公正価値で認識される。

事業モデル

事業モデルは、キャッシュフロー及び収益を創出するための金融商品の管理方法を表す。これは、単純に経営者の意図ではなく、観察可能な事実に基づくものである。事業モデルは、事業体レベルで又は金融商品別に評価されるのではなく、金融資産グループが集合的に管理される方法を反映したより高い集約レベルに基づいて評価される。事業モデルは当初に決定され、モデルが変更された場合（例外的な場合）に再評価されることがある。

モデルを決定するためには、以下を含む全ての利用可能な情報が考慮されなければならない。

- ・ 事業の業績を意思決定者に報告する方法
- ・ 管理者に対する報酬の算定方法
- ・ 過去期間における売却の頻度、時期及び金額
- ・ 売却の理由
- ・ 将来の売却の予測
- ・ リスクの評価方法

「回収目的保有」事業モデルについては、当該基準において許容される売却の例が明示的に定められている。

- ・ 信用リスクの増大に関連する場合
- ・ 満期が近く、これらの売却代金が契約上の未受領キャッシュフローとほぼ一致している場合
- ・ 例外的な場合（流動性ストレスに関連するなど）

頻度が多い（かつ単位価額が大きい）処分又は頻度が少ない（単位価額が大きくてもよい）処分は、回収目的保有モデルと整合的である。

これらの「認められた」処分は、ポートフォリオから行われる売却の重要性及び頻度の分析においては考慮されない。規制又は税務フレームワークの変更に関連する処分は、当該処分が「頻度が低い」ものであることを示すために、案件ごとに文書化される。

その他の処分については、有価証券ポートフォリオの満期に応じて閾値が設定されており、例えば、平均満期が8年のポートフォリオの場合、年間処分額の上限はポートフォリオ残高の2%となっている（グループは回収管理モデルで認識された貸出金を売却しない）。

グループは主に、金融資産からの契約上のキャッシュフローの回収に基づきモデルを開発しており、これは特に顧客融資に適用される。

また、金融資産からの契約上のキャッシュフローの回収及びその資産の売却に基づくモデル、並びにその他の金融資産、特に売買目的保有の金融資産のモデルに従って金融資産を管理している。

グループ内では、「回収及び売却目的保有」モデルは、主として自己勘定のキャッシュ・マネジメント及び流動性ポートフォリオの管理に適用される。

売買目的保有金融資産は、当初取得時において短期間で売却する意図で取得した有価証券のほか、一括管理され、かつ、短期的な利益確定について最近の実際の傾向を示す証拠がある有価証券ポートフォリオの一部である有価証券により構成される。

償却原価で測定する金融資産

主に以下のものが含まれる。

- ・ 現金勘定、預金並びに中央銀行及び金融機関との間の要求払貸出金及び借入金からなる現金及び現金同等物
- ・ 純損益を通じて公正価値で測定しない金融機関へのその他の貸出金及び顧客への貸出金（直接付与又はシンジケート・ローンの持分）
- ・ グループが保有する有価証券の一部

この区分に分類される金融資産は通常、支払純額である公正価値で当初認識される。実行した貸出金に適用する金利は、特に大多数の競合行が適用する金利に基づいて金利体系が継続的に調整されるため、市場金利を示すとみなされる。

その後の報告日において、資産は実効金利法を用いて償却原価で測定する。実効金利とは、金融商品の見積存続期間にわたり将来のキャッシュ・アウトフロー又はキャッシュ・インフローを、金融資産又は負債の純帳簿価額まで正確に割り引く利率である。実効金利は、将来の信用損失を考慮しない見積キャッシュフローを織り込んでおり、これには、利息の性質を有する支払手数料又は受取手数料、並びに直接関連する取引費用、全てのプレミアム及びディスカウントが含まれる。

有価証券については、償却原価はプレミアム及びディスカウントの償却並びに重要な場合には取得コストを考慮に入れている。有価証券の売買は決済日に認識される。

受取利息は、損益計算書の「受取利息及び類似収益」に表示される。

貸出金の設定に直接関連し、利息の構成要素として扱われる受取手数料又は支払手数料は、実効金利法を用いて貸出期間にわたって認識され、損益計算書において「利息」として計上される。貸出金の商業上の再交渉に関連する受取手数料も、ローン期間にわたり認識される。

借手が直面する財務上の困難により貸出金が条件緩和された場合には、契約の更改を伴う。欧州銀行監督機構によるこの概念の定義を受けて、グループはこの概念を、会計上の定義と健全性の定義が調和するように情報システムに組み込んだ。

償却原価で測定する資産の公正価値は、各報告期間末の財務書類の注記で開示している。それは、債務者固有の発行体費用を加味し、かつゼロ・クーポンの利回り曲線を用いて見積った将来キャッシュフローの正味現在価値に相当する。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

フランス相互信用連合銀行の場合、このカテゴリーには有価証券のみが含まれる。これらは、取得時に公正価値で財政状態計算書において認識され、決済日及びその後処分されるまで財務書類において公正価値で認識される。公正価値の変動は、未収収益を除き、個別のその他の包括利益勘定の「未実現又は繰延損益」に計上している。株主資本において認識されたこれらの未実現損益は、売却又は減損した場合のみ損益計算書において認識される（第2.1.7項「金融資産及び負債の認識の中止」及び第2.1.8項「信用リスクの測定」を参照）。

未収収益又は受取収益は、実効金利法を用いて純損益の「受取利息及び類似収益」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

これらは、当初認識時及びその後処分されるまで公正価値で認識される（注記2.1.7「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。公正価値の変動は、損益計算書において「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」の項目で認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る受取収益又は未収収益は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する有価証券の売買は、決済日に認識する。取引日から決済日までの間の公正価値の変動は、純損益において認識される。

取得した資本性金融商品（とりわけ株式）は、以下のように分類される。

- ・ 純損益を通じた公正価値での測定
- ・ 任意で、純損益に振り替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値での測定（売買目的で保有されない場合に、当初認識時に取消不能の選択をした場合）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

株式及びその他の資本性金融商品は、取得時に財政状態計算書において公正価値で認識され、その後も処分されるまで財務書類において公正価値で認識される。公正価値の変動は、株主資本の別個の項目「その他の包括利益累計額（未実現又は繰延損益）」に計上している。株主資本に認識されたこれらの未実現損益は、処分時であっても損益計算書において認識されることはない（第2.1.7項「金融資産及び負債の認識の中止」を参照）。持分証券に係る受取配当金のみが損益計算書の「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益」の項目において認識される。有価証券の売買は決済日に認識される。

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品と同じ方法で認識される。

2.1.2 金融負債の分類及び測定

金融負債は以下の2つの区分の1つに分類される。

2.1.2.1 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

- ・ 認識当初からヘッジ手段として適格でない公正価値がマイナスであるデリバティブを含む、売買目的で発生した金融負債。
- ・ グループが当初認識時に純損益を通じて公正価値で測定するものとして分類した非デリバティブ金融負債（公正価値オプション）。これには以下の金融商品が含まれる。
 - 1つ又は複数の分離可能な組込デリバティブを含む金融商品
 - 公正価値オプションを適用しなければ、会計上の取扱いが他の関連する金融商品に適用される会計上の取扱いと合致しなくなる金融商品
 - 公正価値で測定及び管理される金融商品のプールに属する金融商品

純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定された債務に係る自己の信用リスクに起因する公正価値の変動の認識は、純損益に振り替えられることのないその他の包括利益の未実現又は繰延損益において認識される。グループに対する自己の信用リスクの影響は軽微である。

2.1.2.2 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債には、その他の非デリバティブ金融負債が含まれる。これらには、顧客及び金融機関等に対する債務、負債証券（譲渡性預金証書、銀行間商品、社債等）並びに純損益を通じて公正価値で測定することを選択していない期限付又は無期限の劣後債が含まれる。

劣後債は、債務者の資産を清算する場合、他の債権者による請求が終了した後でなければ返済されることがないため、他の負債証券から分離されている。サパン2法によって創り出された非優先シニア債は、負債証券に分類される。

これらの負債は財政状態計算書において公正価値で当初認識される。その後の報告日においては実効金利法を用いて償却原価で測定される。発行済証券については、当初の公正価値は、発行価額（該当する場合）から取引費用を差し引いた金額である。

規制貯蓄契約

償却原価で測定する負債には、個人（自然人）顧客向けのフランスの規制商品であるcomptes épargne logement（CEL - 住宅購入者貯蓄勘定）及びplans épargne logement（PEL - 住宅購入者貯蓄制度）が含まれる。これらの商品は、利息が付く貯蓄段階と、それにより次の段階で顧客が住宅ローンを受ける権利を得る仕組みを組み合わせたものである。これらは、販売金融機関に以下の2種類の義務をもたらす。

- ・ 預け入れられた金額に対して固定金利で利息を支払う義務（PELの場合のみ。CELの利息は物価スライド制の算定式に基づき定期的に更改されるため、変動金利の利息として取り扱われる。）
- ・ 顧客に所定の条件で貸出金を供与する義務（PELとCELの両方）

これらの義務は、顧客行動に関する統計及び市場データに基づいて見積もられている。規制上の金利上限が適用されない類似商品で個人顧客に提示される金利と比較して、これらの商品に係る潜在的に不利な条件に起因する将来費用に対応するため、財政状態計算書の負債の部で引当金が計上されている。このアプローチは、PEL及びCEL口座について、規制条件が同質的な世代グループごとに適用される。損益への影響は、顧客に対する支払利息として計上される。

2.1.3 負債と資本との区別

グループが発行した金融商品は、グループが当該金融商品の保有者に対して金銭を引き渡す契約上の債務がある場合、グループの勘定において負債性金融商品に分類される。これは、グループが発行する全ての劣後債に特に当てはまる。

2.1.4 為替取引

機能通貨以外の通貨建金融資産及び負債は報告日の為替レートで換算される。

2.1.4.1 貨幣性金融資産又は負債

この項目の換算から生じる外国為替差損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」に計上している。

2.1.4.2 公正価値で測定する非貨幣性金融資産又は負債

こうした換算から生じる外国為替差損益は、純損益を通じて公正価値で測定される場合には損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」として認識され、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産である場合には「未実現又は繰延損益」として認識される。

2.1.5 デリバティブ及びヘッジ会計

IFRS第9号は、初度適用時に、事業体がヘッジ会計に関する新たな規定を適用するか、若しくはIAS第39号の規定を維持するか選択することを認めている。

グループはIAS第39号の規定を引き続き適用することを選択している。ただし、改訂IFRS第7号に従い、財務書類の注記又は経営者報告書において、リスク管理及びヘッジ会計が財務書類に与える影響に関する追加情報を提供している。

さらに、金融資産又は金融負債のポートフォリオに係る金利リスクの公正価値ヘッジに関するIAS第39号の規定は、欧州連合で採用されているとおり、引き続き適用する。

デリバティブ金融商品は、以下の3つの特性を備えた商品である。

- ・ 基礎となる項目（金利、為替レート、株価、指数、コモディティ価格、信用格付など）の変動に応じてその価値が変動すること
- ・ 初期費用が少額であるか若しくは皆無であること
- ・ 決済が将来の特定の日に行われること

フランス相互信用連合銀行は、基本的に公正価値ヒエラルキーのレベル2に分類される、主に金利金融商品の単純なデリバティブ金融商品（スワップ、バニラ・オプション）を用いている。

全てのデリバティブ金融商品は、財政状態計算書において金融資産又は負債として公正価値で認識される。全てのデリバティブは、ヘッジ手段として分類される場合を除いて売買目的商品として当初認識される。

2.1.5.1 デリバティブの公正価値の算定

店頭デリバティブ、スワップ、金利先渡契約、キャップ、フロア、バニラ・オプションの大半は、利回り曲線などの観察可能な市場データに基づき、一般的に認められている標準的なモデル（割引キャッシュフロー法、ブラック・ショールズ・モデル、又は補間法）を用いて評価されている。これらのモデルによって得られた評価は、当該金融商品又はパラメータに伴う流動性リスク及び信用リスク、特定の市況下でモデルに関連するダイナミックな運用戦略に伴う特定の追加費用を相殺するための固有のリスク・プレミアム、並びに店頭デリバティブのプラスの公正価値に係るカウンターパーティー・リスクを考慮して調整される。またカウンターパーティー・リスクには、店頭デリバティブのマイナスの公正価値で表示される自己のリスクも含まれる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、異なる性質を有するリスク、パラメータ又はモデル間の分散効果は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオベースのアプローチが最も多く用いられている。

デリバティブは、公正価値がプラスの場合は金融資産として、公正価値がマイナスの場合は金融負債として認識される。

2.1.5.2 デリバティブの分類及びヘッジ会計

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債として分類されるデリバティブ

当初認識時に、IFRSに基づいてヘッジ手段として指定されていないデリバティブは全て、1つ又は複数のリスクをヘッジする目的で契約を締結したものであっても、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に分類される。

組込デリバティブ

組込デリバティブは、主契約から分離させた場合において、デリバティブの定義を満たすハイブリッド金融商品の構成要素である。特に、単独のデリバティブと同様に、一定のキャッシュフローを変動させる。

組込デリバティブは、以下の条件の全てが充足された場合にのみ、主契約から分離され、純損益を通じて公正価値で測定するデリバティブ金融商品として個別に認識される。

- ・ デリバティブの定義の要件を満たすこと
- ・ 組込デリバティブの主契約であるハイブリッド金融商品が、純損益を通じて公正価値で測定されないこと
- ・ デリバティブの経済的特徴及び関連するリスクが、主契約の経済的特徴及び関連するリスクと密接に関連しているとみなされないこと
- ・ 組込デリバティブの個別測定は、有益な情報を提供するのに十分な信頼性があること

これらはIFRS第9号における金融商品であるため、金融負債に組み込まれたデリバティブのみが主契約から分離し、個別に認識することが可能である。

実現及び未実現損益は、損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

ヘッジ会計

ヘッジ対象のリスク

グループの勘定において、グループはミクロ・ヘッジ、又はより大規模にマクロ・ヘッジを通じてのみ金利リスクを認識している。

ミクロ・ヘッジとは、企業が保有する資産及び負債に関して直面するリスクを部分的にヘッジすることである。具体的には、ミクロ・ヘッジは、1つ又は複数の資産又は負債に対して、事業体がデリバティブを用いて特定の種類のリスクの不利な変動のリスクをヘッジするために適用される。

マクロ・ヘッジの目的は、グループの資産及び負債の全てに対する不利な変動、特に金利の変動に対応することである。

金利リスクの全体的な管理は、負債に対する資産の対応関係を通じて、又はトレーディング目的デリバティブの認識を通じてヘッジされる可能性があるその他のリスクの全て（為替リスク、信用リスク等）の管理とともに、経営者報告書において記載されている。

ミクロ・ヘッジは通常、アセット・スワップの一環として行われる。ミクロ・ヘッジは、一般的に固定金利金融商品を変動金利金融商品に転換することを目的とする。

3種類のヘッジ関係が認められている。ヘッジ関係は、ヘッジ対象のリスクの性質に基づいて選択される。

- ・ 公正価値ヘッジは、金融資産又は金融負債の公正価値の変動に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ キャッシュフロー・ヘッジは、金融資産又は金融負債、確定契約若しくは先渡取引に伴うキャッシュフローの変動性に対するエクスポージャーのヘッジである。
- ・ 外貨建て純投資のヘッジは、キャッシュフロー・ヘッジと同様に認識される。グループはこのヘッジ手法を用いていない。

ヘッジするデリバティブは、会計上のヘッジ手段としての指定を受けるためにIAS第39号に規定される要件を満たさなければならない。特に、

- ・ ヘッジ手段とヘッジ対象は、どちらもヘッジ会計に適格でなければならない。
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段との関係は、ヘッジ関係の設定時に直ちに正式に文書化しなければならない。この文書化には、経営陣が決定したリスク管理目的、ヘッジ対象のリスクの特性、基礎となる戦略、及びヘッジの有効性の評価方法を記載する。
- ・ ヘッジ関係の開始時、その後の残存期間を通じて、少なくとも報告日ごとにヘッジの有効性が実証されなければならない。ヘッジ手段の価値の変動又は損益の、ヘッジ対象の価値の変動又は損益に対する比率は、80%から125%の範囲内でなければならない。

該当する場合においては、ヘッジ会計は非遡及的に中止される。

識別された金融資産又は負債の公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ関係の場合、デリバティブは「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において純損益を通じて公正価値で再測定されるが、これは、ヘッジ対象リスクに係るヘッジ対象の再評価が純損益に認識される方法を反映するものとなる。この規則は、ヘッジ対象が償却原価で計上される場合、又は「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に分類される負債性金融商品である場合にも適用される。ヘッジ手段とヘッジ対象のリスク部分の公正価値の変動は、相互に部分的又は完全に相殺され、ヘッジの非有効部分のみが純損益に残る。これは、以下に起因する場合がある。

- ・ 「カウンターパーティー・リスク」構成要素がデリバティブの価値に組み込まれていること。
- ・ ヘッジ対象とヘッジ手段の評価曲線の差異。実際、スワップは担保付きの場合はOIS（オーバーナイト・インデックス・スワップ）曲線、それ以外はBOR（借入金利）曲線を用いて評価される。ヘッジ対象はBOR曲線を用いて評価される。

デリバティブ金融商品の再割引に対応する部分は、損益計算書の「受取利息」又は「支払利息」において認識される。ヘッジ対象に関する受取利息又は支払利息にも、同様の処理が適用される。

ヘッジ関係が中断された場合、又はヘッジの有効性の要件を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は将来に向かって中止される。ヘッジ手段のデリバティブは、「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産又は金融負債」に振替えられ、この区分に適用される原則に従って会計処理される。その後、ヘッジ対象の帳簿価額には、公正価値の変動を反映させるための調整が加えられなくなる。ヘッジ対象として当初識別された金利商品の場合、再評価調整額はヘッジ対象の残存期間にわたって償却される。期限前償還等の理由で財政状態計算書におけるヘッジ対象の認識が中止された場合、調整累計額は直ちに損益計算書において認識される。

マクロ・ヘッジ・デリバティブ

グループは、マクロ・ヘッジ取引の会計処理に関し、欧州委員会が提供する選択肢を利用している。実際、欧州連合がIAS第39号に対して行った改訂（カーブ・アウト）により、顧客の要求払預金をヘッジ対象の固定金利負債のポートフォリオに含めることが認められており、アンダーヘッジの場合には非有効部分を認識する必要がない。要求払預金については、資産負債管理において定められたランオフ・パターンに従って当該ポートフォリオに組み入れられている。

固定金利の金融資産又は金融負債のポートフォリオごとに、ヘッジ関係の有効性を以下によって検証している。

- ・ オーバーヘッジ・テスト：グループは、将来的にも事後的にも、ヘッジ対象の満期構成が、ヘッジ手段のデリバティブの満期構成を上回っていることを確認する。
- ・ ヘッジ対象の存在テスト：これは、過去最大のヘッジポジションが、将来の各満期帯と各金利世代に関して、報告日現在のヘッジ対象ポートフォリオの名目価値を下回っていることを確認することによって構成される。
- ・ 定量的テスト：モデル化された合成金融商品の公正価値の変動が、ヘッジ手段の公正価値の変動を相殺することを遡及的に確認するための定量的テストを実施する。

マクロ・ヘッジに関連する非有効性は、ヘッジ対象のポートフォリオ及びヘッジ手段のデリバティブをモデル化するのに使用される曲線のミスマッチ、及びこれらの項目の利払いにおいて起こりうるミスマッチから生じる。

公正価値マクロ・ヘッジ・デリバティブの会計処理は、公正価値ヘッジ・デリバティブの会計処理と同様である。

ヘッジ対象ポートフォリオの公正価値の変動は、財政状態計算書の「金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整」に計上され、反対勘定は、損益計算書の勘定科目に計上される。

キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジ関係の場合、デリバティブは財政状態計算書において公正価値で再測定され、有効部分はその他の包括利益に計上される。非有効とみなされた部分は損益計算書の「純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益」において認識される。

その他の包括利益に認識される金額は、ヘッジ対象に起因するキャッシュフローが純損益に影響を及ぼすのと同時に、「受取利息」又は「支払利息」において純損益に分類変更される。

ヘッジ対象は、その会計上の区分に固有の規定に従って引き続き会計処理されている。ヘッジ関係が終了した場合、又は有効性の基準を満たさなくなった場合、ヘッジ会計の適用は中止される。ヘッジ手段のデリバティブの再評価により計上されたその他の包括利益累計額は、ヘッジ対象の取引自体が純損益に影響を及ぼすまで、又は同取引が実施されないと判断されるまでその他の包括利益に残る。これらの金額は、その後損益に振り替えられる。

ヘッジ対象が存在しなくなった場合、その他の包括利益に計上された累計額は直ちに純損益に振替えられる。

2.1.6 金融保証及びファイナンス・コミットメント

契約が、特定の債務者が負債性金融商品に関して期日に弁済を履行できなかった結果として発生した損失について、発行者が補償として保険契約者に特定の支払を行うことを定めている場合、当該契約は金融保証として適格である。

これらの契約は、重要な保険リスクを移転する場合には保険契約として分類することができる。この場合、これらの契約はIFRS第17号の適用範囲に含まれる（第2.2.2項「保険契約及び再保険契約」参照）。

これらの契約が金融変数（価格、信用格付、指数等）又は非金融変数の変動に応じた支払を定めている場合、変数が一方の契約当事者に限定されないときは、これらの保証はIFRS第9号が適用されるデリバティブとして扱われる。

IFRS第9号の定義上デリバティブとみなされないファイナンス・コミットメントは、財政状態計算書に認識されない。ただし、これらについてはIFRS第9号の規定に従って引当金が計上される。

2.1.7 金融資産及び負債の認識の中止

グループは、金融資産（又は類似資産グループ）のキャッシュフローに対する契約上の権利が満了した際（商業上の再交渉の場合のように）、又はグループが金融資産のキャッシュフローを受取る契約上の権利並びに資産の所有に係るリスク及び経済価値の大半を移転した際に、当該資産の全部又は一部の「認識を中止」する。

「認識の中止」の場合においては、

- ・ 償却原価で測定する金融資産若しくは金融負債、又は純損益を通じて公正価値で測定する金融資産若しくは金融負債：処分損益は、資産又は負債の帳簿価額と対価の受取額又は支払額との差額に相当する金額で損益計算書において認識される。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益は、処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスとともに損益計算書に振替えられる。
- ・ その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品：過去にその他の包括利益において認識されていた未実現損益、並びに処分に係るキャピタル・ゲイン及びキャピタル・ロスは、損益計算書に計上することなく、連結剰余金において認識される。

グループは、契約で定められた義務が消滅、解除、又は満了した場合、金融負債の「認識を中止する」。金融負債は、契約条件が大幅に変更された場合や、契約条件が実質的に異なっている金融商品を貸手と交換した場合にも、「認識を中止する」ことがある。

2.1.8 信用リスクの測定

IFRS第9号の減損モデルは「予想損失」アプローチに基づいている。一方、IAS第39号の減損モデルは発生信用損失モデルに基づいており、金融危機の際に信用損失の認識があまりにも遅く、かつ過小だった。

IFRS第9号のモデルにおいては、個別には減損の客観的証拠が存在しない金融資産も、観察された損失及び合理的かつ正当な将来キャッシュフローの予測に基づき減損される。

従って、IFRS第9号の減損モデルは、償却原価で又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する全ての負債性金融商品、並びにファイナンス・コミットメント及び金融保証に適用される。これらの残高は以下の3つに分類される。

- ・ ステージ1 - 格付の引下げがない正常債権：金融資産の当初認識以降に信用リスクが著しく増大していない場合に、当初認識時より12ヶ月間の予想信用損失（今後12ヶ月間のデフォルト・リスクに起因）に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ2 - 格付が引下げられた正常債権：当初認識以降に信用リスクが著しく増大した場合に、（当該金融商品の残存期間全体にわたるデフォルト・リスクから生じる）満期までの予想信用損失に基づき引当金を計上する。
- ・ ステージ3 - 不良債権：貸出の実行後に生じた事象に関連して減損の客観的証拠がある金融資産で構成される区分。

ステージ1及び2の場合、受取利息の算定の基礎は減損前の資産の価値総額であり、ステージ3の場合は減損後の正味価値である。

2.1.8.1 ガバナンス

サブ・ポートフォリオ間の配分モデルや将来予測的なシナリオ、パラメータの算定方法は減損算定の方法論的基礎を構成する。これらは、グループの最高レベルで承認され、関連ポートフォリオに基づき全ての事業体に適用されるものである。方法論的枠組みの全体、及び、方法論、シナリオのウェイト付け又はパラメータの計算の変更、並びに引当金の計算については、クレディ・ミュチュエル・グループの執行機関による承認が必要である。

こうしたガバナンス機関は、内部統制に関する2014年11月3日付政令第10条に定義された監督機関及び執行機関により構成されている。クレディ・ミュチュエル・グループが分散化した組織構造となっている特徴を踏まえ、監督機関及び執行機関は全国レベルと地方レベルの2つのレベルに分けられている。

クレディ・ミュチュエル・グループ全体にわたり適用されている補完性原理は、プロジェクトごと及び資産の減損の算出方法の継続的な実施の双方において、全国レベルと地方レベルの間での役割の分担を統括している。

全国レベルにおいては、パーゼル・ワーキング・グループが地方グループに適用すべき全国的な手順、モデル及び方法の承認を行う。IFRS第9号の引当金モデルで使用されるシナリオ又はパラメータの調整における変更は、この機関によって検証される。

地方レベルにおいては、地方グループが、それぞれの執行機関及び監督機関の責任及び統制において、その事業体内でのIFRS第9号における引当金の算定を担っている。

2.1.8.2 ステージ1とステージ2の境界の定義

グループは健全性準拠目的のために開発されたモデルを使用しており、従って、保有する残高についても同様の区分を適用している。

- ・ 低デフォルト・ポートフォリオ（LDP）（格付モデルは専門家の評価に基づく）：大企業、銀行、地方自治体、ソブリン、特定融資。これらのポートフォリオは、営業貸出金、短期営業貸出金、当座預金口座等の商品で構成される。
- ・ 高デフォルト・ポートフォリオ（HDP）（デフォルト・データが統計的な格付モデルの開発に十分であるもの）：一般企業、小売業。これらのポートフォリオには、住宅ローン、消費者金融、リボルビング・ローン、当座預金口座等の商品が含まれる。

ステージ1からステージ2への貸出金の振替を伴う信用リスクの著しい増大であるかどうかは、以下によって評価される。

- ・ 全ての合理的かつ正当な情報を考慮に入れる。
- ・ 報告日の金融商品のデフォルト・リスクを、当初認識日のデフォルト・リスクと比較する。

グループにおいて、これには債権者レベルでのリスクの測定が含まれている。なお、カウンターパーティーの格付システムはグループ全体に共通している。内部手法の対象となるグループのカウンターパーティーは全て、かかるシステムによって評価される。当該システムは、以下に基づく。

- ・ 統計的アルゴリズム、すなわち代表的及び予測的なリスク変数を用いた1つ又は複数のモデルに基づく「マス・レーティング」（HDP）
- ・ 専門家によって開発された格付グリッド（LDP）

当初認識以降に生じるリスクの変動は、各契約ベースで評価される。ステージ3とは異なり、顧客の契約をステージ2に振替える場合、当該顧客の残高又は関連当事者の残高の全ての振替を伴うわけではない（波及の欠如）。

グループは、定性的及び定量的基準の双方においてステージ2の分類の基準を満たさなくなった正常債権エクスポージャーを直ちにステージ1に振替えることに留意が必要である。

グループは、12ヶ月間のデフォルト確率と満期までのデフォルト確率の間に重要な相関が存在することを実証している。これにより、基準によって認められているように、当初認識以降のリスク変化の合理的な近似として、12ヶ月間の信用リスクを用いることができる。

定量的基準

LDPポートフォリオでは、境界は、組成時の内部格付と報告日の内部格付を関連付ける割当マトリクスに基づいている。したがって、当初の格付リスクが高いほど、リスクの重大な悪化に対するグループの相対的許容度は小さくなる。

HDPポートフォリオに関して、グループは2023年12月31日以降、欧州銀行監督機構と欧州中央銀行が公表した勧告に沿って、信用リスクの著しい増加を評価できるよう基準を適合させることにコミットしてきた。

これらの新基準に従い、グループは同基準が提案する業務上の簡便法を選択した。この簡便法は、以下の3つの条件を満たす限り、期末時点で低リスクの貸出金をステージ1に維持することを認める。

- ・ 当該金融資産のデフォルト・リスクが低い。
- ・ 借手は、短期的な契約上のキャッシュフロー債務を履行する能力が高いことを実証している。
- ・ 借手が短期的な契約上の債務を履行する能力は、長期的な経済・事業環境の好ましくない変化によって必ずしも損なわれるとは限らない。

信用リスクは、当該商品のデフォルト確率が組成時から3倍以上増加した場合に、著しく増加したとみなされる。

最後に、開始時のデフォルト確率と決算日のデフォルト確率を関連付ける境界曲線の式は、HDPポートフォリオ内の将来の様相をより良く反映するように改訂された。

定性的基準

こうした定量的データに加え、グループは、不払又は30日超延滞している割賦支払、条件緩和された貸出金という事実などの定性的基準を用いている。

定性的基準のみに基づく方法は、健全性準拠目的で標準的手法に分類され、かつ格付システムを持たない事業体又は小規模なポートフォリオに対して使用される。

2.1.8.3 ステージ1及びステージ2 - 予想信用損失の計算

予想信用損失は、契約利率で割り引かれた残高にデフォルト確率（PD）とデフォルト時損失率（LGD）を乗じて算出される。オフ・バランスシート項目は、貸出実行の可能性に基づいてオン・バランスシート相当額に換算される。ステージ1では1年間のデフォルト確率、ステージ2では満期（1年～10年）までのデフォルト確率カーブが使用される。

これらのパラメータは、健全性準拠目的のモデルと同一の数値に基づいており、またIFRS第9号の要件を満たすよう調整されている。これらは、契約を各ステージへ割当てるため及び予想信用損失を算定するための双方に使用される。

デフォルト確率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、IRB-Aアプローチ（先進的内部格付手法）に基づき承認されたモデル
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、確立された外部のデフォルト確率

なお、これらは、1981年まで遡る実績データに基づいている。

デフォルト時損失率

以下に基づいて計算される。

- ・ 高デフォルト・ポートフォリオについては、長期間にわたって観察され、契約利率によって割引かれ、商品の種類及び保証の種類に従い区分された回収フロー
- ・ 低デフォルト・ポートフォリオについては、固定比率（ソブリンの場合60%、その他の場合40%）

換算係数

リボルビング・ローンを含む全ての商品について、換算係数はオフ・バランスシート・エクスポージャーを財政状態計算書上の相当額に換算する際に用いられ、主に健全性準拠目的のモデルに基づいている。

将来予測的な情報

予想信用損失を計算する際、当該基準は、将来予測的な情報を含む、合理的かつ正当な情報を考慮することを求めている。将来予測的な情報を作成するには、景気動向を予測し、その予測をリスク・パラメータと関連付ける必要がある。この将来予測的な情報はグループ・レベルで決定され、デフォルト確率のモデル化と内部格付移行マトリックス（又はリスク・パラメータ）の調整を通じて組み入れられる。

高デフォルト・ポートフォリオに関しては、デフォルト確率に含まれる将来予測的側面は楽観、中心、悲観の3つのシナリオを組み合わせる。各シナリオは、地域グループとクレディ・ミュチュエル・グループの各最高経営責任者によって承認されたグループの5年間の景気サイクル予測を反映するように加重される。

これらのシナリオは、公的機関（IMF、世界銀行、ECB、OECD）が公表しているマクロ経済データ（GDP、失業率、インフレ率、長短金利など）を考慮して、グループのエコノミストが作成したものである。

予想信用損失の算出に用いるシナリオに設定される加重は、中心シナリオについては最低50%とし、2つの代替シナリオについては、グループのエコノミストが予想する景気サイクルに応じて決定される。加重は少なくとも6ヶ月ごとに更新される。

しかし、予想信用損失モデルに組み込まれた将来予測的なアプローチは、以下の理由により、シナリオでは捕捉されなかった要素を組み込むように調整することができる。

- ・ シナリオでは捉えられなかった要素は最近のものであり、報告日の数週間前に発生したものであるため。
- ・ シナリオに含めることができないため：例として、過去の記録には例がないような重要な影響をリスク・パラメータに確実に及ぼし、一定の仮定を設定することによってその影響を測定することができる規制の変更が挙げられる。

モデル後調整は、特定の経済セクターにおける予想損失又は悪化の見通しに対する気候事象の影響を反映すると考えることができる。

低デフォルト・ポートフォリオについては、将来予測的な情報は、大口口座や銀行モデルに組込まれているが、地方自治体、ソブリン、特定融資モデルには組込まれていない。

これらの調整の影響については、信用リスクに関する項で記載したとおりである。

2.1.8.4 ステージ3 - 不良債権

ステージ3においては、貸出金又は貸出金グループの実行後に損失を生じさせる可能性がある単一又は複数の事象が発生した結果、減損の客観的証拠が存在する場合には、減損が認識される。減損額は、帳簿価額と、担保又はその他の保証を考慮しつつ当初の貸出金の金利で現在価値に割り引いた見積将来キャッシュフローとの差額に等しい。変動金利の場合、最新の契約上の金利が計上に用いられる。

クレディ・ミュチュエル・グループは、欧州銀行監督局（EBA）の指針及び適用できる重要性基準値に関する規制の技術的基準に従って、健全性準拠目的におけるデフォルトの新たな定義を適用しており、その主な内容は以下のとおりである。

- ・ デフォルト分析は、現在、日々借手レベルで行われており、契約レベルでは行われていない。

- ・ 割賦支払の延滞日数は、各借手、又は共同コミットメントの場合は各借手グループ（共同の借手）単位で評価される。
- ・ 借手又は借手グループについて、90日連続の延滞が記録された場合に債務不履行が発生する。日数の計算は、絶対的重要性基準値（リテールは100ユーロ、法人は500ユーロ）及び相対的重要性基準値（オンバランス与信残高の1%超が延滞）を同時に上回った時点から始まる。いずれかの基準値を下回ると日数計算はリセットされる。
- ・ 債務不履行の波及範囲は、該当する借手に対する全ての債権、及び連帯借入債務の当事者である借手の全ての個別債務にまで拡大される。
- ・ 条件緩和されていない資産を「正常」ステージに戻す前には、少なくとも3ヶ月間の観察期間を設ける。

フランス相互信用連合銀行は、EBAの2段階アプローチを使用して、IRB適用対象事業体において新たなデフォルトの定義を導入した。

- ・ ステップ1 - これは自己評価の提出及び監督者への承認要請からなる。グループは2019年10月に次の段階に進む許可を取得した。
- ・ ステップ2 - 新たなデフォルトの定義の導入、及び新たなデフォルトについて12ヶ月間の観察期間を経た後に必要に応じてモデルの再調整を行うことからなる。

グループは、EBAが要求するこの新たなデフォルトの定義が会計上の減損の客観的証拠になると考えている。したがって、グループは、会計上のデフォルト（ステージ3）の定義と健全性準拠目的におけるデフォルトの定義を整合させた。これは会計上の見積りの変更であり、その影響は軽微であるため、変更が行われた事業年度の損益として認識している。

2.1.8.5 当初認識時信用減損金融資産

当初認識時信用減損金融資産とは、当初認識日又は取得日時点でカウンターパーティーが債務不履行先として分類されている契約である。借手が報告日において債務不履行に陥っている場合、契約はステージ3に分類される。債務不履行に陥っていない場合には、正常貸出金に分類され、「当初認識時信用減損資産」の区分に識別されて、ステージ2のエクスポージャーに用いるのと同じ手法、すなわち契約の満期までの残存期間にわたって予想される損失に基づき引当金が計上される。

2.1.8.6 会計処理

減損損失及び引当金繰入額は、「カウンターパーティー・リスク費用」に計上される。減損損失及び引当金繰入額の戻入は、リスクの変化に起因する部分は「カウンターパーティー・リスク費用」に、時間の経過に起因する部分は「純受取利息」に計上される。貸出金及び債権に関する減損は資産から控除され、ファイナンス・コミットメント及び保証コミットメントに関する引当金は負債として「引当金」項目に計上される（第2.1.6項「金融保証及びファイナンス・コミットメント」及び第2.3.2項「引当金」を参照）。その他の包括利益を通じて公正価値で測定される資産については、カウンターパーティー・リスク費用で認識される減損は、「未実現又は繰延損益」によって相殺される。

減損損失は直接償却され、それに関連する減損及び引当金は戻し入れられる。

2.1.9 金融商品の公正価値の決定

公正価値とは、独立当事者間取引において知識のある自発的な当事者の間で資産が売却される金額、又は負債が移転される金額である。

金融商品の当初認識時の公正価値は一般に、取引価格である。

事後測定においてもこの公正価値は決定される必要がある。適用される算定方法は、当該商品が取引されている市場が活発であるとみなされるか否かによって異なる。

2.1.9.1 活発な市場で取引される金融商品

金融商品が活発な市場で取引される場合、相場価格が公正価値についての可能な限り最善の見積りであるため、公正価値は相場価格に基づいて決定される。金融商品は、相場価格が（取引所、ディーラー、ブローカー、又は価格情報サービスから）容易かつ定期的に入手可能であり、それらの価格が独立当事者間取引に基づき定期的に発生している実際の市場取引を表す場合に、活発な市場で取引されているとみなされる。

2.1.9.2 活発ではない市場で取引される金融商品

観察可能な市場データは、それらが評価日における独立当事者間取引の実態を反映しており、上記の価値を大幅に調整する必要がない場合に用いられる。そうでない場合、グループは観察不能なデータ（時価評価モデル）を使用する。

観察可能なデータを入手できない場合、又は市場価格の調整のため観察不能なデータの使用が必要となる場合、事業体は、市場が織り込むであろうリスクに関する調整を含め、将来キャッシュフロー及び割引率に関して内部の仮定を用いることがある。これらの評価調整によって、特に、モデルが考慮に入れていないリスク、並びに当該商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び一定の市場環境下でのモデルに関連したダイナミックな管理戦略の結果生じると考えられる一定の追加的な費用を相殺するように設計された特定のリスク・プレミアムを組み込むことが容易になる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、異なる性質を有するリスク、パラメータ又はモデル間の分散効果は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオベースのアプローチが最も多く用いられている。

いずれの場合においても、グループが行う調整は判断に基づいており、合理的かつ適切である。

2.1.9.3 公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値測定には、3つのレベルのヒエラルキーが使用される。

- ・ レベル1：活発な市場で同一の資産又は負債について提示された価格。これは、特に少なくとも3社の価格提供者による価格提示のある負債証券、及び組織化された市場で価格提示のあるデリバティブが該当する。
- ・ レベル2：当該資産又は負債について直接的（すなわち価格）又は間接的に（すなわち価格から導き出されるデータ）観察可能で、レベル1の提示価格以外のデータ。レベル2は特に、報告日に観察される市場金利に基づく利回り曲線を用いて公正価値が通常決定される金利スワップを含んでいる。
- ・ レベル3：観察可能な市場データではない資産又は負債に関するデータ（観察不能なデータ）。この区分の主な構成要素は、ベンチャー・キャピタル事業体等で保有する非連結会社への投資、又は資本市場において、単一の価格提供者から価格を提示された負債証券及び主に観察不能なパラメータを用いるデリバティブである。当該商品は、公正価値全体に重要なインプットのうち最も低いレベルのインプットと同じレベルの公正価値ヒエラルキーに分類される。レベル3で測定される商品の多様性と数量を踏まえると、パラメータの変動に対する公正価値の感応度は重要ではない。

2.2 保険事業

2.2.1 保険事業の金融投資

保険事業の金融投資は、投資不動産を除きIFRS第9号に従って評価されている。より詳しい情報については、第2.1項「IFRS第9号における金融商品」を参照。

保険契約の基礎となる投資不動産は、IAS第40号に従って純損益を通じて公正価値で測定されている。

2.2.2 保険契約及び再保険契約

IFRS第17号は、その適用範囲に含まれる保険契約の認識、測定及び表示に関する新しいルールを定義するものである。

- ・ 財政状態計算書上の保険契約の評価：保険契約の価値は、そのパフォーマンスと関連した将来キャッシュフローの再見積りに基づき、各期末日に更新される。この再見積りでは、金融情報に関する市場データや保険契約者の行動特性が考慮される。
- ・ マージンの認識：保険契約の収益性は変わらないが、損益におけるマージンの認識は保険サービス期間全体に分散される形で修正される、並びに
- ・ 損益計算書の表示：現在、保険契約の締結に起因する一般営業費は保険サービス費用で純収益の減額項目として表示されるため、連結損益計算書の一般営業費の総額には影響を与えない。

グループでは、IFRS第17号に基づく会計モデルの様々な構成要素を評価するために年初来（YTD）アプローチを採用している。

このように選択された会計方法は、発行済保険契約と保有する再保険契約に適用されるとともに、中間財務書類において以前に行われた見積りを無視することが含まれる。

適用範囲

IFRS第17号は、発行済保険契約、発行済及び保有再保険契約のほか、発行済裁量権付有配当投資契約に適用される。

保険契約とは、不確実な将来の保険事故が保険契約者に不利益を与えた場合に保険契約者に対して補償する旨を合意することにより、発行者が保険契約者の重大な保険リスクを負担する契約をいう。

契約のグループ化

基準では、保険契約のポートフォリオ（すなわち、同様のリスクの影響を受けるとともに、一緒に管理されている契約）の識別が義務付けられている。

発行済保険契約の各ポートフォリオは、その後、収益性のレベルに従って以下の3つのグループに分けられる。

- ・ 当初認識時の不利な保険契約
- ・ 当初の認識時点では、損失を被る可能性がそれほど高くない契約
- ・ ポートフォリオに含まれている他の契約

契約グループの収益性の水準は、グループに含まれる全ての契約全体で均一でなければならない。

さらに、IASBが公表したIFRS第17号では、年次コホートの原則が導入され、互いの発行時期が1年以上離れている契約を同じグループに分類することは禁止されている。

それにもかかわらず、欧州連合が採用した基準では、直接連動有配当型保険契約のグループ、並びにそのキャッシュフローが他の契約の保険契約者に対するキャッシュフローに影響を及ぼすか又は影響を受ける裁量権付有配当型投資契約のグループについて、このルールの任意の適用除外規定を定めている。

GACMは、欧州のこうした例外規定を適格な契約グループに適用している。

GACMで利用される集約のレベルは以下のとおりである。

契約ポートフォリオの定義

一般モデルの契約及び簡易モデルの契約は、保証又は同一の地理的領域内の法人別に区別されることなく、同種の商品群によってグループ分けされる。VFA（変動手数料アプローチ）モデルに基づく契約は、それらが関連する資産ポートフォリオに従ってグループ分けされる。

収益性の特徴と契約グループの定義

契約のポートフォリオに対するGACMのアプローチを勘案すると、契約のポートフォリオが引き受けた年次別に同じ水準の収益性を示していることは明らかである。その結果、一般モデルや簡易モデルに従って評価された契約ポートフォリオは引き受けた年次別に単一のグループに区分される。

VFA契約の場合、契約のグループは、欧州の例外規定に従い、契約のポートフォリオに対応する。

IFRS第17号による契約の集約レベルは、保険契約上の負債と収益性の測定で利用される契約の集約レベルを定めている。

評価モデル

保険契約の一般的な評価モデル（ビルディング・ブロック・アプローチ）

契約は、以下の要素の合計である一般的な測定モデルに従い、既定値で評価される必要がある。

- ・ 履行キャッシュフロー：
 - 発生確率によって加重された将来キャッシュフロー（保険料、保険給付、直接帰属費用）の見積り
 - 貨幣の時間的価値を反映するための調整（すなわち、将来キャッシュフローの割引）
 - 非金融リスクに関する調整

- ・ 契約上のサービス・マージン（又はCSM）

契約の境界線内に含まれるキャッシュフローは、保険料、給付金及び直接帰属費用などである。貯蓄契約の場合、このキャッシュフローには任意払込額に加え、契約上、強制的な年金給付が定められている場合には、年金給付期間に係るものなどが含まれる。

契約上のサービス・マージンは、保険契約のポートフォリオごとの未稼得利益（すなわち、将来利益の現在価値）を表す。保険会社は保険契約者に対してカバー単位に応じたサービスを提供しているため、契約の補償期間全体で保険契約から得られる収入として償却されている。

一般モデルでは、技術的仮定（死亡率、罹患率、寿命、解約、費用、将来の支払いなど）の変更の結果としてのキャッシュフローの変動により、各報告日において契約上のサービス・マージンの調整が必要となる。

保険契約の多様性に照らし、カバー単位の決定では、契約で定められている補償水準（例えば、契約者が死亡した場合のローン契約の元本）だけでなく、予想される契約期間の両方を考慮した上で判断する必要がある。

契約グループのCSMがマイナスになることはなく、契約開始時又は契約期間中の履行キャッシュフローの金額がマイナスになった場合には直ちに損益で認識される。

割引率

IFRS第17号では、保険契約のキャッシュフローや流動性特性、貨幣の時間的価値を反映した割引率曲線の使用が義務付けられている。グループでは、割引率を決定するため、ボトムアップ・アプローチを利用している。この方法では、スワップ金利に基づいて流動性の高いリスクフリー要素を合計し、保険契約の流動性特性を考慮した調整を行う。

グループでは、EIOPA（欧州保険・企業年金監督機構）のイールドカーブを利用しているほか、金融市場に関して比較的高い統一性と一貫性が提供されるという理由から、ソルベンシーII枠組み指令（欧州理事会の一般的なアプローチ）の一部としてリスクフリー・イールドカーブの外挿に関する原則を採用している。

非流動性プレミアムは、グループが保有する資産ポートフォリオの構成と市場パフォーマンス指数に基づいて決定される。これには、上場債券及び債券以外の資産が含まれる。

- ・ 債券資産の場合、非流動性プレミアムはポートフォリオ・スプレッドと、信用リスクの内在的リターン（デフォルト・リスクや格下げリスクをとることへの報酬）とを比較することで算出される。
- ・ 債券以外の資産の場合、非流動性プレミアムは市場リスク控除後の予想アウトパフォーマンスを表す。該当する資産クラスは不動産、プライベート・エクイティ、デット・ファンズ、オルタナティブ運用である。

次に、負債の特性の違いを考慮に入れるため、非流動性プレミアムは適用係数により調整される。

非金融リスク及び信頼水準の調整

非金融リスクの調整では、保険契約を締結する際の非金融リスクから生まれるキャッシュフローの金額とタイミングに関する不確実性を下支えするために必要な補償を反映させる必要がある。

全てのリスクについてバリュエーション・アット・リスク（以下「VaR」）を利用した分位アプローチでリスク調整額を算出することにした。グループでは、80%という分位点は基礎となる責任準備金としては適切な水準の慎重さを示していると考えている。

非金融リスクに係るリスク調整額の見積りはリスク分散効果を考慮している。

この一般モデルは全ての保険契約に原則として適用される。

保険契約のポートフォリオの簿価はその後の各期末に再測定される。これは、次の2つの合計額と等しくなる。

- ・ 当該期日に再見積りされた履行キャッシュフローの価値（残りの補償期間に受け取る予定の保険料と将来の保険給付費用の現在価値）及び上述と同じ期日における調整された契約上のサービス・マージンを含む、残りの補償に対する負債
- ・ すでに発生している保険金請求に関して有効な要求を決済するために必要なキャッシュフロー見積額の現在価値と同額の発生保険金請求に対する負債

この同じ報告日における、契約上のサービス・マージンの金額は、特に、以下の点を考慮して更新される。

- ・ 保険契約のポートフォリオに追加された新たな契約の影響
- ・ マージンの当初の価値を決定するために使用された割引率で資産計上された利息
- ・ 技術的仮定の変更（すでに発生しており、別の査定対象である保険金請求について支払われる経費の見積りを除いた残りの補償期間に受け取る予定の保険料と将来の保険給付費用の現在価値）に起因した履行キャッシュフローの再見積り

しかし、割引後の将来キャッシュフローの変動に関連したマイナス金額が残りのマージンの金額を上回る場合、マイナスの超過額は直ちに損益で認識される。マージンも契約開始時に定められた割引率で資産計上される。

負債に係る割引の時の経過に伴う割戻しの影響は、割引率の変更に関連した影響と同様、「発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用」という勘定科目に計上される。ただし、割引率の変更に関連した影響については、会社の裁量により株主資本に計上することができる。

グループは、一般モデルに基づいて評価された保険契約のポートフォリオについて、株主資本において割引率の影響を相殺するオプションを適用している。

グループでは、長期の個人保険や保護保険契約（とりわけ、不動産の債務者保護契約、葬儀契約、長期介護契約）に対して一般的な測定モデルを適用している。

使用されたカバー単位は保険金額に応じて調整されるため、保険会社のコストを考慮する必要はない。

変動手数料モデル（変動手数料アプローチ）

IFRS第17号は、直接連動有配当型契約に対する一般モデルの適応について規定している。

このように適応し、「変動手数料アプローチ」として知られるモデルでは、保険負債の評価において、契約費用を控除後の原資産の収益の大部分を保険契約者に対する支払義務に反映させることができる（保険契約者に帰属する原資産の価値の変動は契約上のサービス・マージンによって相殺される）。

直接連動有配当型保険契約は、実質的には、投資関連サービスに関する契約に該当し、事業体は基礎となる項目に基づいた収益を約束する。そのため、以下に該当する保険契約として定義されている。

- ・ 保険契約者には明確に定義された基礎となる項目のポートフォリオの持分を取得する権限が付与されると契約条項に明記されている。
- ・ 事業体は、基礎となる項目の公正価値に関して取得した収益の大部分に相当する金額が保険契約者に支払われることを予期している。
- ・ 事業体は、保険契約者に支払われる金額の変動が実質的には基礎となる項目の公正価値の変動に起因することを予期している。

VFAの適格性は、契約開始時にこれらの要件に基づいて査定され、契約の大幅な変更がある場合を除き、それ以降の見直しは行われない。

一般モデルと比較して適応した点は以下に関連している。

- ・ 原投資の公正価値の変動のうち保険会社に帰属する部分。各報告日において、保険契約の予想される残りの補償期間にわたって損益で認識されるため、契約上のサービス・マージンに含まれている。
- ・ 契約上のサービス・マージンに対する利息。その変動は契約上のサービス・マージンの定期的な見直しに黙示的に含まれている。

したがって、これらの契約の損益は、主として契約の履行から生じるキャッシュフローの変動及び契約上のサービス・マージンの償却により反映される。実際、基礎となる項目が負債の完全な裏付けとなり損益を通じて公正価値で測定される場合には、これらの契約の金融損益はゼロになる。原資産と保険負債の間に会計上の不一致がある場合には、これらの資産に関連した負債の変動に伴う影響を株主資本に計上する選択肢を適用することができる。

グループは、その生命保険商品（一般勘定契約とユニットリンク保険契約の両方）の全てにVFAモデルを適用している。使用されるモデリングの単位は当該保険契約の基礎となる資産のポートフォリオである。

選択されたカバー単位は、契約の責任準備金である。このドライバーに基づき、グループは、CSM（契約上のサービス・マージン）を損益として償却するための補正係数を適用し、かつ、リスク中立環境での確率論的モデリングに関連したいわゆる「ボウ・ウェーブ」効果に起因する歪みを解消する必要があった。調整後のカバー単位を適用した後、各期の損益として償却されるCSMの金額は、「現実世界」の状況を考慮に入れるとともに、当該期間中に保険契約者に提供されたサービスを反映している。

簡易アプローチ（保険料配分アプローチ）

この基準では、条件に従い、期間が12ヶ月以下の契約又は簡便法アプローチを適用することによって一般モデルに近い結果が得られる場合には、保険料配分アプローチとして知られている簡便法アプローチを適用することも認められている。

収益性の高い契約に関しては、残りの補償に関連した負債がIFRS第4号で利用されたロジックと同様のロジックを利用して回収された保険料の繰延に基づいて評価される。不利な契約及び発生保険金に係る負債は一般モデルに従って評価される。発生を知った時点から1年後に保険金の支払いが予想されている場合、発生保険金に係る負債は割り引かれる。この場合、割引率変動の影響を株主資本に分類する選択肢も利用することができる。

各報告日には、残りの補償と発生保険金に係る負債の調整が損益計算書に計上される。

グループは全ての損害保険商品に簡易なアプローチを適用しているほか、損害保険商品ほどではないものの、特定の個人及び団体向けの健康保険や保護保険にも適用している。

グループが採用した主な基準設定オプション

保険契約グループのカバー単位

IFRS第17号は、カバー単位概念を「契約で提供されるサービスの量」を表す単位として定義している。同号は、「サービスの量」には「提供される給付の量」と「予想される補償期間」の2つの側面が含まれると規定している。

各々の契約ポートフォリオに関しては、契約上のサービス・マージン（CSM）を予想される様々な期間の全体に広げるため、グループではカバー単位を決定し、様々な補償期間にわたって提供された給付の数量を示している。

生命保険契約及び退職貯蓄契約に関しては、CSMを償却するために使用されたカバー単位は各々の契約と関係する責任準備金に対応させることにより、リスク中立的な保険数理上の予測と比較した原投資資産の実際の収益の影響を調整している。

一般モデルに従って評価された債務者保護保険契約に関しては、CSMの償却で使用するカバー単位は保険金額と対応している。

OCI（その他の包括利益）における割引率の影響の相殺

基準で認められているとおり、発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用は、これらを損益計算書と株主資本に別々に表示することが妥当とみなされたポートフォリオに関して損益計算書と株主資本に別々に表示する。

グループは、個人保護契約（債務者保険、葬儀保険、長期介護保険など）及び損害保険契約（個人傷害保険、支払手段、マルチリスク損害保険など）から発生する保険金請求に対する負債について、株主資本において割引率の影響を相殺するオプションを採用している。

内部費用の処理

グループは、銀行業と保険業のコングロマリットとして、貯蓄商品や保護商品（債務者保険、自動車保険、住宅保険など）を販売しているほか、保険子会社の事業運営に必要な経営資源を提供している。

バンキング・ネットワークによって提供されるサービス（事業協力、契約の事務管理、人員や資産の提供など）は、販売を担当する金融機関と保険子会社の間の契約に基づいたマージン手数料によって補償されている。

IFRS第17号に基づいて保険契約を測定する新しいモデルでは、将来に支払われる取得原価と管理費用を契約履行キャッシュフローで予測し、一方では当該期間中に係る見積費用の解放額、他方では銀行ディーラー・ネットワークが実際に支出した費用の損益計算書での表示が義務付けられている。

ESMA（32-63-1320）及びAMF（DOC-2022-06）の勧告に従い、グループは、IFRS第17号に従い、クレディ・ミュチュエル・グループのレベルで、保険契約の評価を反映させるため、財政状態計算書と損益計算書において内部マージンの調整を行っている。

財政状態計算書及び損益計算書における表示

発行済保険契約及び保有再保険契約は、それぞれの契約が属するポートフォリオ全体のポジションに応じて、財政状態計算書において資産又は負債として表示されている（契約の評価に起因する債務と債権を含む）。

保険契約及び再保険契約に係る様々な収益項目と費用項目は連結損益計算書の純収益の下で次のように分類されている。

- ・ 保険サービス損益：
 - 発行済保険契約及び再保険契約に係る収益
 - 発行済保険契約及び再保険契約に関連したサービス手数料
 - 保有再保険契約に係る収益及び費用
- ・ 保険サービス事業の金融損益：
 - 発行済保険契約及び再保険契約に係る金融収益及び金融費用
 - 保有再保険契約に係る金融収益及び金融費用

保険契約に係る収益は、補償期間中に予想される金額（投資要素を除く）の履行キャッシュフローの減額、リスク調整額の変動、提供されたサービスに関する契約上のサービス・マージンの償却、取得原価の償却に割り当てられた金額、及び保険料に関する実績の差異を表している。

発行済保険契約及び再保険契約に関連したサービス費用、並びに保有再保険契約に関連した費用には、一般営業費のほか、契約の締結に直接起因した手数料の相応の負担分が含まれており、純収益の減額項目として認識される。不利な契約からなるポートフォリオの場合には、当初の損失部分とその償却も含まれる。

退職貯蓄保険契約には、保険契約者が払い込み、保険事故が発生しなくても、保険会社が契約によって払戻義務を負う貯金形式の投資要素が含まれる。これらの預金に係る資金のインフロー及びアウトフローは、これらの契約に関連する収益及び費用のいずれでもない。

保険契約及び再保険契約に係る金融収益と金融費用には、主に、貨幣の時間的価値及び見積キャッシュフローには含まれていない財務リスクに関連した契約ポートフォリオの価値の変動が含まれる。

発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用は、関係するポートフォリオに関する損益計算書と株主資本に別々に表示される。

再保険契約の評価

保有再保険は、一般モデルと簡便法モデルのいずれかにおいて、発行済保険契約と同様に扱われる。再保険における予想損益に相当する契約上のサービス・マージンはマイナスで、契約履行キャッシュフローには再保険会社の不履行リスクが含まれる。

2.3 非金融商品

2.3.1 リース

リースとは、貸手が所定の期間につき1回又は一連の支払と交換に資産の使用権を借手に供与する契約である。

グループが供与するファイナンス・リースは、資産の所有に伴うリスク及び経済価値のほぼ全てを賃借人に移転するリース契約である。所有権は、最終的に移転される場合とされない場合がある。

グループが供与するオペレーティング・リースとは、ファイナンス・リース以外のリースをいう。

2.3.1.1 ファイナンス・リース取引-貸手

IFRS第16号に従い、グループ外の会社とのファイナンス・リース取引は、財務会計上の金額で連結財政状態計算書に計上している。ファイナンス・リース取引では、リース資産の所有に伴うリスクと経済価値のほぼ全てが借手に移転する。

よって、取引の経済的実体の分析により、

- ・ 財政状態計算書から除外するリース資産を識別する。

- ・ ファイナンス・リース契約に基づいて受領するリース料と、貸手への返却が保証されていない残存価値による増加分を黙示的な契約利率で割引いた現在価値について、「償却原価で測定する金融資産」において債権を認識する。
- ・ ファイナンス・リース取引の存続期間を通じて存在する一時差異について、繰延税金を認識する。
- ・ リース取引からの純収益を金利マージン純額として認識する。これは残高に対する一定の期間収益率を反映するものである。

金融債権に関連する信用リスクは、IFRS第9号に基づき測定及び認識される（第2.1.8項「信用リスクの測定」を参照）。

2.3.1.2 ファイナンス・リース取引-借手

IFRS第16号に従い、使用权は「有形固定資産」として資産計上され、対応するリース負債は「経過勘定及びその他の負債」として認識される。リース料は支払利息と元本返済に分けられる。

2.3.2 引当金

引当金の繰入及び戻入は、対応する収益科目又は費用科目の種類に応じて分類される。

過去の事象から生じた債務の決済に、経済的便益を表す経営資源の流出が必要となる可能性が高く、債務の金額を正確に見積ることができる場合に、引当金を認識している。この債務額は、該当する場合には、引当金の算定において割り引かれる。

グループが設定する引当金には、特に以下のものが含まれている。

- ・ オペレーショナル・リスク
- ・ 社会的コミットメント
- ・ 契約したコミットメントの実行リスク
- ・ 訴訟リスク及び保証コミットメント
- ・ 税務リスク
- ・ 住宅購入者貯蓄契約に関するリスク

2.3.3 従業員給付

従業員に対する義務は、該当する場合には、「引当金」項目として引当金が計上される。この引当金の変動は、確定給付制度に基づく純負債の再評価であって株主資本において認識される部分を除き、損益計算書の「従業員給付費用」において認識される。

2.3.3.1 確定給付制度における退職後給付

確定給付制度における退職後給付には、グループが従業員に約束した給付を提供する正式な又は黙示的な義務を負っている年金制度、早期退職制度及び付加年金制度からなる。

こうした債務は、制度給付を算定するための契約上の算式を適用して受給権を勤務期間に対して配分する予測単位積増方式を用いて算定される。当該受給権は、以下のような人口動態及び財務上の仮定を用いて割引計算される。

- ・ 割引率：契約期間と合致する民間借入金の長期金利を参照して決定
- ・ 昇給率：年齢層、従業員の職種、地域特性に応じて評価
- ・ インフレ率：様々な満期のフランス国債利回りとインフレ連動フランス国債利回りとを比較して見積り
- ・ 従業員退職率：年度末時点の無期雇用契約の従業員数に占める退職者及び解雇者数の割合の過去3年間の平均を使用し、年齢層別に決定
- ・ 退職時年齢：常勤雇用の実際の開始日又はその推定日及び年金改革法に定められた仮定（67歳が上限）を用いて、個別に見積り
- ・ 死亡率：INSEE（フランス国立統計経済研究所）のTH/TF 00-02生命表に準拠

これらの仮定の変更及び過去の仮定と実際の結果との相違によって生じた差額は、数理計算上の損益となる。制度資産がある場合には、当該資産は公正価値で測定される。当該資産から生じる受取利息は純損益に影響を与える。実際のリターンと当該資産から生じた受取利息との差額も、数理計算上の損益となる。

数理計算上の損益は、未実現又は繰延損益として認識され、株主資本に計上される。制度の縮小又は終了は債務に変動を生じさせる。損益計算書においてこの債務の変動は発生時に認識される。

2021年4月20日のIFRICの決定に従い、退職後給付制度（受領権は勤続年数に基づく制限を受け、退職日に従業員が存在していることを条件とする）に基づく年金債務は、退職年齢より前に上限に達した期間

(又は、この期間が上限より短い場合は、当該従業員の入社日から退職日までの期間)のみに関して構成される。

2.3.3.2 確定拠出制度に基づく退職後給付

グループの事業体は、グループから独立している組織が運営している様々な退職年金制度に拠出しているが、特に基金の資産が契約債務に対応するには不十分である場合に、グループの事業体は公にも黙示的にも追加的な支払義務を負っていない。

こうした制度はグループの契約債務にはあたらないため、引当金を設定していない。費用は、拠出金の支払期限が到来した事業年度に認識される。

2.3.3.3 その他の長期給付

長期給付は、退職後給付及び退職手当とは別に、従業員が対象となる勤務を提供した事業年度の終了後12ヶ月超経過した後に支払われる見込みの給付である。これには長期勤続報酬が含まれる。

その他の長期給付に関するグループの契約債務は、予測単位積増方式を用いて測定されている。ただし、数理計算上の損益は当該期間の損益として直ちに認識される。

長期勤続報酬に関する契約債務は時には保険契約で補償される場合がある。引当金は、この債務のうちカバーされていない部分についてのみ計上される。

2.3.3.4 退職手当

退職手当は、雇用契約が通常の退職年齢以前に終了した場合、又は従業員が補償と引き換えにグループを自発的に退職する決断をした場合に、グループが支給する給付である。

報告日から12ヶ月超が経過した後に支払われる見込みの場合は、関連する引当金は割引計算される。

2.3.3.5 短期給付

退職手当以外の短期給付は報告日から12ヶ月以内に支払われる。これには給与、社会保険料の拠出、一定の賞与などが含まれる。

短期給付に対する費用は、これらの給付に対する権利を生じさせる勤務が事業体に対して提供された期において認識される。

2.3.4 非流動資産

2.3.4.1 グループが保有する非流動資産

財政状態計算書に計上されている非流動資産は、事業で使用される有形固定資産及び無形資産、並びに投資不動産を含んでいる。営業用資産は、サービス提供目的及び経営管理目的に使用される。投資不動産は、賃貸料の取得及び/又は投下資本の増価を目的として保有される不動産である。投資不動産は、営業用不動産と同様に取得原価法によって計上される。

非流動資産は、取得原価に、当該資産を事業に用いるのに必要な直接帰属費用を加算した金額で認識される。当初認識以降、過年度の償却原価、すなわち、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を差し引いた額で評価される。

非流動資産が、定期的な取替の対象となる可能性が高く、用途が異なる、又は経済的便益の獲得時期が異なる複数の要素で構成されている場合は、各構成要素を当初から個別に認識し、それぞれの償却スケジュールに従って減価償却又は償却している。この構成要素に基づくアプローチは、営業用不動産及び投資不動産に適用されている。

非流動資産の減価償却可能額は、その純残存価額を取得原価から控除することによって決定される。非流動資産の耐用年数は、一般に経済耐用年数と等しいため、残存価額は認識されていない。

非流動資産は、企業が予想する当該資産の耐用年数にわたって、独自に見積った経済的便益の消費ペースに基づき減価償却が行われる。耐用年数が不確定である無形資産は、償却の対象ではない。

営業用資産に対する減価償却費及び償却費は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に関する減価償却費は、損益計算書の「その他の活動に係る費用」において認識している。

使用されている償却期間の範囲は、以下のとおりである。

有形固定資産：

- ・ 土地及びネットワーク設備：15-30年
- ・ 建物 - 外殻：20-80年（建物の種類による）
- ・ 建物 - 設備：10-40年
- ・ 設備及び備品：5 -15年
- ・ 事務機器及び什器：5 -10年
- ・ 保安設備：3 -10年
- ・ 車両及び運搬具：3 - 5 年
- ・ IT機器：3 - 5 年

無形資産：

- ・ 購入又は自社開発ソフトウェア：1 -10年
- ・ 取得した営業権：9 -10年（顧客契約ポートフォリオを取得した場合）

減価償却可能な非流動資産は、報告日において減損の兆候が特定される場合には、減損テストを行う。IFRS第16号の適用初年度より前の賃貸借権などの償却不能な無形資産は、少なくとも年1回減損テストを行う。

減損の兆候がある場合、資産の回収可能価額と純帳簿価額とが比較される。減損が発生した場合、減損損失は損益計算書に計上される。この調整は当該資産の償却の基礎となる金額に将来にわたって影響を与える。減損損失は、回収可能金額の見積りに変更が生じた場合、又は減損の兆候が存在しなくなった場合に戻入れされる。減損損失の戻入後の純帳簿価額は、減損が認識されなかった場合に算定されていたはずの純帳簿価額を上回ってはならない。

営業用資産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書の「有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動」において認識している。

投資不動産に係る減損費用及び戻入は、損益計算書においてそれぞれ「その他の活動に係る費用」及び「その他の活動に係る収益」において認識している。

営業用資産の処分に係るキャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロスは、損益計算書の「その他の資産に係る純損益」の項目に計上している。

投資不動産の処分に係る損益は、損益計算書の「その他の活動に係る収益」又は「その他の活動に係る費用」の項目に計上している。

2.3.4.2 グループが借手である非流動資産

契約がリースとして認められるためには、資産が特定され、借手が当該資産の使用権を支配していなければならない。

借手については、オペレーティング・リースとファイナンス・リースは単一のモデルに基づいて計上され、以下の項目が認識される。

- ・ リース期間にわたり、リース物件の使用権を表す資産
- ・ 相手勘定として計上するリース料支払義務に係る負債
- ・ 定額法による資産の減価償却費及び定率法を使用した損益計算書上の支払利息

グループは、主に不動産契約を計上している。自動車車両については、その拠点にとって重要な意味がある場合に限り修正再表示がなされた。コンピュータや安全装置については、基準に従い、代替可能であるという事実により対象に含めず、重要とみなされたごく一部の限られたIT契約のみが計上された。

その他の原資産は、短期、又は少額（5,000ユーロ以下）の例外規定により、除外されている。グループには、無形資産又は投資不動産として認識する必要のあるリースは存在しない。

従って、使用権は、「有形固定資産」、リース負債は「その他の負債」に計上されている。自動的に更新されない契約に係る借地権は、有形固定資産として再分類される。使用権とリース債務は、将来加算一時差異及び将来減算一時差異の純額に関して繰延税金資産又は負債の対象となる。

損益計算書において、利息費用は「金利マージン」として計上され、一方、減価償却費 / 償却費は一般営業費として計上されている。

リース負債の計算には以下を使用している。

- ・ リース期間：これは、少なくともリースの解約不能期間を表し、グループによる行使が合理的に確実な更新又は延長オプションを考慮して延長される可能性がある。グループ方針の実務上の適用に従い、新規の3/6/9商業用リースは原則9年（その他の種類のリースについては、解約不能期間に相当する期間）にわたって資産計上される。自動更新契約の期間は中期計画の終了日まで延長さ

れる。これは契約継続の枠組みとして合理的である。3/6/9リースの例外として、契約の有効期間を12年とすることがあるが、これはこの期間が終了するとリース料の上限がなくなり、同期間を超えて契約を継続する経済的理由がグループにはないためである。

- ・ 割引率：選択された期間に対応する債務の限界利率である。割引率は、グループの資金調達主体別及び通貨別に設定される。
- ・ リース料（税抜き）：グループにおける変動リース料による影響は極めて限定的である。

2.3.5 手数料

グループは、提供するサービスに関連する手数料収入及び費用を、それらが関連するサービスの性質に基づいて損益計算書に計上している。利息の補完とみなされる手数料は、実効金利の不可分の一部を構成する。従って、これらの手数料は受取利息及び支払利息として認識される。

貸出金の供与に直接関連する手数料及び契約手数料は、実効金利法を用いて貸出期間を通じて認識される。

継続的に提供されているサービスの対価として支払われる手数料及び契約手数料は、サービスが提供される期間を通じて認識される。

一回限りのサービスに対する報酬は、サービスを履行した時点で損益計算書で認識される。

2.3.6 法人税費用

法人税費用には、対象となる期間における収益に関連して支払うべき当期及び繰延の両方での全ての税金が含まれる。

未払法人税は、適用される税法に従って算定している。

事業用不動産拠出金（Cotisation foncière des entreprises-CFE）と付加価値事業拠出金（Cotisation sur la valeur ajoutée des entreprises-CVAE）で構成される地域経済拠出金（Contribution économique territoriale-CET）は営業費用として扱われるため、グループは連結財務書類において繰延税金を認識していない。

2.3.6.1 繰延税金

IAS第12号で義務付けられているとおり、連結財政状態計算書に計上されている資産又は負債の帳簿価額とその課税価額との間の一時差異に関しては、のれんを除き、繰延税金を認識している。

繰延税金は、事業年度末時点で既知の、その後数年度において適用される法人税率を適用して、負債法を用いて計算される。

繰延税金資産の純額は、利用される可能性が高くなった時点で認識される。当期税金及び繰延税金は、収益又は費用として認識される。ただし、株主資本で認識されている未実現又は繰延損益に関する繰延税金は株主資本に直接計上される。

繰延税金資産と負債は、同一の事業体又は同一の納税グループ内において発生しており、同一の税務管轄対象であり、かつ相殺を行う法的権限がある場合において、相殺される。

繰延税金については割引計算を行っていない。

国際税制改革 - 第2の柱モデルルール

OECDの第2の柱ルールは欧州理事会指令（EU）2022/2523に採用され、フランスでは2024年財政法第33条に取り入れられた。このルールは、欧州連合における多国籍企業グループ及び大規模な国内企業グループに対する世界的な課税の最低水準を確立することを意図している。

このルールの下では、OECDのグローバル税源浸食防止（GLoBe）ルールの下での法域の実効税率が15%未満の場合に追加税が支払われる。

IAS第12号は、第2の柱に関連した繰延税金の認識の強制的な免除を規定している。第2の柱による追加税額は、当期法人税費用の一部として計上される。

グループが実施した作業により、当期のGLoBeの範囲を確定し（ただし対象の法域は極めて限定的である）、また特定の法域で追加納税が生じる可能性のある潜在的影響を識別及び測定することができた。これらの税制がグループに与える影響は重要ではない。

2.3.6.2 法人所得税の税務処理に関する不確実性

グループは、IFRIC第23号に基づき、税務当局が特定の税務上の会計処理を容認する又は却下する可能性を評価する。次に、グループは課税所得、課税標準、繰越欠損金、未使用の税額控除及び税率に及ぶ影響を決定する。

税務ポジションが不確実な場合、未払（未収）金額は、最も発生可能性が高い金額、又は支払予定額若しくは受取予定額に対する最良の見積りを反映する方法に従った予想金額に基づき見積計上される。

2.3.7 一部の貸出金について国が支払う利息

農業・農村セクター及び住宅購入を支援する措置の一環として、グループ内の特定の事業体は、政府の定める低金利で融資を行っている。その結果、これらの事業体は顧客に提示した金利と所定の指標金利との差額に相当する補助金を政府から受け取っている。したがって、これらの補助金の恩恵を受けている貸出金について、割引は認識されていない。

こうした補償メカニズムに関する取決めは、フランス政府が定期的に見直しを行っている。

受領した国家補助金は、IAS第20号に従って、「受取利息及び類似収益」において認識され、対応する貸出金の残存期間にわたって割り当てられる。

2.3.8 売却目的で保有する非流動資産、及び非継続事業

非流動資産、又は非流動資産グループは、売却可能でかつその売却が今後12ヶ月以内に行われる可能性が非常に高い場合、売却目的保有として分類される。

関連する資産及び負債は、財政状態計算書の「売却目的保有非流動資産」及び「売却目的保有非流動資産関連の負債」に別々に表示される。これらは、帳簿価額及び公正価値から売却費用を差し引いた金額のいずれか低い方の金額で認識し、償却は行われない。

これらの資産及び負債に係る減損損失は損益計算書において認識される。

非継続事業は、売却目的で保有する又は既に中止されている事業、若しくは転売のみを目的に取得した子会社で構成される。これらは、損益計算書の個別項目「非継続事業に係る税引後損益」に計上されている。

2.4 財務書類の作成に際して使用した判断及び見積り

グループの財務書類の作成にあたっては、必要な評価を行うために仮定を置く必要があり、ロシア・ウクライナ紛争や中東情勢、報告日時点で存在するマクロ経済状況などに鑑みると、こういった仮定の将来的な実現にはリスクや不確実性が伴う。

こうした仮定の将来の結果は、特に以下を含む複数の要因に影響を受ける。

- ・ 国内外市場の活動
- ・ 金利及び外国為替レートの変動
- ・ 一部の事業セクターや国における経済及び政治の状況
- ・ 気候及び環境の変化
- ・ 規制及び法制度の変更

仮定の策定が必要となる会計上の見積りは、主に以下の測定に際して用いられる。

- ・ 活発な市場で上場されていない金融商品の公正価値、強制取引の定義及び観察可能なデータの定義には判断の行使が必要となる
- ・ 保険契約（とりわけ将来の履行キャッシュフローに関するもの）
- ・ 年金制度及びその他の将来の従業員給付
- ・ 特に予想信用損失など資産の減損
- ・ 引当金、無形資産及びのれんの減損
- ・ 繰延税金資産

3. 関連当事者の情報

グループに関連する当事者は、クレディ・ミュチュエル・グループ全体レベルでの連結会社であり、Confédération Nationale du Crédit Mutuelに係る他の事業所や持分法適用会社もこれに含まれる。

グループとその子会社及び関連会社との間で行われる取引は、こうした取引が完了する時点での、通常の市場条件下で行われている。

連結会社のリストは注記3に記載されている。グループの連結会社間で行われた取引及び期末に存在する残高は連結上、全て消去されるため、これらの相互取引に関するデータは、グループが共同支配、又は重大な影響力を行使し、持分法の適用により連結される会社の場合のみ添付の表に含まれる。

4. 欧州連合が採用しているが、まだ適用されていない基準及び解釈指針

4.1 欧州連合が採用している基準及び解釈指針

新たな基準であるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」

欧州連合は、新基準であるIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」を採用した。この基準は2027年1月1日に発効し、IAS第1号を置き換える。

この新基準は、IAS第1号の要求事項の大部分が組み込まれている。新たな要求事項は、特に、損益計算書の表示、経営者によって定義された業績指標に関して表示された情報、及び財務書類に表示された定量的情報の集約又は分解に関連している。

グループへの影響は、現在評価中である。

[次へ](#)

注記2 事業及び地域別の財政状態計算書及び損益計算書の内訳

BFCMグループの事業内容は以下のとおりである。

- ・ リテールバンキングは以下を含む。
 - a) 銀行業ネットワーク活動：CIC地方銀行、BECM、Beobank、TARGOBANKコーポレート・バンキング、Oldenburgische Landesbank
 - b) 消費者金融：TARGOBANK及びCofidis
 - c) 事業子会社：ファクタリングや機器リース・不動産リースを中心に、ネットワークを利用したセールスを展開。
- ・ 保険事業はGroupe des Assurances du Crédit Mutuelが行っている。
- ・ 専門的事业は以下のとおりである。
 - a) フランス内外での資産運用及びプライベート・バンキング業務
 - b) コーポレート&インスティテュショナル・バンキング（CIB）業務。これには、以下の項目に該当する業務が含まれる。
 - コーポレート・バンキング：大企業及び機関投資家の顧客に対する融資、ストラクチャード・ファイナンス、国際業務及び外国支店
 - キャピタル・マーケット：商業・投資活動（金利・株式・クレジット）
 - c) プライベート・エクイティ
- ・ その他の事業には、中間持株会社、非支配持分、営業用不動産、物流構造、メディア、IT事業体、会社間取引など、他の事業活動に振り分けることができない項目が含まれる。

連結対象会社は全て、連結財務書類への貢献に基づき、その主要ビジネスに割り当てられている。ただし以下の3社は、複数の事業にわたっているため、この限りではない。

- ・ CIC及びBFCM：これらの2社の連結損益計算書及び連結財政状態計算書に対する貢献は、貢献している様々な事業部門に基づいて分類されている。
- ・ TARGOBANK AGは、ドイツにおける3つの事業を中心に構成されている：消費者金融、銀行業ネットワーク子会社に属するTARGOBANK Factoring and Equipment Finance（ファクタリング及びリース）、並びに銀行業ネットワークに属するTARGOBANKコーポレート・バンキング。

2a - 損益計算書の事業別内訳

2026年 6月30日	リテールバンキング	保険	専門的事業	その他の事業	合計
純収益	5,329	831	1,489	-248	7,401
一般営業費	-3,009	-90	-816	54	-3,861
営業総利益	2,320	740	673	-194	3,540
カウンターパーティー・リスク費用	-1,076	0	-27	-1	-1,103
その他の資産の処分に係る純利益 / (損失) ⁽¹⁾	-1	0	3	37	39
税引前利益	1,243	740	649	-158	2,475
法人税	-390	-211	-119	35	-685
当期純利益	853	529	530	-123	1,789
非支配持分	-	-	-	-	201
グループ当期純利益	-	-	-	-	1,588

(1) 持分法適用会社の当期純利益及びのれんの減損損失を含む(注記16及び19)。

2025年 6月30日	リテールバンキング	保険	専門的事業	その他の事業	合計
純収益	4,427	822	1,532	-231	6,549
一般営業費	-2,632	-92	-792	111	-3,405
営業総利益	1,795	730	740	-120	3,144
カウンターパーティー・リスク費用	-801	0	19	0	-782
その他の資産の処分に係る純利益 / (損失) ⁽¹⁾	0	0	0	39	39
税引前利益	994	730	759	-81	2,402
法人税	-351	-235	-180	1	-764
当期純利益	643	495	580	-80	1,638
非支配持分	-	-	-	-	191
グループ当期純利益	-	-	-	-	1,447

(1) 持分法適用会社の当期純利益及びのれんの減損損失を含む(注記16及び19)。

「リテールバンキング」部門の事業別内訳

2026年 6月30日	銀行業ネットワーク	消費者金融	事業子会社	リテールバンク合計	うち、ドイツのリテールバンク
純収益	2,953	1,973	403	5,329	1,594
一般営業費	-1,743	-1,018	-248	-3,009	-773
営業総利益	1,210	956	155	2,320	821
カウンターパーティー・リスク費用	-421	-623	-33	-1,076	-449
その他の資産に係る純損益	-1	0	1	-1	0
税引前利益	788	333	122	1,243	371
法人税	-236	-113	-41	-390	-112
当期純利益	552	220	81	853	260

2025年 6月30日	銀行業ネットワーク	消費者金融	事業子会社	リテールバンク合計
純収益	2,305	1,764	357	4,427
一般営業費	-1,470	-928	-234	-2,632
営業総利益	835	836	124	1,795
カウンターパーティー・リスク費用	-267	-509	-25	-801
その他の資産に係る純損益	-1	1	0	0
税引前利益	567	328	99	994
法人税	-212	-108	-30	-351
当期純利益	355	220	68	643

「専門的事業」部門の事業別内訳

2026年 6月30日	資産運用及びプライベート・ バンキング	コーポレート&インスティテュー ショナル・バンキング	プライベート・エクイティ	専門的事業合計
純収益	678	641	171	1,489
一般営業費	-509	-261	-47	-816
営業総利益	169	380	124	673
カウンターパーティー・リスク費用	-14	-13	0	-27
その他の資産に係る純損益	3	0	0	3
税引前利益	158	367	124	649
法人税	-37	-87	5	-119
当期純利益	121	280	129	530

2026年1月1日以降、CICのコーポレート&インスティテューショナル・バンキング(CIC CIB)は、Crédit Mutuel Alliance Fédéraleのコーポレート・バンキング及びキャピタル・マーケット業務(商業・投資活動)のすべてを共通ブランドに統合している。

2025年 6 月30日	資産運用及びプライベート・ バンキング	コーポレート・バンキング	キャピタル・マーケット	プライベート・エクイティ	専門的事業合計
純収益	667	323	331	211	1,532
一般営業費	-498	-96	-150	-47	-792
営業総利益	169	226	182	164	740
カウンターパーティー・リスク費用	7	15	-2	0	19
その他の資産に係る純損益	0	0	0	0	0
税引前利益	175	241	179	164	759
法人税	-47	-83	-55	6	-180
当期純利益	129	158	124	169	580

2b - 損益計算書の地域別内訳

	2026年 6 月30日				2025年 6 月30日			
	フランス	フランスを除く ヨーロッパ	その他の国 ⁽¹⁾	合計	フランス	フランスを除く ヨーロッパ	その他の国 ⁽¹⁾	合計
純収益 ⁽²⁾	4,607	2,621	173	7,401	4,323	2,059	168	6,549
一般営業費	-2,329	-1,474	-58	-3,861	-2,185	-1,162	-58	-3,405
営業総利益	2,277	1,147	115	3,540	2,138	896	110	3,144
カウンターパーティー・リスク費用	-485	-621	2	-1,103	-389	-386	-6	-782
その他の資産に係る純損益 ⁽³⁾	22	5	11	39	27	1	11	39
税引前利益	1,814	531	129	2,475	1,776	510	115	2,402
当期純利益合計	1,322	360	108	1,789	1,184	360	93	1,638
グループ当期純利益	1,133	347	108	1,588	1,002	351	93	1,447

(1) 米国、カナダ、韓国、シンガポール、香港及びチュニジア。

(2) 2026年度上半期の純収益（ロジスティクス及び持株会社を除く）の32.2%は国外の事業によるものであった（2025年度上半期：純収益の32.7%）。

(3) 持分法適用会社の純利益及びのれんの減損損失を含む。

注記3 連結の範囲

3 a - 連結範囲の構成

グループの親会社はフランス相互信用連合銀行（Banque Fédérative du Crédit Mutuel）である。

2025年12月31日以降の連結範囲の変更は以下のとおりである。

- ・ 新規連結：Oldenburgische Landesbank AG（OLB）、Weser Funding SA、CLUBIC、Transatlantique Private Wealth LLC
- ・ 合併：Groupe Republicain Lorrain Imprimeries（GRLI）からEBRAへのTUP（包括的資産移転）
- ・ 連結除外：なし

	国名	2026年 6 月30日			2025年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
A.銀行網ネットワーク							
Banque Européenne du Crédit Mutuel (BECM)	フランス	96	96	FC	96	96	FC
Beobank	ベルギー	51	51	FC	51	51	FC
CIC Est	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Lyonnaise de Banque (LB)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Lyonnaise de Banque Monaco (CIC LBの支店)	モナコ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Nord Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Sud Ouest	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Industriel et Commercial (CIC)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Oldenburgische Landesbank AG	ドイツ	100	100	FC			NC
B.消費省ローン							
Cofidis Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis France	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Spain (Cofidis Franceの支店)	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Hungary (Cofidis Franceの支店)	ハンガリー	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Portugal (Cofidis Franceの支店)	ポルトガル	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis SA Poland (Cofidis Franceの支店)	ポーランド	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis SA Slovakia (Cofidis Franceの支店)	スロバキア	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Italy (Cofidis Franceの支店)	イタリア	100	100	FC	100	100	FC
Cofidis Czech Republic	チェコ共和国	100	100	FC	100	100	FC
Creatis	フランス	100	100	FC	100	100	FC
MCB (Magyar Cofidis Bank Zrt.)	ハンガリー	100	100	FC	100	100	FC
Margem-Mediação Seguros, Lda	ポルトガル	100	100	FC	100	100	FC
Monabanq	フランス	100	100	FC	100	100	FC
TARGOBANK AG	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
C.銀行網ネットワークの子会社							
Bail Actea	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Bail Actea Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CCLS Leasing Solutions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Caution Habitat	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Home Loan SFH	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Immobilier	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Espagne (Crédit Mutuel Leasingの支店)	スペイン	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Benelux	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing Nederland (Crédit Mutuel Leasing Beneluxの支店)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Real Estate Lease	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FactoFrance SA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT Crédit Mutuel Factoring	フランス	100	100	FC	100	100	FC
FCT FactoFrance	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gesteurop	フランス	100	100	FC	100	100	FC
LYF SA	フランス	46	46	EM	46	46	EM
Paysurf	フランス	51	64	FC	51	64	FC
Targo Factoring GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Finanzberatung GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Leasing GmbH, Austria (Targo Leasingの支店)	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Versicherungsvermittlungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Weser Funding S.A.	ルクセンブルク	100	100	FC			NC
D.コーポレート・バンキング及びキャピタル・マーケット							
Caroline 1	フランス	100	100	NC	100	100	NC
CIC Bruxelles (CICの支店)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
CIC Hong Kong (CICの支店)	香港	100	100	FC	100	100	FC
CIC Londres (CICの支店)	英国	100	100	FC	100	100	FC
CIC New York (CICの支店)	米国	100	100	FC	100	100	FC
CIC Singapour (CICの支店)	シンガポール	100	100	FC	100	100	FC
Satellite	フランス	100	100	FC	100	100	FC

	国名	2026年 6月30日			2025年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
E.資産運用及びプライベート・バンキング							
Banque de Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Banque du Luxembourg Belgique (Banque de Luxembourgの支店)	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Banque de Luxembourg Investments SA (BLI)	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique (BT)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Londres (BTの支店)	英国	100	100	FC	100	100	FC
Banque Transatlantique Luxembourg	ルクセンブルク	100	100	FC	100	100	FC
CIC Private Debt	フランス	100	60	FC	100	60	FC
CIC Suisse	スイス	100	100	FC	100	100	FC
Cigogne Management	ルクセンブルク	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Asset Management	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Épargne Salariale	フランス	100	65	FC	100	65	FC
Crédit Mutuel Gestion	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Crédit Mutuel Impact	フランス	100	60	FC	100	60	FC
Dubly Transatlantique Gestion	フランス	100	100	FC	100	100	FC
La Française Group	フランス	60	60	FC	60	60	FC
La Française Finance Services (LFFS)	フランス	100	60	FC	100	60	FC
LFFS Luxembourg (LFFSの支店)	ルクセンブルク	100	60	FC	100	60	FC
LFFS Italie (LFFSの支店)	イタリア	100	60	FC	100	60	FC
LFFS Espagne (LFFSの支店)	スペイン	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group Korea Limited	韓国	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group UK Finance Limited	英国	100	58	FC	100	58	FC
La Française Group UK Limited	英国	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group UK Limited Allemagne (LFG UK Limitedの支店)	ドイツ	100	60	FC	100	60	FC
La Française Group Singapore PTE Limited	シンガポール	100	60	FC	100	60	FC
La Française Real Estate Managers	フランス	97	58	FC	97	58	FC
La Française Systematic Asset Management GmbH	ドイツ	100	60	FC	100	60	FC
LFP Multi Alpha	フランス	100	60	FC	100	60	FC
New Alpha Asset Management	フランス	67	40	FC	67	40	FC
Transatlantique Private Wealth LLC	米国	100	100	FC			NC
F.プライベート・エクイティ							
CIC Capital Belgium	ベルギー	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Canada Inc	カナダ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
CIC Capital Suisse SA	スイス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Conseil	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Capital	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Equity	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Equity SCR	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Innovation	フランス	100	100	FC	100	100	FC
G.その他の事業							
Affiches d'Alsace Lorraine	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Alsacienne de Portage des DNA	フランス	100	99	FC	100	99	FC
Banque de Tunisie	チュニジア	35	35	EM	35	35	EM
Carizy	フランス	100	100	FC	100	100	FC
CIC Participations	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Clubic	フランス	100	100	FC			NC
Cofidis Group	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Crédit Mutuel Titres	フランス	75	72	FC	75	72	FC
EBRA Académie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Éditions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Events	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Info	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Médias Bourgogne Rhone-Alpes	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Portage Bourgogne Rhone-Alpes	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Portage Dauphiné Savoie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Productions	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Services	フランス	100	100	FC	100	100	FC
EBRA Studios	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Est Bourgogne Médias	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Euro Protection Surveillance	フランス	22	22	EM	22	22	EM
Euro Protection Surveillance Belgique (EPSの支店)	ベルギー	22	22	EM	22	22	EM
Euro-Information	フランス	27	27	EM	27	27	EM
Foncière Massena	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Foncière Massena Belgique (Foncière Massenaの支店)	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
Fonds Révolution Environnementale et Solidaire	フランス	100	83	FC	100	83	FC
France Régie	ドイツ	100	100	FC	100	99	FC
GEIE Synergie	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Gens d'Évènement	フランス	70	70	FC	70	70	FC
Groupe Progrès	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Groupe Républicain Lorrain Imprimeries (GRLI)	フランス			M	100	100	FC
Humanoid	フランス	100	81	FC	100	81	FC
Journal de la Haute Marne	フランス	50	50	EM	50	50	EM
KCIOP	フランス	100	100	FC	62	62	FC

	国名	2026年6月30日			2025年12月31日		
		支配割合	持分比率	方法*	支配割合	持分比率	方法*
La Liberté de l'Est	フランス	100	100	FC	100	100	FC
La Tribune	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Dauphiné Libéré	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Le Républicain Lorrain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Lemon Start	フランス	100	81	FC	100	81	FC
Les Dernières Nouvelles d'Alsace	フランス	99	99	FC	99	99	FC
L'Est Républicain	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Loire Évènement Organisation	フランス	55	55	FC	55	55	FC
Lumedia	ルクセンブルク	50	50	EM	50	50	EM
Media des massifs français	フランス	68	68	FC	68	68	FC
Mediaportage	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Mutuelles Investissement	フランス	100	97	FC	100	97	FC
Oddity H.	フランス	81	81	FC	81	81	FC
Pressic Numerama	フランス	100	81	FC	100	81	FC
Pro Expo Services	フランス	100	55	FC	100	55	FC
RES 1	フランス	100	83	FC	100	83	FC
RES 2	フランス	100	83	FC	100	83	FC
SAP Alsace	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI 14 Rue de Londres	フランス	100	66	FC	100	66	FC
SCI ACM	フランス	100	65	FC	100	65	FC
SCI La Tréfilière	フランス	46	46	EM	46	46	EM
SCI Le Progrès Confluence	フランス	100	100	FC	100	100	FC
SCI Provence Lafayette	フランス	100	66	FC	100	66	FC
SCI Saint Augustin	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Société d'Édition de l'Hebdomadaire du Louhannais et du Jura (SEHLJ)	フランス	100	100	FC	100	100	FC
Sofedis	フランス	65	65	FC	65	65	FC
Targo Deutschland GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Dienstleistungs GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
Targo Technology GmbH	ドイツ	100	100	FC	100	100	FC
H. 保険会社							
ACM Belgium Life SA	ベルギー	100	66	FC	100	66	FC
ACM Capital	フランス	100	65	FC	100	65	FC
ACM Deutschland AG	ドイツ	100	82	FC	100	82	FC
ACM Lebensversicherung AG	ドイツ	100	82	FC	100	82	FC
ACM Versicherung AG	ドイツ	100	82	FC	100	82	FC
ACM GIE	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM IARD	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Vie SA	フランス	100	66	FC	100	66	FC
ACM Vie, Société d'Assurance Mutuelle	フランス	100	66	FC	100	66	FC
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	フランス	66	66	FC	66	66	FC

*方法：FC =全部連結、EM =持分法、NC =非連結、M =合併

3b - 重要な非支配持分のある全部連結会社

	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 ⁽¹⁾			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に 帰属する当期 純利益	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に対 する支払配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
2026年6月30日								
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	182	3,638	-119	165,443	511	1,003	806
Beobank	49%	12	584	0	13,273	12	39	157

(1) グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額。

	連結財務書類における非支配持分の比率				全部連結会社に関する財務情報 ⁽¹⁾			
	持分比率 / 議決権比率	非支配持分に 帰属する当期 利益	非支配持分の 株主資本における 金額	非支配持分に対 する支払配当金	財政状態計算書 合計	当期純利益	潜在的な準備金	純収益
2025年12月31日								
Groupe des Assurances du Crédit Mutuel (GACM)	34%	348	3,383	-116	156,593	991	943	1,534
Beobank	49%	25	563	-7	12,799	33	36	306

(1) グループ会社間残高及び取引の相殺消去前の金額。

注記4 現金及び中央銀行への預け金 / 中央銀行からの預り金 (資産 / 負債)

	2026年6月30日	2025年12月31日
現金及び中央銀行への預け金-資産		
中央銀行への預け金	74,405	73,234
うち法定準備預金	4,431	2,689
現地銀行	463	578
合計	74,868	73,812
中央銀行からの預り金-負債	9	12

注記5 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産及び負債

5a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2026年6月30日				2025年12月31日			
	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計	売買目的	公正価値 オプション	その他の純損益を 通じた公正価値	合計
有価証券	14,715	623	6,882	22,220	11,373	609	6,984	18,966
- 政府証券	888	0	0	888	662	0	0	662
- 債券及びその他の負債証券	10,846	623	653	12,122	9,028	609	673	10,310
上場	10,846	0	296	11,142	9,028	0	288	9,316
非上場	0	623	357	980	0	609	385	994
うちUCI	0		316	316	0		326	326
- 株式及びその他の資本性金融商品	2,981	-	4,985	7,966	1,683	-	5,032	6,715
上場	2,981		1,247	4,228	1,683		1,394	3,077
非上場	0		3,738	3,738	0		3,638	3,638
- 長期投資	-	-	1,244	1,244	-	-	1,279	1,279
株式投資			280	280			278	278
その他の長期保有有価証券			66	66			89	89
子会社及び関連会社投資			897	897			911	911
その他の長期投資			1	1			1	1
デリバティブ金融商品	7,098	-		7,098	6,138	-	-	6,138
貸出金及び債権	18,274	0	15	18,289	11,797	0	14	11,811
うち売戻条件付取引に係る債権	18,274	0		18,274	11,797	0	-	11,797
純損益を通じた公正価値として分類されるその他の資産	0	-	93	93	0	-	60	60
合計	40,087	623	6,990	47,700	29,308	609	7,058	36,975

5b - 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2026年6月30日	2025年12月31日
売買目的保有金融負債	27,627	18,604
オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定する金融負債	5,921	3,082
合計	33,548	21,686

売買目的保有金融負債

	2026年6月30日	2025年12月31日
有価証券の信用売り	1,666	931
債券及びその他の負債証券	625	52
株式及びその他の資本性金融商品	1,041	879
買戻条件付取引に関する債務	19,276	11,282

売買目的デリバティブ	6,662	5,783
その他の売買目的保有金融負債	23	608
合計	27,627	18,604

公正価値オプションに基づき純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

	2026年 6月30日			2025年12月31日		
	帳簿価額	満期時支払額	差額	帳簿価額	満期時支払額	差額
発行済証券	5,457	5,458	-1	2,733	2,733	0
銀行間債務	35	35	0	47	47	0
顧客に対する債務	429	429	0	302	302	0
合計	5,921	5,922	-1	3,082	3,082	0

5c - 売買目的デリバティブの分析

	2026年 6月30日			2025年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
金利商品	220,693	5,262	5,100	183,105	4,440	4,280
スワップ	189,150	4,495	4,974	149,312	3,881	4,051
その他の確定契約	0	0	0	0	0	0
オプション及び条件付商品	31,543	767	126	33,793	559	229
外国為替商品	168,051	1,489	1,300	165,469	1,412	1,268
スワップ	95,835	46	31	94,332	25	17
その他の確定契約	15,037	1,164	991	13,909	1,096	960
オプション及び条件付商品	57,179	279	278	57,228	291	291
その他のデリバティブ	24,502	347	262	19,909	286	235
スワップ	5,962	82	93	5,355	101	109
その他の確定契約	13,215	150	118	9,414	96	89
オプション及び条件付商品	5,325	115	51	5,140	89	37
合計	413,246	7,098	6,662	368,483	6,138	5,783

デリバティブは、関連する担保の収益率に応じて割り引かれる。

- デリバティブがCCP（LCH又はEurex）で決済される場合：CCPによって定義される対応通貨のRFR（リスクフリー・レート）イールドカーブ。Eurexを通じて決済されるユーロ建てデリバティブの評価はLCH/Eurex ベーシスを考慮に入れる。
- デリバティブが相対取引（銀行がカウンターパーティー）である場合：ほぼすべてについてESTER（ユーロ短期金利）割引曲線（CSA又はARGにおいて担保の交換がほぼすべてユーロ建てで行われているため）
- デリバティブに担保が付されていない場合（顧客の場合）：EURIBOR（欧州銀行間取引金利）割引曲線

ヘッジ対象及びヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値はカウンターパーティー・リスクを考慮に入れている。

注記6 ヘッジ

6a - ヘッジ手段のデリバティブ

	2026年 6月30日			2025年12月31日		
	想定元本	資産	負債	想定元本	資産	負債
公正価値ヘッジ	436,163	892	2,551	393,816	1,079	2,733
スワップ	436,163	892	2,551	393,815	1,079	2,733
その他の確定契約	0	0	0	0	0	0
オプション及び条件付商品	0	0	0	1	0	0
キャッシュフロー・ヘッジ	286	283	239	0	0	0
スワップ	286	283	239	0	0	0
その他の確定契約	0	0	0	0	0	0
オプション及び条件付商品	0	0	0	0	0	0
合計	436,449	1,175	2,790	393,816	1,079	2,733

デリバティブは、関連する担保の収益率に応じて割り引かれる。

- デリバティブがCCP（LCH又はEurex）で決済される場合：CCPによって定義される対応通貨のRFR（リスクフリー・レート）イールドカーブ。Eurexを通じて決済されるユーロ建てデリバティブの評価はLCH/Eurex ベーシスを考慮に入れる。
- デリバティブが相対取引（銀行がカウンターパーティー）である場合：ほぼすべてについてESTER（ユーロ短期金利）割引曲線（CSA又はARGにおいて担保の交換がほぼすべてユーロ建てで行われているため）
- デリバティブに担保が付されていない場合（顧客の場合）：EURIBOR（欧州銀行間取引金利）割引曲線

ヘッジ対象及びヘッジ手段を異なる曲線を用いて評価することによる差異は、ヘッジの非有効部分として会計処理される。また、デリバティブの価値はカウンターパーティー・リスクを考慮に入れている。

6b - 金利リスク・ヘッジ対象ポートフォリオの再測定による調整

	2026年 6月30日	2025年12月31日
ポートフォリオの金利リスクの公正価値		
- 金融資産	-479	-400
- 金融負債	-24	-17

注記7 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2026年 6月30日	2025年12月31日
政府証券	19,503	15,447
債券及びその他の負債証券	37,249	30,336
- 上場	34,333	29,282
- 非上場	2,916	1,054
関連する債権	377	326
負債証券小計（総額）	57,129	46,109
うち減損負債証券[S3]	20	20
正常貸出金の減損[S1/S2]	-21	-20
その他の減損[S3]	-11	-11

負債証券小計（純額）	57,097	46,078
株式及びその他の資本性金融商品	119	124
- 上場	0	0
- 非上場	119	124
長期投資	398	334
- 株式投資	95	92
- その他の長期保有有価証券	265	203
- 子会社及び関連会社投資	38	39
資本性金融商品小計	517	458
合計	57,614	46,536
うち、その他の包括利益で認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	-99	-149
うち、上場株式投資	0	0

注記8 財政状態計算書において公正価値で測定する金融商品の公正価値ヒエラルキー

2026年 6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	43,240	13,896	477	57,614
政府証券及び同等物	19,486	127	20	19,633
債券及びその他の負債証券	23,694	13,769	0	37,464
株式及びその他の資本性金融商品	0	0	119	119
投資及びその他の長期証券	59	0	301	360
子会社及び関連会社投資	0	0	38	38
EC貸出金及び債権-純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
顧客への貸出金及び債権-純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
売買目的 / 公正価値オプション / その他	7,344	34,169	6,186	47,700
政府証券及び類似証券-売買目的	818	43	27	888
政府証券及び類似証券-公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-売買目的	3,597	7,002	248	10,847
債券及びその他の負債証券-公正価値オプション	0	0	623	623
債券及びその他の負債証券-その他の純損益を通じた公正価値	290	326	38	653
株式及びその他の資本性金融商品-売買目的	1,318	1,651	11	2,981
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,247	2	3,736	4,984
投資及びその他の長期証券-その他の純損益を通じた公正価値	1	1	344	345
子会社及び関連会社投資-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	898	898
顧客への貸出金及び債権-売買目的	0	18,274	0	18,274
顧客への貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	15	0	15
デリバティブ及びその他の金融資産-売買目的	73	6,796	229	7,098
純損益を通じた公正価値に分類されるその他の資産	0	60	33	93
ヘッジ手段のデリバティブ	0	1,175	0	1,175
合計	50,585	49,240	6,663	106,488
金融資産IFRS第9号 - 保険事業の投資				
その他の包括利益を通じた公正価値	81,001	4,589	2,740	88,329
政府証券及び同等物	37,525	173	0	37,698
債券及びその他の負債証券	40,874	680	0	41,554
株式及びその他の資本性金融商品	1,491	19	0	1,509
投資及びその他の長期証券	1,112	0	1,994	3,106
子会社及び関連会社投資	0	0	746	746
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	3,716	0	3,716
売買目的 / 公正価値オプション / その他	48,425	12,970	0	61,395
政府証券及び類似証券-売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-その他の純損益を通じた公正価値	178	8	0	185
債券及びその他の負債証券-売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-その他の純損益を通じた公正価値	31,033	4,937	0	35,971
株式及びその他の資本性金融商品-売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値	17,214	7,520	0	24,734
貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	165	0	165
金融機関への貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産-売買目的	0	0	0	0
純損益を通じた公正価値に分類されるその他の資産	0	340	0	340
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
非営業資産-その他の純損益を通じた公正価値	0	2,667	0	2,667
合計	129,426	20,225	2,740	152,391

2026年 6月30日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債IFRS第9号				
売買目的 / 公正価値オプション	1,694	31,559	295	33,548
金融機関に対する債務-公正価値オプション	0	35	0	35
顧客に対する債務-公正価値オプション	0	429	0	429
負債証券-公正価値オプション	0	5,457	0	5,457
債務-売買目的	0	19,276	0	19,276
デリバティブ及びその他の金融負債-売買目的	1,694	6,362	295	8,351
ヘッジ手段のデリバティブ	1	2,789	0	2,790
合計	1,695	34,348	295	36,338

(1) 主にグループのプライベート・エクイティ会社が保有する株式投資を含む。

- レベル1：活発な市場における相場価格。
- レベル2：活発な市場における類似商品の相場価格で、評価方法は、全ての重要なインプットが観察可能な市場データに基づく。
- レベル3：評価は、重要な観察不能なインプットを含む内部モデルに基づく。

トレーディング・ポートフォリオのレベル2又はレベル3の金融商品は、主に、流動性が低いとみなされるデリバティブ及び有価証券で構成される。

これら全ての金融商品の測定は不確実性を伴うため、価格算定時に市場参加者が考慮すると考えられるリスク・プレミアムを反映した評価調整が加味されている。

これらの評価調整によって、特に、モデルで考慮されていないリスク、対象となる金融商品又はパラメータに関連する流動性リスク、及び特定の市場環境下でモデルに関連する動的運用戦略から生じると考えられる特定の追加費用を相殺するための特定のリスク・プレミアム、及び店頭デリバティブの公正価値に含まれるカウンターパーティー・リスクを組み込むことが容易になる。使用される方法は変更されることがある。これらの手法には、店頭デリバティブの公正価値に内在する自己信用リスクも含まれる。

評価調整を決定する際には、各リスク・ファクターを個別に検討しており、様々なリスク、パラメータ又はモデルの分散効果の影響は考慮されていない。各リスク・ファクターについてはポートフォリオ・アプローチが最も多く用いられている。

2025年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産IFRS第9号				
その他の包括利益を通じた公正価値	35,092	10,988	457	46,536
政府証券及び同等物	15,457	82	0	15,539
債券及びその他の負債証券	19,635	10,904	0	30,539
株式及びその他の資本性金融商品	0	1	123	124
投資及びその他の長期証券	0	0	294	294
子会社及び関連会社投資	0	0	39	39
売買目的／公正価値オプション／その他	5,010	26,159	5,806	36,975
政府証券及び類似証券-売買目的	50	612	0	662
政府証券及び類似証券-公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-売買目的	1,710	7,242	76	9,028
債券及びその他の負債証券-公正価値オプション	0	0	609	609
債券及びその他の負債証券-その他の純損益を通じた公正価値	283	342	48	673
株式及びその他の資本性金融商品-売買目的	1,515	167	0	1,683
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値 ⁽¹⁾	1,394	0	3,638	5,032
投資及びその他の長期証券-その他の純損益を通じた公正価値	1	1	365	367
子会社及び関連会社投資-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	911	911
顧客への貸出金及び債権-売買目的	0	11,797	0	11,797
顧客への貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	14	0	14
デリバティブ及びその他の金融資産-売買目的	57	5,924	158	6,138
純損益を通じた公正価値に分類されるその他の資産	0	60	0	60
ヘッジ手段のデリバティブ	0	1,079	0	1,079
合計	40,102	38,226	6,263	84,591
金融資産IFRS第9号 - 保険事業の投資				
その他の包括利益を通じた公正価値	78,172	4,412	2,765	85,349
政府証券及び同等物	36,671	177	0	36,848
債券及びその他の負債証券	39,008	767	0	39,775
株式及びその他の資本性金融商品	1,398	18	0	1,416
投資及びその他の長期証券	1,095	0	2,013	3,108
子会社及び関連会社投資	0	0	751	751
貸出金及び債権 - 純損益を通じた公正価値	0	3,450	0	3,450
売買目的／公正価値オプション／その他	44,233	12,925	0	57,158
政府証券及び類似証券-売買目的	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-公正価値オプション	0	0	0	0
政府証券及び類似証券-その他の純損益を通じた公正価値	175	7	0	183
債券及びその他の負債証券-売買目的	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-公正価値オプション	0	0	0	0
債券及びその他の負債証券-その他の純損益を通じた公正価値	27,894	5,172	0	33,066
株式及びその他の資本性金融商品-売買目的	0	0	0	0
株式及びその他の資本性金融商品-その他の純損益を通じた公正価値	16,163	7,239	0	23,402
貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	164	0	164
金融機関への貸出金及び債権-その他の純損益を通じた公正価値	0	0	0	0
デリバティブ及びその他の金融資産-売買目的	0	0	0	0
純損益を通じた公正価値に分類されるその他の資産	0	343	0	343
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	0	0
非営業資産-その他の純損益を通じた公正価値	0	2,694	0	2,694
合計	122,404	20,032	2,765	145,201

2025年12月31日	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融負債IFRS第9号				
売買目的／公正価値オプション	1,027	20,318	342	21,686
金融機関に対する債務-公正価値オプション	0	47	0	47
顧客に対する債務-公正価値オプション	0	302	0	302
負債証券-公正価値オプション	0	2,734	0	2,734
劣後債務-公正価値オプション	0	0	0	0
債務-売買目的	0	11,282	0	11,282
デリバティブ及びその他の金融負債-売買目的	1,027	5,954	342	7,322
ヘッジ手段のデリバティブ	0	2,733	0	2,733
合計	1,027	23,051	342	24,419

(1) 主にグループのプライベート・エクイティ会社が保有する株式投資を含む。

注記9 証券化商品の残高に関する詳細

銀行監督当局及び市場規制当局からの要請に従い、金融安定理事会（FSB）の勧告に基づく感応度の高いエクスポージャーを以下に示す。トレーディング・ポートフォリオ及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する有価証券のポートフォリオは、規制市場若しくはプライマリー・ブローカーから入手した外部データ、又は他に価格を入手できない場合には市場に上場されている類似証券に基づき設定した市場価値で評価されていた。

要約

	帳簿価額 2026年6月30日	帳簿価額 2025年12月31日
RMBS	1,648	1,069
CMBS	0	0
CLO	6,187	4,342
その他のABS	6,625	6,247
DLF*	1,606	0
合計	16,066	11,658

* DLF：ダイレクト・レンディング・ファンド。

別途記載されていない限り、有価証券はクレジット・デフォルト・スワップでヘッジされていない。

2026年6月30日

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	DLF	合計
純損益を通じた公正価値	41	0	0	4	0	45
償却原価	5	0	184	3,434	1,606	5,229
公正価値-その他	0	0	41	131	0	173
その他の包括利益を通じた公正価値	1,602	0	5,962	3,056	0	10,619
合計	1,648	0	6,187	6,625	1,606	16,066
フランス	685	0	1,722	1,606	62	4,075
スペイン	42	0	0	399	0	441
英国	350	0	1,196	317	54	1,916
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	555	0	155	2,395	1,282	4,387
米国	1	0	3,114	1,309	208	4,632
その他	16	0	0	600	0	616
合計	1,648	0	6,187	6,625	1,606	16,066
米国支店	0	0	0	0	0	0
AAA格	1,619	0	5,782	2,692	0	10,093
AA格	27	0	319	1,042	0	1,388
A格	1	0	45	1	0	46
BBB格	0	0	0	0	0	0
BB格	0	0	0	0	0	0
B格以下	1	0	0	7	0	8
格付けなし	0	0	41	2,884	1,606	4,532
合計	1,648	0	6,187	6,625	1,606	16,066
2020年以前に組成	14	0	67	118	128	328
2021年に組成	174	0	548	355	61	1,138
2022年に組成	214	0	77	291	0	582
2023年に組成	253	0	26	1,461	1,284	3,023
2024年に組成	292	0	1,816	1,725	25	3,858
2025年に組成	361	0	2,998	1,572	93	5,025
2026年に組成	340	0	655	1,103	15	2,113
合計	1,648	0	6,187	6,625	1,606	16,066

2025年12月31日

	RMBS	CMBS	CLO	その他のABS	合計
純損益を通じた公正価値	47	0	0	5	52
償却原価	7	0	243	3,906	4,156
公正価値-その他	1	0	10	147	157
その他の包括利益を通じた公正価値	1,014	0	4,090	2,189	7,293
合計	1,069	0	4,342	6,247	11,658
フランス	481	0	950	2,068	3,498
スペイン	41	0	0	378	419
英国	162	0	408	287	857
フランス、スペイン及び英国以外のヨーロッパ	363	0	120	1,965	2,449
米国	1	0	2,864	1,113	3,979
その他	20	0	0	436	456
合計	1,069	0	4,342	6,247	11,658
米国支店	0	0	0	0	0
AAA格	1,062	0	3,975	2,004	7,041
AA格	4	0	309	872	1,185
A格	1	0	49	2	51
BBB格	0	0	0	0	0
BB格	0	0	0	0	0
B格以下	1	0	0	6	7
格付けなし	0	0	10	3,364	3,374
合計	1,069	0	4,342	6,247	11,658
2020年以前に組成	21	0	146	84	251
2021年に組成	196	0	646	385	1,227
2022年に組成	150	0	53	295	498
2023年に組成	192	0	111	1,685	1,988
2024年に組成	274	0	1,320	2,017	3,612
2025年に組成	272	0	2,087	1,516	3,875
合計	1,069	0	4,342	6,247	11,658

注記10 償却原価で測定する金融資産

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
償却原価で測定する有価証券	6,360	6,153
金融機関への貸出金及び債権	64,439	62,360
顧客への貸出金及び債権	382,203	352,115
合計	453,002	420,628

10a -償却原価で測定する有価証券

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
有価証券	6,346	6,138
- 政府証券	2,949	2,862
- 債券及びその他の負債証券	3,397	3,276
上場	2,957	2,687
非上場	440	589
関連する債権	18	19
総額	6,363	6,156
うち減損資産[S3]	0	1
正常貸出金の減損[S1/S2]	-3	-3
その他の減損[S3]	0	0
純額	6,360	6,153

2026年 6 月30日現在、償却原価で資産として認識されたHQLA負債証券の純帳簿価額は4,096百万ユーロであった（2025年12月31日現在は3,527百万ユーロ）。当該資産の公正価値見積額は4,026百万ユーロである（2025年12月31日現在は3,575百万ユーロ）。

10b -償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
正常貸出金[S1/S2]	64,124	61,840
- Crédit Mutuelネットワーク勘定 ⁽¹⁾	16,444	15,973
- その他の普通勘定	3,913	2,585
- 貸出金	33,044	32,130
- その他の債権	8,496	9,348
- 売却条件付取引に係る債権	2,227	1,804
関連する債権	317	521
正常貸出金の減損[S1/S2]	-2	-1
合計	64,439	62,360

(1) 主にフランス預金供託金庫（CDC）との間の未決済残高（LEP、LDD、Livret bleu、Livret A通帳預金口座）に関連する。

10c 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
正常貸出金[S1/S2]*	355,136	325,829
商業貸出金	20,323	19,235
その他の顧客への債権	333,851	305,724
- 住宅貸出金	135,281	121,747
- その他の貸出金及び債権 ⁽¹⁾	198,570	183,977
関連する債権	962	870
個別減損対象債権総額 [S3]	15,374	14,212
債権総額	370,510	340,041
正常貸出金の減損[S1/S2] ⁽²⁾	-2,504	-2,415
その他の減損[S3]	-7,203	-6,746
小計I	360,803	330,880
ファイナンス・リース[純投資]	20,893	20,820
- 設備	15,561	15,434
- 不動産	5,332	5,386
個別減損対象債権総額 [S3]	1,207	1,057
正常貸出金の減損[S1/S2]	-211	-203
その他の減損[S3]	-489	-439
小計II	21,400	21,235
合計 ⁽³⁾	382,203	352,115
うち劣後ローン	2	12
うち売却条件付取引に係る債権	546	2,150

貸出金及び債権の金額は、期末現在及び組成時において減損している資産を考慮後の額である。

(1) これには、2026年 6 月30日現在の単一破綻処理基金（259百万ユーロ）及び預金保証基金（166百万ユーロ）に対する支払コミットメントに関して支払われた保証金が含まれる。

(2) この項目にはモデル後調整が含まれている（注記 1「会計原則」を参照）。

(3) 2026年 6 月30日現在においては、OLBが連結範囲に含まれたことに関連する250億ユーロを含む（注記 1「会計原則」参照）。

顧客とのファイナンス・リース取引

	2025年12月31日	増加	減少	その他	2026年 6 月30日
総帳簿価額	21,877	1,955	-1,675	-57	22,100
回収不能リース料の減損	-642	-182	124	0	-700
純帳簿価額	21,235	1,773	-1,551	-57	21,400

注記11 償却原価で測定する金融負債

11a -償却原価で測定する負債証券

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
譲渡性預金証書	68	65
銀行間証書及び譲渡性負債商品	67,698	61,374
債券	89,696	85,144
非優先シニア優先債	16,284	13,995
関連する債務	1,643	1,820
合計	175,389	162,398

11b -金融機関に対する債務

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
その他の普通勘定	19,781	16,421
借入金	16,291	14,227
その他の債務	4,436	1,642
年金	15,280	11,054
関連する債務	164	133
合計	55,952	43,477

11c - 償却原価で測定する顧客に対する債務

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
特別貯蓄勘定	59,754	59,743
- 要求払	48,226	48,467
- 満期	11,528	11,276
貯蓄勘定に係る関連債務	428	29
小計	60,182	59,772
要求払勘定	145,291	138,899
定期預金及び借入金	106,423	95,734
買戻条件付取引に係る債務	460	27
関連する債務	1,557	1,229
その他の債務	28	27
小計	253,759	235,916
合計	313,941	295,688

注記12 資産総額及び減損引当金の変動

12a -減損対象資産総額

	2025年12月31日	取得 / 発生	売却 / 償還	振替	その他 ⁽¹⁾	2026年 6 月30日
償却原価で測定する金融資産-以下の対象となる金融機関への貸出金及び債権	62,361	19,720	-18,091	0	451	64,441
- 12ヶ月の予想損失[S1]	62,359	19,720	-18,092	0	451	64,438
- 全期間の予想損失[S2]	2	0	1	0	0	3
償却原価で測定する金融資産-以下の対象となる顧客への貸出金及び債権	361,918	85,258	-80,612	0	26,047	392,610
- 12ヶ月の予想損失[S1]	314,407	79,685	-71,319	-5,644	24,950	342,078
- 全期間の予想損失[S2]	32,243	5,054	-6,797	3,284	168	33,951
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	15,047	499	-2,268	2,393	199	15,870
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失 ⁽²⁾	221	20	-228	-33	730	711
償却原価で測定する金融資産-有価証券	6,156	832	-648	0	23	6,363
- 12ヶ月の予想損失[S1]	6,147	832	-648	2	23	6,356
- 全期間の予想損失[S2]	8	0	0	-1	0	7
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	1	0	0	-1	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債証券	46,109	14,597	-10,475	0	6,898	57,129
- 12ヶ月の予想損失[S1]	46,081	14,597	-10,472	-3	6,898	57,101
- 全期間の予想損失[S2]	8	0	-3	3	0	8
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	20	0	0	0	0	20
合計	476,544	120,407	-109,826	0	33,419	520,543

(1) 認識の中止及びその他のフローを生じさせないフローの変動。

(2) 2026年 6 月30日現在においてはOLBの取得に関連する537百万ユーロを含む。

12b -減損引当金の変動

	2025年12月31日	繰入	戻入	その他	2026年 6月30日
償却原価で測定する金融資産-金融機関への貸出金及び債権	-1	-1	1	-1	-2
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-1	-1	1	-1	-2
- 全期間の予想損失[S2]	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産-顧客への貸出金及び債権	-9,803	-3,268	2,705	-41	-10,407
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-1,151	-493	415	-3	-1,232
- 全期間の予想損失[S2]	-1,467	-1,063	1,047	0	-1,483
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	-7,184	-1,712	1,243	-38	-7,691
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失[S3]	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産-有価証券	-3	0	0	0	-3
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-2	0	0	0	-2
- 全期間の予想損失[S2]	-1	0	0	0	-1
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	0	0	0	0	0
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失[S3]	0	0	0	0	0
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	-31	-10	10	-1	-32
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-20	-9	9	-1	-21
- 全期間の予想損失[S2]	0	-1	1	0	0
- 期末における信用減損資産の予想損失[S3]（ただし、当初認識時は信用減損していなかった）	-11	0	0	0	-11
- 期末及び当初認識時における信用減損資産の予想損失[S3]	0	0	0	0	0
合計	-9,838	-3,279	2,716	-43	-10,444

グループはリスク費用（モデル後調整を含む）の感応度テストを実施した。注記1を参照。

12c - 減損の内訳

2026年 6月30日	残高			減損					
	S1	S2	S3	S1	うち、調整分 (1)	S2	うち、調整分 (1)	S3	純残高
金融機関への貸出金及び債権	64,438	3	0	-2	0	0	0	0	64,439
顧客への貸出金及び債権 ⁽²⁾	342,079	33,951	16,580	-1,233	-126	-1,483	-109	-7,691	382,203
償却原価で測定する金融資産-有価証券	6,356	7	0	-2	0	-1	0	0	6,360
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	57,101	8	20	-21	0	0	0	-11	57,097
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	469,974	33,969	16,600	-1,258	-126	-1,484	-109	-7,702	510,099

2025年12月31日	残高			減損					
	S1	S2	S3	S1	うち、調整分 (1)	S2	うち、調整分 (1)	S3	純残高
金融機関への貸出金及び債権	62,359	2	0	-1	0	0	0	0	62,360
顧客への貸出金及び債権 ⁽²⁾	314,407	32,243	15,268	-1,151	-119	-1,467	-155	-7,184	352,115
償却原価で測定する金融資産-有価証券	6,147	8	1	-2	0	-1	0	0	6,153
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-負債証券	46,081	8	20	-20	0	0	0	-11	46,078
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産-貸出金	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	428,994	32,261	15,289	-1,174	-119	-1,468	-155	-7,195	466,706

(1) モデル後調整。

(2) 期末現在及び組成時において減損している資産を含む。

注記13 保険事業

保険事業の投資

金融資産	2026年 6月30日	2025年12月31日
保険金融投資		
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	61,395	57,158
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	88,329	85,349
償却原価で測定する貸出金及び債権	119	47
償却原価で測定する負債性金融商品	0	0
投資不動産 ⁽¹⁾	2,667	2,694
保険投資小計 ⁽²⁾	152,510	145,248
保険契約資産	1	5
再保険契約資産	259	245
合計	152,770	145,498

(1) 投資不動産は純損益を通じた公正価値で認識される。

(2) ステージ3の残高は18百万ユーロ（全額減損）。

2026年1月1日現在、GACMは、発行体がESG目標を達成しているか否かによって特性が異なる債券を保有している。GACMは、IFRS第9号及び第7号の改訂で定義された要件が満たされていることを確認した。これらの有価証券は、2025年12月31日現在において純損益を通じて公正価値で測定されていたが、2026年6月30日現在においては分類変更後の区分により、その他の包括利益を通じて公正価値で認識されている。「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産」から「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」への分類変更は2026年1月1日に行われ、その金額は合計564.4百万ユーロであった。

13a - 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

	2026年 6 月30日				2025年12月31日			
	売買目的	公正価値 オプション	その他の 純損益を通じた 公正価値	合計	売買目的	公正価値 オプション	その他の 純損益を通じた 公正価値	合計
有価証券	0	0	60,890	60,890	0	0	56,651	56,651
- 政府証券	0	0	185	185	0	0	183	183
- 債券及びその他の負債証券	0	0	35,971	35,971	0	0	33,066	33,066
上場	0	0	31,034	31,034	0	0	27,892	27,892
非上場	0	0	4,937	4,937	0	0	5,174	5,174
うちUCI	0	0	34,554	34,554	0	0	31,083	31,083
- 株式及びその他の資本性金融商品	0	0	24,734	24,734	0	0	23,402	23,402
上場	0	0	17,214	17,214	0	0	16,163	16,163
非上場	0	0	7,520	7,520	0	0	7,239	7,239
- 株式投資、子会社及び関連会社株式並びにその他の 長期投資	0	0	0	0	0	0	0	0
株式投資	0	0	0	0	0	0	0	0
デリバティブ金融商品	0	0	0	0	0	0	0	0
純損益を通じて公正価値で測定する営業資産	0	0	340	340	0	0	343	343
貸出金及び債権	0	0	165	165	0	0	164	164
合計	0	0	61,395	61,395	0	0	57,158	57,158

13b - その他の包括利益を通じて公正価値で測定する保険金融資産

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
政府証券	37,701	36,850
債券及びその他の負債証券	41,595	39,816
- 上場	40,895	39,030
- 非上場	700	786
関連する債権	0	0
負債証券小計（総額）	79,296	76,666
うち減損負債証券[S3]	18	18
正常貸出金の減損[S1/S2]	-25	-24
その他の減損[S3]	-18	-18
負債証券小計（純額）	79,253	76,624
貸出金	3,727	3,462
関連する債権	0	0
貸出金及び債権小計（総額）	3,727	3,462
正常貸出金の減損[S1/S2]	-1	-1
その他の減損[S3]	-12	-11
貸出金及び債権小計（純額）	3,714	3,450
株式及びその他の資本性金融商品	1,510	1,416
- 上場	1,491	1,398
- 非上場	19	18
長期投資	3,852	3,859
- 株式投資	3,106	3,108
- その他の長期保有有価証券	0	0
- 子会社及び関連会社投資	746	751
資本性金融商品小計	5,362	5,275
合計	88,329	85,349
うち、その他の包括利益として認識する未実現キャピタル・ゲイン又はキャピタル・ロス	333	308
うち、上場株式投資	1,112	1,095

13c - 残存カバーと発生保険金に係る保険負債の区別

2026年 6 月30日						
残存カバーに係る負債（LRC）			発生保険金に係る負債（LIC）			合計
損失項目を除く	損失項目	PAAを除く契約	PAA契約の将来 キャッシュフローの 現在価値の見積り （BE）		PAA契約の非金融 リスクに係る調整 （RA）	
保険契約資産の期首残高	-6	0	1	0	0	-5
保険契約負債の期首残高	129,454	343	1,233	3,945	125	135,100
期首残高	129,448	343	1,233	3,945	125	135,095
A - 保険事業に係る収益	-4,116	0	0	0	0	-4,116
当事業年度に発生した保険金等の費用	0	-123	967	2,490	32	3,367
獲得キャッシュフローの償却	8	0	0	0	0	8
不利な契約に係る損失	0	117	0	0	0	117
過年度の発生保険金に係る増減（LICの調整）	0	0	-15	-43	-28	-86
B - 保険事業に係る費用	8	-6	952	2,447	5	3,406
C - 投資要素	-3,543	0	3,543	0	0	0
保険サービス損益（A + B + C）	-7,651	-6	4,495	2,447	5	-710
発行保険契約に係る金融収益又は金融費用（OCI）	265	0	-5	11	0	272
発行保険契約に係る金融収益又は金融費用（OCI以外）	4,780	3	10	40	1	4,834
為替レートの影響	0	0	0	0	0	0
D - 利益及びその他の包括利益の増減合計	-2,606	-2	4,500	2,497	6	4,395
受取保険料	9,991	0	0	0	0	9,991
支払保険金及び費用（投資要素を含む）	0	0	-4,460	-2,382	0	-6,842
契約獲得によるキャッシュフロー	-13	0	0	0	0	-13
E - キャッシュフロー合計	9,978	0	-4,460	-2,382	0	3,136
F - 他の財政状態計算書項目への振替	11	0	0	0	0	11
保険契約 - 資産	-2	0	1	0	0	-1
保険契約 - 負債	136,832	341	1,274	4,060	132	142,639
期末残高（D + E + F）	136,830	341	1,274	4,060	132	142,638

2025年12月31日						
残存カバーに係る負債（LRC）			発生保険金に係る負債（LIC）			合計
損失項目を除く	損失項目	PAAを除く契約	PAA契約の将来 キャッシュフローの 現在価値の見積り （BE）		PAA契約の非金融 リスクに係る調整 （RA）	
保険契約資産の期首残高	-11	0	1	0	0	-10
保険契約負債の期首残高	120,568	180	1,165	3,867	117	125,898
期首残高	120,557	180	1,166	3,867	117	125,887
A - 保険事業に係る収益	-7,905	0	0	0	0	-7,905
当事業年度に発生した保険金等の費用	0	-126	1,841	4,699	43	6,457
獲得キャッシュフローの償却	16	0	0	0	0	16
不利な契約に係る損失	0	286	0	0	0	286
過年度の発生保険金に係る増減（LICの調整）	0	0	-70	-154	-32	-255
B - 保険事業に係る費用	16	180	1,771	4,545	12	6,504
C - 投資要素	-6,470	0	6,470	0	0	0
保険サービス損益（A + B + C）	-14,359	180	8,241	4,545	12	-1,401
発行保険契約に係る金融収益又は金融費用（OCI）	-763	0	-11	-24	-5	-803
発行保険契約に係る金融収益又は金融費用（OCI以外）	6,668	4	16	68	2	6,757
為替レートの影響	0	0	0	0	0	0
D - 利益及びその他の包括利益の増減合計	-8,453	183	8,246	4,589	9	4,553
受取保険料	17,473	0	0	0	0	17,473
支払保険金及び費用（投資要素を含む）	0	0	-8,178	-4,511	0	-12,689
契約獲得によるキャッシュフロー	-21	0	0	0	0	-21
E - キャッシュフロー合計	17,452	0	-8,178	-4,511	0	4,763
F - 他の財政状態計算書項目への振替	-108	0	0	0	0	-108
保険契約-資産	-6	0	1	0	0	-5
保険契約-負債	129,454	343	1,233	3,945	125	135,100
期末残高（D + E + F）	129,448	343	1,233	3,945	125	135,095

保険契約及び再保険契約に係る債務及び債権の調整計算

	2026年 6 月30日				2025年12月31日			
	期末残高	関連する債務 現金主義	関連する債権 現金主義	期末残高 （関連する債務 及び債権を含む）	期末残高	関連する債務 現金主義	関連する債権 現金主義	期末残高 （関連する債務 及び債権を含む）
保険								
保険契約資産	-1	-	0	-1	-5	-	0	-5
保険契約負債	142,639	-335	-	142,564	135,100	-570	-	134,530
保険契約に係る債務及び債権合計	142,638	-335	0	142,563	135,095	-570	0	134,525
再保険								
再保険契約資産	366	-	-107	259	378	-	-133	245
再保険契約負債	0	0	-	0	0	0	-	0
再保険契約に係る債務及び債権合計	366	0	-107	259	378	0	-133	245

13d - 保険負債の区別 (BE, RA, CSM)

	2026年 6月30日			
	将来キャッシュフローの 現在価値の見積り (BE)	非金融リスクに関するリスク 調整 (RA)	契約上のサービス・マージン (CSM)	合計
保険契約資産の期首残高	-84	25	53	-5
保険契約負債の期首残高	118,972	2,368	9,049	130,388
期首残高	118,888	2,393	9,102	130,383
収益で認識された契約上のサービス・マージンの増減	0	0	-347	-347
当期における非金融リスクに関する調整の増減	0	-94	0	-94
実績調整	-3	13	0	10
当期に提供したサービスの増減	-3	-81	-347	-432
当期に認識した契約	-257	91	195	29
契約上のサービス・マージンの調整を伴う見積りの増減	-816	74	742	0
不利な契約のグループに係る損失又は損失の戻入を伴う見積りの増減	4	-4	0	0
将来サービスの増減	-1,069	160	938	29
発生保険金に係る履行キャッシュフローの増減	-2	-13	0	-15
過去サービスに係る増減	-2	-13	0	-15
保険サービス損益	-1,075	67	590	-418
OCI (その他の包括利益) における割引率の影響の相殺	240	21	0	261
保険契約に係る金融費用純額 (OCIを除く)	4,772	12	9	4,793
為替レートの影響	0	0	0	0
利益及びその他の包括利益の増減合計	3,937	99	599	4,636
受取保険料	7,286	0	0	7,286
支払保険金及び費用 (投資要素を含む)	-4,467	0	0	-4,467
契約獲得によるキャッシュフロー	-13	0	0	-13
キャッシュフロー合計	2,806	0	0	2,806
他の財政状態計算書項目への振替	10	0	0	10
保険契約資産の期末残高	-87	27	59	-1
保険契約負債の期末残高	125,729	2,466	9,642	137,837
期末残高	125,642	2,493	9,701	137,836

	2025年12月31日			
	将来キャッシュフローの 現在価値の見積り (BE)	非金融リスクに関する リスク調整 (RA)	契約上のサービス・マージン (CSM)	合計
保険契約資産の期首残高	-71	20	41	-10
保険契約負債の期首残高	111,669	1,789	7,636	121,094
期首残高	111,598	1,808	7,677	121,084
収益で認識された契約上のサービス・マージンの増減	0	0	-713	-713
当期における非金融リスクに関する調整の増減	0	-147	0	-147
実績調整	-23	23	0	0
当期に提供したサービスの増減	-23	-124	-713	-860
当期に認識した契約	-424	160	316	52
契約上のサービス・マージンの調整を伴う見積りの増減	-2,316	515	1,801	0
不利な契約のグループに係る損失又は損失の戻入を伴う見積りの増減	48	78	0	126
将来サービスの増減	-2,692	753	2,117	178
発生保険金に係る履行キャッシュフローの増減	-53	-16	0	-70
過去サービスに係る増減	-53	-16	0	-70
保険サービス損益	-2,768	613	1,404	-751
OCI (その他の包括利益) における割引率の影響の相殺	-726	-48	0	-774
保険契約に係る金融費用純額 (OCIを除く)	6,647	20	21	6,688
為替レートの影響	0	0	0	0
利益及びその他の包括利益の増減合計	3,153	585	1,425	5,162
受取保険料	12,445	0	0	12,445
支払保険金及び費用 (投資要素を含む)	-8,179	0	0	-8,179
契約獲得によるキャッシュフロー	-21	0	0	-21
キャッシュフロー合計	4,245	0	0	4,245
他の財政状態計算書項目への振替	-108	0	0	-108
保険契約資産の期末残高	-84	25	53	-5
保険契約負債の期末残高	118,972	2,368	9,048	130,388
期末残高	118,888	2,393	9,102	130,383

13e - VFA契約の裏付資産

直接連動有配当保険契約の裏付項目

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
金融投資		
その他の包括利益を通じた公正価値	76,031	71,744
政府証券及び同等物	30,148	29,423
債券及びその他の負債証券	34,699	32,947
株式及びその他の資本性金融商品	0	0
投資及びその他の長期証券	1,891	1,892
子会社及び関連会社投資	201	203
貸出金及び債権	9,092	7,279
純損益を通じた公正価値	60,983	57,268
政府証券及び同等物	173	171
債券及びその他の負債証券	33,958	31,489
株式及びその他の資本性金融商品	23,905	22,667
投資及びその他の長期証券	0	0
子会社及び関連会社投資	0	0
貸出金及び債権	159	152
デリバティブ及びその他の金融資産-売買目的	51	29
営業資産-その他の純損益を通じた公正価値	309	312
非営業資産-その他の純損益を通じた公正価値	2,428	2,448
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0
償却原価	468	377
金融機関への貸出金及び債権	468	377
顧客への貸出金	0	0
その他の資産	254	84
未収還付税	0	1
繰延税金資産	0	0
その他の資産	198	59
経過勘定 - 資産	57	24
金融投資合計	137,736	129,473
金融負債		
純損益を通じた公正価値	7,412	6,872
デリバティブ及びその他の金融負債-売買目的	0	0
金融機関等に対する債務	7,412	6,872
顧客からの預金 - その他 - 満期	0	0
その他の負債	239	126
その他の負債	35	25
繰延税金負債	87	89
経過勘定 - 負債	116	12
金融負債合計	7,651	6,998

IFRS第17号に基づくイールドカーブ

将来キャッシュフローは以下のイールドカーブで割引かれる。これには貨幣の時間的価値に加え、GACMの保険契約のキャッシュフロー及び流動性の特性が反映されている。

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
1 年割引率	3.2%	2.7%
5 年割引率	3.3%	3.1%
10年割引率	3.5%	3.5%
20年割引率	3.7%	3.9%
30年割引率	3.6%	3.8%

注記14 税金

14a - 当期税金

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	800	1,214
負債（純損益を通じたもの）	460	375

14b - 繰延税金

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
資産（純損益を通じたもの）	781	655
資産（その他の包括利益を通じたもの）	100	132
負債（純損益を通じたもの）	742	668
負債（その他の包括利益を通じたもの）	-68	-58

注記15 経過勘定並びにその他の資産及び負債

15a - 経過勘定及びその他の資産

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
経過勘定		
回収勘定	64	97
外貨調整勘定	178	59
未収収益	639	578
その他の経過勘定	1,951	3,852
小計	2,832	4,586
その他の資産		
証券決済勘定	274	130
その他の債権	5,374	4,232
棚卸資産及び類似資産	48	83
その他	29	24
小計	5,725	4,469
合計	8,557	9,055

15b - 経過勘定及びその他の負債

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
経過勘定 - 負債		
回収手続により利用不可能な勘定	28	11
外貨調整勘定	1,462	2,310
未払費用	1,688	1,563
繰延収益	798	743
その他の経過勘定	3,635	6,340
小計	7,611	10,967
その他の負債		
リース債務-不動産	774	799
リース債務-その他	40	13
証券決済勘定	1,523	555
証券取引に係る未決済残高	190	200
その他の債務	2,518	2,200
小計	5,045	3,767
合計	12,656	14,734

15c - 残存期間別リース負債

2026年 6 月30日

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 6 年以下	6 年超 9 年以下	9 年超	合計
リース債務	179	272	216	98	50	815
- 不動産	169	254	203	98	50	774
- その他	10	18	13	0	0	41

2025年12月31日

	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 6 年以下	6 年超 9 年以下	9 年超	合計
リース債務	162	304	203	86	56	812
- 不動産	161	298	197	86	56	799
- その他	1	6	6	0	0	13

注記16 持分法適用会社に対する投資

16a - 持分法適用会社の純利益に対する持分

2026年 6 月30日

	国名	持分比率	連結持分額	純利益に対する持分	配当金受領額	投資の公正価値 (上場している場 合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	167	11	9	263
Euro-Information	フランス	26.81%	771	17	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	18	3	13	NC*
LYF SA	フランス	46.25%	8	0	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
合計	-	974	31	23		

* NC:非公開

	国名	持分比率	連結持分額	純利益に対する持分	配当金受取額	投資の公正価値 (上場している場 合)
重要な影響力を行使する会社						
Banque de Tunisie	チュニジア	35.33%	160	22	9	149
Euro-Information	フランス	26.81%	754	31	1	NC*
Euro Protection Surveillance	フランス	22.25%	18	6	14	NC*
LYF SA	フランス	46.25%	8	1	0	NC*
SCI La Tréflière	フランス	46.09%	10	0	0	NC*
合計	-	-%	951	60	24	

* NC:非公開

注記17 投資不動産

	2025年12月31日	増加	減少	その他	2026年 6月30日
取得原価	91	8	-4	0	95
減価償却及び減損	-36	-1	0	0	-36
純額	56	7	-3	0	59

償却原価で計上する投資不動産の公正価値は、帳簿価額に相当する。

注記18 有形固定資産及び無形資産

18a - 有形固定資産

	2025年12月31日	増加	減少	その他 ⁽¹⁾	2026年 6月30日
取得原価					
事業用の土地	388	0	0	30	418
事業用の建物	2,981	24	-20	82	3,067
使用権-不動産	1,664	79	-153	91	1,681
使用権-その他	17	0	0	69	86
その他の有形固定資産	1,415	113	-113	96	1,511
合計	6,465	216	-286	368	6,763
減価償却及び減損					
事業用の土地	0	0	0	0	0
事業用の建物	-2,065	-40	15	-71	-2,161
使用権-不動産	-889	-90	121	-72	-930
使用権-その他	-4	-5	0	-38	-47
その他の有形固定資産	-949	-31	79	-76	-977
合計	-3,907	-166	215	-257	-4,115
純額	2,558	50	-71	111	2,648

(1) 2026年にOLBが連結範囲に含められたことに関連する取得原価329百万ユーロ並びに減価償却及び減損-220百万ユーロを含む。

18b -無形資産

	2025年12月31日	増加	減少	その他 ⁽²⁾	2026年 6月30日
取得原価					
内部開発無形資産 ⁽¹⁾	341	2	-1	3	345
購入無形資産	1,116	26	-17	743	1,868
- ソフトウェア	352	10	-14	54	402
- その他	764	16	-3	689	1,466
合計	1,457	28	-18	746	2,213
償却及び減損					
内部開発無形資産 ⁽¹⁾	-301	-6	1	-4	-310
購入無形資産	-676	-109	29	-44	-800
- ソフトウェア	-298	-14	14	-43	-341
- その他	-378	-95	15	-1	-459
合計	-977	-115	30	-48	-1,110
純額	480	-87	12	698	1,103

(1) この項目は、社内で開発されたソフトウェアで、グループの子会社であるOldenburgische Landesbank AG及びTARGOBANK AGで資産計上されたものである。

(2) 2026年にOLBが連結範囲に含められたことに関連する取得原価741百万ユーロ並びに償却及び減損-44百万ユーロを含む。

注記19 のれん

	2025年12月31日	増加	減少	減損の変動	その他	2026年 6月30日
のれん（総額）	4,710	2	-	-	-	4,712
減損	-2,468	-	-	-	-	-2,468
のれん（純額）	2,242	2	-	-	-	2,244

資金生成単位	2025年12月31日 のれんの評価額	増加	減少	減損の変動	その他	2026年 6月30日 のれんの評価額
TARGOBANK（ドイツ）	1,018	-	-	-	-	1,018
Crédit Industriel et Commercial（CIC）	506	-	-	-	-	506
Cofidis Group	306	-	-	-	-	306
La Française Group	189	-	-	-	-	189
Cofidis France	79	-	-	-	-	79
EBRA	45	2	-	-	-	47
SIIC Foncière Massena	26	-	-	-	-	26
Crédit Mutuel Equity SCR	21	-	-	-	-	21
Banque de Luxembourg	13	-	-	-	-	13
Cofidis Italie	9	-	-	-	-	9
Banque Transatlantique	6	-	-	-	-	6
Dubly Transatlantique Gestion	5	-	-	-	-	5
Carizy	4	-	-	-	-	4
その他	15	-	-	-	-	15
合計	2,242	2	0	0	0	2,244

のれんが配分される資金生成単位（CGU）は、回収可能価額を算定するために少なくとも年に1回、評価される。減損損失は、回収可能額が帳簿価額を下回る場合に、のれんの評価減によって認識される。現在の経済環境、その環境が2026年6月30日現在の経営成績に与えた影響、及び今後数年間のマクロ経済の不確実性により、グループはのれんの減損の潜在的な兆候を識別するに至った。その結果、グループは主要な資金生成単位について減損テストの見直しを行った。回収可能価額は次の2つの方法に従って算定される。

- 売却費用控除後公正価値（類似の取引に係る評価倍率又は類似業務を有する企業の分析に用いる市場パラメータの観察に基づく）
- 使用価値（資本要件を考慮したうえで将来予想キャッシュフローを現在価値に割り引いた値に基づく。2026年6月30日現在、この方法が通常使用されている。）

使用価値を計算するにあたっては、キャッシュフローは、経営者が策定した最長5年から7年間の事業計画、次いで長期成長率に従った期間を定めない予想キャッシュフローに基づく。長期成長率は、全ての欧州企業について2％に設定されている。これは、非常に長期間にわたって観察されたインフレ率と比較して測定された仮定である。

キャッシュフローの割引率は資本コストに相当し、長期リスクフリー・レートにリスク・プレミアムを加え、これに市場ボラティリティの評価を可能にするリスク感応度係数を加重することにより決定される。2026年6月30日現在の資本コストは、以下を用いて更新された。

- ドイツのリテールバンキング及びリースのCGUは9％。
- フランスを本拠としているリテールバンキング、消費者金融及びリースのCGUは10％。

使用価値の算定に使用したキャッシュフローは、規制上の資本要件に基づいて決定されている。使用価値に基づく回収可能価額のテストにおける主要な感応度要因は割引率と将来キャッシュフローの期待水準であり、後者はそれ自体が以下の感応度要因の影響を受ける。

- 事業計画の達成状況
- 各CGUに配分された株主資本のレベル
- 永久成長率

使用価値が減損テスト目的で用いられた際のパラメータ及びその感応度は、以下のとおりである。

	TARGOBANK（ドイツ）	Cofidis ⁽¹⁾		CIC
	ネットワーク銀行	消費者金融	ネットワーク銀行	
資本コスト		9%	10%	10%
資本コストが50ベースポイント上昇した場合の影響		-6%	-7%	-5%
永久成長率が50ベースポイント下落した場合の影響		0%	-1%	0%
CET 1 資本要件が50ベースポイント増加した場合の影響		-3%	-4%	-3%

(1) Cofidis France及びCofidis Group

感応度について上記の前提条件を使用した場合、TARGOBANK（ドイツ）、Cofidis及びCICののれんに減損は発生しない。

注記20 引当金

20a -引当金

	2025年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入 (使用された引当金)	当年度の戻入 (余剰の引当金)	その他の変動	2026年 6月30日
リスクに係る引当金	569	210	-3	-147	5	634
保証コミットメントに係るもの ⁽²⁾	340	121	0	-88	3	376
- うち12ヶ月の予想損失[S1]	66	27	0	-22	1	72
- うち全期間の予想損失[S2]	84	39	0	-35	-1	87
- うち締結後のコミットメントの実行に係る引当金	190	55	0	-31	3	217
ファイナンス・コミットメントに係るもの ⁽²⁾	130	55	-1	-52	4	136
- うち12ヶ月の予想損失[S1]	83	35	0	-32	1	87
- うち全期間の予想損失[S2]	42	13	0	-17	0	38
カントリー・リスクに係るもの	0	0	0	0	0	0
税金に係る引当金	2	0	-1	-1	1	1
損害賠償請求及び訴訟に係る引当金	31	28	-1	-2	1	57
その他の債権に関するリスクに係る引当金	66	6	0	-4	-4	64
その他の引当金	1,567	198	-252	-82	36	1,467
- 住宅購入者貯蓄契約に係る引当金	74	0	0	-8	0	66
- その他の偶発債務に係る引当金	865	52	-249	-73	34	629
- その他の引当金 ⁽¹⁾	628	146	-3	-1	2	772
退職コミットメントに係る引当金	927	59	-85	-8	-41	852
合計	3,063	467	-340	-237	0	2,953

(1) その他の引当金は、フランス経済利益団体 (SPV) に関する引当金合計639百万ユーロ (2026年 6月30日現在) に関連している。

(2) この項目にはモデル後調整が含まれている (注記1「会計原則」を参照)。

金融の安定の保全を目的とした欧州の規制の枠組みは、特に、銀行再建・破綻処理指令 (BRRD)、及び単一破綻処理メカニズムと単一破綻処理基金 (SRF) を設立する単一破綻処理メカニズム規則 (SRMR) から構成されている。

このSRFは、欧州銀行同盟の加盟国の全ての銀行からの拠出金を原資としており、2023年末までに、基金への拠出総額が加盟国の全ての銀行の対象預金の1%以上になるという目標を達成した。拠出金の一部は、利付現金保証金の支払を担保とする取消不能支払コミットメントの形で支払うことができる。

SRFが関与する破綻処理措置が実施される場合、単一破綻処理委員会は、前述の1%を上限として基金の利用可能な財源を回復するために、取消不能支払コミットメントによる拠出金の全部または一部を要求することができる。保証金は、取消不能支払コミットメントによる拠出金が支払われた後にSRFによって払い戻される予定である。

2025年のECBストレステストの結果が示すように、ユーロ圏の銀行システムの底堅さを踏まえると、取消不能支払コミットメントに関する支払要求の時期は不確実であり、適用される場合でも非常に長期になると考えられている。この枠組みが確立されて以来、単一破綻処理委員会が手がけた破綻処理事案においてSRFの介入が必要であったことはない。取消不能支払コミットメントの使用を必要とする破綻処理は、ユーロ圏では予見可能な将来には見込まれない。

さらに、クレディ・ミュチュエル・グループの相互主義モデルの安定性と頑健性を考慮すると、継続企業の文脈において、グループの認可の喪失または撤回の可能性は極めて低いと考えられる。

20b -退職給付及びその他の従業員給付

	2025年12月31日	当年度の繰入	当年度の戻入	その他の変動	2026年 6月30日
年金基金でカバーされない確定給付制度					
退職給付	760	24	-88	-51	645
付加年金	47	3	-5	0	45
長期勤続報酬に係る債務 (その他の長期給付)	109	32	0	10	151
総繰額小計	916	59	-93	-41	841
年金基金でカバーされる確定給付付加年金制度					
従業員及び退職従業員へのコミットメント ⁽¹⁾	11	0	0	0	11
資産の公正価値	-	-	-	-	-
総繰額小計	11	0	0	0	11
その他のコミットメント	0	0	0	0	0
総繰額合計	927	59	-93	-41	852

2026年財政法により、長期勤続報酬に関連する賞与について2025年12月31日まで適用されていた税制上の免除措置が廃止された。その結果、これに伴う社会保険料の免除措置についても、猶予期間を経て2026年12月31日以降廃止される。報告日より前に提供された役務から生じた給付について制度が支払うべき税金は、債務の現在価値を算定する際に考慮すべき数理計算上の財務的仮定に該当する。したがって、社会保険料の免除措置の廃止による影響は、2026年 6月30日現在の引当金の評価に織り込まれている。

確定給付制度：主要な数理計算上の仮定

	2026年 6月30日	2025年12月31日
割引率 ⁽²⁾	4.20%	3.80%
予想昇給率 ⁽³⁾	最低2.43%	最低3.73%

(1) 年金基金積立不足に係る引当金は、グループの外国事業体に関連するものである。

(2) 民間借入金の長期金利を参照して決定される割引率は、IBOXX指数に基づいている。

(3) 年次昇給率は、給与の増加と将来のインフレの推定値を組み合わせた見積りであり、従業員の年齢によっても異なる。

注記21 劣後債

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
劣後債	12,154	12,597
参加型ローン	0	0
永久劣後債	500	500
その他の債務	0	0
関連する債務	133	260
合計	12,787	13,357

主な劣後債						
(百万ユーロ)	種類	発行日	発行額	期末残高 ⁽¹⁾	金利	満期
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	09/12/2016	300百万ユーロ	300百万ユーロ	2.130%	09/12/2026
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	11/04/2016	700百万ユーロ	695百万ユーロ	1.875%	11/04/2026
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	03/31/2017	500百万ユーロ	493百万ユーロ	2.625%	03/31/2027
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	11/15/2017	500百万ユーロ	487百万ユーロ	1.625%	11/15/2027
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	05/25/2018	500百万ユーロ	485百万ユーロ	2.50%	05/25/2028
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	06/18/2019	1,000百万ユーロ	1,000百万ユーロ	1.875%	06/18/2029
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	11/19/2021	750百万ユーロ	654百万ユーロ	1.125%	11/19/2031
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	06/16/2022	1,250百万ユーロ	1,239百万ユーロ	3.875%	06/16/2032
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	01/11/2023	1,250百万ユーロ	1,269百万ユーロ	5.125%	01/11/2033
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	01/11/2024	1,500百万ユーロ	1,476百万ユーロ	4.375%	01/11/2034
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	01/15/2025	1,250百万ユーロ	1,238百万ユーロ	4.00%	01/15/2035
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	償還可能劣後債	11/14/2025	750百万ユーロ	739百万ユーロ	3.75%	05/14/2036
Assurances du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	10/21/2021	750百万ユーロ	763百万ユーロ	(2)	04/21/2042
Assurances du Crédit Mutuel	償還可能劣後債	04/30/2024	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(3)	10/30/2044
Oldenburgische Landesbank	償還可能劣後債	01/24/2024	170百万ユーロ	167百万ユーロ	(4)	04/24/2034
Oldenburgische Landesbank	償還可能劣後債	03/11/2024	150百万ユーロ	149百万ユーロ	(5)	04/24/2034
フランス相互信用連合銀行 (Banque Fédérative du Crédit Mutuel)	借入金	12/28/2005	500百万ユーロ	500百万ユーロ	(6)	

(1) グループ内残高、及びヘッジ対象金融商品の再測定による調整を控除後
(2) 2032年4月21日まで1.85%の固定金利、それ以降は3ヶ月物Euribor + 2.65%の変動金利
(3) 2034年10月30日まで5%の固定金利、それ以降は3ヶ月物Euribor + 3.25%の変動金利
(4) 2029年4月24日までは8.5%の固定金利、それ以降は5年物ユーロ・ミッドスワップ・レート+ 5.830%の変動金利。
(5) 2029年4月24日までは8%の固定金利、それ以降は5年物ユーロ・ミッドスワップ・レート+ 5.207%の変動金利。
(6) 1年物Euribor + 0.3ベースポイント

注記22 資本金及び剰余金

22a -グループに帰属する株主資本（純損益及び未実現損益を除く）

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
資本金及び関連する剰余金	6,568	6,568
- 資本金	1,715	1,715
- 株式払込剰余金、提出金、合併、分割、転換	4,853	4,853
連結剰余金	36,591	33,788
- 規制準備金	9	9
- その他の準備金（初度適用に伴う影響を含む）	36,581	33,778
- うち資本性金融商品の処分に係る利益	128	125
- うち利益剰余金	1	1
合計	43,159	40,356

22b - 未実現又は繰延損益

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
以下に関連する未実現又は繰延損益 ⁽¹⁾		
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 負債性金融商品	-581	-559
- 純損益を通じて公正価値で測定する保険事業の投資 - 資本性金融商品	1,219	1,160
- 純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 負債性金融商品	-142	-141
- 純損益に振り替えられることのないその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 - 資本性金融商品	-7	6
- ヘッジ手段のデリバティブ（CFH）	9	0
- 為替換算調整勘定	91	29
- 関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	-41	-41
- 確定給付制度に係る数理計算上の差異	102	-21
- 公正価値で測定する金融負債に係る信用リスクの剰余金への振替	-	-
- その他	-	-
合計	651	434

（1）法人税控除後及び「シャドウ・アカウンティング」処理後の残高。

22c -その他の包括利益に直接認識される損益の純損益への振替

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
	事業	事業
為替換算調整勘定		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	63	-209
小計	63	-209
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-負債性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-1	180
小計	-1	180
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-13	54
小計	-13	54
ヘッジ手段のデリバティブの再評価		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	9	11
小計	9	11
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-保険		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	147	-201
小計	147	-201
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約及び再保険契約の再評価		
純損益における再分類	0	0
その他の変動	-111	374
小計	-111	374
確定給付制度に係る数理計算上の差異	123	31
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	-2
合計	217	239

22d -その他の包括利益に直接認識される各損益に係る税金

	2026年 6 月30日			2025年12月31日		
	総額	税金	純額	総額	税金	純額
為替換算調整勘定	63	0	63	-209	0	-209
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-負債性金融商品	-4	3	-1	242	-62	180
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-資本性金融商品	-14	1	-13	54	0	54
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の再測定-保険	174	-27	147	-274	72	-201
ヘッジ手段のデリバティブの再評価	12	-3	9	15	-4	11
純損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益における保険契約及び再保険契約の再評価	-149	39	-111	505	-130	374
非流動資産の再評価	0	0	0	0	0	0
公正価値オプションで測定する金融負債の自己の信用リスクに関連する再評価差額の剰余金への振替	0	0	0	0	0	0
確定給付制度に係る数理計算上の差異	160	-36	123	54	-23	31
関連会社の未実現又は繰延損益に対する持分	0	0	0	-2	0	-2

その他の包括利益に直接影響される損益の変動	242	-25	217	385	-147	239
-----------------------	-----	-----	-----	-----	------	-----

注記23 付与したコミットメント及び付与されたコミットメント

付与したコミットメント

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
ファイナンス・コミットメント	71,203	70,268
金融機関へのコミットメント	821	698
顧客へのコミットメント	70,382	69,570
保証コミットメント	32,801	32,564
金融機関のコミットメント	4,327	4,955
顧客のコミットメント	28,474	27,609
証券コミットメント	18,082	11,130
買戻権付取得有価証券	0	0
その他の付与したコミットメント	18,082	11,130
保険事業が付与したコミットメント	5,887	5,853

付与されたコミットメント

	2026年 6 月30日	2025年12月31日
ファイナンス・コミットメント	31,853	30,273
金融機関から付与されたコミットメント	31,853	30,273
保証コミットメント	101,884	88,887
金融機関から付与されたコミットメント	69,595	60,700
顧客から付与されたコミットメント	32,289	28,187
証券コミットメント	14,068	7,390
買戻権付売却有価証券	0	0
その他の付与されたコミットメント	14,068	7,390
保険事業から付与されたコミットメント	3,520	3,130

注記24 受取利息及び支払利息

	2026年 6 月30日		2025年 6 月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関及び中央銀行	1,547	-842	2,390	-1,262
顧客	7,368	-2,323	6,503	-2,632
- うちファイナンス・リース及びオペレーティング・リース	677	-220	646	-199
- うちリース負債	0	-8	0	-8
ヘッジ手段のデリバティブ	4,451	-4,533	4,134	-4,383
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	692	-285	701	-340
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	819	0	813	0
償却原価で測定する有価証券	56	0	76	0
負債証券	0	-2,787	0	-2,602
劣後債	0	-12	0	-16
合計	14,933	-10,782	14,617	-11,235
うち、実効金利で計算される受取利息及び支払利息：	9,792	-5,963	9,781	-6,513

注記25 手数料

	2026年 6 月30日		2025年 6 月30日	
	収益	費用	収益	費用
金融機関	3	-4	3	-4
顧客	824	-5	774	-5
有価証券	698	-91	589	-74
うち、第三者のために管理される活動	482	0	419	0
デリバティブ金融商品	2	-7	2	-7
通貨取引	15	0	14	-1
ファイナンス及び保証コミットメント	40	-8	41	-17
サービスの提供	947	-632	966	-635
合計	2,529	-747	2,389	-743

注記26 純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純損益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
売買目的金融商品	281	209
公正価値オプションの適用により会計処理される金融商品	-11	-1
ヘッジの非有効部分	13	-22

公正価値ヘッジ（FVH）	13	-22
- ヘッジ対象の公正価値の変動	79	-507
- ヘッジ手段の公正価値の変動	-66	485
為替差損益	16	67
純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品 ⁽¹⁾	-35	586
公正価値の変動合計	264	839

(1) うち、2026年度上半期のプライベート・エクイティ事業からは149百万ユーロであったのに対し、2025年度上半期には181百万ユーロであった。その他の変動は、公正価値で測定するその他のポートフォリオの公正価値の変動に対応するものである。

注記27 その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
配当金	30	10
負債性金融商品に係る実現損益	5	6
合計	35	16

注記28 償却原価で測定する金融資産の認識の中止から生じる純損益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
償却原価で測定する金融資産	0	0
以下に係る実現損益：	0	2
政府証券	0	0
債券及びその他の確定利付証券	0	2
合計	0	2

注記29 保険事業に係る純利益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
保険契約に係る収益	4,116	3,901
保険契約に係る損失	-3,406	-3,170
保険契約に係る利益	710	731
再保険契約控除後費用	-79	-67
保険サービス損益	631	664
保険事業に係る金融投資による純利益	4,969	3,115
発行済保険契約に係る金融収益又は金融費用	-4,834	-2,992
保有再保険契約に係る金融収益及び金融費用	3	3
その他の収益及び費用	0	0
合計	770	790

29a - 保険及び再保険事業に係る収益の内訳

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
保険		
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	0	0
- 当期に収益で認識された契約上のサービス・マージン	347	341
- 過去のサービスに関連しない非金融リスクに関する調整の増減	93	73
- 保険料収入のうち保険獲得キャッシュフローの回収に充当された部分	8	7
- 当期に予想される保険金及びその他関連費用	934	900
- その他	17	11
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	1,400	1,333
保険料配分アプローチ（PAA）で測定する保険契約に係る収益	2,716	2,567
保険契約に係る費用	-3,406	-3,170
保険サービス損益合計	710	731
再保険		
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない保険契約に係る収益	0	0
- 当期に収益で認識された契約上のサービス・マージン	-2	-2
- 過去のサービスに関連しない非金融リスクに関する調整の増減	-1	-1
- 当期に予想される保険金及びその他関連費用	-6	-6
- その他	0	0
保険料配分アプローチ（PAA）で測定しない再保険契約に係る費用	-9	-9
保険料配分アプローチ（PAA）で測定する再保険契約に係る収益	-84	-67
保険契約に係る収益	14	9
再保険サービス損益合計	-79	-67

29b - 保険事業に係る投資による純利益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
受取利息及び支払利息	1,154	963
償却原価で測定する貸出金及び債権	-43	-35
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品	179	155
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	1,018	843
有価証券に係る手数料	19	17
純損益を通じて公正価値で測定する金融商品に係る純利益	3,617	1,940
- 売目目的金融商品	0	0
- 為替差損益	19	-35
- 純損益を通じて公正価値で測定するその他の金融商品	3,597	1,975

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純損益	165	176
- 配当金	169	168
- 負債性金融商品に係る実現損益	-4	8
償却原価で測定する金融資産及び負債に係る純損益	0	0
投資不動産に係る純利益	24	22
保険事業に係る投資における信用リスク費用	-10	-3
合計	4,969	3,115

29c - 保険収益／金融費用と資産投資利益との関係

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
受取利息及び支払利息	1,154	963
その他投資収益	3,825	2,155
保険事業に係る金融投資によるリスク費用	-10	-3
純投資収益	4,969	3,115
直接連動有配当保険契約の裏付資産の公正価格の増減	-4,764	-2,929
リスク軽減オプションの影響	0	0
未払利息	-70	-64
保険負債の増価	0	0
割引率その他の財務上の仮定の変更による影響	-272	68
為替差損純額	0	0
保険契約に係る金融費用純額	-5,106	-2,924
未取利息	4	3
その他の収益	5	-4
再保険契約に係る金融損益純額	8	-1
投資契約（負債）の増減	327	49
連結対象会社に対する投資の増減	0	0
合計	199	238
うち純損益に計上したもの	139	126
うちその他の包括利益に計上したもの	60	113

注記30 その他の活動に係る収益及び費用

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
その他の活動に係る収益		
再請求費用	28	30
その他の収益	601	629
小計	629	659
その他の活動に係る費用		
投資不動産：	-1	-1
- 引当金繰入額 / 減価償却費	-1	-1
その他の費用	-231	-783
小計	-232	-784
その他の活動に係る収益及び費用合計純額	397	-125

注記31 一般営業費

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
従業員給付費用	-1,986	-1,822
その他の一般営業費	-1,518	-1,317
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び減損の変動	-267	-174
保険事業の一般営業費（特定の項目に帰属しない）	-90	-92
合計	-3,861	-3,405

31a - 従業員給付費用

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
賃金及び給料	-1,305	-1,127
社会保障負担金	-452	-469
従業員給付-短期	-2	-1
従業員利益分配及びインセンティブ制度	-105	-106
給与税	-122	-119
その他	0	0
合計	-1,986	-1,822

従業員数

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
平均従業員数（常勤換算）		
銀行専門業務従事者	24,934	24,131
管理職	19,488	18,409
合計	44,422	42,540
フランス	29,717	29,767
その他の国	14,705	12,773

平均常勤換算従業員数（FTE）は全部連結の範囲に限定されている。

31b - その他の営業費用

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
租税公課	-145	-166

リース	-104	-98
- 短期資産リース	-36	-37
- 少額 / 代替可能資産リース ⁽¹⁾	-62	-55
- その他のリース	-6	-6
その他の外部サービス	-1,257	-1,040
その他の収益及び費用	-12	-13
合計	-1,518	-1,817

(1) IT機器を含む。

31c - 有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び減損の変動

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
減価償却費及び償却費：	-231	-173
- 有形固定資産	-167	-156
うち使用権	-95	-87
- 無形資産	-64	-17
減損：	-36	-1
- 有形固定資産	0	0
- 無形資産	-36	-1
合計	-267	-174

31d - 保険事業の種類別費用と目的別費用との調整

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
	合計	合計
従業員給付費用	-345	-325
賃金及び給料	-251	-244
社会保障負担金	-44	-41
従業員給付-短期	-9	-3
従業員利益分配及びインセンティブ制度	-23	-20
給与税	-16	-16
その他	-2	-1
その他の営業費用	-431	-402
租税公課	-41	-47
リース	-11	-11
- 短期資産リース	0	0
- 少額 / 代替可能資産リース	0	0
- その他のリース	-11	-11
その他の外部サービス	-338	-313
分配金	-22	-20
その他の費用	-18	-11
有形固定資産及び無形資産の減価償却費、償却費、及び引当金の変動	-4	-3
償却費	-4	-3
- 有形固定資産	-4	-3
うち使用権	-2	-2
- 無形資産	0	0
減損損失	0	0
- 有形固定資産	0	0
- 無形資産	0	0
保険事業に係る一般営業費	-780	-730
手数料、報酬、その他類似費用	-605	-573
財政状態計算書で繰り延べられた当期獲得費用	13	10
獲得費用の償却費	0	0
獲得費用の減損	0	0
保険事業に係るその他の費用	-592	-563
保険契約費用合計	-1,372	-1,293
うち保険サービス費用に配賦される保険契約に帰属する費用	-1,281	-1,201
うち保険サービス費用に配賦されない保険契約に帰属しない費用	-90	-92

注記32 カウンターパーティー・リスク費用

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
- 12ヶ月の予想損失[S1]	-88	4
- 全期間の予想損失[S2]	-16	-53
- 減損資産[S3]	-999	-733
合計	-1,103	-782

保険事業で使用される金融商品に係るリスク費用は、純収益に表示されている（注記29b参照）。

2026年 6 月30日	繰入	戻入	引当金により カバーされてい る貸倒損失	引当金により カバーされてい ない貸倒損失	過年度に 償却済の 貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-567	479	0	0	0	-88
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	-1	1	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-493	415	0	0	0	-78
うちファイナンス・リース	-28	30	0	0	0	2
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	-1	0	0	0	0	-1
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	-9	9	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-63	54	0	0	0	-9
全期間の予想損失[S2]	-1,116	1,100	0	0	0	-16
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,063	1,047	0	0	0	-16
うちファイナンス・リース	-51	42	0	0	0	-9
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	-1	1	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-52	52	0	0	0	0
減損資産[S3]	-1,694	1,283	-556	-93	61	-999
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,621	1,242	-554	-91	61	-963
うちファイナンス・リース	-23	13	-7	-2	0	-19
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-73	41	-2	-2	0	-36
合計	-3,377	2,862	-556	-93	61	-1,103

2025年 6 月30日	繰入	戻入	引当金により カバーされてい る貸倒損失	引当金により カバーされてい ない貸倒損失	過年度に 償却済の 貸出金の回収	合計
12ヶ月の予想損失[S1]	-605	609	0	0	0	4
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-510	534	0	0	0	24
うちファイナンス・リース	-34	31	0	0	0	-3
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	-9	7	0	0	0	-2
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-86	68	0	0	0	-18
全期間の予想損失[S2]	-1,160	1,107	0	0	0	-53
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,081	1,027	0	0	0	-54
うちファイナンス・リース	-45	44	0	0	0	-1
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-79	80	0	0	0	1
減損資産[S3]	-1,363	1,112	-362	-166	46	-733
- 償却原価で測定する金融機関への貸出金及び債権	0	0	0	0	0	0
- 償却原価で測定する顧客への貸出金及び債権	-1,315	1,074	-362	-164	46	-721
うちファイナンス・リース	-19	14	-5	-2	1	-11
- 償却原価で測定する金融資産 - 有価証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・負債証券	0	0	0	0	0	0
- その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産・貸出金	0	0	0	0	0	0
- 付与したコミットメント	-48	38	0	-2	0	-12
合計	-3,128	2,828	-362	-166	46	-782

注記33 その他の資産の処分に係る純損益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
有形固定資産及び無形資産	-1	-1
- 処分に係るキャピタル・ロス	-4	-10
- 処分に係るキャピタル・ゲイン	3	9
連結事業体の株式処分に係る損益	3	1

合計	2	0
----	---	---

注記34 のれんの価値の変動

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
のれんの減損	0	0
純損益に表示されている負ののれん	5	1
合計	5	1

注記35 法人税

法人税費用の内訳	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
当期税金	-654	-759
繰延税金費用 / 収益	-23	-58
過年度に係る修正	-8	53
合計	-685	-764

法人税費用には、2026年財政法に盛り込まれた大企業の利益に対する特別拠出金に相当する2026年度上半期の付加税-232百万ユーロが含まれている。2025年度上半期の付加税は-377百万ユーロであった。

注記36 一株当たり利益

	2026年 6 月30日	2025年 6 月30日
グループ純利益	1,588	1,447
期首現在の株式数	34,302,302	34,302,302
期末現在の株式数	34,302,302	34,302,302
加重平均株式数	34,302,302	34,302,302
基本的一株当たり利益	46.30	42.17
発行される可能性のある加重平均株式数	0	0
希薄化後一株当たり利益	46.30	42.17

注記37 関連当事者取引残高

関連当事者取引に関する財政状態計算書項目

	2026年 6 月30日			2025年12月31日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社
資産						
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	598	0	0	595	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0	0	347	0	0	409
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	0	0	0	0	0	0
償却原価で測定する金融資産	12	1,374	32,262	12	1,047	31,954
保険事業の投資	0	202	0	0	264	0
発行済保険契約・資産	0	0	0	0	0	0
保有再保険契約・資産	0	0	0	0	0	0
その他の資産	8	0	3	8	0	3
合計	19	2,175	32,612	20	1,907	32,366
負債						
純損益を通じて公正価値で測定する負債	0	254	0	0	252	0
ヘッジ手段のデリバティブ	0	1	1,480	0	1	1,643
負債証券	0	30	0	0	28	0
金融機関に対する債務	11	571	18,190	17	644	15,145
顧客に対する債務	1,134	0	28	1,172	0	27
発行済保険契約・負債	0	0	0	0	0	0
負債証券	0	55	654	0	56	647
その他の負債	134	8	1	136	0	3
合計	1,279	919	20,353	1,325	980	17,466
付与したファイナンス・コミットメント	0	0	2	0	0	1
付与した保証コミットメント	3	1	4,946	3	3	4,906
付与されたファイナンス・コミットメント	0	0	21	0	0	21
付与された保証コミットメント	0	700	3,968	0	665	3,667

関連当事者取引に関する損益計算書項目

	2026年 6 月30日			2025年 6 月30日		
	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所 属するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社	関連会社 (持分法適用会社)	フランス同盟に所属 するその他の拠点	Crédit Mutuel Alliance Fédérale の親会社
受取利息	0	57	944	0	52	848
支払利息	-11	-39	-809	-12	-43	-879
受取手数料	5	0	11	5	0	14
支払手数料	-53	-4	-21	-55	-4	-28
その他の包括利益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る 純利益 / (損失)	13	-9	-1	13	4	136
発行済保険契約に係る収益	1	3	54	0	0	53
発行済保険契約に係る費用	-96	-65	-467	-88	-63	-439
保有再保険契約に係る金融収益及び金融費用	0	-1	0	0	-1	0

保険事業に係る金融投資による純利益	0	3	10	0	3	10
その他の収益及び費用	-4	2	19	-2	2	20
一般営業費	-433	-1	-119	-400	-1	-97
合計	-579	-53	-378	-538	-50	-362

注記38 償却原価で認識される金融商品の公正価値ヒエラルキー

この項で表示されている金融商品は、貸出金及び借入金を含んでいる。これらには、非貨幣性項目（株式）、買掛金、その他の資産及び負債勘定又は経過勘定は含まれていない。

非金融商品についてはこの項に記載されていない。

顧客への貸出金及び債権の公正価値は、割引後の見積将来キャッシュフローの計算に基づいている。

使用されている割引率は、ローンの種類（モーゲージ、消費者ローン、設備、現金）及び報告日の直近四半期に観察されたローン金利曲線に応じて決まる。

要求払の金融商品及び規制対象の顧客貯蓄勘定の公正価値は、顧客に要求される価値、すなわちその帳簿価額に等しい。

償却原価で測定する金融商品は譲渡不能であること、又は実務上、満期前に売却されないことに留意されたい。その結果、損益は認識されない。

ただし、償却原価で測定する金融商品が売却された場合、売価は2026年6月30日現在で計算された公正価値とは大幅に異なる可能性がある。

	2026年6月30日					
	市場価値	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産	448,569	453,002	3,683	74,642	370,245	448,569
金融機関への貸出金及び債権	63,107	64,439	0	62,424	683	63,107
顧客への貸出金及び債権 ⁽²⁾	379,264	382,203	0	9,835	369,429	379,264
有価証券	6,199	6,360	3,683	2,383	133	6,199
償却原価で測定する保険事業への投資	119	119	0	119	0	119
貸出金及び債権	119	119	0	119	0	119
償却原価で測定する金融負債	558,532	558,068	1,765	492,335	64,432	558,532
金融機関に対する債務	55,874	55,952	0	51,487	4,387	55,874
顧客に対する債務	314,747	313,941	0	258,081	56,667	314,747
負債証券 ⁽¹⁾	174,670	175,389	502	171,299	2,870	174,670
劣後債	13,240	12,787	1,263	11,469	508	13,240

(1) 財政状態計算書において償却原価で測定する金融負債の公正価値は、IFRS第13号に従い上記で開示されている。

(2) ヘッジ手段のスワップに係る未実現キャピタルゲイン（5億ユーロ）を含めると、貸出金に係る未実現キャピタル・ロスは25億ユーロとなった。

	2025年12月31日					
	市場価値	帳簿価額	レベル1	レベル2	レベル3	合計
償却原価で測定する金融資産	416,801	420,628	3,458	71,724	341,619	416,801
金融機関への貸出金及び債権	60,889	62,360	0	59,896	992	60,889
顧客への貸出金及び債権	349,932	352,115	0	9,437	340,494	349,932
有価証券	5,980	6,153	3,458	2,390	132	5,980
償却原価で測定する保険事業への投資	47	47	0	47	0	47
貸出金及び債権	47	47	0	47	0	47
償却原価で測定する金融負債	515,581	514,921	1,758	456,081	57,742	515,581
金融機関に対する債務	43,374	43,477	0	43,374	0	43,374
顧客に対する債務	296,451	295,688	0	238,864	57,587	296,451
負債証券 ⁽¹⁾	162,121	162,398	501	161,464	156	162,121
劣後債	13,635	13,357	1,257	12,378	0	13,635

(1) 財政状態計算書において償却原価で測定する金融負債の公正価値は、IFRS第13号に従い上記で開示されている。

注記39 後発事象及びその他の情報

2026年7月16日（木）、Assurances du Crédit Mutuelは、AXAからArdianの株式資本の約3.4%を取得することを目的として株式譲渡契約を締結した。

本取引により、Assurances du Crédit MutuelによるArdianへの出資比率は合計で約23%となる。

本取引は、規制当局から必要な承認を得ることを条件として、2026年末から2027年初頭までの間に完了する見込みである。

2【その他】

(1) 後発事象

支払能力を評価する際に重要な当行に特有の最近の事実

2026年6月30日に終了した中間事業年度の財務書類の2026年8月6日の公表以降、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の支払能力に影響を与える可能性のある、クレディ・ミュチュエル・アリアンス・フェデラル及びBFCM（連結）の財務上又は事業上の状況に重大な事象は、生じていない。

(2) 訴訟

2026年6月30日時点で入手可能な事実及び情報に基づき評価した、BFCM及びその連結子会社全体の財政状態、収益性や活動に重大な影響を及ぼす可能性のある、又は最近重大な影響を及ぼした紛争の財務的影響は、「第一部 企業情報 / 第6 経理の状況 / 1 中間財務書類」注記20aに記載の引当金を通じてBFCMの連結財務書類に計上されている。

係争中の紛争解決に悪影響を及ぼす可能性があるため、個別引当金の構成要素や金額に関する詳細情報は開示されていない。

過去12ヶ月間において、BFCMの財政状態や収益性に重大な影響を及ぼす、又は及ぼす可能性のある他の司法手続、行政手続、又は仲裁手続は存在しない。しかしながら、司法手続や行政手続の結果は本質的に不確実なものである。

3【フランスと日本における会計原則及び会計慣行の主要な相違】

日本の会計原則とIFRSとの相違

添付のBFCMグループの連結財務諸表は、欧州連合が採択したIFRSに準拠して作成されている。これらは日本において一般に公正妥当と認められた会計原則（以下「日本の会計原則」という。）とは、いくつかの点で異なる。直近期の財務諸表に関する主な重要な相違点は以下のとおりである。

(1) 連結の範囲

IFRSでは、連結財務諸表には、報告会社及びグループによって支配されている会社（一定の特別目的事業体を含む。）（すなわち子会社）の財務諸表が含まれている。

IFRS第10号に基づき、以下の要件をすべて満たす場合に支配を有するものと判断される。

- ・投資先に対してパワーを有している。
- ・投資先への関与から生じる変動リターンにさらされている、若しくは変動リターンに対する権利を有している。
- ・投資先のリターンの金額に影響を与えるようなパワーを、投資先に対して行使することができる。

企業が他の企業体に対して支配できるパワーを有しているか否かを判断するにあたり、他者により保有されているものを含め、実質的な潜在的議決権の存在を考慮している。

日本では、実質支配力基準により連結範囲が決定され、支配を有する会社の財務諸表は連結される。財務上又は営業上若しくは事業上の関係からみて他の企業の意思決定機関を支配している場合には、親会社は当該他の企業に対して支配を有しているといえる。

特別目的会社については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲の決定に関する適用指針」において、特別目的会社が、適正な価額で譲り受けた資産から生ずる収益を当該特別目的会社が発行する証券の所有者に享受させることを目的として設立され、当該特別目的会社の事業がその目的に従って適切に遂行されているときは、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社から独立しているものと認め、当該特別目的会社に資産を譲渡した会社の子会社に該当しないものと推定され連結の対象となっていない。

(2) 会計方針の統一

IFRSでは、連結財務諸表は、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、統一的な会計方針を用いて作成される。グループのメンバーが、同一環境下で行われた同一の性質の取引等に関して連結財務諸表で採用している会計方針とは異なるものを使用している場合、連結財務諸表作成時に適切な修正が行われる。

日本の会計原則では、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、親会社及び子会社が採用する会計処理の原則及び手続は、原則として統一しなければならない。ただし、実務対応報告第18号「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外子会社等の財務諸表がIFRS又は米国会計基準（US GAAP）に準拠して作成されている場合は、一定の項目の修正（のれんの償却、退職給付会計における数理計算上の差異の費用処理、研究開発費の支出時費用処理など）を条件に、これを連結決算手続上利用することができる。

関連会社については、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」により、同一環境下で行われた同一の性質の取引等について、投資会社（その子会社を含む。）及び持分法を適用する被投資会社が採用する会計処理の原則及び手続を原則として統一することと規定されている。ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、在外関連会社については、実務対応報告第18号で規定される在外子会社に対する当面の取扱いに準じて行うことができる。

(3) のれんの当初認識と非支配持分の測定方法

IFRSでは、取得企業は、次の(a)が(b)を超過する額として測定される取得日時点ののれんを認識する。

(a) 次の総計

- () 譲渡対価（通常は取得日における公正価値）
- () 被取得企業のすべての非支配持分の金額
- () 段階的に達成される企業結合の場合には、取得企業が以前に保有していた被取得企業の資本持分の取得日における公正価値

(b) 取得した識別可能な資産及び引き受けた負債の取得日における正味の公正価値の金額

IFRSでは、IFRS第3号に基づき、非支配持分の測定について次の2つの方法のうちいずれかの方法の選択適用が認められている。

- ・非支配持分を取得日に公正価値により測定する（いわゆる、全部のれんアプローチ）。
- ・非支配持分を被取得企業の識別可能資産の純額の価値に対する非支配持分割合相当額により測定する（いわゆる、購入のれんアプローチ）。

日本では、のれんは取得原価が取得した資産及び引き受けた負債に配分された純額に対する持分相当額を超過する額として算定される（いわゆる、購入のれんアプローチ）。子会社の資産及び負債は取得日において公正価値により測定され、非支配持分は取得日における純資産の公正価値の非支配持分割合相当額により測定される（いわゆる、全部時価評価法）。

(4) のれんの償却

IFRSでは、のれんは償却されず、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の可能性を示唆する場合はより頻繁に、減損テストが実施される。

日本では、のれんは20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって定額法その他の合理的な方法により定期的に償却され、必要に応じて減損処理の対象となる。ただし、金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。

(5) 金融商品の分類と測定

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき金融商品は以下のように分類及び測定される。

・負債性金融商品に対する投資

負債性金融商品に対する投資は、事業モデルと契約上のキャッシュ・フロー特性に基づいて以下の3つの測定区分に分類される。

- (1) 償却原価：契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で金融資産が保有されており、かつ、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローが元本と利息の支払のみ（以下「SPPI」という。）からなる場合
- (2) その他の包括利益を通じて公正価値（FVOCI）：契約上のキャッシュ・フローの回収及び売却の両方により目的が達成される事業モデルの中で金融資産が保有されており、対象となる金融資産の契約上のキャッシュ・フローがSPPIからなる場合
- (3) 純利益を通じて公正価値（FVPL）：金融資産が上記のいずれにも該当しない場合

・資本性金融商品に対する投資

資本性金融商品に対する投資は純損益を通じて公正価値で測定される。しかし、当初認識時に、売買目的で保有されていない資本性金融商品の公正価値の変動を、その他の包括利益に表示するという取消不能な選択をすることができる（OCIオプション）。

その他の包括利益に表示された金額を事後的に純損益に振り替えてはならない。しかし、企業が利得又は損失の累計額を資本の中で振り替えることはできる。

IFRS第9号では、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションとして、金融資産又は金融負債を当初認識時に「損益を通じて公正価値で測定する」項目に分類することができる。

・金融負債

金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債（売買目的負債及び公正価値オプション）又は償却原価で測定する金融負債に分類される。

日本では、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」に従い、金融資産及び金融負債は以下のように測定される。

- ・ 売買目的有価証券は、時価で測定し、時価の変動は損益認識される。
- ・ 満期保有目的の債券は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券（「その他有価証券」）は、時価で測定し、時価の変動額は、a) 純資産に計上され、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ計上される、若しくは、b) 個々の証券について、時価が取得原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式等は取得原価で測定する。
- ・ 貸出金及び債権は取得原価又は償却原価で測定される。
- ・ 金融負債は債務額で測定される。ただし社債については償却原価法に基づいて算定された価額で評価される。
- ・ IFRSで認められる公正価値オプションに対応する規定はない。

(6) 金融資産の減損

IFRSでは、IFRS第9号「金融商品」に基づき、減損に関する規定は償却原価及びFVOCIで測定された金融資産、リース債権及び一部の貸付コミットメント並びに金融保証契約に適用される。

損失評価引当金は、金融商品の「信用リスクが当初認識時以降に著しく増大」しているかどうかを判断し、判断結果に応じて測定する。

(1) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大していない金融商品：「12ヶ月の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

12ヶ月の予想信用損失は、全期間の予想信用損失の一部分であり、債務不履行が報告日の12ヶ月以内（又は、金融商品の予想存続期間が12ヶ月未満である場合には、それより短い期間）に発生する場合に生じることになる全期間のキャッシュ不足額を、当該債務不履行が発生する確率で加重したものを表す。

(2) 信用リスクが当初認識時以降に著しく増大している金融商品：「全期間の予想信用損失」の金額で損失評価引当金を測定する。

全期間の予想信用損失は、当該金融商品の存続期間にわたるすべての生じ得る「債務不履行」事象から生じる「予想信用損失」を表す。当初認識時に、今後12ヶ月以内に生じ得る債務不履行事象から生じる予想信用損失（ECL）（12ヶ月のECL）に対して減損評価引当金（コミットメント及び保証の場合は負債性引当金）を計上することが求められる。その後、信用リスクが著しく増大した場合、当該金融商品の予想期間にわたり生じ得るすべての債務不履行事象から生じるECL（全期間のECL）に対して評価引当金（若しくは負債性引当金）を計上することが求められる。

日本では、市場価格のない株式等以外の有価証券（売買目的有価証券を除く。）について、時価が帳簿価額を下回って著しく下落した場合、回復する見込みがあると認められる場合を除き、減損損失を認識する。市場価格のない株式等については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が裏付けられる場合を除き、減損損失を認識する。また、減損損失の戻入は認められない。

貸出金及び債権については、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて債権を3つ（一般債権、貸倒懸念債権及び破産更生債権等）（金融機関では5つ）に区分し、区分ごとに定められた方法に従い貸倒見積高を算定する。

(7) 金融資産の認識の中止

IFRSでは、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受取る契約上の権利が消滅した場合、又は、金融資産が譲渡され、かつ、その譲渡が認識の中止の要件を満たす場合にのみ、金融資産の認識は中止される。譲渡においては、報告企業は、(a)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を移転すること、又は(b)資産のキャッシュ・フローを受取る契約上の権利を留保するが、そのキャッシュ・フローを

第三者に支払う契約上の義務を引受けること（一定の要件を満たす場合）、のいずれかが要求される。譲渡が行われた後、企業は、譲渡した資産の所有に係るリスク及び経済価値がどの程度留保されているかを評価する。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保されている場合は、その資産は引続き財政状態計算書に計上される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が移転された場合は、当該資産の認識は中止される。実質的にすべてのリスク及び経済価値が留保も移転もされない場合は、企業はその資産の支配を引続き留保しているかどうかについて評価をする。支配を留保していない場合は、当該資産の認識は中止される。一方、企業が当該資産の支配を留保している場合、継続的関与の程度に応じて、引続きその資産を認識している。

日本では、金融資産の財務構成要素ごとに、支配が他に移転しているかどうかの判断に基づいて、当該金融資産の認識の中止がなされる。

(8) 金融商品の分類変更

IFRSでは、企業は、金融資産の管理に関する事業モデルを変更した場合にのみ、影響を受けるすべての金融資産を分類変更しなければならない。金融資産を分類変更する場合には、企業は分類変更日から将来に向かって分類変更を適用しなければならない。

日本では、売買目的有価証券又はその他有価証券から満期保有目的の債券への分類変更は認められていない。

(9) ヘッジ会計

IFRS第9号が2018年1月1日から適用となっているが、ヘッジ会計についてIAS第39号を継続適用することも認められている。Crédit Mutuelグループは、IAS第39号の規定を維持することとしている。

IFRSでは、IAS第39号に基づき、下記のタイプのヘッジ関係が認められている。

公正価値ヘッジ - 公正価値ヘッジにおいては、ヘッジ手段の利得又は損失は純損益に認識されている。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象に関する利得又は損失は純損益に認識され、ヘッジ対象の帳簿価額が調整されている。

キャッシュ・フロー・ヘッジ - デリバティブ金融商品が、認識された資産若しくは負債又は発生の可能性の高い予定取引からのキャッシュ・フローの変動のヘッジとして指定される場合、ヘッジ手段の利得又は損失の有効部分は、その他の包括利益に認識され、また非有効部分は、純損益に認識されている。

在外営業活動体に対する純投資のヘッジ - 在外営業活動体に対する純投資をヘッジしている場合、有効なヘッジと判断されるヘッジ手段から生じる為替換算差額は、その他の包括利益に認識されている。非有効部分については、純損益に認識されている。

日本では、デリバティブ取引について、会計基準により定められたヘッジ会計の要件を満たす場合には、原則として、「繰延ヘッジ会計」（時価評価されているヘッジ手段に係る損益又は評価差額を、ヘッジ対象に係る損益が認識されるまで純資産の部において繰り延べる方法）を適用し、ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等を会計基準に基づき損益に反映させることができる場合には、「時価ヘッジ会計」（ヘッジ対象である資産又は負債に係る相場変動等の損益とヘッジ手段に係る損益とを同一の会計期間に認識する方法）を適用できる。

(10) 退職後給付

IFRSでは、IAS第19号に基づき、数理計算上の差異はその他の包括利益で即時認識し、その後の期間において純損益に組み替えることは認められない。また、過去勤務費用は、その全額を純損益で認識する。さらに確定給付負債（資産）の純額に割引率を乗じて利息純額を算定する。

日本では、確定給付退職給付制度について、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を退職給付に係る負債として計上する。なお、数理計算上の差異は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識数理計算上の差異は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。過去勤務費用は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間以内の一定の年数で按分した額を毎期費用処理する。また、当期に発生した未認識過去勤務費用は税効果を調整の上、その他の包括利益を通じて純資産の部に計上する。

(11) 有給休暇引当金

IFRSでは、IAS第19号に基づき、有給休暇引当金を計上することが要求されている。

日本においては、該当する規定はない。

(12) リース

IFRSでは、IFRS第16号「リース」に基づき、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分せず、単一の使用権モデルに基づいて、原則として、すべてのリースについて使用権資産とリース債務を財政状態計算書で認識（オンバランス）し、以降、使用権資産は減価償却され、リース債務に係る支払利息は実効金利法を用いて損益計算書に認識される。また、使用権資産については、IAS第36号「資産の減損」を適用して、使用権資産が減損しているかどうかを判定する。例外として、一定の短期リース及び少額資産のリースについては、免除規定（オフバランス）を選択できる。

日本では、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い、借手はリースをファイナンス・リース取引とオペレーティング・リース取引に区分する。ファイナンス・リース取引とは、解約不能かつフルペイアウトの要件を満たすものをいい、ファイナンス・リース取引に該当するかどうかについてはその経済的実質に基づいて判断すべきものであるが、解約不能リース期間が、リース物件の経済的耐用年数の概ね75%以上又は解約不能のリース期間中のリース料総額の現在価値が、リース物件を借手が現金で購入するものと仮定した場合の合理的見積金額の概ね90%以上のいずれかに該当する場合は、ファイナンス・リースと判定され、通常の売買取引に係る方法に準じて、リース物件及びこれに係る債務をリース資産及びリース債務として借手の財務諸表に計上する。ただし、少額（リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下の所有権移転外ファイナンス・リース）又は短期（1年以内）のファイナンス・リースについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行うことができる。

また、オペレーティング・リース取引とは、ファイナンス・リース取引以外のリース取引をいう。オペレーティング・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行う。

なお、日本においては、2024年9月13日に企業会計基準第34号「リースに関する会計基準」が公表された。当該基準では、IFRSと同様に、借手のリース取引をファイナンス・リースまたはオペレーティング・リースに分類するのではなく、借手のすべてのリース取引について使用権資産およびリース負債が計上され、使用権資産から減価償却費が、リース負債から利息費用が計上されることになる。当該基準は、2027年4月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

(13) 無形資産及び有形固定資産の減損

IFRSでは、各報告日において有形固定資産又は無形資産の減損の兆候の有無について評価している。そのような兆候が存在する場合、企業は当該資産の回収可能価額及び減損損失を見積っている。のれんについては、年1回若しくは事象や状況の変化が減損の兆候を示す場合はより頻繁に、減損テストが実施される。無形資産（のれんを除く。）又は有形固定資産に係る減損損失の戻入は、回復の都度、認識されている。ただし、増加した帳簿価額は、減損損失計上前の帳簿価額を超えてはならない。なお、のれんに係る減損損失の戻入は行われない。

日本では、「固定資産の減損に係る会計基準」に従い、資産の減損の兆候が認められ、かつ割引前将来キャッシュ・フローの総額（資産の経済的残存使用年数と20年のいずれか短い期間に基づく）が帳簿価額を下回ると見積られる場合において、回収可能価額（正味売却価額と使用価値（継続的使用と使用

後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値)のいずれか高い方の金額)と帳簿価額の差額につき減損損失を計上する。減損損失の戻入は認められない。

(14) 引当金の計上基準

IFRSでは、以下の要件すべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・企業が過去の事象の結果として現在の債務(法的又は推定的)を有している。
- ・当該債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高い。
- ・当該債務の金額について信頼できる見積りができる。

貨幣の時間価値による影響が重要な場合には、引当金額は債務の決済に必要と見込まれる支出の現在価値としなければならない。

日本では、以下のすべてを満たす場合に認識しなければならない。

- ・将来の特定の費用又は損失である。
- ・その発生が当期以前の事象に起因する。
- ・発生の可能性が高い。
- ・その金額を合理的に見積もることができる。

引当金の割引計算について該当する基準はない。資産除去債務は割引現在価値で算定する。割引率は、貨幣の時間価値を反映した無リスクの税引前の利率である。

(15) コミットメント及び実行手数料

IFRSでは、当初認識時において、ローン・コミットメントが、純損益を通じて公正価値で測定すると指定されている場合(公正価値オプション)、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合、又は市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、公正価値で評価される。

上記以外は、IFRS第9号の(当初認識時の)適用範囲から除外されている。ただし、この場合でも、当初認識後はIFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

当初認識後は、貸出コミットメントが、公正価値オプションとして指定されている場合、又は、現金又は他の金融商品の引渡し又は発行での純額決済が可能なローン・コミットメントに該当する場合には、純損益を通じて公正価値で測定する。

市場金利を下回る金利で貸付金を提供するコミットメントの場合、「IFRS第9号5.5項の減損の定めに従って算定した損失評価引当金の金額」と「当初認識額からIFRS15の原則に従って収益に認識された累計額を控除した金額」のいずれか大きい額で測定される。

上記以外のローン・コミットメントは、IFRS第9号の減損の要求事項が適用される。

日本では、ローン・コミットメントはオフバランス取引である。当座貸越契約(これに準ずる契約を含む。)及びローン・コミットメントについて、貸手である金融機関等は、その旨及び極度額又は貸出コミットメントの額から借手の実行残高を差し引いた額を注記する。

コミットメント及び実行手数料は、発生主義に基づき、当期に対応する部分を収益として認識する。

(16) 保険契約

IFRSでは、IFRS第17号「保険契約」において当該基準の範囲に含まれる保険契約の認識、測定、表示及び開示に関する原則が定められている。

日本では、保険契約の会計処理を取り扱う会計基準はなく、金融商品に該当すれば「金融商品会計に関する実務指針」により会計処理することになる。一方保険会社には「保険業法で定められた会計」としての保険会計が適用される。

(17) 財務諸表における表示及び開示

国際会計基準審議会（IASB）は、損益計算書の改善に焦点を当てた、財務諸表の表示および開示に関する新たな基準であるIFRS第18号を公表した。

IFRS第18号では、以下に関連する主要な新しい概念が導入されている。

- ・ 損益計算書の構造
- ・ 財務諸表外で報告される特定の損益に関連する業績指標（すなわち、経営者が定義した業績指標）について、財務諸表において要求される開示
- ・ 基本財務諸表または注記に適用される集約および分解に関する原則の改善

当該基準は、2027年1月1日以降開始する事業年度から適用され、早期適用も認められている。

日本では、業種により差異があるが一般原則としては、売上総利益、営業利益、経常利益、税引前当期純利益、当期純利益を段階利益として表示する。

第 7 【外国為替相場の推移】

BFCM及びBFCMグループの中間財務書類の表示に用いられた通貨（ユーロ）と本邦通貨との間の為替相場は、国内において時事に関する事項を掲載する 2 つ以上の日刊新聞紙に当該半期中において掲載されているため、記載を省略する。

第 8 【提出会社の参考情報】

BFCMは、当該半期の開始日から本半期報告書提出日の間において、金融商品取引法第25条第 1 項各号に掲げる下記の書類を関東財務局長に提出している。

提出書類	提出年月日
有価証券報告書	2026年 6 月29日
臨時報告書 （金融商品取引法第24条の 5 第 4 項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 1 項及び第 2 項第 1 号の規定に基づき提出するもの）	2026年 9 月 8 日
発行登録書（募集）	2026年 9 月11日
発行登録書（売出し）	2026年 9 月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項なし。

第2【保証会社以外の会社の情報】

該当事項なし。

第3【指数等の情報】

該当事項なし。